

仮訳・原文英語

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), UNHCR Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Afghanistan, 19 April 2016, HCR/EG/AFG/16/02, available at: <https://www.refworld.org/docid/570f96564.html>

アフガニスタン出身の庇護希望者の
国際保護の必要性評価に向けた UNHCR の見解
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

2016年4月19日

HCR/EG/AFG/16/02

NOTE

国際保護の必要性評価にむけた UNHCR の見解は、UNHCR 職員・政府・民間の実務家などの決定者が庇護希望者の国際保護の必要性を評価するのを支援するために、UNHCR が公表するものである。これらの見解は、出身国／領域の社会・経済・安全・人権・人道上の状況に基づいた具体的な経歴についての難民認定基準に関する法的解釈である。関連する国際保護の必要性が詳細に分析され、当該難民認定申請がどのように国際難民法（特に UNHCR 規程・1951 年難民条約・1967 年議定書）および関連する地域的取極（1969 年 OAU 条約・カルタヘナ宣言・EU 資格指令など）の関連原則・基準に関連するののかについて勧告を行なう。これらの勧告では、関連する場合、補完的または補充的な保護体制についても触れることがある。

UNHCR は、1951 年条約の第 35 条および 1967 年議定書の第 2 条、ならびに難民の地位の資格およびその認定に関する事項について長年培ってきた専門性ととも、UNHCR 規程の第 8 段落に含まれる監督責任に従って、上記難民認定基準の正確な解釈と適用を促進するため、国際保護の必要性評価にむけた UNHCR の見解を公表する。国際保護の必要性評価にむけた UNHCR の見解に含まれるガイダンスおよび情報が庇護申請について決定するにあたり、当局および司法によって注意深く検討されることが望まれる。国際保護の必要性評価にむけた UNHCR の見解は、徹底的な研究、UNHCR のフィールド事務所の世界的なネットワークにより提供された情報および独立した各国専門家、研究者およびその他の情報源からの資料に基づくものであり、信頼性を保つために厳格に見直された。国際保護の必要性評価にむけた UNHCR の見解は、UNHCR の Refworld ウェブサイト (<http://www.refworld.org>) に掲載される。

目次

I. 要旨	7
1951 年条約における難民の地位.....	7
広義の UNHCR マンデート基準、地域的取極および補完的形態の保護.....	9
国内避難・移動の選択可能性.....	11
除外条項の検討.....	13
II. アフガニスタンの状況の概要	14
A. アフガニスタンにおける主な進展.....	14
B. アフガニスタンにおける治安状況：紛争の市民への影響.....	18
1. 市民の死傷者.....	21
2. 安全関連の事件.....	23
C. 人権状況.....	23
1. 人権侵害.....	24
a) 国家主体による人権侵害.....	24
b) 政府派の武装グループによる人権侵害	27
c) 反政府勢力による人権侵害.....	27
2. 人権侵害から市民を保護する国家の能力.....	30
D. 人道状況.....	32
E. 紛争によって引き起こされた移動.....	34
F. 難民および帰還民.....	38
III. 国際保護を受ける資格	40
A. 潜在的な危険となる経歴.....	42
1. 政府および国際部隊を含む国際社会と関係する個人または政府・国際社会に協力的 であると見なされる個人.....	42
a) 政府役人および公務員.....	43
b) ANP および ALP の構成員	44
c) ANSF または政府派の部隊と関係している市民または協力的であると見なされる 市民.....	45
d) 国際部隊と関係している市民または協力的であると見なされる市民.....	46
e) 人道援助関係者および開発援助関係者	46
f) 人権活動家.....	47
g) 政府または国際社会を支持しているで見なされるその他の市民.....	47
h) 部族の長老および宗教的指導者	48

i) 公的な立場にある女性.....	49
j) 「西洋化している」と見なされる個人.....	50
k) 政府または国際社会と関係している個人または協力的であると見なされる個人の 家族.....	51
l) 要旨	51
2. ジャーナリストおよびその他のメディア関係者.....	52
3. 戦闘年齢にある男性および若年強制徴集の状況下にある子ども.....	54
a) AGEsによる強制的徴集	55
b) 政府派の部隊による若年強制徴集.....	56
c) 要旨.....	57
4. 反政府勢力を支援していると疑われた市民.....	58
5. 宗教的少数派グループの構成員およびシャリア法に反すると見なされる人々.....	60
a) 宗教的少数派グループ.....	61
b) イスラム教からの改宗.....	65
c) シャリア法に反するその他の行為.....	66
d) 要旨.....	66
6. イスラム教の原則・規範・価値に関するAGEsの解釈に反すると見なされる個人.....	67
7. 特定の経歴を持つ女性または特定の状況下にある女性.....	68
a) 性およびジェンダーに基づく暴力.....	72
b) 有害な伝統的慣習.....	74
c) 要旨.....	76
8. 社会的道徳観に反すると見なされる女性および男性.....	76
9. 特に精神障がいを含む障がいを持つ個人および精神疾患を抱える個人.....	79
10. 特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども.....	80
a) 束縛労働または有害児童労働.....	80
b) 性およびジェンダーに基づく暴力を含む子どもに対する暴力.....	81
c) 教育へのアクセスの組織的な否定.....	83
d) ANSFおよびAGEsによる誘拐、処罰、報復.....	85
e) 要旨.....	85
11. 人身取引または束縛労働からの生存者および人身取引または束縛労働の危機に瀕す る人々.....	86
12. 多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人.....	88

13. 民族的（少数派）集団の構成員.....	89
a) クーチ族（Kuchis）	91
b) ハザラ族（Hazaras）	92
c) Jogi、Chori Frosh、Gorbat および Mosuli コミュニティを含むジャート（Jat）民族の 構成員.....	93
d) 民族的・部族的側面を持つ土地紛争	94
e) 要旨	95
14. 血讐に関与した個人.....	96
15. 実業家およびその他の資産家（の家族）	97
B. 迫害の危機に瀕する個人の国内避難・移動の選択可能性.....	99
1. 妥当性の分析.....	100
2. 合理性の分析.....	102
C. 広義の UNHCR マンデート基準または地域的取極の下での難民の地位または補完的形 態の保護の資格.....	106
1. 広義の UNHCR マンデート基準および地域的取極の下での難民の地位.....	107
a) 広義の UNHCR マンデート基準の下での難民の地位	107
b) 1969 年 OAU 条約の下での難民の地位	108
c) カルタヘナ宣言の下での難民の地位.....	109
2. 広義の UNHCR マンデート基準および地域的取極の下での国内避難・移動の選択可 能性.....	109
3. EU 資格指令の下での補充的保護の資格.....	110
4. EU 資格指令の下での深刻な危害のおそれがある個人のための国内保護の検討..	111
D. 国際的難民保護からの除外.....	111
1. 共産党政権：KhAD／WAD の隊員、元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構 成員.....	116
2. 共産党政権中・政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員.....	117
3. AGEs の構成員	117
4. NDS、ANP および ALP を含むアフガニスタン治安部隊の構成員.....	119
5. 政府派の準軍事組織および民兵の構成員.....	119

略語一覧

AAAN	アフガニスタン分析ネットワーク
ABP	アフガニスタン国境警察
AGEs	反政府勢力
AIHRC	アフガニスタン独立人権委員会
ALP	アフガニスタン地方警察
ANA	アフガニスタン国軍
ANCOP	アフガニスタン国家治安警察
ANP	アフガニスタン国家警察
ANSF	アフガニスタン治安部隊
AREU	アフガニスタン研究評価部
ERW	爆発性戦争残存物
EVAW Law	女性に対する暴力撤廃に関する法
HPC	和平高等評議会
IDP	国内避難民
IED	即席爆発装置
IHL	国際人道法
ISAF	国際治安支援部隊
ISIS	イラクとシヤームのイスラム国
KIS	カブール非公式居住地
NATO	北大西洋条約機構
NDS	国家保安局
NGO	非政府組織
NUG	国家統一政府
OAU	アフリカ統一機構
OCHA	国連人道問題調整事務所
OHCHR	国連人権高等弁務官事務所
RSM	確固たる支援任務
UN	国際連合
UNAMA	国連アフガニスタン支援ミッション
UNDP	国連開発計画
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金

I. 要旨

本ガイドラインは、2013年8月の『アフガニスタン出身の庇護希望者の国際保護の必要性評価にむけた UNHCR の見解』を更新したものである¹。本ガイドラインは、アフガニスタンの一部における治安状況および広範に及ぶ人権侵害に関する継続する懸念を背景として発表されるものである。アフガニスタンの現状において国際保護の必要性が生じ得る人々の具体的な経歴に関する情報を含んでいる。

UNHCR は、執筆時において入手可能であった様々な情報源からの最新の情報を本ガイドラインに含めた²。ガイドライン中の分析は、一般に入手可能な情報およびアフガニスタン等における活動において UNHCR ・他の国連機関・パートナー機関が収集・入手した情報に基づくものである。

庇護希望者によって提出されたすべての申請は、公正で効率的な地位認定手続および最新の関連出身国情報にしたがって、その本案について審査される必要がある。このことは、申請が1951年難民の地位に関する条約（「1951年条約」）³・1967年議定書⁴・UNHCR のマンデート（任務）・地域的な難民に関する取極に含まれる難民認定基準に基づいて分析されるのか、または、補完的形態の保護を含むより広い国際保護基準に基づいて分析されるのかにかかわらず、あてはまる。

1951年条約における難民の地位

アフガニスタンから避難する人々は、アフガニスタンで継続する武力紛争に関連した理由による迫害、または紛争とは直接関係のない深刻な人権侵害に基づく迫害、あるいは、その両方の組み合わせによる迫害を受けるおそれがある。UNHCR は、以下の経歴を持つ個人に関しては、発生し得るリスクについてのとりわけ慎重な検討が要求されると考える。

- (1) 政府および国際部隊を含む国際社会と関係する個人または政府・国際社会に協力的であると見なされる個人
- (2) ジャーナリストおよびその他のメディア関係者
- (3) 戦闘年齢にある男性および若年強制徴集の状況下にある子ども
- (4) 反政府勢力（AGEs）を支援していると疑われた市民
- (5) 宗教的少数派グループの構成員およびシャリア法に反すると見なされる人々
- (6) イスラム教の原則・規範・価値に関する AGEs の解釈に反すると見なされる個人
- (7) 特定の経歴を持つ女性または特定の状況下にある女性

¹ UNHCR, *Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Afghanistan*, 6 August 2013, HCR/EG/AFG/13/01, <http://www.refworld.org/docid/51ffdca34.html>.

² 本ガイドラインは、別段の記載がない限り、2016年3月1日時点で UNHCR が入手可能であった情報に基づくものである。

³ UN General Assembly, *Convention Relating to the Status of Refugees*, 28 July 1951, United Nations Treaty Series, Vol. 189, p. 137, <http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>.

⁴ UN General Assembly, *Protocol Relating to the Status of Refugees*, 31 January 1967, United Nations Treaty Series, Vol. 606, p. 267, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ae4.html>.

- (8) 社会的道徳観に反すると見なされる女性および男性
- (9) 特に精神障がいを含む障がいを持つ個人および精神疾患を抱える人々
- (10) 特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども
- (11) 人身取引または束縛労働からの生存者および人身取引または束縛労働の危機に瀕する人々
- (12) 多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ個人
- (13) (少数) 民族的 (少数派) 集団の構成員
- (14) 血讐に関与した個人
- (15) 実業家およびその他の資産家 (の家族)

この列挙は必ずしも網羅的なものではなく、執筆時において UNHCR が入手できた情報に基づくものである。したがって、ある申請が本ガイドラインで特定された経歴のいずれにも該当しないからといって、根拠のないものと自動的に見なされるべきではない。ケースの具体的な事情によっては、これらの経歴を持つ個人の家族またはその他の同世帯の者も危機に瀕する個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性もある。

アフガニスタンは、非国際的武力紛争の影響を受け続けている⁵。この紛争の文脈における危害または危害のおそれから逃れる個人は、1951 年条約第 1 条 A (2) にいう難民の地位の基準を満たす可能性がある。その場合には、紛争の結果第 1 条 A (2) に定める根拠に関連した理由によって、当該個人が迫害に相当する深刻な危害を経験するだろうという合理的な可能性が存在しなくてはならない。

人権侵害および紛争に関連する暴力に晒されることのその他の結末は、それ自体で、または、累積的に、1951 年条約の第 1 条 A (2) にいう迫害に相当する可能性がある。アフガニスタンにおける紛争の文脈では、個人が紛争から避難することが合理的と考えられる人権侵害またはその他の深刻な危害の存否を評価するにあたり、(i) 反政府勢力 (AGEs) による市民の支配 (並列的な司法構造の押しつけおよび不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税を通じた支配を含む)、(ii) 強制的徴集、(iii) 食糧危機、貧困および生計手段の破壊という形で現れる暴力および治安悪化が人道状況にもたらす影響、(iv) 高い確率で発生する組織犯罪および地元の有力者や軍閥、腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力、(v) 治安悪化の結果としての教育および基本的な医療へのアクセスの組織的な制限、(vi) 社会生活への参加に対する組織的な制限 (とりわけ、女性に対する制限を含む) といった要因が関連する⁶。

アフガニスタンの武力紛争における危害または危害のおそれから避難する個人が 1951 年条約の第 1 条 A (2) にいう難民の地位の基準を満たすには、暴力から生じる迫害が 1951 年条約上の根拠を理由としたものでなくてはならない。アフガニスタンの文脈においては、1951 年条約上の根拠によって市民が暴力に晒される状況の例として、暴力が特定の民族的、政治的、宗教的な経歴を持つ市民が多く居住する地域またはそのような経歴をもつ市民が圧倒的に多く集まる場

⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 71. 例えば、以下も参照のこと : Robin Geiß and Michael Siegrist, "Has the Armed Conflict in Afghanistan Affected the Rules on the Conduct of Hostilities?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 93, No. 881, March 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e1ecc2.html>.

⁶ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html>, paras. 10-12. 本ガイドラインのセクション II.B も参照のこと。

所（市場・モスク・学校または結婚式などの大規模な社会的集まりなど）を標的としている状況が挙げられる。難民の地位の資格を満たすためには、個人が迫害主体によって個別に認識されているまたはそうした主体によって個別に追及されているといった要件は存在しない。同様に、1951年条約上の一つ以上の根拠によって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖をコミュニティ全体が有する場合もあり、同様の経歴を持つその他の者が経験したのと同じ形態またはそれ以上の危害を個人が受けているという要件も存在しない⁷。

広義の UNHCR マンデート基準、地域的取極および補完的形態の保護

1951年条約は、国際難民保護体制の基盤をなすものである。1951年条約における難民の地位の基準は、その基準を満たす個人または集団が同条約の下で正当に認定され、保護されるよう、解釈されるべきである。庇護希望者が1951年条約の難民認定基準を満たさないと判断された場合にのみ、UNHCRのマンデートおよび地域的取極に含まれるより広義の国際保護基準が（補充的保護を含めて）検討されるべきである⁸。

1951年条約上の根拠との連関が存在しない暴力の状況から避難する個人は、通常、1951年条約の範囲には該当しない。しかしながら、そのような個人は、UNHCRのより広義なマンデート基準または地域的取極が定める基準には該当することがある。

UNHCRのマンデートは、1951年条約および1967年議定書の下での難民認定基準を満たす個人を含むものであるが、その後の国連総会および経済社会理事会（ECOSOC）の決議を通じて拡大され、その他の様々な無差別暴力や社会的混乱から生じる強制移動の状況を含むようになった⁹。こうした発展を踏まえ、難民に国際保護を提供するUNHCRの権限は、国籍国または常居所を有していた国の外にいる者であって、一般化した暴力または公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命、身体の安全または自由に対する深刻な脅威のために、その国籍国または常居所を有していた国に帰ることができない者または帰ることを望まない者にまで及ぶ¹⁰。

アフガニスタンの文脈においては、一般化した暴力による生命・身体の安全・自由に対する脅威を評価するための指標として、(i) 爆撃、空爆、自爆攻撃、即席爆発装置（IED）および地雷の使用を含む無差別の暴力行為による市民の死傷者数（セクション II.B.1 を参照）、(ii) 紛争に関連した安全上の事件の数（セクション II.B.2 を参照）および (iii) 紛争のために移動を強いられた人々の数（セクション II.E を参照）などが含まれる。しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られない。それには、紛争関連の暴力の長期的で、より間接的な影響により、個別または累積的に、生命・身体の安全・自由に対する脅威を生むものも含まれる。

⁷ Canada: Federal Court, *Ralph Prophète v. The Minister of Citizenship and Immigration*, 2008 FC 331, 12 March 2008, <http://www.refworld.org/docid/54c109a24.html>.

⁸ UNHCR Executive Committee, *Conclusion on the Provision on International Protection Including through Complementary Forms of Protection*, No. 103 (LVI) – 2005, 7 October 2005, <http://www.refworld.org/docid/43576e292.html> を参照。

⁹ UNHCR, *Providing International Protection Including Through Complementary Forms of Protection*, 2 June 2005, EC/55/SC/CRP.16, available at: <http://www.refworld.org/docid/47fdb49d.html>; UN General Assembly, *Note on International Protection*, 7 September 1994, A/AC.96/830, <http://www.refworld.org/docid/3f0a935f2.html>.

¹⁰ 例えば以下を参照のこと：UNHCR, *MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department - Written Submission on Behalf of the United Nations High Commissioner for Refugees*, 3 August 2010, C5/2009/2479, <http://www.refworld.org/docid/4c6aa7db2.html>, para. 10.

アフガニスタンの例外的な状況において、公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命・身体
の安全・自由に対する脅威を評価するために考慮すべき関連事項には、国土の一部で政府が AGEs
に対して実効的な支配を失い、市民に保護を与えることができないという事実が含まれる。入
手可能な情報によれば、これらの地域における人々の生活の主要な側面に対する統制権の行使
は抑圧的で強制的なものであり、法の支配および人間の尊厳の尊重に基づく公序 (*ordre public*)
を損なうものである。そのような状況は、広範に及ぶ人権侵害の風潮の中で威嚇および暴力が
市民に向けて組織的に行使されるという特徴がある。

このような背景を踏まえ、UNHCR は、政府派の部隊と AGEs の間または異なる AGEs の間の戦
闘が継続することによって影響を受けた地域の出身者または上記のような特徴を持つ AGEs の実
効的な支配の下にある地域の出身者は、ケースの個別の事情によっては、国際保護を必要とす
る可能性があると考えられる。1951 年条約の難民認定基準を満たさないと判断された者は、一般化
した暴力または公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命・身体への安全・自由に対する深刻な
脅威を根拠として、UNHCR の広義のマンデートの 下での国際保護の資格を有する可能性がある。

アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定する条約（「1969 年 OAU 条約」）¹¹ の締約国 で
国際保護を求めるアフガニスタン人およびアフガニスタン出身のその他の者は、1951 年難民条
約の基準を満たさないと判断された者であっても、1969 年 OAU 条約の第 I 条 2 項の下での難民
の地位に該当する可能性がある。UNHCR は特に、政府派の部隊と AGEs の間または異なる AGEs
の間の支配を懸けた継続的な戦いの一環としての戦闘継続の影響を受けるアフガニスタン国内
の地域、また、AGE の実効的支配の下にあるアフガニスタン国内の地域出身の個人は、公の秩
序を著しく乱す事件の結果として生命・自由・安全に対する脅威のために常居所から逃れるこ
とを余儀なくされたことを根拠として、1969 年 OAU 条約の第 I 条 2 項の規定の下での国際保護
を必要とする可能性がある¹²。

難民に関するカルタヘナ宣言（「カルタヘナ宣言」）¹³ を国内法に組み入れた国において国際保
護を求めるアフガニスタン人庇護希望者は、同宣言の下で難民の地位に該当する可能性がある。
UNHCR は特に、政府派の部隊と AGEs の間または異なる AGEs 間の戦闘継続により影響を受け
るアフガニスタン国内の地域の出身者または AGEs の実効的支配の下にある地域の出身者で、
1951 年難民条約の基準を満たさないと判断された者は、その生命・安全・自由が公の秩序を著

¹¹ Organization of African Unity, Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa ("OAU Convention"), 10 September 1969, 1001 U.N.T.S. 45, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>. 1969年OAU条約の第I条にいう「難民」の文言の定義は、「1966年難民の地位と処遇についてのバンコク原則」（バンコク原則）の第I条にも導入された。Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO), *Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees* (Final Text of the AALCO's 1966 Bangkok Principles on Status and Treatment of Refugees, as adopted on 24 June 2001 at the AALCO's 40th Session, New Delhi), <http://www.refworld.org/docid/3de5f2d52.html>を参照。

¹² 1969年OAU条約の「公の秩序を著しく乱す事件」の文言の意味については、以下を参照のこと：Marina Sharpe, *The 1969 OAU Refugee Convention and the Protection of People Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence in the Context of Individual Refugee Status Determination*, January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50fd3edb2.html>; Alice Edwards, "Refugee Status Determination in Africa", 14 *African Journal of International and Comparative Law* 204-233 (2006); UNHCR, *Extending the Limits or Narrowing the Scope? Deconstructing the OAU Refugee Definition Thirty Years On*, April 2005, ISSN 1020-7473, <http://www.refworld.org/docid/4ff168782.html>.

¹³ *Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama*, 22 November 1984, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html>. カルタヘナ宣言は法的拘束力のない地域的取極の一つだが、同宣言における難民の定義は、特に14カ国の国内法と国家実行に取り入れられており、当該地域において特別な地位を獲得している。カルタヘナ宣言における難民の定義の解釈に関するガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Summary Conclusions on the Interpretation of the Extended Refugee Definition in the 1984 Cartagena Declaration: Roundtable 15 and 16 October 2013, Montevideo, Uruguay*, 7 July 2014, <http://www.refworld.org/docid/53c52e7d4.html>.

しく乱す事態により脅かされたことを根拠として、カルタヘナ宣言の下での国際保護を必要とする可能性があると考える。

欧州連合（EU）の加盟国で国際保護を求め、1951年条約にいう難民ではないと判断されたアフガニスタン人は、アフガニスタンで深刻な危害の現実的なおそれと直面すると信じる実質的な根拠がある場合、EU指令2011/95/EU（資格指令）第15条の下での補充的保護の資格を有する可能性がある¹⁴。本ガイドラインのセクションII.Cで紹介される情報を踏まえ、申請者は、ケースの個別の事情によっては、国家またはその機関あるいはAGEsの手にかかって様々な形態の深刻な危害（死刑¹⁵または処刑、拷問または非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰）を受ける現実的なおそれと直面することを根拠として、第15条（a）または第15条（b）の下での補充的保護を必要とする可能性がある¹⁶。同様に、アフガニスタンは非国際的武力紛争による影響を受け続けているという事実を踏まえ、また、本ガイドラインのセクションII.B、II.C、II.DおよびII.Eで紹介する情報を踏まえ、紛争の影響を受けた地域の出身者またはそのような地域に以前居住していた者は、ケースの個別の事情に応じて、無差別の暴力によって生命または身体に対する深刻で個別的な脅威に直面することを根拠に、第15条（c）による補充的保護を必要とする可能性がある。

アフガニスタンにおける紛争の流動的な性質に鑑みて、アフガニスタン人によるUNHCRマנדレートまたは地域的取極に含まれる定義の下での国際保護の申請は、それぞれ、申請者によって提出された証拠およびアフガニスタンの状況に関するその他の最新で信頼できる情報を踏まえ、保護の必要性評価の未来志向の性質をしかるべく考慮して、慎重に評価されるべきである。

国内避難・移動の選択可能性

国内避難・移動の選択肢（IFA/IRA）の利用可能性の評価は、候補とされるIFA/IRAの妥当性および合理性の評価を必要とする¹⁷。IFA/IRAは、移動先の候補とされる地域が実際に安全且つ合法的にアクセス可能であり、当該個人が移動先の地域において迫害または深刻な危害のさらな

¹⁴ 資格指令にいう深刻な危害は、（a）死刑または処刑、（b）出身国における申請者への拷問または非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰、または、（c）国際武力紛争または国内武力紛争の状況における無差別暴力による文民の生命または身体に対する深刻で個別的な脅威と定義されている。European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f06fa5e2.html>, arts 2(f), 15.

¹⁵ アフガニスタン刑法第24条では、重罪について死刑が科され得る。Penal Code [Afghanistan], No. 1980, 22 September 1976, <http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>. 刑法第1条では、フドード（hudood）の罪で有罪判決を受けた者は、シャリア法のハナフィ法学の原則に従って処罰される。フドードの刑罰には、処刑および石打ちによる死刑が含まれる。Hossein Gholami, *Basics of Afghan Law and Criminal Justice*, undated, <http://www.auswaertigesamt.de/cae/servlet/contentblob/343976/publicationFile/3727/Polizei-Legal-Manual.pdf>. 2014年10月、集団強姦を理由に有罪判決を受けた男性5人がカブールで絞首刑にされたが、この裁判は国際社会の監視者から激しい非難を受けた。Reuters, *Afghanistan Hangs Five Men over Gang Rape, Despite Concerns of Rights Groups (Update 1)*, 8 October 2014, <http://in.reuters.com/article/afghanistanexecution-idINL3N0S33BR20141008>. 以下も参照のこと：Cornell Law School, *Death Penalty Database*, <http://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=Afghanistan>.

¹⁶ 申請者が1951年条約上の根拠を理由にそのような取扱いを受ける現実的なおそれと直面する場合、条約上の難民の地位が付与されるべきであることに留意するべきである（第1条Fにより難民条約による保護の利益から除外される場合を除く）。深刻な危害のおそれと条約上の根拠の一つの間に連関が存在しない場合のみ、申請者は補充的保護を付与されるべきである。

¹⁷ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>.

る危険に晒されない場合にのみ、関連する。アフガニスタン人申請者について、IFA/IRA の妥当性を評価するにあたり、以下が考慮されなくてはならない。

(i) 恒久的に安全な移動先地域の候補を特定することの困難さという観点から見たアフガニスタンにおける武力紛争の変動性および流動性

(ii) アフガニスタン全土における広範に及ぶ IED・地雷の使用、路上で発生する攻撃・戦闘、AGEs による市民の移動の自由に対する制限を考慮して、移動先の候補とされる地域に安全にアクセスできる具体的な見込み

申請者が国家またはその機関から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有している場合、国家の支配地域については IFA/IRA の検討は関連しないことが推定される。AGEs の実効的支配下にある地域での AGE による深刻な広範に及ぶ人権侵害およびそれらの地域での人権侵害について国家が保護を提供する能力がないことを示す入手可能な情報を踏まえて、UNHCR は、移動先の候補とされる地域の AGEs 指導者層との間に過去に築き上げた絆がある申請者を除いて、AGEs の実効的支配の下にあるアフガニスタンの地域において、IFA/IRA は利用できないと考える。

UNHCR は、紛争が継続している地域においては、迫害の主体にかかわらず、IFA/IRA は存在しないと考える。

申請者が非国家主体による迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合、移動先の候補とされる地域まで申請者を追跡する加害者の能力および当該地域において保護を提供する国家の能力が評価される必要がある。迫害の主体が AGEs である場合、AGEs がその実効的支配下にある地域の外で攻撃を行なう能力についての証拠が考慮される必要がある。

特定の状況下にある女性や子どもや多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ人々など、有害な伝統的慣習および迫害的な宗教的規範の結果としての危害をおそれる個人に関しては、社会の大部分または政府のあらゆるレベルの有力な保守勢力によってそのような慣習および規範が是認されていることが、IFA/IRA の妥当性において不利に働く要素として考慮される必要がある。

IFA/IRA が妥当であるかどうかは、決定時における移動先の候補となる地域の安全・人権・人道的環境を十分に考慮して、個々の場合に応じて判断されなくてはならない。特に、現在、アフガニスタン国内で避難しているアフガニスタン人の劣悪な生活状況や不安定な人権状況は、候補とされる国内避難・移動の選択肢の合理性を評価するにあたって考慮されるべき関連事項である。UNHCR は、個人が (i) 住居、(ii) 衛生・医療・教育などの不可欠なサービス、(iii) 生計手段に関する機会にアクセスできる場合のみ、候補とされる移動先が妥当であると考えている。加えて、UNHCR は、移動先の候補地において個人が（拡大）家族またはより広い民族コミュニティの構成員による伝統的な支援ネットワークにアクセスすることでき、彼らが申請者に支援を提供する意思があり、実際にそれを提供することができると評価された場合のみ、IFA/IRA が妥当であると考えている。

UNHCR の見解では、この外部支援の要件の唯一の例外が、独身の身体的に健全な男性および脆弱性を特に有しておらず、就労年齢にあり婚姻関係にある夫婦である。このような人々は、ある特定の状況においては、生活上の基本的なニーズを満たすために必要なインフラと生計を立てる機会があり、政府の実効的支配下にある都市部または準都市部においては、家族およびコミュニティによる支援がなくても生活できるかもしれない。しかし、長年の戦争・大量の難民流出・国内避難による社会の伝統的支援機構の崩壊に鑑みて、個別的な分析が必要となろう。

UNHCR の見解では、アフガニスタン出身の保護者のいない子どもおよび保護・養育者から別離した子どもに関しては、移動先の候補地において子どもがその（拡大）家族またはより広い民族コミュニティの構成員から意味のある支援を受けられるという要件だけでなく、移動が子どもの最善の利益となると証明されなければならない。その上、保護者のいない子どもまたは保護・養育者から別離した子どもがアフガニスタンに帰還する際には、2010 年の *Aide-mémoire: Special Measures Applying to the Return of Unaccompanied and Separated Children to Afghanistan*¹⁸（覚書：アフガニスタンに帰還する保護者のいない子どもまたは保護・養育者から別離した子どもに適用される特別措置）が前提としている最低限の保障が必要となる。

国内移動の選択可能性の検討は、OAU 条約の第 I 条 2 項の下での難民の地位の判断には基本的に関連しない。

除外条項の検討

アフガニスタンの武力紛争の長い歴史における深刻な人権侵害および国際人道法違反に鑑みて、1951年条約の第1条Fの除外条項の検討が、アフガニスタン人庇護希望者による個別申請において生じるかもしれない。特に以下の経歴については、慎重な検討が必要である。

- (i) KhAD/WADの隊員、共産党政権の元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構成員。
- (ii) 共産党政権中・政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員。
- (iii) AGEsの（元）構成員および司令官。
- (iv) 国家保安局（NDS）、アフガニスタン国家警察（ANP）およびアフガニスタン地方警察（ALP）を含むアフガニスタン治安部隊（ANSF）の（元）構成員。
- (v) 準軍事組織および民兵の（元）構成員。
- (vi) 組織犯罪に関与する集団およびネットワークの（元）構成員。

¹⁸ UNHCR, *Special Measures Applying to the Return of Unaccompanied and Separated Children to Afghanistan*, August 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c91dbb22.html>.

II. アフガニスタンの状況の概要

A. アフガニスタンにおける主な進展

非国際的武力紛争はアフガニスタンに影響を及ぼし続け、国際部隊による支援を受けたアフガニスタン治安部隊（ANSF）が多くの反政府勢力（AGEs）と対峙している¹⁹。

国連事務総長によると、依然としてアフガニスタンは治安・政治・経済面において大変な課題を抱えている²⁰。2015年にタリバンおよびその他のAGEsが積極的に軍事作戦を行い、主要な人口密集地に向けてさらに接近したことから、治安状況は著しく悪化した²¹。2015年末時点で、タリバンの支配領域は2001年以来最大となったと報告されており、タリバンによって支配されているかまたは抗争中の地区の数は25–30パーセントと推定される²²。特にISIS関連団体²³による新たな脅威を含む、様々な目的・意図を持つAGEsが蔓延し、反徒同士の暴力行為と相まって、

¹⁹ United Nations Assistance Mission in Afghanistan (UNAMA), *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 71.

²⁰ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775–S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, paras. 52-62; UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 December 2015, A/70/601–S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 63.

²¹ 報告によると、2015年にタリバンはアフガニスタン北部、西部、南部の24地区の中心部を占領した。そのほとんどがすぐに政府派の部隊によって取り戻されたが、いくつかの地区の中心部は数週間の間タリバンの支配下に置かれたと報じられている。これは、タリバンが占領した地区の中心部が3箇所だけだった2014年と比較すると、著しい増加である。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775–S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 14. UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 6-7も参照のこと。

²² Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction (SIGAR), *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 January 2016, <https://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2016-01-30qr.pdf>, p. 69; Washington Post, *A Year of Taliban Gains Shows That 'We Haven't Delivered,' Top Afghan Official says*, December 27 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/a-year-of-taliban-gainsshowsthat-we-havent-delivered-top-afghan-official-says/2015/12/27/172213e8-9cfb-11e5-9ad2-568d814bbf3b_story.html. Long War Journalによつて集積されたデータによると、タリバンは2015年12月の時点で40の地区を支配下に置いており、加えて39の地区の支配を目指し争っている。Long War Journal, *Taliban Controls or Contests Nearly All of Southern Afghan Province*, 21 December 2015, <http://www.longwarjournal.org/archives/2015/12/taliban-controls-or-contests-nearly-all-of-southern-afghan-province.php>. 国連事務総長は、2015年12月に「国内の地区のおよそ25パーセントが、現在もその支配をめぐる抗争中である」と報告した。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 December 2015, A/70/601–S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 15.

²³ その武装グループは、ISIS（イラク・シリア・イスラム国）、ISIL（イラクとレバントのイスラム国）、IS（イスラム国）、Daesh（アラビア語で「イラクとレバントのイスラム国」を意味する al-Dawla al-Islamiya al-Iraq al-Sham の頭文字を取った略称）等、様々な名称で呼ばれている。UNAMAによると、ISISに関連していると名乗るグループは、アフガニスタンではアラビア語の頭文字である Daesh の名称で呼ばれている。しかしながら、国内の一部の地域では、Daesh という用語は、その忠誠関係にかかわらず、外国人戦闘員全般を指す語として使用されている、と UNAMA は付け加えている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 56 (footnote 152).

治安状況がさらに複雑化している²⁴。政府派の武装グループ²⁵も、その影響力が及ぶ地域において政府の権威を弱体化させているという報告があり、以前にも増して人権侵害に関与している²⁶。

2015年の治安状況の悪化は、2013年および2014年の慎重ではありつつも状況を楽観視するような期間を経て発現した。選挙および権力の移行が成功裏に終わり、新たな与党連合が期待され、大多数のアフガニスタン人は国が正しい方向に向かっていると報告していた²⁷。NATO主導の国際治安支援部隊（ISAF）からANSFの指導者層への治安権限の移譲が開始され、計画通りに進んでいると報告されていた²⁸。

2015年1月1日、ISAFはその戦闘任務を終了し、ANSFが国内の治安状況に関する全責任を引き継いだ²⁹。NATOの確固たる支援任務（RSM）のもとで、ANSFの訓練およびANSFへの助言・支援のために大幅にその規模を縮小した国際部隊が駐留している。2015年12月、RSMが2016年の間も引き続き駐留することに関して合意が達成された³⁰。また、米国は国内における別任務として、

²⁴ BBCによると、「異なる目的・意図を持つ10あまりの武装グループがアフガニスタンで戦っている。その中のいくつかはタリバンに挑んでいるが、そのほとんどがアフガニスタンのタリバンを直接的または間接的に、金銭面および/または人材面から支援している。」BBC, *Why Are the Taliban Resurgent in Afghanistan?*, 5 January 2016, <http://www.bbc.com/news/world-asia-35169478>. タリバン内の分裂が進むことで治安状況がより不安定となっているが、その一方で、この分裂は反政府勢力の縮小につながっていないとの報告もある。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, paras. 14, 56. 以下も参照のこと：Khaama Press, *31 Militants Killed in Taliban-Daesh Clashes in Nangarhar*, 6 January 2016, <http://www.khaama.com/31-militants-killed-in-taliban-daesh-clashes-in-nangarhar-4468>; BBC, *Why Taliban special Forces Are Fighting Islamic State*, 18 December 2015, <http://www.bbc.com/news/world-asia-35123748>; The Guardian, *Taliban Leader Mullah Mansoor Wounded in Gunfight, Says Kabul*, 3 December 2015, <http://www.theguardian.com/world/2015/dec/03/talibanleader-mullah-mansoor-wounded-gunfight-pakistan-renegade-commander>. アルカイダもアフガニスタン南部に訓練キャンプを設置したと報告されている。New York Times, *As U.S. Focuses on ISIS and the Taliban, Al Qaeda Re-emerges*, December 29 2015, <http://www.nytimes.com/2015/12/30/us/politics/as-us-focuses-on-isis-and-the-taliban-al-qaeda-re-emerges.html>. 2016年1月、米国内務省はアフガニスタンのISIS関連団体を外国テロ組織に指定したため、同団体に対する米国の軍事作戦が可能になった。New York Times, *U.S. Lists Afghan Branch of ISIS as Terrorist Group*, 14 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/15/world/asia/uslists-afghan-branch-of-isis-as-terrorist-group.html>.

²⁵ UNAMA は、政府派の武装グループを「紛争に従事しており、組織化され、武装した非国家主体であり、政府軍・反徒・犯罪集団とは区別される。政府派の武装グループには、内務省の指揮統制下にあるアフガニスタン地方警察は含まれない。これらの武装グループには、アフガニスタン法の下での法的根拠がない。同武装グループは、政治的・思想的・経済的目標を達成するための武力行使において武器を使用する能力があり、国家・国家連合・政府間組織の正式な軍隊組織の枠組みの外に位置しており、その活動は国家の制御下にない。」と定義している。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 81.

²⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 64-66; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 81.

²⁷ Asia Foundation, *Survey Reveals 2014 Election Major Driver of Optimism in Afghanistan*, 19 November 2014, <http://asiafoundation.org/inasia/2014/11/19/survey-reveals-2014-election-major-driver-of-optimism-in-afghanistan/>; New York Times, *Afghans, Looking Ahead to U.S. Withdrawal, Vote With Guarded Optimism*, 14 June 2014, <http://www.nytimes.com/2014/06/15/world/asia/afghanistan-election.html>; Al Jazeera, *Afghan Optimism and The Road Ahead*, 30 March 2014, <http://www.aljazeera.com/indepth/2014/03/afghan-new-poll-presidential-election-201432781420553548.html>. しかしながら、一部のアナリストは、選挙および権限移譲が望ましい変化につながるかどうかについても疑念を表明している。例えば、アフガニスタン研究評価部（AREU）が2014年3月に記したところによると、「（中略）2014年および2015年の大統領・州議会・議会選挙に望みを託し続け、『アフガニスタン初となる、選出された一人の大統領から次の大統領への政治権限の真の移譲の重要性を過大評価すること』は、失望を招くだけである。真の変化は生じる。しかし、それは数年後ではなく、数十年後のことだ。アフガニスタンのような複雑な背景に対処するために、当事者には、長年抱き続けて来た仮説に疑問を持ち、長期的視点に基づいた学習態度を採用し、介入を実験として捉えることが求められる。」AREU, *Governance in Afghanistan: An Introduction*, March 2014, <http://www.refworld.org/docid/533165784.html>, p. 51.

²⁸ 2013年12月に行われたアフガニスタン担当国連事務総長特別代表による国連安全保障理事会に対するブリーフィングによると、治安権限の移譲は「計画通りに進んでおり、アフガニスタン軍および警察は難局に挑んでいる。」UN Security Council, *Despite Temporary Setbacks, Afghanistan's Political, Security Transition on Track, Special Representative Tells Security Council*, 17 December 2013, <http://www.un.org/press/en/2013/sc11218.doc.htm>.

²⁹ NATO, *ISAF Flag Returns to NATO Headquarters from Kabul, As NATO Commitment to Afghanistan Endures*, 15 January 2015, http://www.nato.int/cps/en/natohq/news_116550.htm.

³⁰ NATO, *A New Chapter in NATO-Afghanistan Relations*, February 2016, http://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2016_01/20160202_1601-background-afghanistan-ru.pdf. 2016年初め、米軍はアフガニスタン軍が AGES と激しい戦闘を行っている地域への部隊の配備を強化した。同部隊はアドバイザーとしての役割を続ける一方で、米国特殊作戦部隊はヘルマンド州においてますます反徒タリバンとの戦闘に引き込まれつつあると報告されている。以下を参照のこと：New York Times, *U.S. to Send More Troops to Aid Afghan Forces Pressed by Taliban*, 9 February 2016,

対テロ作戦の補完任務を継続している³¹。アナリストによると、2015年9月にクンドゥーズがタリバンに一時占領されたことは主な例外としても、ANSFは基本的に州都および主要な都市中心部の防衛に長けていることが証明されてきた。しかし、2015年にはANSFの死傷者は著しく増加しており、復活したタリバンが2015年の戦闘の季節にアフガニスタン全土の農村部において多方面からの攻撃を行いその支配を強化した際にも、概して後手に回る対応を強いられている³²。

2016年3月の国連事務総長の報告によると、4カ国調整グループ（QCG）を通して和平プロセスに関する地域的な機運が高まったが、タリバンによる同プロセスへのコミットメントは依然として不確かなものである³³。さらに、政治的解決を達成しようとする中で、タリバン内の異なる派閥はそれぞれ異なる利害関係を持っていたとも報告されている³⁴。指導者層の欠如とメンバーに対する安全上の脅威が継続する中で、タリバンとの和解を目指す和平高等評議会（HPC）の有効性は限定的であると報告されている³⁵。HPCには多数の女性メンバーがいるが、女性の権利の活動家によってその参加が繰り返し訴えられているにもかかわらず、女性は和平交渉に参加できない状況が続いている³⁶。

国家統一政府（NUG）は依然として不安定な与党連合であり、民族的分裂および利益誘導政治に関する軋轢、主要な戦略事項に関する内部の意見の不一致によってその働きを阻害されている³⁷。治安状況の悪化に関する懸念によって、国民の政府への支持率の低下が見られ、国民に安全を提供する政府の能力に対する不信感が募っているという。その一方で、政府が公約として

<http://www.nytimes.com/2016/02/10/world/asia/us-troops-helmand-province-afghanistan.html>; Reuters, *U.S. Troop Reinforcements Head for Embattled Southern Afghan Province*, 9 February 2016, <http://www.reuters.com/article/us-afghanistan-militaryidUSKCN0V10FX>.

³¹ US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, p. 1. しかしながら、両任務の指揮は「1人2役をこなす」米軍が担っていることに留意すべきである。Afghanistan Analysts Network (AAN), *Resolute Support Light: NATO's New Mission versus the ANSF Political Economy*, 12 January 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/publication/aanpapers/resolute-support-light-natos-new-mission-versus-the-ansf-political-economy/>.

³² UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 15; UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 64; US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, p. 18.

³³ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 3; 以下も参照のこと：Al Jazeera, *Four-Country Talks Resume to Revive Afghan Peace Plan*, 6 February 2016, <http://www.aljazeera.com/news/2016/02/country-talks-resume-revive-afghanpeace-plan-160206101157692.html>; Reuters, *Pakistan, China, U.S. Urge Taliban to Rejoin Afghan Peace Talks*, 19 January 2016, <http://www.reuters.com/article/afghanistan-taliban-talks-idUSKCN0UW0AP>.

³⁴ The Guardian, *Dozens Killed in Clashes Between Rival Taliban Factions in Afghanistan*, 10 March 2016, <http://www.theguardian.com/world/2016/mar/10/dozens-killed-clashes-rival-taliban-factions-afghanistan-herat>; Deutsche Welle, *Afghan Peace Talks Aimed at Bringing Taliban to Negotiating Table*, 8 January 2016, <http://www.dw.com/en/afghan-peace-talks-aimed-at-bringing-taliban-to-negotiating-table/a-18967629>; Tolo News, *A Divided Taliban Explained*, 3 December 2015, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/22636-a-divided-taliban-explained>; AAN, *Toward Fragmentation? Mapping the Post-Omar Taleban*, 24 November 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/toward-fragmentation-mapping-the-post-omar-taleban/>.

³⁵ Institute for War and Peace Reporting, *Afghanistan's High Peace Council: Five Years On*, 18 January 2016, <http://www.refworld.org/docid/569ff95d11.html>; Tolo News, *Gunmen Kill Samangan HPC Head*, 5 January 2016, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/23147-gunmen-kill-samangan-hpc-head>; The Express Tribune, *All Eyes on New High Peace Council Chief*, 7 November 2015, <http://tribune.com.pk/story/986486/all-eyes-on-new-high-peace-council-chief/>. HPCによると、2010年にプログラムが開始されて以来、州平和委員会の委員33名が17の州で殺害されている。Pajhwok Afghan News, *Huge Expenses on Afghan Peace Effort Achieve Little Gains*, 30 August 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/08/30/hugeexpenses-afghan-peace-effort-achieve-little-gains>.

³⁶ Human Rights Watch (HRW), *Afghanistan: Set Out Concrete Plan to Involve Women*, 12 January 2016, <http://www.refworld.org/docid/569612034.html>; Afghan Women's Network, *Into Peace and Then*, 7 January 2016, http://www.awnaf.net/cms/press_detail/843/12; Women and Children Legal Research Foundation, *Women's Participation In the Peace Process*, 2015, <http://www.wclrf.org.af/wp-content/uploads/2016/Women's%20Participation%20in%20Peace%20Process-%20English.pdf>, pp. 21-32.

³⁷ The Guardian, *Afghan President Left Battling Disunity After Aide Punches Elder*, 5 February 2016, <http://www.theguardian.com/world/2016/feb/05/afghan-president-ashraf-ghani-disunity-aide-punch-elder-kandahar>; The Economist, *A bloody year of transition*, 9 January 2016, <http://www.economist.com/news/asia/2168515-resurgent-taliban-winning-territory-all-not-just-bloody-year-transition>; Foreign Policy, *NUG One Year On: Struggling to Govern*, 29 September 2015, <http://foreignpolicy.com/2015/09/29/afghan-national-unity-government-one-year-on-struggling-to-govern/>;

いる改革を実行する能力が無いとして、野党側からも不支持の声がますます強まってきている³⁸。2015年4月に行われる予定であった議会選挙の延期を受け、2015年7月に選挙改革特別委員会が設置され、選挙プロセスの改革に向けて一定の進展が見られた³⁹。しかし、2015年12月に委員会が最終勧告を発表した一方で、改革の実施は行き詰っているという⁴⁰。議会選挙および地区議会選挙は2016年後半に行われる予定である⁴¹。

2014年および2015年に経済成長が大幅に遅れたことで、アフガニスタンの経済状況は悪化しており、その原因としては暴力の増加や将来の不確実性の高まりが挙げられる⁴²。報告によると、経済の大部分がアヘン取引を含めた非公式・非合法的な活動によって成り立っているが、これが逆に不安定性をより増大させていると報告されている⁴³。国際部隊の駐留によって非常に多くのアフガニスタン人が経済的な利益を得ていたため、国際部隊の大部分が撤退したことで多くの者が経済的に大きな痛手を負ったという⁴⁴。公式経済部門における失業率は40パーセントと報告されている（2011–2012年の9.3パーセントから上昇）⁴⁵。2015年6月に行われた全国調査による

³⁸ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 7. 政府の実績を批判し、新たに大統領選を行うことを求めるために、野党数党が結成されている。Pajhwok Afghan News, *Stability Party Wants Fresh Polls After Electoral Reforms*, 18 January 2016, <http://www.pajhwok.com/en/2016/01/18/stability-party-wants-freshpolls-after-electoral-reforms>; Tolo News, *Ahadi Launches New Party, Says NUG Has Failed*, 14 January 2016, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/23292-ahadi-launches-new-party-says-nug-has-failed>; Voice of America, *Afghanistan's Old Guard Set Up Opposition Party*, 18 December 2015, <http://m.voanews.com/a/afghanistan-old-guard-set-up-opposi-yion-party/3108633.html>; Tolo News, *Ghani's Approval Rating Continues to Slide: Survey*, 16 August 2015, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/20930-ghanisapproval-rating-continues-to-slide-survey>. 以下も参照のこと：Institute for War and Peace Reporting, *Harsh Words for Afghan Unity Government*, 3 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/564b5aa64.html>.

³⁹ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 67.

⁴⁰ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, paras. 9-10.

⁴¹ Tolo News, *IEC Announces Election Date Amid Controversy Over Reforms*, 18 January 2016, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/23348-iec-announces-election-date-amid-controversy-over-reforms>; UNAMA, *UNAMA Welcomes the National Unity Government's Commitment to Hold Elections*, 2 January 2016, <http://unama.unmissions.org/unama-welcomes-nationalunity-government%E2%80%99s-commitment-hold-elections>.

⁴² SIGAR, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 January 2016, <https://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2016-01-30qr.pdf>, p.3; Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *Afghanistan's Private Sector: Status and Ways Forward*, October 2015, <http://www.sipri.org/research/security/afghanistan/sipri-afghanistan-report-october-2015>, p. 8; World Bank, *Afghanistan Development Update*, October 2015, http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2015/10/27/090224b083174638/1_0/Rendered/PDF/Afghanistan0de0pd-ate00October020150.pdf, p. 1.

⁴³ ナンガルハール州では、タリバンがアヘン用のケシと大麻の栽培を容認していると報告されている。それらは合法的な穀物と比較して利益が大きいため、農村部のコミュニティで人気がある。AREU, *The Devil is in the Details: Nangarhar's Continued Decline into Insurgency, Violence and Widespread Drug Production*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c2ea34.html>, p. 8; SIPRI, *Afghanistan's Private Sector: Status And Ways Forward*, October 2015, <http://www.sipri.org/research/security/afghanistan/sipriafghanistan-report-october-2015>, p. 9. ニューヨーク・タイムズ紙によると、政府およびタリバンの構成員は、それぞれの実効的支配下にある地域において課税およびその他の手段を通じてアヘン取引から利益を得ていると報告されている。New York Times, *Penetrating Every Stage of Afghan Opium Chain, Taliban Become a Cartel*, 16 February 2016, <http://www.nytimes.com/2016/02/17/world/asia/afghanistanopium-taliban-drug-cartel.html>; New York Times, *Tasked With Combating Opium, Afghan Officials Profit From It*, 15 February 2016, <http://www.nytimes.com/2016/02/16/world/asia/afghanistan-opium-heroin-taliban-helmand.html>. 以下も参照のこと：Integrated Regional Information Networks (IRIN), *Opium Bounces Back, Enriching Taliban and Afghan Officials*, 4 March 2016, <http://www.irinnews.org/feature/2016/03/04/opium-bounces-back-enriching-taliban-and-afghan-officials>.

⁴⁴ IRIN, *Afghanistan's Surprisingly Predictable Economic Crash*, 14 March 2016, <http://www.irinnews.org/analysis/2016/03/13/afghanistan%E2%80%99s-surprisingly-predictable-economic-crash>; SIGAR, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 January 2016, <https://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2016-01-30qr.pdf>, p. 4; Al Jazeera, *When Taliban Offer You Gold: Afghan Youth in Crisis?*, 16 January 2016, <http://www.aljazeera.com/programmes/talktojazeera/inthefield/2016/01/taliban-offer-gold-afghan-youth-crisis-160115133950196.html>; Reuters, *Idle Cranes, Untapped Mines As Afghans Struggle to Wean Themselves Off Aid*, 2 December 2015, <http://www.reuters.com/article/us-afghanistan-economy-idUSKBN0TL2SB20151202>; Washington Post, *As the U.S. Pulls Back, More Afghans Descend Into Joblessness*, 17 August 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/jobless-afghans-flow-in-and-out-of-the-country-in-search-of-a-stable-life/2015/08/17/fbea873c-3c3c-11e5-a312-1a6452ac77d2_story.html.

⁴⁵ Tolo News, *Unemployment Rate Spikes in Afghanistan*, 2 October 2015, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/21676-unemploymentrate-spikes-in-afghanistan>. 政府は若者に雇用の機会を提供するための努力を怠っているとされ、反政府デモが行われた。Pajhwok Afghan News, *Angry Youth Shuts Labour Ministry's Gate During Protest*, 1 November 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/11/01/angry-youth-shuts-labour-ministry%E2%80%99s-gate-during-protest>. 2013–2014年アフガニスタン生活状況調査によると、2013–2014年の失業率は、2007–2008年の13.5パーセントから22.0パーセントに上昇した。若者の失業率は27.4パーセントだったと報告されている一方で、2013–2014年の非就業人口（失業中または潜在失業中の人口）の割合は39.0パーセントだったと報じられている。Central Statistics Organization, *Afghanistan Living Condition Survey 2013-2014*:

と、回答者の55.4パーセントが過去一年間の間に雇用機会が減ったと報告しており、改善したと報告した回答者は5.6パーセントしかいなかった。同様に、回答者の29.7パーセントが家計の状況が悪化したと報告した一方で、改善したと報告した回答者は21.0パーセントだった⁴⁶。

これらの進展は、多発する汚職、政府の権威を確立・維持することの困難、法の支配の脆弱さに関する継続的な懸念と充分機能していない司法制度、高い犯罪発生率⁴⁷、広範に及ぶ人権侵害、一般的な免責の風潮といった報告されている背景を踏まえて考慮されるべきである⁴⁸。また、暴力の継続および経済状況の悪化が精神衛生上の問題や薬物使用の増加を助長しているのではないかと懸念もある⁴⁹。

B. アフガニスタンにおける治安状況：紛争の市民への影響

アフガニスタンの治安状況は依然として予測不可能であり、市民は紛争の重荷を背負い続けている⁵⁰。2014年に国際部隊の撤退が完了した後の2015年、とりわけ2015年後半に紛争が拡大した。同時に、2014年と比較してアフガニスタン全土で治安状況が著しく悪化した⁵¹。タリバンはより多くの数の地区をその支配下においていると報告されており、2015年9月にはクンドゥーズ市を一時的に掌握し、2001年以来初めて州都の一時的支配に成功した⁵²。ISIS関連の新たな集団の発

National Risk and Vulnerability Assessment, 2016, <http://cso.gov.af/Content/files/ALCS%202013-14%20Main%20Report%20-%20English%20-%2020151221.pdf>, pp. 57-64.

⁴⁶ この調査では、国内の34州全てにおいて、14の異なる民族集団に属するアフガニスタン人9,586名との対面インタビューが行われた。The Asia Foundation, *Afghanistan in 2015: A Survey of the Afghan People*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 56-57.

⁴⁷ UNAMAによると、タリバンのクンドゥーズ占領に続く大混乱および法の支配の崩壊は「恣意的な殺害、日和見的犯罪および破壊行為が完全に免責される環境を作り出した。UNAMAは、確証のない情報ではあるものの、武装した男性または日和見的な犯罪者によるジェンダーに基づく暴力に対する恐怖が生じていたことが、街から多数の女性が避難した主要な原因であると確認した。」UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 27. 以下も参照のこと：Tolo News, *Rise in Crime Irks Kabulies*, 28 February 2016, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/23984-rise-in-crime-irks-kabulies>; Pajhwok Afghan News, *70 Detained over Various Crimes in Herat*, 17 January 2016, <http://www.pajhwok.com/en/2016/01/17/70-detained-over-various-crimes-herat>; Khaama Press, *Kabul Police Arrests 411 over Various Criminal Charges in Past 3 Weeks*, 10 January 2016, <http://www.khaama.com/kabul-police-arrests-411-over-various-criminal-charges-in-past-3-weeks-1964>.

⁴⁸ セクションII.Cを参照のこと。

⁴⁹ New York Times, *From Under Kabul's Bridges, Addicts Get Help at Old U.S. Base*, 10 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/11/world/asia/from-under-kabul-bridges-addicts-get-help-at-old-us-base.html>; Institute for War and Peace Reporting, *Unemployment Fuelling Afghan Drug Use*, 7 December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566936744.html>; Institute for War and Peace Reporting, *Tackling Addiction Among Afghan Women*, 3 December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566157c44.html>; AAN, *Homeless and Unwanted: How Kabul's Drug Users Are Driven From Place to Place*, 29 October 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/homeless-and-unwanted-how-kabuls-drug-addicts-are-driven-like-a-flock/>; The Guardian, *Afghanistan Tackles Hidden Mental Health Epidemic*, 2 September 2015, <http://www.theguardian.com/globaldevelopment/2015/sep/02/afghanistan-tackles-hidden-mental-health-epidemic-therapists>.

⁵⁰ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, paras. 24-25, 54; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 1. 以下も参照のこと：International Committee of the Red Cross (ICRC), *Afghanistan: Concern over Growing Number of Civilian Casualties*, 30 April 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanistan-concern-over-growing-number-civilian-casualties>; Institute for War and Peace Reporting, *Afghans Discuss Trauma of War*, 18 February 2015, ARR Issue 510, <https://iwpr.net/global-voices/afghans-discuss-trauma-war>.

⁵¹ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 12; US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, pp. 1-2, 17-23. 国連事務総長は、報告期間の2015年6-8月に関して「紛争が継続し、その激しさおよび地理的範囲の両面でさらに拡大した」と指摘した。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 1 September 2015, A/70/359-S/2015/684, <http://www.refworld.org/docid/55f677871e.html>, para. 14. 以下も参照のこと：Institute for the Study of War (ISW), *Backgrounder: Afghanistan Threat Assessment: The Taliban and ISIS*, 10 December 2015, <http://www.understandingwar.org/sites/default/files/Afghanistan%20Threat%20Assessment.The%20Taliban%20and%20ISIS.3.pdf>.

⁵² The Long War Journalによると、2015年12月時点でタリバンはアフガニスタン全土で39の地区を掌握しており、加えて39地区の支配をめぐる抗争中である：The Long War Journal, *Taliban Lose Control of District in Southern Afghanistan, Gain Another in Northeast*, 18 December 2015, <http://www.longwarjournal.org/archives/2015/12/taliban-lose-control-of-district-in-southern-afghanistangain-another-in-northeast.php>.

生⁵³やアルカイダの再出現⁵⁴を含めた武装勢力の数の増加によって、治安状況がさらに不安定化している⁵⁵。2015年7月にタリバン指導者ムラー・オマル（Mullah Omar）の死が発表された後、新たな指導者ムラー・アクタル・マンズール（Mullah Akhtar Mansur）に敵対する勢力が離脱して分派を形成したと報告されており、紛争に従事する武装勢力の数がさらに増加した⁵⁶。

紛争はますます国内全域に影響を及ぼすようになってきている⁵⁷。加えて、紛争の性質が変化し続けていると報告されている⁵⁸。2014年末の国際部隊の撤退完了以来、AGEsが行った攻撃の回数は増加しているとの報告があるが⁵⁹、その中には複合攻撃、自爆攻撃、標的を絞った意図的な殺害⁶⁰、ANSFの検問所および比較的小規模な駐屯地を直接狙う攻撃などが含まれる⁶¹。農村部のコミュニティの支配を目的とした全面的な脅迫活動の他にも、AGEsによる地元の文民指導者を

⁵³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 7; Stars and Stripes, *Islamic State Attack Claim Signals Escalation by Group in Afghanistan*, 14 January 2016, <http://www.stripes.com/news/islamic-state-attack-claim-signals-escalation-by-group-in-afghanistan-1.388693>; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection Of Civilians In Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 12; ISW, *Backgrounder: ISIS in Afghanistan*, 3 December 2015, http://www.understandingwar.org/sites/default/files/ISIS%20in%20Afghanistan_2.pdf; Public Broadcasting Service (PBS), *ISIS is in Afghanistan, But Who Are They Really?*, 17 November 2015, <http://www.pbs.org/wgbh/frontline/article/isis-is-in-afghanistan-but-who-arethey-really/>; National Public Radio (NPR), *ISIS Gains A Foothold In Afghanistan*, 16 November 2015, <http://www.npr.org/2015/11/16/456174727/isis-gains-a-foothold-in-afghanistan>. 2016年1月、米国国務省はアフガニスタンにおけるISISの分派をテロ組織に指定した。US Department of State, *Foreign Terrorist Organization Designation of ISIL -Khorasan (ISIL-K)*, 14 January 2016, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2016/01/251237.htm>.

⁵⁴ New York Times, *As U.S. Focuses on ISIS and the Taliban, Al Qaeda Re-emerges*, 29 December 2015, <http://www.nytimes.com/2015/12/30/us/politics/as-us-focuses-on-isis-and-the-taliban-al-qaeda-re-emerges.html>; US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, p. 18.

⁵⁵ UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, paras 14-16. 例えば、以下も参照のこと：The Long War Journal, *Rival Taliban Factions Clash in Western Afghanistan*, 8 December 2015, <http://www.longwarjournal.org/archives/2015/12/rival-taliban-factionsclash-in-western-afghanistan.php>; Al Jazeera, *The Afghan Battlefield Has Become More Complicated*, 1 November 2015, <http://www.aljazeera.com/indepth/opinion/2015/11/afghan-battlefield-complicated-151101081133323.html>; Al Jazeera, *ISIL and the Taliban*, 1 November 2015, <http://www.aljazeera.com/programmes/specialseries/2015/11/islamic-state-isil-taliban-afghanistan-151101074041755.html>; Al Jazeera, *Afghans Fear the Rising Influence of Taliban*, 12 October 2015, <http://www.aljazeera.com/indepth/features/2015/10/afghans-fear-rising-influence-taliban-151012143748059.html>.

⁵⁶ AAN, *Toward Fragmentation? Mapping the post-Omar Taleban*, 24 November 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/towardfragmentation-mapping-the-post-omar-taleban/>; New York Times, *In ISIS, the Taliban Face an Insurgent Threat of Their Own*, 4 June 2015, <http://www.nytimes.com/2015/06/05/world/asia/afghanistan-taliban-face-insurgent-threat-from-isis.html>.

⁵⁷ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 14. 以下も参照のこと：AAN, *The 2015 Insurgency in the North (4): Surrounding the Cities in Baghlan*, 21 October 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/insurgency-in-the-north-4-baghlan/>; AAN, *The 2015 Insurgency in the North (3): The Fall and Recapture of Kunduz*, 16 October 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-2015-insurgency-in-the-north-3-the-fall-and-recapture-of-kunduz/>; The Washington Post, *Afghans Who once Watched War from Afar Forced to Flee as Front Lines Shift*, 13 July 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/number-of-afghans-forced-from-home-soars-to-highest-level-since-talibanera/2015/07/13/816fd27e-19d1-11e5-bed8-1093ee58dad0_story.html.

⁵⁸ アフガニスタン担当国連事務総長副特別代表の Mark Bowden の発言が以下のように引用されている：「紛争の性質および戦われ方が変化しており、市民が主としてその影響を受けている。（中略）また、支配地域にも変更があった。」以下を参照のこと：UN News Service, *Afghanistan: Despite Intensification of Violence, UN Official Reports Progress in Overall Relief Assistance*, 15 December 2015, <http://www.refworld.org/docid/5672be0f417.html>.

⁵⁹ Radio Free Europe, *The Taliban's Rare Winter Offensive In Afghanistan*, 8 January 2016, <http://www.rferl.org/content/taliban-rare-winteroffensive/27477046.html>; Foreign Policy, *Mapped: The Taliban Surged in 2015, but ISIS Is Moving In on Its Turf*, 4 January 2016, <http://foreignpolicy.com/2016/01/04/mapped-the-taliban-surged-in-2015-but-isis-is-moving-in-on-its-turf/>; The Washington Post, *A Year of Taliban Gains Shows that 'We Haven't Delivered,' Top Afghan Official Says*, 27 December 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/a-year-of-taliban-gains-shows-that-we-havent-delivered-top-afghan-officialsays/2015/12/27/172213e8-9cfb-11e5-9ad2-568d814bbf3b_story.html; New York Times, *Afghan Taliban's Reach Is Widest Since 2001, U.N. Says*, 11 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/12/world/asia/afghanistan-taliban-united-nations.html>.

⁶⁰ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 2.

⁶¹ New York Times, *Taliban Step Up Urban Assaults, Testing the Mettle of Afghan Forces*, 9 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/10/world/middleeast/taliban-step-up-urban-assaults-testing-the-mettle-of-afghan-forces.html>; US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, p. 17.

標的とした殺害や誘拐が著しく増加している⁶²。AGEsはカブールなどの都市で目立った攻撃を実行し続けており⁶³、農村部や人口の少ない地域にも勢力範囲を広げつつある⁶⁴。

ANSFがアフガニスタン全土において安全と安定を確保する能力および実効性を有しているかについての懸念が生じている⁶⁵。

国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）は、政府派の武装グループによる人権侵害の継続と、そのようなグループが処罰を受けることなく活動できるという状況に関して懸念を表明している。政府派の武装グループによる市民の死傷者数は2014年と比較して42パーセント増加したと報告されている⁶⁶。また、政府派の武装グループとAGEsとの戦闘に市民が巻き込まれることがますます増えているとも報告されている⁶⁷。

⁶² UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 45-46; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, pp. 52-57. 以下も参照のこと：UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 17; UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 June 2015, A/69/929 – S/2015/422, <http://www.refworld.org/docid/558284aa4.html>, para. 22.

⁶³ 2015年末および2016年の初めに都市中心部における攻撃が激化した。これらの攻撃の標的には複数の在外大使館も含まれていた。例えば以下を参照のこと：UN News Service, *UN Condemns Suicide Attack Targeting Media in Kabul*, 21 January 2016, <http://www.refworld.org/docid/56a1dcc840b.html>; Radio Free Europe, *Five Said Killed in Suicide Attack near Russian Embassy in Kabul*, 20 January 2016, <http://www.rferl.org/content/kabul-russian-embassy-suicide-bomber/27499238.html>; New York Times, *Suicide Attack Kills at Least 13 in Afghanistan*, 17 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/18/world/asia/suicide-attack-kills-at-least-13-in-afghanistan.html>; New York Times, *ISIS Claims Assault that Killed 7 near Pakistani Consulate in Afghanistan*, 13 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/14/world/asia/jalalabad-afghanistan-blast.html>; UNAMA, *UNAMA Condemns Taliban Attacks in Kabul City that Kill Five and Injure 56*, 6 January 2016, <http://unama.unmissions.org/unama-condemns-taliban-attacks-kabul-city-kill-five-and-injure-56>; New York Times, *Taliban Step Up Urban Assaults, Testing the Mettle of Afghan Forces*, 9 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/10/world/middleeast/taliban-step-up-urban-assaults-testing-the-mettle-of-afghan-forces.html>; New York Times, *Bombings Near Kabul Airport Add to String of Attacks Around Afghan Capital*, 4 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/05/world/asia/bombings-near-kabul-airport-add-to-string-of-attacks-around-afghan-capital.html>; Radio Free Europe, *Two Dead in Kabul Explosion Claimed by Taliban*, 1 January 2016, <http://www.rferl.org/content/article/27461844.html>; The Wall Street Journal, *Taliban Attacks Spanish Embassy Compound in Kabul*, 11 December 2015, <http://www.wsj.com/articles/gunmensuicide-bomber-attack-spanish-embassy-in-kabul-1449845240>; AAN, *The Triple Attack in Kabul: A Message? If so, to Whom?*, 10 August 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-triple-attack-in-kabul-a-message-if-so-to-whom/>. 以下も参照のこと：The Washington Post, *After Kunduz, Taliban Is Now Targeting Other Afghan Cities*, 14 October 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/afterkunduz-taliban-is-now-targeting-other-afghan-cities/2015/10/14/551ab668-7272-11e5-ba14-318f8e87a2fc_story.html

⁶⁴ 以下を参照のこと：US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, pp. 17-18; The Guardian, *Why Capturing Helmand Is Top of the Taliban's Strategic Goals*, 26 December 2015, <http://www.theguardian.com/world/2015/dec/26/taliban-helmand-opium>; AAN, *The Second Fall of Musa Qala: How the Taliban Are Expanding Territorial Control*, 3 September 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-second-fall-of-musa-qala-how-the-taliban-are-expanding-territorial-control/>.

⁶⁵ 以下を参照のこと：SIGAR, *Quarterly Report to Congress*, 30 October 2015, <https://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2015-10-30qr.pdf>, p. 4; US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, pp. 29, 31; RT, *NATO Report Slams Afghan Army as Mission Incapable*, 10 December 2015, <https://www.rt.com/news/328408-afghan-army-mission-incapable/>; The Guardian, *Why Capturing Helmand Is Top of the Taliban's Strategic Goals*, 26 December 2015, <http://www.theguardian.com/world/2015/dec/26/taliban-helmand-opium>; Council on Foreign Relations, *Can Afghan Forces Resist the Taliban?*, 9 October 2015, <http://www.cfr.org/afghanistan/can-afghan-forces-resist-taliban/p37108>. 以下も参照のこと：AAN, *Ghazni Jailbreak: Where the Government Failed and Its Enemy Succeeded*, 15 January 2016, <https://www.afghanistan-analysts.org/ghazni-jailbreak-where-the-government-failed-and-its-enemy-succeeded/>; Reuters, *Confusion, Corruption among Afghan Forces Hit Helmand Defence*, 25 December 2015, <http://uk.reuters.com/article/uk-afghanistan-taliban-helmand-idUKKBN0U80C620151225>. 米国防総省によると、現在の進展状況を鑑みると、ANSFは「主要事項の実現能力のさらなる改善、作戦レベルにおける有能な指導者および人的資源の継続的発展なしに反乱に対処し、アフガニスタン全土において安全と安定を確保することはできない。」US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, p. 31.

⁶⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 64.

⁶⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 2, 25. 以下も参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 14.

次の2つの小節では、アフガニスタンにおける市民の死傷者数および安全関連の事件の発生件数に関する詳細情報を提供する。市民の死傷者数と安全関連の事件の発生件数はアフガニスタンで継続する紛争の激しさを知る上で重要な指標であるが、これらは紛争に関連する暴力が市民に直接的にもたらす影響の一側面でしかないことを言及すべきだろう。市民が紛争によって受けている影響の全体像を正確に掴むためには、紛争の人権状況への影響および国家が人権を保護する能力を紛争が損なう度合い（セクションII.Cを参照）など、より長期に及ぶ間接的な暴力の影響も考慮されなくてはならない。アフガニスタン国内の紛争の文脈においては、この点について関連する要因は以下の通りである：

- (i) 並列的な司法構造の押しつけおよび不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税を通じた支配を含む、AGEsによる市民の支配（セクションII.Cを参照）
- (ii) 強制的徴集（セクションIII.A.3を参照）
- (iii) 食糧危機、貧困および生計手段の破壊という形で現れる暴力および治安悪化が人道状況にもたらす影響（セクションII.Dを参照）
- (iv) 高い確率で発生する組織犯罪および地元の有力者や軍閥、腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力（セクションII.Cを参照）
- (v) 治安悪化の結果としての教育および基本的な医療へのアクセスの組織的な制限（セクションII.Cを参照）
- (vi) とりわけ、女性に対する制限を含む、社会生活への参加に対する組織的な制限（セクションIII.A.1.iおよびIII.A.7を参照）

1. 市民の死傷者

UNAMAは2009年から市民の死傷者数（紛争およびその他の形態の暴力の結果として殺害された市民または負傷した市民を含む）の追跡を開始した。市民の死傷者数は、2011年に比べ4パーセント減少した2012年を除き、2009年から2015年の間で毎年増加した。2015年はそれ以前と比べて最も市民の死傷者数が多い年となり、その数は11,002名に上った（市民の死者3,545名、負傷者7,457名）⁶⁸。UNAMAの記録によると、2009年1月1日から2015年12月31日までの市民の死傷者は合計で58,736名だった（死者21,323名、負傷者37,413名）⁶⁹。2016年第1四半期も市民の死傷者数は引き続き増加傾向にある⁷⁰。

UNAMAは、市民の死傷者が増加した原因は地上戦および標的を絞った殺害、複合攻撃、自爆攻撃の増加にあると認識している⁷¹。2015年前半の地上戦による死傷者数は19パーセント減少したが、2015年後半にはアフガニスタン全域で地上戦が増えたため、市民の死傷者数が60パーセント増加した。地上戦による市民の死傷者数の30パーセントの責任が政府派の部隊⁷²にあるとされ

⁶⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 1. UNAMAは、アフガニスタンにおける活動環境から生じる制限の結果、市民の死傷者数が過小に報告されている可能性があることを指摘している。Ibid., p. ii.

⁶⁹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 1.

⁷⁰ UNAMA, *UN Chief in Afghanistan: Do More Now to Protect Civilians - UNAMA Releases Civilian Casualty Data for the First Quarter of 2016*, 17 April 2016, <https://unama.unmissions.org/un-chief-afghanistan-do-more-now-protect-civilians-unama-releases-civilian-casualty-data-first>.

⁷¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 2. UNAMAによると、ISIS 関連団体は、主にタリバンとの地上戦によって市民の死傷者を生じさせた。UNAMA, *ibid.*, p. 56.

⁷² UNAMAは、政府派の部隊を以下のように定義している：「アフガニスタン治安部隊および、軍事的または準軍事的な反乱鎮圧作戦を行い、直接的または間接的にアフガニスタン政府の管理下に置かれているその他の部隊およびグループ。これらの部隊には、ABP、ALP、ANA、ANP、NDS およびその他の政府派の地元の防衛部隊が含まれているが、これらに限定される訳

ている一方で、25パーセントの死傷者数はAGEsに責任があると言われている（地上戦による死傷者数の44パーセントの加害者については、UNAMAは特定することができなかった）⁷³。UNAMAによると、2015年に政府派の部隊による地上戦での市民の死傷者数が著しく増加した主な理由として、2014年末に完了した治安権限の移譲と2015年にANSFが反乱鎮圧作戦の全責任を負うことになったことが挙げられる⁷⁴。

2014年には即席爆発装置（IEDs）による市民の死者が925名、負傷者が2,053名となったが、これは2013年と比べると3パーセントの増加である⁷⁵。2015年には、2012年以来初めて、IEDsの使用が原因となった市民の死者数（713名）と負傷者数（1,655名）が前年に比べて20パーセント減少した。しかしながら、死傷原因の中でも、IEDsは依然として地上戦に続く第二の要因であり、市民の全死傷者数の21パーセントを占めている⁷⁶。

AGEsは、国際人道法に反して、公共の場（混雑した市場、モスク、結婚式などの社会的集まり、部族長老の集まり、文民政府の官庁を含む）を標的とする自爆攻撃も使用し続けている。UNAMAの記録によると、2014年の自爆攻撃による市民の死傷者は1,582名（死者371名、負傷者1,211名）に上ったが、これは2013年に比べて28パーセントの増加である。2015年には、2014年に比べて自爆攻撃の件数が16パーセント増加し、市民の死傷者数は1,840名（死者308名、負傷者1,532名）に上った⁷⁷。

2015年には政府派の部隊による市民の死傷者は1,854名（死者621名、負傷者1,233名）に上り、2014年と比べて28パーセント増加した。この大部分（68パーセント）は地上戦によるものである⁷⁸。UNAMAは、作戦環境に関する制約があることと情報へのアクセスが限られていることから、夜間の捜索活動による市民の死傷者数を過小報告している可能性があるとして指摘している⁷⁹。

ではない。」UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 81.

⁷³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 25-26.

⁷⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 26. UNAMAの調査結果に対する政府の回答については、以下を参照のこと：*Statement by the Government of the Islamic Republic of Afghanistan on the 2015 UNAMA (United Nations Assistance Mission in Afghanistan) Report on Civilian Protection*, 14 February 2016, <http://president.gov.af/en/news/66833>. タリバンの回答については、以下を参照のこと：*Islamic Emirate of Afghanistan, We Reject Partial Civilian Casualty Report of UNAMA*, 14 February 2016, <http://shahamat-english.com/we-reject-impartial-civilian-casualty-report-of-unama/>.

⁷⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 42.

⁷⁶ UNAMAは、この減少はAGEsによるIEDsの使用が減ったというよりも、アフガニスタン治安部隊がIEDsを発見しその起爆装置を解除する能力が向上したことに起因するだろうとの見解を示した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 35. また、UNAMAは、この減少は調査対象期間中に選挙がなく、その結果選挙関連の活動に対する攻撃が起こらなかったことにも関係しているだろうとの見解を示した。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 6.

⁷⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 41; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 51. 2015年9月のクンドゥーズの包囲攻撃において、タリバンは戦闘員を匿うことを市民に強制し、アフガニスタン治安部隊・政府の構成員を見つけるため組織的に戸別捜索を行うことで、市民をさらに危険な状態に置いたと報告されている。UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, pp. 13-18; Amnesty International, *Afghanistan: Taliban Tactics Put Civilians in Harm's Way*, 29 September 2015, <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2015/09/afghanistan-taliban-tactics-put-civilians-in-harms-way/>.

⁷⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 58-59.

⁷⁹ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. ii.

2015年には、国際部隊およびアフガニスタン空軍双方による空爆作戦により、296名の市民の死傷者が出たが、これは2014年と比べて83パーセントの増加である⁸⁰。

パキスタン軍によるパキスタンからアフガニスタンへの越境爆撃の事例は、引き続きアフガニスタン東部の地域に影響を与えている。2015年には、合計19件の越境爆撃による市民の死傷者が32名に上った⁸¹。

2014年4月時点で、500平方キロメートル以上の土地に地雷が埋設されており、これは253地区に暮らす1,609のコミュニティに影響を与えている⁸²。2015年中期には、全国規模の地雷・爆発性戦争残存物による影響を受けたコミュニティ調査（MEIFCS）の結果が公表され、新たに約30平方キロメートルの地域が汚染されていることがわかり、影響を受けるコミュニティの数は1,726に増加した⁸³。

2. 安全関連の事件

2015年に記録された安全関連の事件数は22,634件に上る。これは2014年と比べて3パーセントの増加であり、2001年以来2番目に多い件数だった⁸⁴。サリプル州、ファリヤブ州、ジャウズジャン州、クンドゥーズ州、タハール州といった北部地域で安全関連の事件数の顕著な増加が見られた⁸⁵。

C. 人権状況

人権に関する国内・国際的義務を支持するとアフガニスタン政府が明言しているにもかかわらず、アフガニスタン政府の人権保護の実績は、依然として一貫しないものである。女性・子ども・民族的少数派・被拘禁者などの国民の多くの人々が様々な主体による多くの人権侵害を経験し続けていると報告されている⁸⁶。

⁸⁰ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 59-60.

⁸¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 24.

⁸² Mine Action Coordination Centre of Afghanistan (MACCA), *Mine Action Programme of Afghanistan, Annual Report 1393 (April 2014 - March 2015)*, 2015, <http://www.macca.org.af/macca/wp-content/uploads/2015/09/MAPA-Annual-Report-1393.pdf>, p. 3.

⁸³ United Nations Mine Action Service (UNMAS), *Mine Action Programme of Afghanistan (MAPA) Fast Facts April to June 2015*, July 2015, <http://www.macca.org.af/macca/wp-content/uploads/2015/07/MAPA-Fast-Facts-Apr-Jun-2015.pdf>. この汚染の多くはソビエト・アフガニスタン戦争および2001年以前の国内武力紛争と関係している。

⁸⁴ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 12.

⁸⁵ UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 14.

⁸⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 13-22, 42-57, 64-70. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 15-19, 55-66, 87-89.

1. 人権侵害

市民に対する人権侵害は、地域の実効的支配者が誰であるかにかかわらず、国内全域で発生していると報告されている。政府支配地域では、国家およびその機関による人権侵害が日常的に発生しているという⁸⁷。政府派の武装グループが（部分的に）支配している地域では、そのようなグループが処罰を受けることなく人権侵害を行っているという報告されている⁸⁸。同様に、AGEsの支配地域においても、並列的な司法構造の押しつけを含む人権侵害が広く蔓延しているという⁸⁹。また、人権侵害は、国家・非国家主体の両方によって、それぞれの支配地域外でも行われていると報じられている⁹⁰。深刻な人権侵害は戦闘が行われている抗争中の地域で特に蔓延していると報告されている⁹¹。

a) 国家主体による人権侵害

様々な国家主体およびその機関が深刻な人権侵害を行っているという非難されている。治安部隊の構成員は不法な殺害を行い、子どもを性的に虐待し、搾取したと報告されている。政府役人・治安部隊・拘禁施設当局・警察は、拷問あるいは残酷な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を使用したと報告されている（以下を参照）。各国家主体による人権侵害に対する免責が依然として広範に及んでいるとの報告もある⁹²。

一連の報告書において、UNAMAは、国家治安局（NDS）・アフガニスタン国家警察（ANP）・アフガニスタン地方警察（ALP）・アフガニスタン国軍（ANA）によって拘束された紛争関連の被拘禁者に対する拷問および不当な取扱いの広範に及ぶ使用を記録している。被拘禁者は救済メカニズムにアクセスすることができず、弁護士への意味のあるアクセスを持たないと報告

⁸⁷ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 58, 67; Amnesty International, *Amnesty International Report 2015/16 - Afghanistan*, 24 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d05b7cc.html>.

⁸⁸ UNAMA は 2015 年末までに、アフガニスタン治安部隊の駐留が限られている地域の 10 州 23 地区において、政府の「国民蜂起支援戦略」の一環として政府派の武装グループが編成されている、と記録した。UNAMA によると、このような政府派の武装グループによる人権侵害は過去に相次いで記録されており、同グループの編成は人権侵害および免責の重大な危険性を伴う。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 65-66.

⁸⁹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 50-51.

⁹⁰ 政府派の部隊および AGEs の両者は、その支配地域の内外で標的を絞った殺害、市民の死傷者を伴う戦闘作戦、複合攻撃・自爆攻撃、脅迫・嫌がらせ・威嚇などの人権侵害を行っているという報告されている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 41-53, 58-63. タリバンはカブールを含む政府支配地域で標的を絞った殺害および攻撃を行っており、特に政府および国際社会を支持していると思われる人々を標的としていると報告されている。Immigration and Refugee Board of Canada, *Afghanistan: Whether the Taliban Has the Capacity to Pursue Individuals After They Relocate to Another Region; Their Capacity to Track Individuals Over the Long Term; Taliban Capacity to Carry Out Targeted Killings (2012-January 2016)*, 15 February 2016, AFG105412.E, <http://www.refworld.org/docid/56d7f2670.html>; Christian Science Monitor, *In Afghanistan Capital, Tentacles of Taliban Reach Deep*, 18 November 2015, <http://www.csmonitor.com/World/Asia-South-Central/2015/1118/In-Afghanistan-capital-tentacles-of-Taliban-reach-deep>. 2016 年春季攻勢の声明の中で、タリバンは「本作戦では、アフガニスタン全土の敵陣に対する大規模な攻撃、敵の拠点に対する殉教の呼びかけと戦略的攻撃、都心中心部における敵の司令官の暗殺を行う」と発表した。Statement by Leadership Council of Islamic Emirate Regarding Inauguration of Spring Offensive Entitled "Operation Omari", 12 April 2016, <http://shahamat-english.com/statement-by-leadership-council-of-islamic-emirate-regarding-inauguration-of-spring-offensive-entitled-operation-omari/>. 以下も参照のこと：AAN, *Operation Omari: Taleban Announces 2016 Spring Offensive*, 14 April 2016, <https://www.afghanistan-analysts.org/operation-omari-talebanannounces-2016-spring-offensive/>.

⁹¹ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, pp. 40-79; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 41-93.

⁹² US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

されている⁹³。被拘禁者への虐待および拷問は、治安部隊によって運営されている非公式の拘禁施設でも発生しているとの報告があるが、独立した監視員は立ち入ることができない⁹⁴。通常の刑務所制度外で拘禁された紛争関連の被拘禁者数に関する公式統計は入手できない⁹⁵。

中央刑務所局が運営する刑務所制度は、深刻な過密状態にあり、衛生状態も悪いと報告されている⁹⁶。2014年に新たな刑事訴訟法が発効したにもかかわらず、長期にわたる裁判前勾留は依然として問題となっている⁹⁷。法執行当局は被拘禁者、とりわけ、紛争関連の被拘禁者に自白を強要するために拷問を使用していると報告されている⁹⁸。女性の受刑者に対する性的虐待やいじめが広範に及んでいるという報告もある⁹⁹。

ALPは配置されたいくつかの地域において治安の改善を助けたと報告されている一方で、ALPの構成員による市民に対する人権侵害についての懸念は依然として存在する¹⁰⁰。ALP警官の過去および現在継続する人権侵害に対する説明責任が依然として欠如していることが懸念されており、また、ALP職員が地元有力者の支配下にあるという報告についての懸念も存在する¹⁰¹。2015年、UNAMAはALP警官が関与した134件の市民の死傷（死者35名、負傷者99名）を記録している¹⁰²。2014年、UNAMAは121件の市民の死傷（死者52名、負傷者69名）を記録している¹⁰³。ALPによ

⁹³ UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, p. 17; UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html>. 以下も参照のこと：Amnesty International, *Amnesty International Report 2014/15 - Afghanistan*, 25 February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f07e2215.html>.

⁹⁴ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, p. 19.

⁹⁵ SIGAR, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 October 2015, <https://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2015-10-30qr.pdf>, p.151.

⁹⁶ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; SIGAR, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 October 2015, <https://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2015-10-30qr.pdf>, p. 152; Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>.

⁹⁷ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁹⁸ UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, p. 19; UN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights On the Situation of Human Rights in Afghanistan and On the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights in 2014*, 8 January 2015, A/HRC/28/48, <http://www.refworld.org/docid/5697d1474.html>, para. 35.

⁹⁹ Paiwand Afghan Association, *Afghan Women Penal System*, December 2015, http://www.tolonews.com/pdf/The-Afghan-Women-Penal-System_PAA-Research-Report.pdf, pp. 29-30; Institute for War and Peace Reporting, *Afghanistan: Female Prisoners Complain of Bullying*, 10 December 2015, <http://www.refworld.org/docid/5672e71e4.html>.

¹⁰⁰ 国際危機グループ（International Crisis Group）によると、「ALP 事業は多くの地域で治安状況を改善しておらず、多数の地区で紛争を悪化すらさせた。少数の村人が、ALP は保護を得るためには必要不可欠であり、ALP なしでは彼らの地区は戦場または反徒の避難所となると述べたものの、ALP は守るべき人々を食い物にしているという苦情を聞くことの方が多い。」International Crisis Group, *The Future of the Afghan Local Police*, 4 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/55702a544.html>, p. i. 以下も参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 67-69. ALPの構成員によるクンドゥーズ市内外の住民に対する継続的な人権侵害は、政府への不満の増大を助長し、このような状況に乗じて、2015年9月にタリバンは同市を素早く占拠することができた。UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 1; New York Times, *For Afghans in Kunduz, Taliban Assault Is Just the Latest Affront*, 7 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/08/world/asia/for-afghans-in-kunduz-taliban-assault-is-just-the-latest-affront.html>.

¹⁰¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 68; US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, October 2014, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/Oct2014_Report_Final.pdf, p. 73. UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, pp. 71-72.

¹⁰² UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 67.

¹⁰³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 79.

る人権侵害で最も多いものは、激しい殴打、財産の破壊、窃盗、脅迫、威嚇、嫌がらせであるという¹⁰⁴。

UNAMAは教育に影響を与えるような治安部隊が関わった事件を引き続き記録している。その大半が学校の占拠に関連しており、場合によっては一時的に、学校が戦闘作戦の基地として使用された。このような学校の使用は、基本的に学校を保護された文民施設から正当な軍事標的に変えるものであり、子どもの安心・安全・教育へのアクセスに深刻な影響を与える¹⁰⁵。

UNAMAは、アフガニスタン治安部隊および国際部隊によって病院・診療所・医療従事者が標的とされるような紛争関連の事件についても懸念を表明している¹⁰⁶。とりわけ2015年10月のクンドゥーズ市内の国境なき医師団（MSF）病院に対する米軍の空爆は、何千人もの人から救急医療へのアクセスを奪い、クンドゥーズ州の医療に壊滅的な打撃をもたらしたと報告されている¹⁰⁷。2015年末から2016年初めにかけて、国際部隊の支援の下アフガニスタン治安部隊によって行われた医療施設を対象とした搜索活動によって、市民の死傷者、医療従事者の逮捕・嫌がらせ、医療機器の損傷が発生したという報告の件数が増加した¹⁰⁸。

¹⁰⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 67.

¹⁰⁵ UNAMA および国連児童基金（UNICEF）によると、2015年には24校の学校が政府派の部隊によって軍事目的で使用された。このような事例が最も多く記録されたのはクンドゥーズ州であり、15校の軍事利用によって6,680名（男子3,980名、女子2,700名）の生徒が影響を受けた。ALPも2015年にバグラーン州の学校を数ヶ月間作戦基地として使用していたと報告されており、その間におよそ700名の生徒（女子340名、男子360名）およびおよそ20名の教員（女性教員8名を含む）が、学校にアクセスできなかった。UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 19. 以下も参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 19; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 30; UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, paras 47-48.

¹⁰⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 20. AANによる以下の分析も参照のこと：そのような事件に対する政府役人およびANSF職員の反応は、彼らが病院・診療所にいる負傷した戦闘員を合法的で正当な標的と見なしていることを示唆していると報告している。AAN, *Clinics Under Fire? Health Workers Caught Up In The Afghan Conflict*, 15 March 2016, <https://www.afghanistan-analysts.org/clinics-under-fire-health-workers-caught-up-in-the-afghan-conflict/>. UNAMA および UNICEFによると、2015年に医療へのアクセスに影響を与えた事件の内15件が政府派の部隊によるものとされている。UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 7.

¹⁰⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 20; UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, pp. 7-12; MSF, *MSF Factsheet – Kunduz Hospital Attack*, 8 February 2016, http://www.msf.org/sites/msf.org/files/msf_factsheet_-_kunduz_hospital_attack_-_feb_2016.pdf; AAN, *Ripping Up the Rule Book? US Investigation Into the MSF Hospital Attack*, 27 November 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/ripping-up-the-rule-book-us-investigation-into-the-msf-hospital-attack/>.

¹⁰⁸ 2016年2月17日、ワルダック州におけるアフガニスタン内務省特殊部隊と国際部隊の合同作戦によって患者2名と15歳の少年が略式処刑された。診療所の職員は逮捕され殴打されたと報告されている。UNAMA, *UN Calls On All Parties to Respect Health Facilities*, 23 February 2016, <http://unama.unmissions.org/un-calls-all-parties-respect-healthfacilities>; Swedish Committee for Afghanistan, *International Troops Supported the Raid on the Clinic of Swedish Committee for Afghanistan*, 25 February 2016, <http://swedishcommittee.org/blog/international-troops-supported-raid-clinic-swedish-committeeafghanistan>; New York Times, *Swedish Aid Group Seeks Inquiry Into Afghan Hospital Raid*, 24 February 2016, <http://www.nytimes.com/2016/02/25/world/asia/swedish-committee-for-afghanistan-hospital-raid.html>; HRW, *Afghanistan: Investigate Army Killings of Hospital Patients*, 19 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56caccfe4.html>. UNAMAが記録したところによると、2015年12月にロガール州およびヘルマンド州においてアフガニスタン治安部隊と国際部隊が実施した2つの合同搜索活動により、医療スタッフが逮捕され、診療所の設備が破壊された。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 63.

b) 政府派の武装グループによる人権侵害

政府派の武装グループは、意図的な殺害、暴行、強奪、威嚇、財産の横領といった人権侵害の蔓延に対して責任があると報告されている¹⁰⁹。2015年、UNAMAはそのような集団による市民の死傷者が136名（死者54名、負傷者82名）であったと記録しているが、2014年の記録では死傷者は102名（死者53名、負傷者49名）であった¹¹⁰。2015年には、市民を標的とした殺害の結果、22名が死亡、3名が負傷したと報告されている¹¹¹。

このようなグループの中には、AGEsとの戦闘のためにアフガニスタン治安部隊によって入隊させられたが、ANSFの指揮下になく、その報告義務体系に組み込まれていない地元有力者や民兵がいる¹¹²。政府派の武装グループによる人権侵害の免責が広範に及んでいると報告されている¹¹³。

報告によると、2015年にアフガニスタン治安部隊が全国各地でAGEによる攻勢の封じ込めに苦戦する中で、私設民兵の編成が増加している¹¹⁴。

c) 反政府勢力による人権侵害

AGEsは、超法規的処刑、拷問および不当な取扱いを行っており、また、移動の自由、表現の自由、政治参加、教育・医療へのアクセスに対する権利および効果的な救済を受ける権利を市民が行使することを妨げていると報告されている。

報告によると、AGEsは政府の司法メカニズムまたはサービスの不在に乗り、独自の並列的な「司法」構造を施行している。これは主にAGEsの支配地域で行われているが、そのような地域に限定されることではない¹¹⁵。UNAMAは、このような「並列的な司法構造は違法であり、アフ

¹⁰⁹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 64; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 83-87.

¹¹⁰ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 64-66; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 84. 人権侵害の事例には、司令官と血縁関係にある生徒に良い成績をつけなかったことを理由とする教育部門の職員の殺害も含まれる。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014*, pp.85-86.

¹¹¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 64.

¹¹² Al Jazeera, *Is an 'Afghan Awakening' the Solution?*, 28 September 2015, <http://www.aljazeera.com/indepth/opinion/2015/09/afghanawakening-solution-150927075224969.html>; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, pp. 76-77.

¹¹³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 64-66; HRW, *"Today We Shall All Die": Afghanistan's Strongmen and the Legacy of Impunity*, 3 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f6c1e44.html>, p. 4.

¹¹⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 65-66; HRW, *World Report 2016: Afghanistan*, January 2016, <https://www.hrw.org/world-report/2016/country-chapters/afghanistan>; Tolo News, *Experts Advise Against Establishment Of Militia Groups*, 29 November 2015, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/22576-experts-advise-against-establishment-of-militia-groups>; New York Times, *Afghans Form Militias and Call on Warlords to Battle Taliban*, 24 May 2015, <http://www.nytimes.com/2015/05/25/world/asia/astaliban-advance-afghanistan-reluctantly-recruits-militias.html>.

¹¹⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 50-51. UNAMAが報じたところによると、2015年9月のクンドゥーズ市の包囲攻撃中に、タリバンの並列的な司法構造によって処刑が実行されたという報告が複数寄せられた。UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 13. UNAMAは、2014年に中央高地地方を除くアフガニスタン全域で並列的な司法構造に関連する処罰が記録されていることに言及した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 61.

ガニスタン法の下での正当性や根拠はない。これらの構造のもとで実行される処罰は人権侵害およびアフガニスタン法上の犯罪行為、場合によっては、国際法上の戦争犯罪に相当する」と指摘している¹¹⁶。2015年、UNAMAはAGEsによる死刑宣告およびむち打ちの事例における76名の市民の死傷者（死者60名、負傷者16名）を記録している¹¹⁷。AGEsが並列的な統治体制を課そうと試みている地域において違法な税を強要しているという報告もある¹¹⁸。

AGEsは、表現の自由に対する権利を制限していると報告されている。AGEsに反対する意見または政府を支持する意見を述べる市民、および政府のためのスパイ活動を行ったとしてAGEsに告発された市民は、AGEsによって運営される並列的で違法な司法手続きでの略式裁判にかけられる危険に直面すると報じられている。そうした「犯罪」に対する刑罰は通常処刑である（セクションIII.A.1.gを参照）¹¹⁹。タリバンは、彼らに対して批判的な報道をしていると見なしたメディア企業やジャーナリストに対して複数回にわたる脅迫を行い、激しい攻撃を行っている¹²⁰。

AGEsは政治参加に対する権利にも制限を設けていると報告されている。UNAMAは、2014年の選挙期間中に、選挙プロセスを直接狙った攻撃による死傷者を674名（市民の死者173名、負傷者501名）記録している。その大部分は、地上戦および選挙キャンペーン中の車列や投票所、選挙候補者とその支持者を狙ったAGEsによるIED攻撃によるものだった¹²¹。

AGEsは違法な検問所およびIEDsの使用によって移動の自由に対する権利を制限しているとも報告されている¹²²。2015年のIEDsによる市民の死傷者数は減少したが、UNAMAは、感圧板型IEDsの使用による市民の死傷者を1,051名（死者459名、負傷者592名）記録している¹²³。これは、2014年と比べて35パーセントの増加であった¹²⁴。感圧板型IEDsはもともと治安部隊に対する防衛戦用の武器としてAGEsによって設置されていたが、被害者が自ら作動させる仕組みになっているため、公道・歩道・農地やその他市民が頻繁に出入りする公共エリアを移動中の市民が頻

¹¹⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 51.

¹¹⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 50.

¹¹⁸ Tolo News, *Taliban 'Tax' Phone Companies*, 12 January 2016, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/23371-taliban-tax-phonecompanies>; The Guardian, *British Engineers Evacuated From Key Afghan Dam as Taliban Approach*, 18 September 2015, <http://www.theguardian.com/world/2015/sep/18/british-engineers-evacuated-key-afghan-dam-taliban-approach-kajaki>; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 60, 69.

¹¹⁹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 47; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 61.

¹²⁰ 2016年1月、タリバンはカブールのメディア関係者に対する自爆攻撃についての犯行声明を出した。市民8名が殺害され、24名が負傷し、その多くはメディア関係者であった。UNAMA, *UNAMA Condemns Suicide Attack Targeting Media in Kabul*, 21 January 2016, <http://unama.unmissions.org/unama-condemns-suicide-attack-targeting-media-kabul>. 2015年10月12日、タリバンはToloおよび1 TVの報道機関を正当な軍事標的として明確に指定するとの声明を発表した。Statement by the Military Commission of Islamic Emirate Concerning Intelligence TV Networks of Tolo and 1 TV, 12 October 2015, <http://shahamat-english.com/statement-by-the-militarycommission-of-islamic-emirate-concerning-intelligence-tv-networks-of-tolo-and-1-tv/>. 以下も参照のこと：Reporters Without Borders, *Taliban and Islamic State Treat Media as Targets*, 13 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/5620b15340a.html>; New York Times, *Taliban Threats to Afghan Journalists Show Shift in Tactics*, 18 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/19/world/asia/taliban-threats-to-afghan-journalists-show-shift-in-tactics.html>.

¹²¹ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report on the Protection of Civilians in Armed Conflict 2014*, July 2014, <http://www.refworld.org/docid/53bd394f4.html>, p. 53.

¹²² UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 35-41; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 42-50. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; AIHRC, *The Situation of Human Rights in Afghanistan in 1393*, 11 August 2015, <http://www.refworld.org/docid/5694bc384.html>, pp. 43-44.

¹²³ 感圧板型 IED は、被害者が自らが作動させる IED であり、人または車両が起爆装置またはスイッチ（感圧板型 IED の場合は感圧板）を発動させると爆発する：UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 79.

¹²⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 38.

繁に被害を受けている¹²⁵。「このような状況下において、IEDsが市民に無差別的に偏った被害をもたらしているにもかかわらず、反政府勢力がアフガニスタン治安部隊を標的として、バザール・町や市の中心部・モスク・病院または学校付近といった、市民で混雑する場所においてIEDsを継続して使用していること」に対して、UNAMAは懸念を表明している¹²⁶。市民の農地・歩道・公道・その他の公共エリアに仕掛けられたIEDsは医療・教育・生計手段へのアクセスを妨げており、市民が死・障害・重傷・所有物の破壊の脅威に常に晒されながら生活しなくてはならないという恐怖と安全への不安といった環境を作り出している¹²⁷。

タリバンの公式声明は、教育への支持を強調し、国内の教育を促進することはタリバンの主要目的の一つであると引き続き宣言している¹²⁸。地域によっては、タリバンは学校および教育の再開を促進した¹²⁹。また、タリバン内の穏健派は女子および女性の教育への支持を表明しているという¹³⁰。しかしながら、タリバンやISIS関連団体が学校・マドラサを使って子どもを洗脳し、戦闘および戦闘支援任務で使用するための徴集を行っているという報告もある¹³¹。タリバンは、彼らが承認した基準を順守させるために、学校カリキュラムに干渉し、またはカリキュラムをコントロールしようとしているとの報告もある¹³²。

教育へのアクセスに直接影響を与える紛争に関連する暴力の事例は、国内のすべての地域において引き続き発生していると報告されている¹³³。報告された事例の大半は、タリバンを含むAGEsによるものである。事例の中には、学校の焼き討ち、教師・職員を標的とした殺人および脅迫、学校内および学校近辺でのIED設置、教育施設に対するロケット弾攻撃、学校（特に女子校）の閉鎖が含まれる¹³⁴。また、学校は軍事目的でも占拠・使用され、国際人道法上で保護された

¹²⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 37-38.

¹²⁶ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 45; see also UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 38.

¹²⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 35-41; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, pp. 42-49; UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 27 February 2015, A/69/801-S/2015/151, <http://www.refworld.org/docid/556585104.html>, para. 41.

¹²⁸ 例えば、以下のタリバンによる声明を参照のこと：Islamic Emirate of Afghanistan, *Message of Felicitation of the Esteemed Amir-ul-Momineen, Mullah Akhtar Mohammad Mansoor, (May Allah Protect Him), on the Eve of Eid-ul-Odha*, 22 September 2015, <http://shahamatenglish.com/message-of-felicitation-of-the-esteemed-amir-ul-momineen-mullah-akhtar-mohammad-mansoor-may-allah-protect-him-on-theeve-of-eid-ul-odha/>; Islamic Emirate of Afghanistan, *Full text of the Statement Delivered by the Delegation of Political Office of the Islamic Emirate in the International Pugwash Research Conference*, 2 May 2015, <http://shahamat-english.com/full-text-of-the-statement-delivered-by-the-delegation-of-political-office-of-the-islamic-emirate-in-the-international-pugwash-research-conference/>.

¹²⁹ Radio Free Europe/Radio Liberty, *Afghan Authorities, Taliban Agree to Reopen Schools in Contested Region*, 23 November 2015, <http://gandhara.rferl.org/content/afghan-authorities-taliban-agree-to-reopen-schools/27382363.html>.

¹³⁰ Washington Post, *A New Taliban Breakaway Group Claims Support for Peace and Women's Rights*, 8 November 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/a-new-taliban-breakaway-group-claims-support-for-peace-and-womensrights/2015/11/08/846cdc79-6e07-4c44-9256-b2ba105eb945_story.html; Wall Street Journal, *Taliban Take Girls Back to School*, 16 January 2014, <http://www.wsj.com/articles/SB10001424052702304049704579318592003912998>.

¹³¹ HRW, *Afghanistan: Taliban Child Soldier Recruitment Surges*, 17 February 2016, <https://www.hrw.org/news/2016/02/17/afghanistantaliban-child-soldier-recruitment-surges>; PBS Frontline, *Why Afghanistan's Children Are Used as Spies and Suicide Bombers*, 17 November 2015, <http://www.pbs.org/wgbh/frontline/article/why-afghanistans-children-are-used-as-spies-and-suicide-bombers/>.

¹³² Washington Post, *The Taliban Indoctrinates Kids with Jihadist Textbooks Paid for by the U.S.*, 8 December 2014, <https://www.washingtonpost.com/news/worldviews/wp/2014/12/08/the-taliban-indoctrinates-kids-with-jihadist-textbooks-paid-for-by-the-us/>.

¹³³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 18-19.

¹³⁴ UNAMAおよびUNICEFによると、2013年1月1日から2015年12月31日の間に「教職員に対する脅迫および威嚇の件数が増大した。2015年の一年を通じて、このような事件は子どもたちの教育へのアクセスをますます妨げ、学校閉鎖、少女の教育の禁止、強奪を招いた。2015年には、UNAMAとUNICEFは反政府勢力が直接的または間接的に少女の教育へのアクセスを制限した事件を19件記録した。」UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 8. 以下も参照のこと：UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 33; UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, para. 44.

地位が損なわれ、子どもの教育へのアクセスが妨げられているという¹³⁵。さらに、地域の治安状況を理由に、アフガニスタンでは多くの学校が依然として閉鎖されたままだと報告されている¹³⁶。

同様に、AGEsは医療へのアクセスも制限していると報告されている。2015年には、UNAMAはAGEsが病院や医療従事者を標的とした事例を63件記録しており、これは2014年と比較して47パーセントの増加である¹³⁷。タリバンがポリオの予防接種活動を支持することを誓ったにもかかわらず、AGEsは依然として予防接種を禁止しており、継続してポリオの保健員を攻撃していると報告されている¹³⁸。

また、宗教の自由に対する権利もAGEsによる攻撃の対象となっていると報告されている。そうした攻撃には、イスラム教の原則・規範・価値について、AGEsの解釈に反すると見なされる個人やコミュニティに対する脅迫や攻撃などが含まれる¹³⁹。

2. 人権侵害から市民を保護する国家の能力

法的枠組みにおいて人権の保護の規定があっても、これらの権利を促進し、保護するというアフガニスタンの国内法・国際法上の義務を実際に実施することは、多くの場合、課題であり続けている。アフガニスタンの統治および法の支配の遵守は、とりわけ弱いと認識されている¹⁴⁰。

¹³⁵ UNAMA および UNICEF によると、2015 年には少なくともナンガルハール州、ヌーリスタン州、ロガール州、クンドゥーズ州にある学校 11 校が AGEs によって軍事目的で使用された。UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 19. 以下も参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 19; UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, para. 48.

¹³⁶ 報告によると、クンドゥーズ市におけるタリバンの攻勢によって「497 校全てが閉鎖され、330,000 人以上の子どもが教育へのアクセスを妨げられた。タリバンは、21 校に損傷を与えたのに加え、4 校を軍事目的で使用した。」UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 34. 以下も参照のこと：IRIN, *School Closures Fuel Taliban Recruitment*, 16 December 2015, <http://www.refworld.org/docid/569412eb6d2b.html>. ISIS 関連団体もナンガルハール州の数十の学校を閉鎖せたと報告されている。Vice News, *The Islamic State Has Shut Down 57 Afghan Schools*, 17 September 2015, <https://news.vice.com/article/the-islamicstate-has-shut-down-57-afghan-schools>.

¹³⁷ タリバンがこれらの事件の内 36 件において加害者である一方で、ISIS 関連の戦闘員が 12 件において加害者として報告されている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 20. 2014 年に、医療従事者が少なくとも 10 名殺害され、さらに 14 名が誘拐されたと報じられている。38 件の事件が武装グループによるものとされ、その内 13 件はタリバンによるとされた。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 34.

¹³⁸ UNICEF によると、「2015 年末までに、反政府勢力によって課された予防接種禁止令およびポリオの保健員に対する直接的な攻撃が原因で、アフガニスタンにおける子ども 681,962 名がポリオの予防接種を受け損なった。」UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 20-21. UNAMA は、ポリオの予防接種活動を支持しているとの声明をタリバンが発表したとの報告があるにもかかわらず、何人かのタリバン司令官およびその他の AGEs が同活動を妨害または禁止している、とも述べている。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, pp. 22-23. 以下も参照のこと：UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 52.

¹³⁹ AGEs による危険に晒されている宗教的指導者の状況に関する詳細な分析については、セクション III.A.1.h を参照のこと。タリバンによってイスラム教の原則・規範・価値の解釈に反すると見なされる人々の状況の分析については、セクション III.A.6 を参照のこと。社会的道徳観に反すると見なされる女性の具体的な状況の分析については、セクション III.A.8 を参照のこと。

¹⁴⁰ World Justice Project によってまとめられた 2015 年度の法の支配指数 (Rule of Law Index) 年報によると、アフガニスタンは 102 カ国中 101 位だった。World Justice Project, *Rule of Law Index 2015*, 2015, http://worldjusticeproject.org/sites/default/files/roli_2015_0.pdf. 以下も参照のこと：United States Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 12 January 2015, RS21922, <http://www.refworld.org/docid/56bb1e834.html>, p. 31.

2015年には、政府の実績に対する大衆の満足度および公共機関に対する大衆の信頼度は急激に低下したと報告されている¹⁴¹。

人権を保護する政府の能力は、多くの地区で治安悪化およびAGEsによる頻繁な攻撃により損なわれている。農村部および不安定な地域は一般的に公式の司法制度が弱体であり、民事紛争および刑事事件を有効かつ信頼できる方法で解決することができないと報告されている¹⁴²。政府が指名した裁判官および検察官は、治安悪化により、そのようなコミュニティに留まることができないことが頻繁にあると報告されている¹⁴³。

汚職の蔓延、効果的な統治を行う上での課題および免責の風潮すべてが、法の支配を弱体化させ、国家が人権侵害からの保護を提供する能力を損なう要因として、人権を監視する者から報告されている¹⁴⁴。人権侵害に対する説明責任は依然として弱いものであると報告されており、移行期において正義をもたらす制度設計を進展させるための政治的支援はほとんど、または、全く具体化されていない¹⁴⁵。上述の通り、ANPやALPといった人権保護の任務を負う多くの国家主体自身が、アフガニスタンの一定の地域において、処罰を受けることなく、人権侵害を犯していると報告されている。

汚職は、国家・州・地域レベルの国家機構の多くの部分に影響を与えていると報告されている¹⁴⁶。州および地区のレベルで政府役人に接触した全アフガニスタン市民の最大3分の2が、公的

¹⁴¹ Asia Foundation, *Afghanistan in 2015: A Survey of the Afghan People*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 95-97.

¹⁴² 米国国務省によると、「中央政府の影響力が最も強力な都市中心部では公的な司法制度も比較的強力であるが、人口の約76パーセントが居住している農村部では公的な司法制度はより脆弱である。」US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. Freedom Houseは、「とりわけ農村部においては、伝統的な正義または民衆による正義が住民にとっての主な拠り所である」と報告している。Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>. 国連開発計画(UNDP)の報告によると、政府は「農村部における認知を求めて苦戦しているが、主な理由は以下の通りである：(i) 地方の公共機関において利用可能な能力・意思決定権限・財源・人的資源が欠如しており、必要な時に政府代表がその事務所にいないことも、状況を悪化させている；(ii) 伝統的構造が長年にわたって確立された役割を持ち、比較的評価が高いこととは対照的に、(政府は)腐敗しており能力がないという認識が一般的である；(iii) 安全保障上の懸念がある。」UNDP, *Management of Local Grievances and Complaints in the Afghan Public Sector: Afghanistan Sub-National Governance Study Paper No. 4*, January 2014, <http://www.af.undp.org/content/dam/afghanistan/docs/Other/StudyPapers/UNDP-AF-24022014-Formal%20Governance%20Mechanisms.pdf>, p. 31.

¹⁴³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 45-46. 裁判官および弁護士はしばしば地元の指導者や武装グループによる脅迫の対象となると報告されている。Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>. 主に治安の悪い地域において、広く裁判官の不足が生じていると報告されている。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

¹⁴⁴ AIHRCの報告によると、「(中略)アフガニスタン司法および司法制度は、人権侵害の事例に効果的に対処する上で多くの問題に直面している。これには多くの理由がある。例えば、同制度内の腐敗と職業意識の低さ、それらの機関の独立性の欠如、有力者や影響力のある人物が機関内に及ぼす影響、不安定な状況、国内の様々な地域において違法で無謀な行為を行う武装した人々・武装グループが存在すること、これらの機関に対する効果的な監督の欠如が、最も重要な理由として挙げられる。」AIHRC, *The Situation of Human Rights in Afghanistan in 1393*, 11 August 2015, <http://www.refworld.org/docid/5694bc384.html>, p. 87. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>.

¹⁴⁵ 2011年にAIHRCによって共産党時代以降の戦争犯罪および人道に対する罪のマッピングを行った報告書が作成され、2014年の初めにカルザイ前大統領に手渡された。同報告書を公開するというガーニ大統領の選挙公約があったにもかかわらず、公開日は確定していない。HRW, *World Report 2015 - Afghanistan*, 29 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54cf83c915.html>. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

¹⁴⁶ 2015年の腐敗認識指数において、アフガニスタンは168カ国中166位だった：Transparency International, *2015 Corruption Perceptions Index*, <http://www.transparency.org/cpi2015>. アフガニスタン独立共同反汚職モニタリング・評価委員会 (Afghanistan Independent Joint Anti-Corruption Monitoring & Evaluation Committee) によると、「司法部門は汚職事案を捜査・起訴する能力が非常に低いままである。ほとんど処罰を受けることなく活動していて広い人脈を持つ個人で、自分が事実上法を超越している」と知って安全が確保されている者に対しては特にそうである。」Independent Joint Anti-Corruption Monitoring & Evaluation Committee, *News Release: Uneven Results in the Fight Against Corruption*, September 17 2015,

サービスにアクセスするために賄賂を支払わなければならなかったと報告している¹⁴⁷。警察内では、汚職および職権乱用・強奪が蔓延していると報告されている¹⁴⁸。同様に、司法制度においても広範に及ぶ汚職がおきていると報告されている¹⁴⁹。

地域によっては、民事紛争解決のためにタリバンが運営する裁判所のように、地方のコミュニティが並列的な司法構造をより好むことがあるという¹⁵⁰。それでもなお、UNAMAは、通常はこのような構造はコミュニティに強制的に押しつけられているものであり、また、こうした構造により行なわれている処刑や切断といった刑罰は、アフガニスタン法上では犯罪行為であるとしている。こうした並列的な司法構造によって行なわれる人権侵害の被害者は、政府の救済メカニズムにアクセスすることができないと報告されている。UNAMAは、政府が並列的な司法構造の枠組みで犯される犯罪の加害者に責任を取らせることができないことは、相当な注意義務原則の下での人権の侵害に相当するとしている¹⁵¹。

D. 人道状況

アフガニスタンで継続する紛争は、国内の人道状況に大きな重荷を課し続けている¹⁵²。治安が全体的に悪化し¹⁵³、人道支援関係者に影響を与える安全上の事件が増加した結果¹⁵⁴、被害を受けた人々への人道的アクセスが制限された¹⁵⁵。とりわけ紛争の影響を受けた地域に駐在する人

[http://www.mec.af/files/2015_09_17_MEC_News_Release_\(English\).pdf](http://www.mec.af/files/2015_09_17_MEC_News_Release_(English).pdf). 以下も参照のこと：US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

¹⁴⁷ Asia Foundation による調査によると、回答者の 61 パーセントが州レベルで公共サービスにアクセスする際に、時々、ほとんどの場合、または常に、賄賂を支払わなければならなかったという。その一方で自治体レベルでの同じ数値は、66 パーセントであった。Asia Foundation, *Afghanistan in 2015: A Survey of the Afghan People*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 99-100.

¹⁴⁸ 例えば以下を参照のこと：SIGAR, *Afghan Local Police: A Critical Rural Security Initiative Lacks Adequate Logistics Support, Oversight, and Direction*, October 2015, <https://www.sigar.mil/pdf/audits/SIGAR-16-3-AR.pdf>.

¹⁴⁹ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

¹⁵⁰ Voice of America, *Corruption Encourages Parallel Judiciary in Afghanistan*, 12 January 2016, <http://www.voanews.com/content/corruption-encourages-parallel-judiciary-afghanistan/3142316.html>; Institute for War and Peace Reporting, *Afghans Turn to Taliban Justice*, 1 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/556d79ee4.html>.

¹⁵¹ UNAMA が確認したところでは、「タリバン裁判所を自主的に選択するコミュニティも存在するものの、特にタリバンなどの反政府勢力が、彼らの並列的な司法構造に従うよう地方のコミュニティに強制しているという報告が多く寄せられている。」UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 60-62.

¹⁵² UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 41; UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA), *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf.

¹⁵³ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, paras. 12-14; AAN, *The Second Fall of Musa Qala: How the Taliban Are Expanding Territorial Control*, 3 September 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-second-fallof-musa-qala-how-the-taliban-are-expanding-territorial-control/>. 治安状況に関する詳しい情報については、セクション II.B を参照のこと。

¹⁵⁴ OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Response Plan*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hrp_final_20160107_lr.pdf, p. 12. OCHA は、2014 年と比べて、人道援助関係者に影響を与える安全関連の事件の発生件数に減少が見られたと報告している（2014 年の 294 件に対し 255 件）。しかしながら、これらの事件の影響は深刻さを増している。OCHA, *Humanitarian Bulletin Afghanistan, Issue 47*, December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_mhb_december_2015_v1.pdf, p. 6. 以下も参照のこと：IRIN, *Aid at Risk as Afghanistan's War Splinters*, 19 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54be5e7e4.html>.

¹⁵⁵ UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, paras. 46, 56; OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, p. 20; UNHCR, *Global Focus - Afghanistan*, <http://reporting.unhcr.org/node/4505>; OCHA, *Afghanistan Third Quarter Report*, 2015, https://docs.unocha.org/sites/dms/Afghanistan/Afg_Dashboard_Quarter_Three_00_Final_20151224.pdf, p. 4; IRIN, *Afghan Conflict and Upcoming Winter Complicate Earthquake Relief*, 27 October 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-conflict-and-upcoming-winter-complicate-earthquake-relief>; ICRC, *Annual Report 2014 - Afghanistan*, 9 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/558131973.html>, p. 277.

道機関が限られていることで、アフガニスタンの最も脆弱な人々が救命援助にアクセスすることが妨げられている。

数十年に及ぶ紛争と頻発する自然災害は、アフガニスタン国民を深刻に脆弱な状態に置いており、多くの人々のコーピング・メカニズムは使い尽くされつつある。継続する紛争は、生計手段の破壊、家畜の喪失、伝染病率の上昇、移動の増加、継続する人権侵害および犯罪率の上昇により、こうした脆弱性をさらに悪化させている¹⁵⁶。同様に、長期化する紛争、貧弱な統治、貧弱または腐敗した機関によって、災害に対する備え、リスク削減および緊急対応メカニズムが弱体化したり、または不在になっていると報告されている¹⁵⁷。その結果、洪水・土砂崩れ・地震・干ばつ・厳しい冬の天候などの自然災害は、すでに回復力をすり減らしてしまった人々の脆弱性をさらに高める要因になっている¹⁵⁸。アフガニスタンの状況を監視している者の間では、2016年には、人道支援を必要とする者の数が増加するとの見方が強い¹⁵⁹。

人道的指標は、アフガニスタンでは危機的に低い。2015年末までには、合計しておよそ2,700万人の人口の内、810万人が人道支援を必要としていたと報告されている¹⁶⁰。報告によると、100万人以上の子どもが急性栄養失調で苦しみ、9.1パーセントの子どもが5歳の誕生日を迎える前に死亡する¹⁶¹。国内の貧困ラインを下回る生活をしていると報告されている人口の割合は35.8パー

¹⁵⁶ 例えば以下を参照のこと：OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf; UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, pp. 2-3; UN Office on Drugs and Crime (UNODC), *Afghanistan Opium Survey 2014 - Socio-Economic Analysis*, 20 April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55672dcfa.html>, p. 36. 国連事務総長によると、「2015年、難民・帰還省と国連が共同議長を務める国内避難民に関する国家タスクフォースは、アフガニスタン国内34州の内31州における紛争の結果、国内で335,000人が避難を余儀なくされたと記録した。この数値は2002年以降記録されてきた国内避難民数の中でも最も多い部類に入る。2014年と比べて78パーセントの増加であり、この数値から、アフガニスタン国内の避難民の数は100万人以上であると推測される。」UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>, para. 41. 機関間常設委員会の準備・回復力タスクチームと欧州委員会によって開発されたリスクアセスメントツールであるINFORMによると、アフガニスタンは、人道危機や国家の対応能力を圧倒し得る災害が起きるリスクの高さが第3位であった。以下を参照のこと：INFORM, *Index for Risk Management - Results 2016*, November 2015, http://issuu.com/inform_index/docs/inform_results_report_2016_web および INFORM, *Afghanistan Country Profile 2016*, http://www.inform-index.org/Portals/0/Inform/2016/country_profiles/AFG.pdf.

¹⁵⁷ Norwegian Refugee Council/Internal Displacement Monitoring Centre (NRC/IDMC), *Afghanistan: New and Long-Term IDPs Risk Becoming Neglected as Conflict Intensifies*, 16 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55af44064.html>, pp. 6, 11-12. 以下も参照のこと：IRIN, *Afghan Conflict and Upcoming Winter Complicate Earthquake Relief*, 27 October 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanconflict-and-upcoming-winter-complicate-earthquake-relief>. それにもかかわらず、国連事務総長は、対応メカニズムの能力においていくつかの進展が見られた、としている。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, paras 49, 69.

¹⁵⁸ 2015年10月26日にアフガニスタン北東部で起きた地震によって、140,000人以上が人道支援が必要な状況に陥った。以下を参照のこと：Food Security and Agriculture Cluster (FSAC), *Earthquake Response Map*, December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/common_operating_picture_food_security_and_agriculture_cluster_earthquake_response_food_and_cash_assistance_provided_at_december_201.pdf. 以下も参照のこと：UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 48.

¹⁵⁹ OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Response Plan*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hrp_final_20160107_lr.pdf, pp. 7, 9-10.

¹⁶⁰ OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, p. 12.

¹⁶¹ 以下を参照のこと：OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, p. 19 および UN Inter-Agency Group for Child Mortality Estimation (UN IGME), *Levels & Trends in Child Mortality - Report 2015*, September 2015, http://www.childmortality.org/files_v20/download/IGME%20report%202015%20child%20mortality%20final.pdf, p. 18; UNICEF, *Country Statistics - Afghanistan*, <http://data.unicef.org/countries/AFG.html>. セーブ・ザ・チルドレンによると、妊産婦保健に関して著しい進展が見られた。2000年から2014年までの間にアフガニスタンにおける妊産婦死亡率が60-70パーセント減少した。その結果、2012年まではランキングの下位10位以内であったにもかかわらず、2014年の妊産婦指標では178カ国中146カ国に位置づけられた。Save the Children, *State of the Worlds' Mothers 2014: Saving Mothers and Children in Humanitarian Crises*, 2014, <http://www.refworld.org/docid/53d60c3f4.html>, pp. 66-68.

セントに上り¹⁶²、170万人のアフガニスタン人が食糧危機に直面している¹⁶³。人口の46パーセントしか飲料水へのアクセスが得られていない¹⁶⁴。アフガニスタンは依然としてこの地域の最貧国であり、2015年の国連人間開発指標では188カ国中、171位であった¹⁶⁵。

継続する紛争は、特にAGEsの支配・影響下にある地域において、医療従事者および医療施設への直接攻撃が行われたり、また、一般的な治安悪化により医療施設へのアクセスが妨げられていることにより、特に医療へのアクセスに対して深刻な影響を与えている¹⁶⁶。人口の36パーセントが基本的なプライマリー・ヘルスケア・サービスへのアクセスを持たないと報告されている¹⁶⁷。

E. 紛争によって引き起こされた移動

紛争および治安悪化は依然としてアフガニスタン国内での移動を引き起こす主な推進力であり、国の全ての地域に影響を与えている¹⁶⁸。2015年末までには、2002年以降の紛争関連の事件が原因で、100万人以上のアフガニスタン人が国内避難民（IDPs）として生活していると推定されている。この数には、長期にわたって避難を余儀なくされている人（複数回移動している人を含む）に加えて、新たに移動した人も含まれる。2015年に新たに移動した人数は推定38万4000人であり、これは2014年（およそ19万2000人）および2013年（およそ12万7000人）に報告された避難数と比べて著しく増加している。2016年初めの移動の傾向は、2015年末と同様であると報告されている¹⁶⁹。アフガニスタンにおけるIDPsの正確な数に関する情報は入手困難である。同国におけるIDPsの総数の公式な数値は、都市部に散在するIDPsおよび人道機関がアクセスでき

¹⁶² UNDP, *Human Development Index*, 2015 rankings, <http://hdr.undp.org/en/composite/MPI>.

¹⁶³ OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, p. 17.

¹⁶⁴ UNICEF, *Child Notice Afghanistan*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/56430b2d4.html>, p. 44. AIHRC が実施した調査によると、インタビュー対象者の 84 パーセントは飲料水へのアクセスがあったが、IDPs にとっては依然としてアクセスが困難であった。AIHRC, *The Situation of Human Rights in Afghanistan in 1393*, 11 August 2015, <http://www.refworld.org/docid/5694bc384.html>, pp. 6, 51-52.

¹⁶⁵ UNDP, *Human Development Index*, 2015 rankings, <http://hdr.undp.org/en/composite/HDI>.

¹⁶⁶ OCHA によると、医療サービスへのアクセスの欠如によって主要な伝染病の発生率が上昇した。OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, pp.8-9. 2015年10月にタリバンがクンドゥーズを一時的に掌握したことは、同市に残っていた市民による基本的なサービスへのアクセスに甚大な影響を与えた。米軍による MSF 病院への攻撃の結果もそれに含まれるが、同病院はその種では同市内における唯一の医療施設であった。UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 19; 以下も参照のこと：UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 46.

¹⁶⁷ OCHA, *Afghanistan 2016 Humanitarian Needs Overview*, 31 December 2015, https://www.humanitarianresponse.info/en/system/files/documents/files/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, p. 18.

¹⁶⁸ 2015年11月末時点で、2015年に最も多くの新たな移動が起きた10州は（規模の大きい順）、クンドゥーズ州、ナンガルハール州、タハール州、カブール、ヘルマンド州、バドギース州、ファリヤブ州、ファラ州、バダフシャーン州、パクティヤ州である。UNHCR, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/56af05cb4.html>; NRC/IDMC, *Afghanistan: New and Long-Term IDPs Risk Becoming Neglected as Conflict Intensifies*, 16 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55af44064.html>. 2015年末までに、アフガニスタンの34州の内31州が紛争による強制的な人口移動の影響を受けた。UNHCR, *Major Situations of Conflict-Induced Displacement in the First Months of 2016*, 24 February 2016, http://www.unhcr.af/UploadDocs/DocumentLibrary/UNHCR_Summary_note_on_conflict_IDPs_APC_24.02.2016_635924216039050000.pdf, p. 1. 以下も参照のこと：S. Schmeidl, “Heeding the Warning Signs: Further Displacement Predicted for Afghanistan”, *Forced Migration Review*, May 2014, <http://www.fmreview.org/afghanistan/schmeidl.html>.

¹⁶⁹ UNHCR, *Conflict-Induced Internal Displacement 2015: The Year In Review*, April 2016, http://www.unhcr.af/UploadDocs/DocumentLibrary/UNHCR_2015_End_Year_Report_Conflict_Induced_Internal_Displacement_Final_635962401577970000.pdf; UNHCR, *Major Situations of Conflict-Induced Displacement in the First Months of 2016*, 24 February 2016, http://www.unhcr.af/UploadDocs/DocumentLibrary/UNHCR_Summary_note_on_conflict_IDPs_APC_24.02.2016_635924216039050000.pdf, pp. 1-2; UNHCR, *IDP Monthly Package*, December 2015, http://www.unhcr.af/UploadDocs/DocumentLibrary/IDP_Monthly_Package_December_2015_v2_w_635899155398360000.xlsx.

ない地域にある農村に移動した人々を除いている可能性があるため、アフガニスタンにおける国内避難の問題の実際の規模を過小評価しているおそれがある¹⁷⁰。

国内避難民（IDPs）のための国の政策は、2013年11月に政府によって承認され、2014年2月から着手されている。政策は、紛争および自然災害が原因となった移動を対象とし、IDPsの権利、政府の各省庁の役割と責任、人道機関・その他のパートナー機関の役割を規定している¹⁷¹。しかしながら、同政策の実施には依然として課題が残っている¹⁷²。IDPsは依然としてアフガニスタンで最も脆弱なグループの一つである¹⁷³。多くのIDPs、とりわけ紛争の影響下にある農村部のIDPsには、人道機関の支援の手が届かない¹⁷⁴。IDPsの中では、女性・子ども・高齢者・障がいを持つ者がとりわけ脆弱である¹⁷⁵。

アフガニスタンでは急速な都市化が進んでいる。多くのIDPsが、最終的には大都市の中心部に行き着くが、そのような場所では受け入れ能力に限りがあり、基本的なサービスへのアクセスが依然として大きな課題となっている¹⁷⁶。弱体で能力のない統治機構に加えて、有効な都市政策および規制の枠組みの欠如は、ますます都市部の貧困の増加および不平等の拡大を招いてい

¹⁷⁰ NRC/IDMC, *Afghanistan: New and Long-Term IDPs risk Becoming Neglected as Conflict Intensifies*, 16 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55af44064.html>; OCHA, *2015 Humanitarian Needs Overview Afghanistan*, November 2014, <https://docs.unocha.org/sites/dms/Afghanistan/Afghanistan%20HRP%202015%20Humanitarian%20Needs%20Overview.pdf>, p. 9. 以下のIDP アセスメントに関する課題分析も参照のこと：UNHCR, *Afghanistan - Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55641ca04.html>.

¹⁷¹ The Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *National Policy On Internally Displaced Persons*, 25 November 2013, [http://morr.gov.af/Content/files/National%20IDP%20Policy%20-%20FINAL%20-%20English\(1\).pdf](http://morr.gov.af/Content/files/National%20IDP%20Policy%20-%20FINAL%20-%20English(1).pdf); UNHCR, *UNHCR Welcomes Afghanistan's New IDP policy*, 11 February 2014, <http://www.unhcr.org/52fa062a9.html>.

¹⁷² UNHCR, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update November 2015*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/56af05cb4.html>.

¹⁷³ OCHA, *2016 Humanitarian Needs Overview*, November 2015, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, pp. 8-9. AIHRCによると、「避難民は、雇用・福祉へのアクセスの権利、教育・医療を受ける権利、食糧・飲料水へのアクセスの権利を含むその他の権利に加えて、自分たちの故郷や生活の機会を失う。極度の貧困は、避難民にとって最も深刻な問題のひとつである。高齢者、子ども、妊婦、病人、障がいを持つ人々は、場合によっては自らの死を招くような耐え難い問題に直面する。」AIHRC, *A Report on the IDPs Situation in Afghanistan*, 19 December 2015, http://www.aihrc.org.af/home/press_release/5230. 女性と子どもは特に、複数回の避難を経験することで、それに関連した保護上の危険に対して脆弱になることが分かっている。Samuel Hall, *Policy Brief: National Policy on IDPs in Afghanistan - From Policy to Implementation: Engaging with National Procedures, National and International Stakeholders in 2015*, 8 April 2015, <http://samuelhall.org/REPORTS/Afghanistan%20National%20IDP%20Policy%20Brief.pdf>, p. 7. 2012年にSamuel Hall, NRC/IDMCおよび合同IDPプロファイリングサービスによって行われた共同研究は、「インタビューを受けたIDPsの約90パーセントが極度に脆弱な個人（EVIs）の基準を満たしており、その社会経済的背景のために、国の平均以下の状況にあるだけでなく、生命を脅かされる状況下において生活することを余儀なくされるという重大な危険性に晒されている。」としている。Samuel Hall Consulting, *Challenges of IDP Protection: Research Study on the Protection of Internally Displaced Persons in Afghanistan*, November 2012, https://www.nrc.no/arch_img/9154086.pdf, p. 22.

¹⁷⁴ OCHA, *Afghanistan 2015 Humanitarian Response Plan: Mid-Year Review of Financing, Achievements and Response Challenges*, 18 August 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanistan-2015-humanitarian-response-plan-mid-year-review-financing>, p. 4; UNHCR, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, June 2015, <http://www.refworld.org/docid/55ba09dc4.html>.

¹⁷⁵ IDPの子どもの5人中3人は学校に通っていないと報告されている。OCHA, *2016 Humanitarian Needs Overview*, November 2015, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, p. 20. 2015年5月にカブールで最近避難した家族に対して行われたアセスメントによると、生活費が高み収入が非常に少ないことを理由に、子どもたちのほとんどは家族の収入に貢献するために働いている。UNHCR, *Afghanistan - Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, May 2015, <http://www.refworld.org/docid/5594f2544.html>, p. 3. カブール、東部の都市ジャララバード、アフガニスタン南部のカンダハールにおける避難民のコミュニティと、これまで移動を強いられてこなかったコミュニティ双方の出身者446人に行ったインタビューに基づいて、NRCと連絡事務所が述べたところでは、「アフガニスタンの女性によって最近挙げられた功績にもかかわらず、若い女性と少女は、同じ立場の男性たちと比べて、教育・医療・雇用にアクセスする上でずっと多くの、質的にも異なる困難に直面している。これは非公式居住地においてより顕著であるように見受けられる。」NRC / The Liaison Office, *Listening to Women and Girls Displaced to Urban Afghanistan*, 26 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/5513bec24.html>, p. 13.

¹⁷⁶ United States Institute of Peace (USIP), *The Forced Return of Afghan Refugees and Implications for Stability*, January 2016, <http://www.usip.org/sites/default/files/PB199-The-Forced-Return-of-Afghan-Refugees-and-Implications-for-Stability.pdf>, p. 2; OCHA, *2016 Humanitarian Needs Overview*, November 2015, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/afg_2016_hno_final_20151209.pdf, p. 8; UNHCR, *Solutions Strategy for Afghan Refugees Update 2015-2016*, August 2015, <http://www.unhcr.org/542522922.html>, p. 11; OCHA, *2015 Strategic Response Plan: Afghanistan*, November 2014, <https://docs.unocha.org/sites/dms/Afghanistan/Afghanistan%20HRP%202015%20Strategic%20Response%20Plan.pdf>, p. 26.

ると報告されている¹⁷⁷。アフガニスタンの都市部における中間所得層および低所得層の世帯の大多数は、辺ぴな場所にあつて公共サービスが不十分な非公式居住地で暮らしていると報告されている¹⁷⁸。2013-2014年のアフガニスタン生活環境調査 (Afghan Living Conditions Survey) によると、アフガニスタンの都市部の人口の73.8パーセントがスラム地域で暮らしている¹⁷⁹。都市部の世帯の貧困は広がっており、その経済状況は過去数年で著しく悪化したと報告されている¹⁸⁰。

カブール市はアフガニスタンの街の中でも最も人口増加が多い街である。公式な人口推定値によると、カブール市は2015年には350万人の住民を抱え、2005年から2015年の年間人口増加率は10パーセントになると見積もられている¹⁸¹。カブールの人口の内、推定で21パーセントがカブール以外の都市で出生しており、また、カブールは2002年以降、アフガニスタン内の紛争が原因で新たにIDPsとなった者の40パーセント近くを受け入れていると報告されている¹⁸²。カブールの人口の中で、非公式な居住地で暮らす人が70パーセントに上ると推定する者もいる¹⁸³。カブール居住者の経済状況および雇用機会は悪化してきていると報告されている¹⁸⁴。カブール非公式居住地 (KIS) は長期的な移動を強いられるIDPs・帰還民・その他の都市部の貧困層が人道支援を受けられる地域として指定されているが、そこに住む人々約5万5000人の80パーセントが深刻なまたは中程度の食糧危機に直面していると報告されている¹⁸⁵。

¹⁷⁷ Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, pp. vii-viii. 以下も参照のこと: AREU, *Governance in Afghanistan: An Introduction*, March 2014, <http://www.refworld.org/docid/533165784.html>, p. 50.

¹⁷⁸ Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, pp. 10, 86.

¹⁷⁹ この推計は、ミレニアム開発目標における環境の持続可能性に関する指標 7.10において使用されている、スラム居住世帯を決定するための基準に基づいている。Central Statistics Organization, *Afghanistan Living Condition Survey 2013-2014: National Risk and Vulnerability Assessment*, 2016, <http://cso.gov.af/Content/files/ALCS%202013-14%20Main%20Report%20-%20English%20-%2020151221.pdf>, p. 209.

¹⁸⁰ Samuel Hall によるアフガニスタンの都市における都市部の貧困に関する研究によると、アフガニスタンにおける都市部の世帯の 78.2 パーセントは公式な貧困ラインを下回るレベルで生活しており (カブールにおける推定割合は 78.0 パーセント)、「このことは、過去 3 年間で都市部の世帯の経済状況が急激に悪化したことを示している。」Samuel Hall, *Urban Poverty Report: A Study of Poverty, Food Insecurity and Resilience in Afghan Cities (report commissioned by Danish Refugee Council and People in Need)*, November 2014, <http://samuelhall.org/wpcontent/uploads/2014/11/DR-C-PIN-Urban-Poverty-Report.pdf>, p. 30. Asia Foundation の調査によると、「2012 年にはアフガニスタン人の 49.8 パーセントが自分の世帯の財政状況が改善したと回答したのに対して、2015 年にはアフガニスタン人の 21.0 パーセントからしか同じ回答は得られなかった。その一方で、過去 1 年間で自分の世帯の財政状況が悪化したと回答したアフガニスタン人の割合が、2012 年には 6.9 パーセントであったのに対して、2015 年には 29.7 パーセントとなった。」2015 年 6 月に実施された同調査には、国内の全 34 州において 14 の異なる民族集団に属するアフガニスタン人 9,586 名との対面インタビューが含まれる。The Asia Foundation, *Afghanistan in 2015: A Survey of the Afghan People*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, p. 57.

¹⁸¹ Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, pp. 10, 12. カブールの推計人口には開きがあることに留意すべきである。2014 年 12 月に、ガーディアン紙はカブールの人口は約 600 万人であると報道している。The Guardian, *Kabul - The Fifth Fastest Growing City in the World - Is Bursting at the Seams*, 11 December 2014, <http://www.theguardian.com/cities/2014/dec/11/kabul-afghanistan-fifth-fastestgrowing-city-world-rapid-urbanisation>.

¹⁸² Central Statistics Organization, *Afghanistan Living Condition Survey 2013-2014: National Risk and Vulnerability Assessment*, 2016, <http://cso.gov.af/Content/files/ALCS%202013-14%20Main%20Report%20-%20English%20-%2020151221.pdf>, pp. 31, 40.

¹⁸³ NRC / The Liaison Office, *Listening to Women and Girls Displaced to Urban Afghanistan*, 26 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/5513bec24.html>, p. 10; UNHCR, *Research Study on IDPs in Urban Settings - Afghanistan*, May 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e51382.html>, p. 11. 報告によると、カブールにおける非正規な住宅地の使用 (例えば、無計画な住宅地、丘の中腹における住宅地開発、IDP 居住地、クーチ族のキャンプ) は全住宅地の 71.5 パーセントを占めている。この割合はアフガニスタンの他の都市においてより高くなっている。そのような地域の住民は概して不法占拠をしており、借地権は保証されていない。Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, p. 76. AAN によると、ある未刊の報告書が推計したところでは、2009 年に住宅地の 69 パーセントが非公式居住地であった。AAN, *Afghanistan's Returning Refugees: Why Are So Many Still Landless?*, 29 March 2016, <https://www.afghanistan-analysts.org/afghanistansreturning-refugees-why-are-so-many-still-landless/>.

¹⁸⁴ Asia Foundation の調査によると、カブールの住民の 73.6 パーセントが、過去 1 年間で雇用機会が減少したと報告しており、また 55.3 パーセントが、過去 1 年間で家計の状況が悪化したと報告した。The Asia Foundation, *Afghanistan in 2015: A Survey of the Afghan People*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 56-57.

¹⁸⁵ World Food Programme, *Kabul Informal Settlement (KIS) Winter Needs Assessment November 2015*, 8 December 2015, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Kabul%20Informal%20Settlement%20Needs%20Assessment%20November%202015%20Final%20Report%20on%20Food%20Security.pdf>. Samuel Hall Consulting による都市部の貧困に関する研究によると、

このような状況下で、都市部のIDPsは、社会サービスや生計手段に関する機会へのアクセスの欠如による影響を特に受けており、それらは食糧確保および社会的保護の仕組みにも悪影響をもたらすため、これまで移動を強いられてこなかった都市部の貧困層よりもさらに脆弱である¹⁸⁶。都市部において適切な土地へのアクセスが得られず、手の届くような住居がないため、新たにIDPsとなった人々や長期的な移動を強いられているIDPsはしばしば、適切な生活水準を維持できず、水・衛生へのアクセスが制限されている非公式居住地での生活を強いられることとなる¹⁸⁷。時代遅れの土地所有政策および借地権の不安定さによって、IDPsおよび非公式居住地に住むその他の住民は、引き続き強制退去および二次的な移動の脅威に晒されている¹⁸⁸。帰還民やIDPsに割り当てられた土地を含む土地の横領も、さらなる障壁になっていると報告されている¹⁸⁹。

「人道機関によって特に脆弱性が高い地域として特定されている非公式居住地に住んでいる IDPs は、他の集団と比べて回復力が低いが、KIS に居住していること自体は、家庭内に中毒者がいるとか、女性が世帯主である世帯であるなどの他の基準ほど強い（脆弱性の）決定要因にはなり得ない。主な違いは、基本的なサービスにアクセスできるかどうかであり、この点に関して、KIS に居住する IDPs は不利である。」 Samuel Hall, *Urban Poverty Report: A Study of Poverty, Food Insecurity and Resilience in Afghan Cities* (report commissioned by Danish Refugee Council and People in Need), November 2014, <http://samuelhall.org/wpcontent/uploads/2014/11/DRC-PIN-Urban-Poverty-Report.pdf>, pp. 7-8.

¹⁸⁶ *The State of Afghan Cities* の第 1 巻が述べたところでは、「都市部の IDPs は、特に移動後の 1 年間の間、非常に脆弱性が高い。IDPs はしばしば身分証明書を所持しておらず、司法サービスへのアクセスや、子どもを学校に入学させたり、公式な都市経済において職を確保することにおいて大きな障壁に直面する。（中略）IDPs は都市社会への参加からほぼ疎外され、上昇する犯罪率や、治安の悪化、ジェンダーに基づく暴力（GBV）のリスクの増加、子どもの搾取や否定的なコーピング・メカニズムなどのあらゆる種類の保護上の課題に直面しており、特に女性と少女はより大きな危険に晒されている。さらに、都市部の IDPs は、特に非識字で低賃金労働に従事している傾向にあり、他の都市部の住民や、都市部の貧困層と比べてすら明らかに『技能的に不利』である。」 Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, p. 17. 以下も参照のこと：AIHRC, *A Report on the IDPs Situation in Afghanistan*, 19 December 2015, http://www.aihrc.org.af/home/press_release/5230; Samuel Hall, *Policy Brief: National Policy on IDPs in Afghanistan - From Policy to Implementation: Engaging with National Procedures, National and International Stakeholders in 2015*, 8 April 2015, <http://samuelhall.org/REPORTS/Afghanistan%20National%20IDP%20Policy%20Brief.pdf>, p. 7.

¹⁸⁷ AAN によると、「帰還 IDP と帰還難民は、彼らの所有地でない土地に非公式な居住地を形成し始めた。彼らは都市部において、拡大する非公式居住地を形成している他の都市移住者の仲間に加わった。AAN, *Afghanistan's Returning Refugees: Why Are So Many Still landless?*, 29 March 2016, <https://www.afghanistanalysts.org/afghanistans-returning-refugees-why-are-so-many-still-landless/>. 2013–2014 年アフガニスタン生活状況調査によると、「いまや多くの国内避難民や元難民が、国内の主要都市（例えばカブール、ヘラート、マザリ・シャリフ、ジャララバード、カンダハールなど）の中またはその周辺の非公式居住地に住んでいる。実際に、急速な都市成長は難民の帰還、IDPs の到着および農村部からの経済移民によってあおられている。そのため、国内の特定の地域においては、居住環境は特に悪く、スラム居住者の数は特に多い。」 Central Statistics Organization, *Afghanistan Living Condition Survey 2013-2014: National Risk and Vulnerability Assessment*, 2016, <http://cso.gov.af/Content/files/ALCS%202013-14%20Main%20Report%20-%20English%20-%2020151221.pdf>, p. 204. *The State of Afghan Cities* の第 1 巻が述べるところによると、「正規の住宅市場に入り込む手段がないため、都市部の IDPs はしばしば非公式居住地に住むにやってくるが、そこでは水やその他の基本的サービスへのアクセスが非常に限られており、標準以下で過密状態の居住環境であり、また安定した借地権もほとんどまたは全くない状況である。」 Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, p. 17. UNICEF が述べたところでは、アフガニスタンにおける急速な都市化を背景として、「定量的データは、都市部が子どもの福利と基本的サービスへのアクセスの観点からより良いことを示している」一方で、同データでは様々なグループ間の差異が明らかにされない。UNICEF はさらに、移動の文脈において、「家族はしばしば、まともな住居・水源・衛生・医療・教育へのアクセスを欠くスラムに定住する選択肢しか持ち得ない。利用できる土地が限られていることから、人々は例えばカブール周辺の急な丘の斜面などの危険な場所に住むことを余儀なくされる。これらの非公式居住地は、過酷な冬の気候などの自然災害や浄水へのアクセスの欠如、非衛生的な環境に晒される可能性が高いという特徴があり、公衆衛生上の懸念が生じる。」と述べている。UNICEF, *Children and Women in Afghanistan: A Situation Analysis 2014*, November 2014, <http://www.unicef.org/afghanistan/SitAn - Long Report-small size .pdf>, p. 31. 報告によると、ヘラートおよびヘルマンド市において、IDPs の大多数は非公式居住地または「危険な屋外の空き地」に住んでいる。 Samuel Hall Consulting, *Displacement Dynamics: IDP Movement Tracking, Needs and Vulnerability Analysis, Herat and Helmand Afghanistan*, May 2014, <http://samuelhall.org/wp-content/uploads/2014/05/IDP-Movement-Tracking-Needs-and-Vulnerability-Analysis-Afghanistan.pdf>, p. 47.

¹⁸⁸ 報告によると、政府の土地分配スキームに基づいて、手付かずであるか耕作されていない政府の土地区画の多くが土地を持たない帰還民や IDPs に分配されたものの、これらの土地のほんの一部にしか実際には人は定住していないと報告されている。 Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, p. 17. 以下も参照のこと：NRC/IDMC, *Still at Risk: Security of Tenure and the Forced Eviction of IDPs and Refugee Returnees in Urban Afghanistan*, 11 February 2014, <http://www.refworld.org/docid/52fb2aab4.html>, p. 17.

¹⁸⁹ UNAMA によると、政府役人を含む有力者が個人的利益のために難民や IDPs に割り当てられた土地を売却しているとの報告がある。UNAMA, *The Stolen Lands of Afghanistan and its People – The State Land Distribution System*, March 2015, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/unama_land_report_2_state_land_distribution_system_final_19march15_0.pdf, p. 30. 以下も参照のこと：AAN, *Afghanistan's Returning Refugees: Why Are So Many Still landless?*, 29 March 2016, <https://www.afghanistanalysts.org/afghanistans-returning-refugees-why-are-so-many-still-landless/>.

F. 難民および帰還民

パキスタンとイランは、アフガニスタン難民の大部分（推定で95パーセント）を受け入れ続けており、その総数はおよそ250万人と推計されている¹⁹⁰。2002年以降、580万人以上の難民がアフガニスタンに帰還し、その数はアフガニスタンの人口の約20パーセントとなった。その大多数は2002年から2008年の間に帰還した人々である¹⁹¹。

アフガニスタンの複雑な状況と地域全体に与えた影響を鑑み、イラン・イスラム共和国、アフガニスタンおよびパキスタンは、UNHCRの支援の下、地域内のアフガニスタン難民に関する持続的な解決策を講じるために、4者間協議プロセスを2011年に開始した。「アフガニスタン難民の自主帰還、持続可能な再統合への支援および受入国への援助に向けた解決戦略（SSAR）」は、周辺国においてアフガニスタン難民のための庇護空間を保全し、アフガニスタンに自主帰還することを決めた人の持続可能な再統合を支援するための共同介入を行う上で必要な包括的・統合的枠組みを提供するために考案された¹⁹²。後者は特に重要である。というのも、過去数年にアフガニスタンへ帰還した者の多くが故郷のコミュニティに再統合できていないと報告されており、結果として顕著な二次的移動を誘発し、その大半は都市部への移動につながっているからである¹⁹³。帰還民はアフガニスタンでの生活再建にあたって深刻な困難に直面しているとの報告がある¹⁹⁴。帰還民のおよそ40パーセントが生計手段、食糧、住居へのアクセスが限られているため脆弱な立場に置かれていると報告されている¹⁹⁵。帰還に関して、IDPsおよび帰還難民に共通する障害としては、引き続き不安定な出身地域の治安情勢、生計手段と資産の欠如、医療・教育へのアクセスの欠如、土地・財産の返還請求に係る困難が含まれる¹⁹⁶。

¹⁹⁰ アフガニスタン難民の内推定 150 万人がパキスタンに、推定 95 万人がイランにいるとされる。これに加えて、報告によると推定 200 万人の非正規滞在のアフガニスタン人がパキスタンとイランに滞在している。UNHCR, *High-level Segment on the Afghan Refugee Situation: Background Document*, October 2015, <http://www.unhcr.org/562a22979.html>, p. 4.

¹⁹¹ 帰還民の数に関しては、2015 年に再び増加する前の 2013 年と 2014 年に歴史的減少が記録された。UNHCR, *Solutions Strategy for Afghan Refugees Update 2015-2016*, August 2015, <http://www.unhcr.org/542522922.html>, p. 11. 庇護空間の減少と、特にパキスタンにおいて顕著な周辺国の状況悪化が原因で、2015 年の帰還数が増加したと考えられている。以下を参照のこと：UNHCR, *Afghanistan -Volrep and Border Monitoring Monthly Update*, 01 January – 31 October 2015, 31 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/56459f4a4.html>; HRW, "What Are You Doing Here?" - Police Abuses Against Afghans in Pakistan, 18 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/564eeb464.html>.

¹⁹² UNHCR, *Solutions Strategy for Afghan Refugees to Support Voluntary Repatriation, Sustainable Reintegration and Assistance to Host Countries*, May 2012, <http://www.unhcr.org/pages/4f9016576.html>; UNHCR, *Afghan Conference: Delegates Urged to Support New Solutions Strategy*, 2 May 2012, <http://www.unhcr.org/4fa0e8319.html>.

¹⁹³ USIP, *Peacebrief: The Forced Return of Afghan Refugees and Implications for Stability*, January 2016, <http://www.usip.org/sites/default/files/PB199-The-Forced-Return-of-Afghan-Refugees-and-Implications-for-Stability.pdf>, p. 3; OCHA, *The 2015 Afghanistan Refugee and Returnee Overview*, November 2014, <https://docs.unocha.org/sites/dms/Afghanistan/2015%20Afghanistan%20Refugee%20and%20Returnee%20Overview.pdf>, p. 66. 避難先から帰還した世帯の 49 パーセントが都市部に居住していると報告されており、これは都市部に住む一般的な住民の 2 倍の割合（24 パーセント）である。Central Statistics Organization, *National Risk and Vulnerability Assessment 2011-12. Afghanistan Living Condition Survey*, 2014, <http://www.af.undp.org/content/dam/afghanistan/docs/MDGs/NRVA%20REPORT-rev-5%202013.pdf>, p. 27. 以下も参照のこと：Susanne Schmeidl, *Heeding the Warning Signs: Further Displacement Predicted for Afghanistan*, May 2014, <http://www.fmreview.org/en/afghanistan.pdf>, p. 42. カブール非公式居住地タスクフォースによると、「KISの住民のほとんどは、パキスタン・イランからの帰還民、または出身州における紛争・治安悪化・人権侵害から逃れてきた国内避難民（IDPs）である。」Task Force on Kabul Informal Settlements, *Winter Assistance to the Kabul Informal Settlements 2014/2015: Report on the Post-Distribution Monitoring Survey*, April 2015, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/pdm_kis_2015_-_final_report.pdf, p. 2.

¹⁹⁴ UNHCR, *High-level Segment on the Afghan Refugee Situation: Background Document*, October 2015, <http://www.unhcr.org/562a22979.html>, p. 6. IOM, *Undocumented Afghan Returns from Iran & Pakistan: January to June 2015*, 2015, https://afghanistan.iom.int/sites/default/files/Reports/undocumented_afghan_returns_from_iran_and_pakistan_jan-jun_2015.pdf; British and Irish Agencies Afghanistan Group (BAAG), *Finding a Way Home: The Situation for Young Afghan Returnees*, 12 August 2014, <http://www.baag.org.uk/views-voices/finding-way-home-situation-young-afghan-returnees>.

¹⁹⁵ AAN, *The Refugee Dilemma: Afghans in Pakistan between Expulsion and Failing Aid Schemes*, 9 March 2015, <https://www.afghanistanalysts.org/the-refugee-dilemma-afghans-in-pakistan-between-expulsion-and-failing-aid-schemes/>. 以下も参照のこと：AIHRC, *The Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan Sixth Report, 1390 – 91*, 10 August 2015, http://www.aihrc.org.af/media/files/Research%20Reports/english/Economic%20and%20Social%20Rights%20Report_English.pdf, p. 39.

¹⁹⁶ UNHCR, *Afghanistan - VolRep and Border Monitoring Monthly Update*, 01 January–30 November 2015, 30 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/5671309e4.html>; UNHCR, *Durable Solutions for IDPs in Afghanistan: A Secondary Data Analysis*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/5655550a4.html>.

UNHCRは、悪条件下であったとしても、すべての個人が出身国に帰還する権利があると認識している。したがって、UNHCRは引き続き、アフガニスタンの周辺国で登録された難民で、出身地域の状況について十分に情報提供された上でアフガニスタンに帰還することを自ら決断した者を支援する準備を整えている。しかしながら、現在のアフガニスタンにおける活動環境においては、帰還民およびIDPsの持続可能な再統合を目指すUNHCRの取り組みは大幅に制限されている。より一般的にいうと、自主帰還および不認定とされた庇護希望者の強制送還は根本的に性質の異なるプロセスであり、関与する様々なアクターの責任は異なる。したがって、アフガニスタンへの自主帰還を選択した個人にUNHCRが関与しているからといって、庇護国で国際保護を申請した個人にとってアフガニスタンの状況が安全であるかどうか、またその他の側面に関して、UNHCRがどのように評価しているかを示唆するものと解されるべきではない。

不認定とされて西洋諸国から強制送還されるアフガニスタン人庇護希望者の状況を追跡するための組織的な取り組みはなされていないが、いくつかの帰還者のグループを選んで追跡している研究が示唆するところによると、大多数が結局のところアフガニスタンを離れることになったか、その意向を示すという¹⁹⁷。

2014年に欧州・北米・オセアニア・アジアの44カ国で庇護申請をしたすべての庇護希望者の内、アフガニスタン出身の庇護希望者は3番目に大きなグループであり、その推定申請数は5万9500件であった¹⁹⁸。世界規模で見ると、2015年前半にはアフガニスタン人による庇護申請件数は約7万2100件に上り、2014年の同時期（2万6500件）と比較して著しく増加している¹⁹⁹。

¹⁹⁷ City University の Liza Schuster 博士が不認定とされた庇護申請者の中でカブールに送還された約 100 名にインタビューを行ったところ、「彼女がインタビューした人の大多数が、もう一度国を離れようと試み、その内約 80 パーセントが成功した。」ということが分かった。The Bureau of Investigative Journalism, *From Kent to Kabul: The Former Asylum Seeking Children Sent Back to Afghanistan*, July 2015, <http://labs.thebureauinvestigates.com/from-kent-to-kabul/>. 英国からアフガニスタンに送還されたアフガニスタン人のグループを追跡した Refugee Support Network (RSN) によると、その帰還者の多数が再度アフガニスタンを離れようと意図していた。RSN, *After Return: Documenting The Experiences of Young People Forcibly Removed to Afghanistan*, April 2016, https://refugeesupportnetwork.org/sites/default/files/files/After%20Return_RSN_April%202016.pdf, pp. 6, 7, 19, 30, 43. 以下も参照のこと: Reuters, *Sent Back from Europe, Some Afghans Prepare to Try Again*, 16 November 2015, <http://www.reuters.com/article/2015/11/16/usafghanistan-migrants-insight-idUSKCN0T50E020151116>; Peace Research Institute Oslo (PRIO), *Can Afghans Reintegrate after Assisted Return from Europe?*, July 2015, http://file.prio.no/publication_files/PRIO/Oeppen%20-%20Can%20Afghans%20Reintegrate%20after%20Assisted%20Return%20from%20Europe.%20PRIO%20Policy%20Brief%207-2015.pdf; BBC, *The Young People Sent Back to Afghanistan*, 17 July 2015, <http://www.bbc.com/news/magazine-33524193>; UNHCR, *Why Do Children Undertake the Unaccompanied Journey?*, December 2014, PDES/2014/03, <http://www.refworld.org/docid/54994d984.html>, p. 21.

¹⁹⁸ UNHCR, *Asylum Trends 2014: Levels and Trends in Industrialized Countries*, June 2015, <http://www.unhcr.org/551128679.html>, p. 16.

¹⁹⁹ UNHCR, *Mid-Year Trends 2015*, December 2015, <http://www.unhcr.org/56701b969.html>, p. 13.

III. 国際保護を受ける資格

アフガニスタンから避難する人々は、アフガニスタンで継続する武力紛争に関連した理由による迫害または紛争とは直接関係のない人権侵害に基づく迫害、あるいは、その両方の組み合わせによる迫害を受けるおそれがある。

UNHCR は、このセクションで概説される経歴を持つ個人に関しては、発生し得るリスクについてのとりわけ慎重な検討が要求されると考える。しかし、ここに列挙されている経歴は必ずしも網羅的なものではなく、執筆時において UNHCR が入手できた情報に基づくものである。したがって、申請内容が単にここで特定された経歴のいずれにも該当しないからといって、根拠のないものと自動的に見なされるべきではない。

ケースの具体的な事情によっては、これらの経歴を持つ個人の家族または同世帯のその他の者も危機に瀕する個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性がある。

アフガニスタンは、非国際的武力紛争による影響を受け続けている²⁰⁰。この紛争の文脈における暴力または暴力のおそれから逃れる個人も、1951 年条約第 1 条 A (2) に含まれる難民の地位の基準を満たす可能性がある。その場合、当該個人がおそれる迫害は 1951 年条約上の理由から生じる暴力によるものでなくてはならない。アフガニスタンの文脈においては、1951 年条約上の根拠によって市民が暴力に晒される状況の例として、暴力が特定の民族的、政治的または宗教的な経歴を持つ市民が多く居住する地域またはそのような経歴をもつ市民が圧倒的に多く集まる場所（市場、モスク、学校または結婚式など大規模な社会的集まりを含む）を標的とするような状況が挙げられる。難民の地位の資格を満たすためには、個人が迫害主体によって個別に認識されているまたはそうした主体によって個別に追及されているといった要件は存在しない。同様に、1951 年条約の一つまたは複数の根拠により迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖をコミュニティ全体が有する可能性があり、同様の経歴を持つその他の者が経験したのと同じ形態またはそれ以上の危害を個人が受けているという要件も存在しない²⁰¹。

暴力から逃れる市民が 1951 年条約の第 1 条 A (2) の範囲に該当するためには、暴力の影響は迫害に相当する程度に十分に深刻なものでなくてはならない。暴力的な行為またはそのような行為の影響に日常的に晒されるおそれは、それ自体が独立してまたは累積的に 1951 年条約第 1 条 A (2) にいう迫害に相当し得る。アフガニスタンでの紛争の文脈においては、市民への暴力の影響が迫害の基準を満たす程に深刻であるかどうかを判断する際に考慮すべき関連事項として、市民の死傷者数・安全関連の事件の数および生命・自由に対する脅威やその他の深刻な危害を構成する国際人道法の深刻な違反の存在が挙げられる。しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られず、紛争の人権状況への影響や国家が人権を守る能力を紛争が妨げる程

²⁰⁰ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 71. 例えば、以下も参照のこと：Robin Geiß and Michael Siegrist, “Has the Armed Conflict in Afghanistan Affected the Rules on the Conduct of Hostilities?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 93, No. 881, March 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e1ecc2.html>.

²⁰¹ Canada: Federal Court, *Ralph Prophète v. The Minister of Citizenship and Immigration*, 2008 FC 331, 12 March 2008, <http://www.refworld.org/docid/54c109a24.html>.

度など、より長期に渡り、間接的な暴力の影響も包含する。アフガニスタン国内の紛争の文脈においては、この点に関連する要因には以下のものが含まれる。

- (i) 並列的な司法構造の押しつけおよび不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税を通じた支配を含む、AGEs による市民の支配
- (ii) 強制的徴集
- (iii) 食糧危機、貧困および生計手段の破壊という形で現れる暴力および治安悪化が人道状況にもたらす影響
- (iv) 高い確率で発生する組織犯罪および地元の有力者や軍閥、腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力
- (v) 治安悪化の結果としての教育および基本的な医療へのアクセスの組織的な制限
- (vi) とりわけ、女性に対する制限を含む、社会生活への参加に対する組織的な制限²⁰²

庇護希望者によって提出されたすべての申請は、1951 年条約上の難民認定基準または、より広い国際保護基準に基づく地域的文書・UNHCR のマンデート（任務）・補完的な保護形態における難民の定義に基づいて分析されるかにかかわらず、公正で効率的な地位認定手続および最新の関連出身国情報にしたがって、その本案について審査される必要がある。UNHCR は、以下で概説する経歴を持つ個人については潜在的な危険性について特に慎重な検討が必要であると考えます。アフガニスタン出身の庇護希望者による一定の申請は、難民の地位からの除外の可能性についての検討を必要とすることがある（セクション III.D を参照のこと）。

認定された難民の地位は、以下の状況においてのみ、見直されるべきである。

- (i) 個別ケースにおいて、一次審査において誤って付与された難民の地位の取消しのための根拠が存在するという兆候が見られる場合。
- (ii) 1951 年条約第 1 条 F を根拠とした難民の地位の撤回。または、
- (iii) 1951 年条約の第 1 条 C（1～4 項）に基づく難民の地位の終了²⁰³。

UNHCR は、アフガニスタンの現状は、1951 年条約第 1 条 C（5）にいう難民の地位の終了を正当化するものではないと考える。

²⁰² UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html>, paras. 10-12. 本ガイドラインのセクション II.B も参照のこと。

²⁰³ UN General Assembly, *Convention Relating to the Status of Refugees*, 28 July 1951, United Nations Treaty Series, Vol. 189, p. 137, <http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>.

A. 潜在的な危険となる経歴

1. 政府および国際部隊を含む国際社会と関係する個人または政府・国際社会に協力的であると見なされる個人

AGEs はアフガニスタン政府および市民社会、アフガニスタン国内の国際社会（国際部隊、国際的な人道・開発機関を含む）と関係する市民またはそれらに協力的であると見なされる市民を組織的に標的にしていると報告されている²⁰⁴。2015年には、UNAMA は市民の死傷者 1,335 名（死者 790 名、負傷者 545 名）が AGEs による標的を絞った殺害またはその未遂の事例に起因するとした。その中でも、タリバンは 135 件の事例について犯行声明を出しており、336 名の市民の死傷者（死者 168 名、負傷者 168 名）が出ている。AGEs による市民の死傷者数は 2014 年（死者 716 名、負傷者 353 名）と比較して 25 パーセント増加しており、タリバンが犯行声明を出した事件による死傷者数は 59 パーセント増加した²⁰⁵。UNAMA は市民の死傷者 26 名（死者 17 名、負傷者 9 名）に関しては、2015 年に起こった ISIS 関連団体による 17 件の標的を絞った意図的な殺害の事例に起因するとした²⁰⁶。そのような攻撃の主な標的には、国内・地元の政治指導者、政府役人、教師およびその他の公務員、勤務時間外の警察官、部族の長老、宗教的指導者、公的な立場にある女性、政府派の部隊のためのスパイであると非難された市民、人権活動家、人道・開発援助関係者、建設作業員が含まれる²⁰⁷。

2015 年 4 月 22 日、タリバンは、過去数年と同様に、春季攻勢は政府役人および、政府または国際社会を支持していると見なされる者を標的とすると発表した²⁰⁸。タリバンは市民の死傷者数を減らす意思があることを公言しているが²⁰⁹、特に国際人道法の下で保護されている文民およ

²⁰⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 42-43; UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, pp. 13-18; UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 June 2015, A/69/929 – S/2015/422, <http://www.refworld.org/docid/558284aa4.html>, paras 18, 32-33.

²⁰⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 43; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 55.

²⁰⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 56.

²⁰⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 43, 84; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 43, 55-56, 108.

²⁰⁸ 2015 年の「Azam」春季攻勢の発表によると、「外国からの侵略者および彼らの内部密告者」が、現在進行中のジハード（聖戦）の標的であり、また、Azam 作戦の標的として、「傀儡政権の役人と（中略）その他の有害な個人」についても言及した。Statement by the Leading Council of the Islamic Emirate Regarding the Inauguration of Spring Operations Called 'Azam' (Resolve), 22 April 2015, <http://shahamat-english.com/english/index.php/paighamooona/54149-statement-by-the-leading-council-of-the-islamic-emirate-regarding-the-inauguration-of-spring-operations-called-%E2%80%98azam%E2%80%99-resolve>. 2014 年春季攻勢の発表では、「外国からの侵略者および、スパイや軍事・民間請負業者などの様々な肩書きで彼らを支援する者、また翻訳者・事務官・物流担当要員など彼らのために働く全ての者」が主な標的であるとされた。Statement of Leadership Council of Islamic Emirate Regarding the Commencement of the Annual Spring Operation Named 'Khaibar', 8 May 2014, <http://shahamatenglish.com/english/index.php/paighamooona/44468-statement-of-leadership-council-of-islamic-emirate-regarding-the-commencement-of-the-annual-spring-operation-named-%E2%80%98khaibar%E2%80%99>. 対照的に、2016 年春季攻勢の発表にはタリバンによる作戦の具体的な標的についての詳細は含まれなかった：Statement by Leadership Council of Islamic Emirate Regarding Inauguration of Spring Offensive Entitled "Operation Omari", 12 April 2016, <http://shahamat-english.com/statement-by-leadership-council-of-islamic-emirate-regarding-inauguration-of-spring-offensive-entitled-operation-omari/>; 以下も参照のこと：AAN, *Operation Omari: Taliban Announces 2016 Spring Offensive*, 14 April 2016, <https://www.afghanistan-analysts.org/operation-omari-taliban-announces-2016-spring-offensive/>.

²⁰⁹ 2016 年春季攻勢の発表によると、「ムジャヒディンは、市民と公共インフラを守るために心を砕きつつ（軍事）作戦を実行するよう明確に指示されている。」Statement by Leadership Council of Islamic Emirate Regarding Inauguration of Spring Offensive Entitled "Operation Omari", 12 April 2016, <http://shahamat-english.com/statement-by-leadership-council-of-islamic-emirate-regarding-inauguration-of-spring-offensive-entitled-operation-omari/>. 同様に、2015 年の春季攻勢の発表では、「市民の生命と財産の安全を図り、保護すること」および、「モスク、マドラサ、学校、大学などの宗教施設やその他の教育施設、診療所や病院などの医療機関、公共建築物や公共の福祉に関するその他の事業」などの標的を避けることを最優先事項とすると述べられている。Statement by the Leading Council of the Islamic Emirate Regarding the Inauguration of Spring Operations Called 'Azam' (Resolve), 22 April

び民用物が依然としてタリバンによる攻撃の標的となっているとの報告がある²¹⁰。タリバンは2015年に2つの事件において市民の死傷者を出したことを認めたが、それらの事件が市民にもたらした影響を軽視して報じたと言われている²¹¹。

標的を絞った殺害の他、AGEs は、その権威と考えに挑戦する人々を標的として、コミュニティおよび個人を威嚇し、その影響力と支配を拡大するために脅迫、威嚇、誘拐および放火などの手法も使っていると報告されている²¹²。

a) 政府役人および公務員

2014年および2015年を通じて、UNAMAはAGEsが地上戦の間に意図的に文民政府の職員および庁舎、その他の建造物を標的とした事例を複数件記録した²¹³。

文民政府の職員もまた、しばしば標的を絞った殺害の犠牲者となる²¹⁴。AGEsは、政府の地域・州・国家レベルの政治家、政府役人を標的にしており、その中には、議員²¹⁵、HPCのメンバー²¹⁶および州や地区の知事・議員が含まれる²¹⁷。

2015, <http://shahamatenglish.com/english/index.php/paighamooona/54149-statement-by-the-leading-council-of-the-islamic-emirate-regarding-the-inauguration-of-spring-operations-called-%E2%80%98azm%E2%80%99-resolve>.

²¹⁰ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 54. 以下も参照のこと：UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 June 2015, A/69/929 – S/2015/422, <http://www.refworld.org/docid/558284aa4.html>, para. 34.

²¹¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 54.

²¹² UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 34, 48-50; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 24, 67; UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 June 2015, A/69/929 – S/2015/422, <http://www.refworld.org/docid/558284aa4.html>, para. 22.

²¹³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 46; UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 18; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 33; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 32.

²¹⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 44-46; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 55. 2014年のISAF撤退以降、タリバンはANSFと政府役人を第1の標的にするという戦術に変更したと報告されている。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 June 2015, A/69/929 – S/2015/422, <http://www.refworld.org/docid/558284aa4.html>, para. 12.

²¹⁵ 2015年6月22日のカブール市におけるアフガニスタン議会への攻撃に際し、タリバンは爆発物、小型武器、携帯式ロケット弾を使用し、市民2名を殺害し、39名を負傷させた。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 64.

²¹⁶ HPCによると、2010年の事業開始以降、17の州で州の和平委員会の委員33名が殺害された。Pajhwok Afghan News, *Huge Expenses on Afghan Peace Effort Achieve Little Gains*, 30 August 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/08/30/huge-expenses-afghan-peace-effort-achieve-little-gains>. 2015年7月20日、中部マイダク・ワルダック州出身のHPCメンバー1名が、カブールにて正体不明の襲撃者によって殺害された。Pajhwok Afghan News, *Wardak Peace Emissary Gunned Down in Kabul*, 21 July 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/07/21/wardak-peace-emissary-gunned-down-kabul>. 2015年2月12日、カンダハールにてHPCのメンバー1名が殺害された。Radio Free Europe/Radio Liberty, *Afghan Peace Council Member Killed*, 13 February 2015, <http://www.refworld.org/docid/5509409542.html>.

²¹⁷ 2015年5月25日、タリバンが犯行声明を出した南部ザール州の州議会事務所に対する攻撃で、少なくとも65名の市民が負傷した。Pajhwok Afghan News, *68 Injured as Truck Bomb Hits Zabul PC Office*, 25 May 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/05/25/68-injured-truck-bomb-hits-zabul-pc-office>. 2015年3月17日、ヘルマンド州において知事、州議会会長、州警察本部長代理が居住する住宅地付近で、自爆テロ犯が爆発物が装備されたトラックを爆発させ、7名を殺害、40名を負傷させた。同攻撃は、人身取引や誘拐に関するセミナーに集まった政府高官、市民社会のメンバーおよびジャーナリストを標的としたものと報告されている。Agence France-Presse, *Seven Killed, 41 Injured in Afghan Truck Bomb: Officials*, 18 March 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/seven-killed-41-injured-afghan-truck-bomb-officials>.

政府に指名された裁判官および検察官は特に標的とされており、UNAMAは、2015年に裁判官、検察官、司法機関を標的とした攻撃による市民の死傷者が188名（死者46名、負傷者142名）であったことを報告している。これは、2014年と比較して109パーセントの増加である²¹⁸。

教師、学校の守衛および教育省の役人²¹⁹も、医療従事者²²⁰やその他の公務員、さらには建設作業員²²¹と同様、広く標的とされているとの報告がある。

b) ANP および ALP の構成員²²²

アフガニスタン治安部隊、特に ANP は、依然として標的を絞った一連の攻撃の対象となっている²²³。2014年にほとんどの外国戦闘部隊が撤退して以来、警察の駐屯地および検問所が AGEs に

²¹⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 45.

²¹⁹ UNAMA と UNICEF が 2016 年 4 月に報告したところによると、「学生を含む教育関係者は、政府によって提供される教育と関係があることを理由に、引き続き反政府勢力による直接攻撃・脅迫に直面し続けている。例えば、UNAMA は、アフガニスタン政府によって雇用された教師が、反政府勢力によって政府支持派として非難された上で殺害、殴打、誘拐または脅迫を受けた複数の事例を記録している。」UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education in Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 10. ISIS 関連団体は公開の集会を開き、そこで教師たちに学校閉鎖の命令に従わなければ厳罰に処すと脅迫することで、2015 年 8 月のナンガルハール州の 25 教育機関の閉鎖を強制したと報告されている。教師の中には、殺害予告の脅迫電話を受けたと報告した者もいた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 19. 2015 年 5 月 1 日から 10 月 31 日の間に、安全保障理事会決議 1612 号の枠内でのモニタリング・報告に関する国家タスクフォースは、学校や教育関係者に対する 74 件の攻撃について記録している。そのほとんどは AGEs、とくにタリバンによるものとされている。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 34; UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 1 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f677871e.html>, para. 28. 2010 年 9 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日の間、同タスクフォースは「タリバンを含む反政府武装グループによる教育関係者の殺害・傷害事件 111 件と、誘拐事件 36 件を記録している。」これらの事件の多くが 2011 年に起きており、2013 年までは事件数は減少していたものの、2014 年には事件数の増加が報告された。同タスクフォースはまた、「報告された 62 件の教育関係者および学生に対する脅迫事件の内の 23 件について検証したところ、その内のほとんどが女子教育を標的としていた。」例えば、「2014 年 8 月、ザール州 Shah Joy 地区にて、タリバンはある学校に侵入し、以前から同校で教鞭をとることをやめるよう警告をうけていた 32 歳の男性教師を誘拐した上、のちに殺害した。」UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, paras 45-46.

²²⁰ UNAMA と UNICEF は、2015 年に 66 件の医療従事者の誘拐事件を記録したが、これは 2013 年・2014 年と比べて急激な増加となった。2013 年から 2015 年にかけて起きたこれらの誘拐事件の内、1 件を除く全ては AGEs によるものとされている。UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education in Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 10. UNAMA は、2015 年に、AGEs が病院や医療従事者を標的とする事件の増加を記録した（2014 年から 47 パーセントの増加となる 63 件であり、その内 36 件はタリバンの戦闘員、12 件は ISIS 関連の戦闘員によって引き起こされた）。これらの事件の内、医療従事者や医療機関に対する脅迫・威嚇事件の数において増加がみられたと報告されている（2014 年には 14 件であったのに対し、2015 年には 31 件であった）。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 20. 2014 年の間、少なくとも 10 名の医療関係者が殺害され、さらに 14 名が誘拐されたとの報告があった。タリバンによるものとされる 13 件を含め、38 件が武装グループによるものとされた。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 34.

²²¹ 2014 年と 2015 年に UNAMA は、タリバンが犯行声明を出し民間請負業者・労働者に標的が絞られた攻撃 19 件を記録した（2014 年に 12 件、2015 年に 7 件）。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 84; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 108. 報告によると、政府と契約する民間請負業者もまた誘拐の標的である。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 59. 報告によると、2016 年 1 月、政府の契約労働者 1 名がタリバンから警告を受けた後に殺害された。Pajhwok News, *1 Worker Killed, Another Wounded in Taliban Attack*, 19 January 2016, <http://www.pajhwok.com/en/2016/01/19/1-worker-killed-another-wounded-taliban-attack>.

²²² UNAMA によれば、「敵対行為に直接参加していないか、または反乱鎮圧作戦に関与していない文民警察官は文民であると見なされる。」UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 75.

²²³ ニューヨーク・タイムズ紙が報じたところでは、2015 年の前半 6 か月の間に、4,100 名のアフガニスタン人兵士と警察官が殺害され、約 7,800 名が負傷した。これは、2014 年の同時期と比べて 50 パーセントの増加である。New York Times, *Afghan Security Forces Struggle Just to Maintain Stalemate*, 22 July 2015, <http://www.nytimes.com/2015/07/23/world/asia/afghan-security-forces->

よる攻撃の標的になることがますます増えている²²⁴。ANP の警察官は勤務中・勤務外の両方で標的とされている²²⁵。

ALP 構成員も広く標的とされている²²⁶。ALP 構成員はより危険な地域に配置されることが多く、その死傷率は他の ANSF 構成員の 3 倍になると推定されている²²⁷。報告によると、AGEs はアフガニスタンの他の警察部隊²²⁸および元 ANSF 構成員²²⁹をも標的にしているという。

c) ANSF または政府派の部隊と関係している市民または協力的であると見なされる市民

AGEs は、ANSF を含む政府派の部隊に協力しているか、それらのために「スパイ活動をしている」と疑われた市民を標的にしていると広く報告されている²³⁰。

[struggle-just-to-maintain-stalemate.html](http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html). 2014 年 10 月 1 日、クンドゥーズ州クンドゥーズ市にある銀行付近で ANP を標的としたマグネット式 IED が爆発し、16 名の死傷者が出た（1 名死亡、女性 1 名と子ども 2 名を含む 15 名が負傷）。タリバンが犯行声明を出しており、ANP 5 名を殺害したと述べた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 50.

²²⁴ 2015 年 8 月 7 日、カブールの警察学校の外で、自爆テロ犯が警察士官候補生の間で爆弾を爆発させた。UNAMA は文民の死傷者数が 57 名で非文民に死傷者はいなかったと報告した。タリバンがこの攻撃の犯行声明を出した。AAN, *The Triple Attack in Kabul: A Message? If So, to Whom?*, 10 August 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-triple-attack-in-kabul-a-message-if-so-to-whom/>. 以下も参照のこと：Radio Free Europe/Radio Liberty, *Deadly Bomb Blast Hits Afghan Police Checkpoint*, 6 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b5f45b11.html>; The Guardian, *Taliban Kill 20 Afghan Police Officers in Attacks on Checkpoints*, 13 June 2015, <http://www.theguardian.com/world/2015/jun/13/taliban-kill-20-afghan-police-officers-in-attacks-on-checkpoints>.

²²⁵ 2015 年 5 月 17 日、ラグマーン州にて、AGEs は避難を試みた勤務外の ANP 警察官に対して発砲したのちに捕えた。またこのことで 12 歳の少女 1 名を負傷させた。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 61. 2014 年に UNAMA が記録したところでは、AGEs が ANP 警察官を攻撃した地上戦によって 525 名の市民が死傷したが（201 名の市民が死亡、324 名が負傷）、これは 2013 年と比べて 27 パーセントの増加である。これらの市民の死傷者は、攻撃現場の近くに居合わせた第三者か、民事の法執行業務に従事していた ANP 警察官、または勤務外の ANP 警察官であった。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 32.

²²⁶ 2015 年 7 月の第 1 週に、反徒タリバンがマイダン・ワルダック州の警察の検問所に対して組織的な攻撃を行い、少なくとも 30 名の ALP 構成員が殺害されたと報告されている。Los Angeles Times, *Afghan Fighters Accuse Kabul of Neglect in Deadly Battle with Taliban*, 5 July 2015, <http://www.latimes.com/world/afghanistan-pakistan/la-fg-afghan-fighters-kabul-neglect-20150705-story.html>. 2014 年 11 月 23 日、ALP 構成員を標的としたと見られる自爆犯が、バクティカ州でバレーボールの試合のために集まっていた 400 人ほどの群集の中で自爆した。UNAMA は、10 名の ALP 構成員を含む 138 名の市民の死傷者を記録した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 53.

²²⁷ International Crisis Group, *The Future of the Afghan Local Police*, 4 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/55702a544.html>, p. 8.

²²⁸ 2014 年 11 月 18 日、バグラーン州のブズカシ競技場にて IED が爆発し、24 名の市民（3 名の少年を含む）が負傷した。UNAMA の報告では、主要な標的は、出席していたアフガニスタン国家治安警察（ANCOP）の構成員であったと見られる。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 50.

²²⁹ 例えば、2016 年 2 月、ALP とともにタリバンと戦った 10 歳の少年の殺害に関して犯行声明を出した。殺害時、少年は戦場から戻り学校に通っていたところであった。New York Times, *Taliban Gun Down 10-Year-Old Militia Hero in Afghanistan*, 2 February 2016, <http://www.nytimes.com/2016/02/03/world/asia/afghanistan-taliban-child-soldiers.html>. 2014 年 10 月、ヘルマンド州の元地区警察長が、自宅近くでの爆発物を満載した車両の爆発で負傷した。この爆発で、5 名が殺害された他、18 名が負傷した。Dawn, *Taliban Suicide Attack Kills Five in Afghanistan*, 8 October 2014, <http://www.dawn.com/news/1136627>. 2014 年 8 月、ローガル州にある診療所に武装した男が侵入し、元 ANA 兵士が銃撃されたと報告されている。AAN, *The Empty Street of Mohammad Agha: Logar Struggle Against the Taleban*, 15 December 2014, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-empty-streets-of-mohammad-gha-logars-struggle-against-the-taleban/>.

²³⁰ 2015 年に UNAMA は、シャリア法違反の疑い、違反と見なされた行為、スパイ行為に関する疑惑を理由に AGEs が市民を処罰した事件 44 件を記録した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 50. UNAMA の報告では、誘拐された人々は政府派の部隊のためのスパイ行為について告発されたのちに殺害されることが多い。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 61. 2014 年に UNAMA が記録したところでは、政府のためにスパイ活動をしていたと告発するか、アフガニスタン治安部隊を支援したとして罰するため、AGEs が 16 名の市民を斬首した事件が 11 件あった。例えば、2014 年 8 月 26 日、AGEs はファラ州にて地元ムラー（宗教的指導者）を斬首したが、彼はタリバンによる脅迫を受けていたにもかかわらずアフガニスタン治安部隊の葬儀をあげ続けたと報じられている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>.

d) 国際部隊と関係している市民または協力的であると見なされる市民

AGEs は、運転手・通訳・その他文民としての立場で国際部隊のために働くアフガニスタンの市民を脅迫し、攻撃していると報告されている²³¹。また、国際部隊および政府の元職員が AGEs の標的になっているという報告もある²³²。

e) 人道援助関係者および開発援助関係者

AGEs は国内外の人道機関²³³の職員である市民（国連機関で働いているアフガニスタン人²³⁴、国際開発援助機関の職員²³⁵、国内外の非政府組織（NGO）の職員²³⁶、トラック運転手、建設作業

p. 56. 2015 年、IDP に関する国家タスクフォースが IDPs の全貌を明らかにした。その IDPs が報告したところによると、彼らは AGEs によって政府および政府派の部隊を支持していると見なされ、嫌がらせや威嚇に晒されてきた。例えば以下を参照のこと： UNHCR, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, September 2015, <http://www.refworld.org/docid/565554b14.html>. 報告によるとタリバンは、政府が運営する電気通信社を利用した人々は政府のためにスパイ行為を働いている疑いがあるという考えに基づいて人々を脅迫・殺害した。Pajhwok News, *Kapisa Residents Resent Taliban Ban Salam Operations*, 17 January 2016, <http://www.pajhwok.com/en/2016/01/17/kapisa-residents-resent-taliban-ban-salamoperations>.

²³¹ 5つの情報源から独自に確認したところによると、少なくとも4名の通訳・翻訳者が、米国防務省による特別移民ビザ（SIV）プログラムを通じて米国への再定住申請についての結果を待っている間に反テロタリバンによって殺害された。Voice of America, *Where the Grave Isn't Free: One Afghan Interpreter's Trials of US Resettlement*, 22 April 2015, <http://www.voanews.com/content/afghan-interpreters-translators-siv-special-immigrant-visa/2729110.html>. 国際会議通訳者協会（AIIC）の会長である Linda Fitchett によると、国際部隊との協力関係が一目瞭然であるため、通訳者および通訳者は標的とされる。彼女は、戦争の勃発以来、数百人もの通訳・翻訳者が殺害され、何千人もが負傷したと推定している。Deutsche Welle, *Interpreters Are Caught in the Crossfire in Afghanistan*, 7 August 2014, <http://www.dw.com/en/interpreters-arecaught-in-the-crossfire-in-afghanistan/a-17839085>. 以下も参照のこと：BBC News, *Left to the Mercy of the Taliban*, 26 November 2014, <http://www.bbc.com/news/magazine-30215500>.

²³² 2015 年 8 月、ヘルマンド州にて、元英国軍通訳が、タリバンによってスパイとのレッテルを貼られた後に自宅で殺害されたと報告されている。The Telegraph, *Britain 'Owes Afghan Interpreters a Debt of Honour'*, 29 August 2015, <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/afghanistan/11832796/Britain-owes-Afghan-interpreters-a-debt-of-honour.html>. 2014 年ウルズガン州にてタリバンが存在感を増すにつれて、国際部隊または政府のために働いている、または働いたことのある人々 116 名の詳細なリストをタリバンが保有している、と報告された。タリバンは、これらの者の処遇を決定するために、彼らに出頭するよう要求した。AAN, *The Empty Street of Mohammad Agha: Logar Struggle against the Taleban*, 15 December 2014, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-empty-streets-of-mohammad-gha-logars-struggle-against-the-taleban/>. 元デンマーク軍通訳が、2013 年にカブールにてタリバンに誘拐されたと伝えられている。The Guardian, *Afghan Exodus Grows as Taliban Gains Ground and Hope for Future Diminishes*, 29 October 2015, <http://www.theguardian.com/global-development/2015/oct/29/afghanexodus-grows-taliban-gain-ground-refugees>.

²³³ UNAMA によると、AGEs は 2015 年前半の 6 ヶ月間に起きた誘拐事件 15 件において、人道援助関係者を標的としていた。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 63.

²³⁴ 2015 年 9 月のクンドゥーズに対する攻撃の間、タリバンは、UNAMA 職員を含む攻撃対象者のリストを事前に準備していたと報告されている。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 31. 2015 年 3 月から 5 月の間に、国連職員を巻き込んだ安全関連の事件が 27 件報告されている。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 June 2015, A/69/929-S/2015/422, <http://www.refworld.org/docid/558284aa4.html>, para. 24.

²³⁵ 2015 年 5 月 13 日、カブールのホテルへの攻撃で 5 名のアフガニスタン人と 9 名の外国人を殺害した後、タリバンは、援助関係者を含む外国人と働いているアフガニスタン人を「金目当てに働く者」と見なし、正当な標的であるとする声明を出した。HRW, *Afghanistan: The Taliban's Deadly Hypocrisy*, 18 May 2015, <http://www.hrw.org/news/2015/05/18/afghanistan-talibans-deadly-hypocrisy>.

²³⁶ UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 16. 2015 年 6 月 2 日、武装集団が北部パルプ州の国家連帯計画（NSP、アフガニスタン政府の新たな取り組み）の敷地内に侵入し、同計画のために働いていた現地の援助関係者 9 名が殺害された。New York Times, *Gunmen in Northern Afghanistan Kill 9 Local Aid Workers*, 2 June 2015, <http://www.nytimes.com/2015/06/03/world/asia/afghanistan-aid-workers-killed-in-attack.html>. 2014 年に UNAMA が記録したところでは、地雷除去従事者を故意に標的とした 17 件の攻撃によって 51 名の市民の死傷者（34 名が殺害され、17 名が負傷）が出た。AGEs がこれらの攻撃を実行したが、タリバンがこの内 2 つについて犯行声明を公開した。例えば、2014 年 12 月 13 日、ヘルマンド州 Wa Sher 地区にて不発弾を除去していた地雷除去従事者のグループに対して AGEs が発砲し、11 名の地雷除去従事者を殺害し、その他 6 名を負傷させた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 23.

員および採掘事業その他の開発プロジェクトに関与している個人²³⁷⁾ を標的にしていると報告されている。そうした経歴を持つ個人は殺害、誘拐、威嚇されていると報じられている。

f) 人権活動家

AGEs は人権活動家を標的にしており、そのような活動家は標的を絞った攻撃によって殺害されたり負傷したりしている²³⁸。女性の人権の擁護者は、とりわけ高い危険に直面していると報告されている²³⁹。

g) 政府または国際社会を支持していると見なされるその他の市民

AGEs は、政府を支持していることを罰するため、意図的に市民を殺害しており、殺害は他の者への警告となるよう意図されたものであったと報告されている²⁴⁰。また、AGEs は、政府を支持することを市民に警告するために、テキストメッセージや地元ラジオ放送、ソーシャル・メディア、「夜の手紙 (shab nameha)」といった異なる手法を用いていると報告されている²⁴¹。

²³⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 84; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 55, 108.

²³⁸ 以下を参照のこと : United Kingdom: Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy Report - Afghanistan*, 12 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/551a53045e.html>; Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>. 2015年10月26日、ナンガルハール州にて遠隔操作による爆発装置が AIHRC のマイクロバスの下で爆発し、同団体職員 2 名が殺害され、その他職員 6 名が負傷した。UN News Service, *UN Condemns Attack on Human Rights Workers in Afghanistan that Killed Two, Injured Six*, 26 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562f417840b.html>. 2015年9月のクンドゥーズに対する攻撃の間、タリバン部隊は活動家・ジャーナリスト・公務員の名前や写真を含む「殺害予定者リスト」を所持していたと報告されている。Amnesty International, *Afghanistan: Harrowing Accounts Emerge of the Taliban's Reign of Terror in Kunduz*, 1 October 2015, <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2015/10/afghanistan-harrowing-accounts-emerge-of-the-talibans-reign-of-terror-in-kunduz/>.

²³⁹ 以下を参照のこと : UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 15; UNAMA, *UN Special Representative Nicholas Haysom on Murder of UNAMA Staff Member in Kandahar*, 25 October 2015, <https://unama.unmissions.org/un-special-representative-nicholas-haysom-murder-unama-staffmember-kandahar>; Amnesty International, *Afghanistan: Their Lives on the Line: Women Human Rights Defenders under Attack in Afghanistan*, 7 April 2015, ASA 11/1279/2015, <http://www.refworld.org/docid/55277ff24.html>; International Foundation for the Protection of Human Rights Defenders, *Human Rights Defenders, Lives in the Balance*, 14 January 2015, https://www.frontlinedefenders.org/sites/default/files/annual_report_2014_final_revised.pdf, p. 8.

²⁴⁰ 2015年5月、タリバンが技術者を1名断首にしているのを目撃した村の長老によると、タリバン司令官は、技術者が政府を支持したのではないかと推定したため罰を科したと記録するように、タリバン構成員に指示した。タリバン構成員は、このことを記した1枚のメモ書きを被害者の遺体の上に残したと報告されている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 50. UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 56. 選挙期間中、選挙関係者は特に AGEs によって標的とされてきた。例えば、2014年の選挙に関連して UNAMA が報告したところによると、「4月5日の大統領選挙および州議会選挙と6月14日の大統領決選投票の間、UNAMA は反政府勢力によって選挙プロセスが標的とされた 242 件の地上攻撃を記録した。これらの攻撃による市民の死傷者は 380 名であった (74 名が殺害され、306 名が負傷)。」選挙関係者はまた、標的を絞った殺害の被害者でもあった。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 32-33, 55. カンダハール州 Zahri 地区の地元住民によると、タリバンの構成員が死亡した場合、タリバンはスパイ容疑者に罰を与えるために村々を捜索する。Rahmatullah Amir, *Continuing Conflict, Continuing Displacement in Southern Afghanistan*, May 2014, <http://www.fmreview.org/sites/fmr/files/FMRdownloads/en/afghanistan.pdf>, p. 8.

²⁴¹ 例えば以下を参照のこと : Washington Post, *A New Islamic State Radio Station Spreads Panic in Eastern Afghanistan*, 22 December 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/a-new-islamic-state-radio-station-spreads-panic-in-easternafghanistan/2015/12/21/f41ecf96-a75c-11e5-b596-113f59ee069a_story.html; New York Times, 18 October 2015, *Taliban Threats to Afghan Journalists Show Shift in Tactics*, <http://www.nytimes.com/2015/10/19/world/asia/taliban-threats-to-afghan-journalists-show-shifting-tactics.html>; および *Fear of Taliban Drives Women Out of Kunduz*, 14 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/15/world/asia/taliban-targeted-women-kunduz-afghanistan.html>; Immigration and Refugee Board of Canada, *Afghanistan: Night letters [Shab Nameha, Shabnameh, Shabnameh], Including Appearance (2010-2015)*, 10 February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f02a6c4.html>; VICE news, *The Afghan Interpreters Facing Taliban Death Threats Are Taking Britain to Court*, 16 January 2015, <https://news.vice.com/article/the-afghan-interpreters-facing-taliban-death-threats-are-taking-britain-to-court>. タリバンは、「夜の手紙」を発行する慣習はやめたと述べているものの、ナンガルハール州とクナル州にてそのような手紙を ISIS が発行しているという報告がある。While the Foreign Policy, *In Nangarhar, IS Recruits Amidst Af-Pak Border Tensions*, 24 November 2015, <http://foreignpolicy.com/2015/11/24/in-nangarhar-is-recruits->

AGEs が市民の支持を得られない場所では、AGEs が地元コミュニティに嫌がらせや威嚇を行ない、政府を支持していることについて地元住民に対して処罰を行なっていると報告されている²⁴²。政府のための「スパイ活動」を行なっていると非難された市民は、AGEs が運営する並列的で違法な司法手続きにおいて略式裁判にかけられていると報告されている。そのような「犯罪」に対する刑罰は、通常、処刑である²⁴³。

h) 部族の長老および宗教的指導者

政府または国際社会の支持者であり、AGEs に協力的ではないと見なされた部族の長老など、地元の伝統的指導者を AGEs が標的にしていると報告されている²⁴⁴。

また、AGEs は親政府派であると見なされた宗教的指導者や、または、その特定のイスラム教の解釈に基づいて宗教的指導者を標的としているという²⁴⁵。イマームは、ANSF 構成員およびタリ

[amidst-af-pak-border-tensions/](#); Islamic Emirate of Afghanistan, *Notice by Islamic Emirate Concerning Countrymen Fleeing Afghanistan*, 20 December 2015, <http://shahamat-english.com/notice-by-islamic-emirate-concerning-countrymen-fleeing-afghanistan/>; Associated Press, *Afghans Seeking Asylum Buy Fake Taliban Threat Letters*, 22 November 2015, <http://bigstory.ap.org/article/6c4fd4eac7284ac9b9453ce0040457dc/afghans-seeking-asylum-buy-fake-taliban-threat-letters>.

²⁴² 2014年8月1日から12月31日の間、UNAMAは反タリバンの政治的立場または口頭意見を示した市民の住宅へのタリバン構成員による焼き討ち事件10件を記録した。被害を受けたコミュニティと市民は、家屋の焼き討ちについて、恐怖を蔓延させ、親政府派であると見なされる個人や家族などの集団に科する処罰として機能することを意図した威嚇行為であると述べている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 67. AANが報告するところによると、「Mohammad Aghaにおいては誰もが夜にやってくる『客人』の世話をしなくてはならない。訪問者とは、放浪するタリバンのグループであるが、彼らは同地区を巡回し、時折食糧を求めて家々の戸を叩く。首都カブールの南東に位置しているローガル州の同地区の村人が、仮にこれを断れば、政府のスパイであると目をつけられ罰せられるが、それは殴られるか、殺害される危険性すらあるということの意味する。」AAN, *The Empty Streets of Mohammad Agha: Logar's Struggle against the Taliban*, 15 December 2014, <https://www.afghanistan-analysts.org/the-empty-streets-of-mohammad-gha-logars-struggle-against-thetaliban/>.

²⁴³ 2015年にUNAMAが記録したところによると、タリバンを含むAGEsが並列的な司法構造を通じてシャリア法違反の疑い、違反と見なされた行為、スパイ行為に関する疑惑を理由に市民を処罰した事件は44件あった。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 50. 2014年、タリバンは15名の少年を政府のスパイであると非難して誘拐した。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 36. 2014年、UNAMAはAGEsが17名の市民を斬首した12件の事件を記録した。この中で動機が確認されていない1件以外の全ての事件において、誘拐され斬首された市民は、当該事件を起こしたAGEsによって政府のスパイであるか、またはANSFを支持していたという理由で非難されていた。例えば、2014年12月10日、ナンガルハール州 Deh Bala 地区の Shekha 地域エリアにて斬首された市民の遺体が発見された。住民が認めたところでは、その男性は、政府のスパイであり、政府を支援しているとしてタリバンが非難していた市民の運転手だった。2014年12月5日、AGEsのグループがナンガルハール州 Deh Bala 地区にて4名の市民男性を誘拐した。地元住民は、2014年12月8日にその4人の被害者の斬首された遺体を発見し、地元タリバンがこの男性たちを政府のためにスパイ活動や支援を行っているとして非難していたと述べた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 56.

²⁴⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 84; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 43, 55, 108. ISISとの関連を主張している団体が、アフガニスタン東部に部族の指導者を標的とし殺害していると報告されている。New York Times, *Afghan ISIS Branch Makes Inroads in Battle against Taliban*, 13 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/14/world/asia/afghan-isis-branch-makes-inroads-in-battle-against-taliban.html>.

²⁴⁵ UNAMAによると、「ムラー（宗教的指導者）や礼拝場所を故意に標的とした攻撃は2015年にわずかに減少した。UNAMAは56名の市民の死傷者を記録したが（42名が死亡、14名が負傷）、これは2014年と比べて8パーセントの減少である。」さらにUNAMAは、「宗教関係者を故意に標的にした攻撃による市民の死傷者数の総計は減少しているものの、2014年に19名だった死者が2015年には42名となったように、死亡者数は2倍以上となった。」と述べた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 46-47. 以下も参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 58.

バンによって殺害された個人の葬儀を行なったことを理由に標的とされていると報告されている²⁴⁶。

i) 公的な立場にある女性

2001年以降、アフガニスタン政府内または市民社会においてある程度の指導的役割を得た女性（裁判官、議員、公的な立場にある女性および公職にある女性を含む）は、引き続き脅迫、威嚇、暴力的な攻撃に晒されている²⁴⁷。女性議員、州議会議員、公務員、ジャーナリスト、弁護士、警察官、教師、人権活動家および国際機関で働く女性など公的な立場にある女性を標的とした事例が広範にわたって報告されている²⁴⁸。女性たちは、AGEs²⁴⁹、地元の伝統的・宗教的権威、コミュニティの構成員および政府当局により標的とされている²⁵⁰。公務に関与しようとする女性は社会規範に背いていると見なされ、「不道徳である」と非難され、脅迫、嫌がらせまたは暴力の標的とされることが多い²⁵¹。AGEs は公的な立場にある女性に対して威嚇および脅迫

²⁴⁶ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 56; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 56.

²⁴⁷ 2014年8月から11月までの間、アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン全土の13州出身の政府役人、警察官、医療関係者、教師、検察官、弁護士、市民社会活動家、学者、ジャーナリストそして政治家を含む50名以上の女性の人権の擁護者に対しインタビューを行った。インタビューによって、脅迫や嫌がらせ、威嚇、襲撃、殺害などを含む、公的な立場にある女性に対する様々な日々の脅威が明らかになった。Amnesty International, *Afghanistan: Their Lives on the Line: Women Human Rights Defenders under Attack in Afghanistan*, 7 April 2015, ASA 11/1279/2015, <http://www.refworld.org/docid/55277ff24.html>, p. 7. 2015年3月、国連安全保障理事会は、特に女性の政府高官など、アフガニスタンにおける女性と少女に標的を絞った殺害を非難した。UN Security Council, *Security Council Resolution 2210 (2015) [on Extension of the Mandate of the UN Assistance Mission in Afghanistan (UNAMA) until 17 Mar. 2016]*, 16 March 2015, S/RES/2210 (2015), <http://www.refworld.org/docid/550aa9914.html>, p. 5.

²⁴⁸ 2015年9月のクンドゥーズに対する攻撃以降、タリバン部隊は「公的な経歴を持つあらゆる女性」を標的とし、女性活動家の「殺害予定者リスト」を保有していると報告されている。以下を参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, pp. 15-16; New York Times, *Fear of Taliban Drives Women Out of Kunduz*, 14 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/15/world/asia/taliban-targeted-women-kunduzafghanistan.html>; The Telegraph, *'We Can't Go Back' Say Women Activists on Taliban Kunduz 'Hit List'*, 18 October 2015, <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/afghanistan/11938891/We-cant-go-back-say-women-activists-on-Taliban-Kunduz-hitlist.html>. 2014年11月、議会の女性議員がカブールにおける自爆攻撃の標的にされた。BBC, *Afghan Woman MP Survives Car Attack*, 16 November 2014, <http://www.bbc.com/news/world-asia-30073189>. 以下も参照のこと：New York Times, *Afghan Policewomen Struggle Against Culture*, 1 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html>.

²⁴⁹ AIHRCによると、アフガニスタン暦1394年の前半6ヶ月の間（2015年3月21日-9月22日に相当）、政治的目的の下にAGEsが女性を標的として殺害した事件は89件であった。AIHRC, *Elimination of violence against Women 1394*, 30 November 2015, http://www.aihrc.org.af/home/research_report/5170.

²⁵⁰ ゴール州の女性知事が、彼女の辞職を要求する地元の「武装司令官」から彼女自身と家族に対する殺害予告を受けたと報告されている。Radio Free Europe/Radio Liberty, *Female Afghan Governor Won't Back Down Amid Threats, Controversy*, 19 October 2015, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-ghor-province-female-governor-death-threats/27314931.html>. アフガニスタン女性初の固定翼軍用機パイロットは、世間に知られる存在となった後にタリバンと彼女の大家族の両方から殺害予告を受けたと報告されている。Wall Street Journal, *In Afghanistan, Death Threats Shatter Dream of First Female Pilot*, 4 August 2015, <http://www.wsj.com/articles/afghanistan-death-threats-shatter-dream-of-first-female-pilot-1438738716>. アムネスティ・インターナショナルが報告したところによると、「女性の人権の擁護者は、タリバンや他の反政府武装グループだけでなく、特に法執行・治安当局者のような国家主体による脅迫や暴力に直面している。女性の人権の擁護者はまた、国家当局とつながりがあるかまたは彼ら自身が地方役人である有力な司令官や軍閥などによって危害を加えられる危機に瀕している。」Amnesty International, *Afghanistan: Their Lives on the Line: Women Human Rights Defenders under Attack in Afghanistan*, 7 April 2015, ASA 11/1279/2015, <http://www.refworld.org/docid/55277ff24.html>, p. 19.

²⁵¹ United States Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan*, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>. 社会的規範に反すると見なされてる女性の取扱いに関する詳しい情報については、セクション III.A.8 を参照のこと。

を行っている」と報告されている²⁵²。また、公的な立場にある女性が殺害されたとの報告も数多く存在する²⁵³。

人権活動家によると、多くの場合、法執行機関は公的な立場にある女性に対する嫌がらせや攻撃に対する免責との闘いに失敗している²⁵⁴。

j) 「西洋化している」と見なされる個人

西洋諸国が有する価値観および／または外見を採用していると見なされた個人は、政府や国際社会への支援が彼らに帰属させられることから、AGEs によって標的とされているとの報告がある²⁵⁵。西洋諸国から帰国した個人が、「外国人」になったという理由や、西洋のある国のスパイであるという理由から、AGEs により拷問を受けたりまたは殺害されたという報告がある²⁵⁶。経歴 1.e (人道援助関係者および開発援助関係者) や経歴 1.i (公的な立場にある女性) といった他の経歴を持つ個人も、AGEs によって西洋諸国の有する価値観および／または外見を採用したとして、同様に非難され、標的とされる可能性がある。

²⁵² 2014 年 4 月の選挙前日、タリバンは数百人もの女性警察官の氏名と住所を記載したリストを発表した。The Times, *Taliban Step up Their Intimidation of Female Police on Eve of Election*, 5 April 2014, <http://www.thetimes.co.uk/to/news/world/asia/afghanistan/article4054966.ece>.

²⁵³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 14. 例えば、ナンガルハール州議会の女性議員が、彼女の車両に取り付けられたマグネット式爆弾が爆発し、数日後に死亡した。Khaama Press, *Angeza Shinwari Succumbs to Injuries*, 16 February 2015, <http://www.khaama.com/angeza-shinwari-succumbs-to-injuries-29072>. 以下も参照のこと: New York Times, *Afghan Policewomen Struggle Against Culture*, 1 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html>.

²⁵⁴ Amnesty International, *Afghanistan: Their Lives on the Line: Women Human Rights Defenders under Attack in Afghanistan*, 7 April 2015, ASA 11/1279/2015, <http://www.refworld.org/docid/55277ff24.html>, p. 10.

²⁵⁵ 西洋とのつながりや西洋的な特徴を持つ若者は、政府や国際社会への協力者であると誤解される危険性があると報じられている。Bureau of Investigative Journalism, *From Kent to Kabul: The Former Asylum Seeking Children Sent Back to Afghanistan*, 17 July 2015, <http://labs.thebureauinvestigates.com/from-kent-to-kabul/>. 以下も参照のこと: BBC, *The Young People Sent Back to Afghanistan*, 17 July 2015, <http://www.bbc.com/news/magazine-33524193>. 英国からアフガニスタンに送還された若者のグループを追跡した Refugee Support Network (RSN) によると、「いくつかの事例では、若者たちは彼らの元々の庇護申請に関連する問題の結果、脅迫を受けたり標的にされており、かなりの人数については、単に帰還者であると認識されるだけで暴力を受けうるかなりの危険性に晒される。」RSN, *After Return: Documenting The Experiences of Young People Forcibly Removed to Afghanistan*, April 2016, https://refugeesupportnetwork.org/sites/default/files/files/After%20Return_RSN_April%202016.pdf, p. 31. 報告によると、一般的に帰還者はヨーロッパにて「西洋化」したか「反イスラム」になったと見なされる。PRIO, *Can Afghans Reintegrate after Assisted Return from Europe?*, July 2015, http://file.prio.no/publication_files/PRIO/Oeppen%20-%20Can%20Afghans%20Reintegrate%20after%20Assisted%20Return%20from%20Europe.%20PRIO%20Policy%20Brief%207-2015.pdf. 米国での軍事訓練に参加している間に庇護を申請した元アフガニスタン軍兵士が、Board of Immigration Appeals (BIA) によって庇護を認められた。BIA は、元兵士が米国での訓練に参加したという事実によってタリバンが彼に政府派の意見を帰属させ得るために、彼がアフガニスタンに帰国した際に危険に晒される、と判断したと報告されている。Reuters, *Former Afghan Soldier Who Fleed U.S. Training Granted Asylum: Lawyer*, 30 June 2015, <http://www.reuters.com/article/us-usa-afghanistan-asylumidUSKCN0PA2XT20150630>.

²⁵⁶ 報告によると、オーストラリアから強制送還されたアフガニスタン人の庇護申請者は、タリバンによって捕らえられ、携帯電話にオーストラリアで撮影した写真を持っていることが発見されて、スパイであるとして非難され拷問にかけられた。The Saturday Paper, *Taliban Tortures Abbott Government Deportee*, 4 October 2014, <https://www.thesaturdaypaper.com.au/news/politics/2014/10/04/taliban-tortures-abbott-government-deportee/14123448001068>. ガズニ州とカブールの間を移動していたアフガニスタン系オーストラリア人の男性が、バス乗車中に個別に把握されて、外国人であることを非難されたのち、タリバンによって殺害された。The Guardian, *Sayed Habib Musawi 'Tortured, Killed by Taliban Because He Was Australian'*, 30 September 2014, <http://www.theguardian.com/world/2014/sep/30/sayed-habib-musawi-tortured-killed-by-talibanbecause-he-was-australian>. セクション III.A.6 も参照のこと。

k) 政府または国際社会と関係している個人または協力的であると見なされる個人の家族

AGEs は上記の経歴を持つ個人の家族を、報復行為として、または、「連帯責任」の原則に基づいて、標的にしているとの報告がある²⁵⁷。特に政府役人および ANSF 構成員の親族（女性や子どもを含む）は、嫌がらせ、誘拐、暴力、殺害の対象となっている²⁵⁸。

l) 要旨

以上の分析に基づき、UNHCR は、ケースの個別の事情によっては、政府または国際部隊を含む国際社会と関係している人々または協力的であると見なされる人々は、その（帰属された）政治的意見または関連する他の根拠によって難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えます。そのような人々には以下が含まれる：

- a) 政府役人および公務員
- b) ANP および ALP の構成員
- c) ANSF または政府派の部隊と関係している市民または協力的であると見なされる市民
- d) 国際部隊と関係している市民または協力的であると見なされる市民
- e) 人道援助関係者および開発援助関係者
- f) 人権活動家
- g) 政府または国際社会を支持していると見なされるその他の市民
- h) 部族の長老および宗教的指導者
- i) 公的な立場にある女性
- j) 「西洋化している」と見なされる個人

²⁵⁷ 報告によると、2015年12月10日、アフガニスタン治安部隊の構成員の親戚が、AGEsによって誘拐され、後に殺害された。その ANSF 構成員は、タリバン司令官の殺害に最近関わっていた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 49. 2015年9月のクンドゥーズ包囲攻撃の際、タリバン構成員が女性 NGO 職員の自宅を捜索し、その夫が殺害されたとされている。タリバン構成員はまた、ANP 警察官の遺体を埋葬のために運んでいた親戚二人も殺害したとされている。UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, p. 13. 報告によると、政府職員の家が AGEs による誘拐の標的となっている。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 61. UNAMA が報告したところによると、2014年8月1日から12月31日の間に東部の州で起きた事件の新たな傾向として、タリバン構成員が親政府派であると見なされた個人や家族の家々を焼き討ちにしている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 67. 報告によると、政府や国際部隊のために働いているか、それらを支持しているとされる家族への報復手段として、子どもたちが誘拐されている。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 15 May 2014, A/68/878-S/2014/339, <http://www.refworld.org/docid/53b3b7654.html>, para. 30.

²⁵⁸ UNAMA によると、2015年も引き続き、AGEsは治安部隊に勤めている親族がいる女性を標的にし続けた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 14. 報告によると、2015年10月31日、ジョウズジャー州のタリバン戦闘員が、元ANA兵士の息子を持つ4人の市民を、彼らが政府を支援していると非難して誘拐した。Khaama Press, *Taliban Kidnap Four Civilians in Jawzjan*, 1 November 2015, <http://www.khaama.com/taliban-kidnap-four-civilians-in-jawzjan-4069>. 報告によると、2015年9月のクンドゥーズへの攻撃の間、タリバン部隊は特にALP構成員を標的として、警察司令官や兵士の家族（子どもを含む）を強姦し、殺害した。Amnesty International, *Afghanistan: Harrowing Accounts Emerge of the Taliban's Reign of Terror in Kunduz*, 1 October 2015, <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2015/10/afghanistan-harrowing-accounts-emerge-of-the-talibans-reign-of-terror-in-kunduz/>. 報告によると、2015年6月28日、AGEsはファラ市においてANP警察官の17歳の息子を誘拐し、殺害した。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 64. 2014年7月20日、ファリヤブ州において、自家用車のIEDが爆発し、8人の死傷者が出たが、その全員がALP警官の家族であった。同事件に対してタリバンが犯行声明を出している。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 50. UNAMAの情報源によると、2014年7月、タリバンは元ANA士官の15歳の息子を斬首したとされている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 56-57.

k) 政府または国際社会と関係して居る個人または協力的であると見なされる個人の家族

2. ジャーナリストおよびその他のメディア関係者

憲法は表現の自由に対する権利および国家当局への事前提出なしで印刷・出版する権利を保障しており、2009年のメディア法は、検閲を禁止し、市民の情報を得る権利を保障している²⁵⁹。2014年12月の情報アクセス法は、政府が保持する情報は、アフガニスタンの国家安全保障を脅かし、個人のプライバシーを侵害し、または犯罪捜査を妨げない限り、全て一般に公開されていると推定すべきであると規定している²⁶⁰。しかし、表現の自由に対する権利および情報へのアクセス権への脅威に関する懸念は依然として存在する²⁶¹。2009年のメディア法は、イスラム教の原則に反するまたはその他の宗教・宗派に対して攻撃的な作品および資料の製作・複製・印刷・出版を禁止する幅広い文言の規定を含む²⁶²。この法規定に基づく訴追の報告は存在しないが、政府はこの規定を用いてイスラム教や国益に反すると見なされる内容に関して報道機関の検閲を試みているとの報告がある²⁶³。その一方で、ある新聞社が出版した意見が神への冒とくに値するという理由で、最高執行官の命令に基づいて捜査が行われた事例も1件報告されている²⁶⁴。

報告によれば、メディア法の名誉毀損規定が、時に政府役人に対する批判を抑えるために使用されているという²⁶⁵。報告によれば、政治家、治安当局者およびその他の権力の座にある者が、

²⁵⁹ Freedom House, *Freedom of the Press 2015 - Afghanistan*, 4 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f001263d.html>. 憲法第34条は、「法の規定にしたがって」という文言によって、国家当局に対する事前提出なしで印刷・出版する権利を与えている。Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>.

²⁶⁰ Freedom House, *Freedom of the Press 2015 - Afghanistan*, 4 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f001263d.html>. 報告によると、2015年3月に国家安全保障評議会および内務省は、治安当局者に安全保障関連の質問に回答することを禁止する官命を出した。USIP, *Afghanistan's Fourth Estate: Independent Media*, August 2015, <http://www.usip.org/sites/default/files/PB189-Afghanistans-Fourth-Estate-Independent-Media.pdf>. また、政府の報道官たちがメディアの要請に応える能力を欠いていることに関する懸念も報告されている。Institute for War and Peace Reporting, *Demands for Local Government Transparency in Afghanistan*, 31 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/552253004.html>.

²⁶¹ 報告によると、現在は解散されたメディア違反調査委員会 (MVIC) などのメディア監視・説明責任メカニズムが、国内メディアに影響を与えるための政府の手段として主に利用されてきた。Afghan Journalists Safety Committee, *Six-month Report 1 January - 30 June 2015*, 27 August 2015, <http://ajsc.af/wp-content/uploads/2015/08/AJSC-Six-month-Report-English.pdf>, p. 17; HRW, "Stop Reporting or We'll Kill Your Family": Threats to Media Freedom in Afghanistan, 21 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54c201034.html>, pp. 8-11; AAN, A 'Jihad on the Media'? Afghan Journalists Face the Storm in Insecure Legal Waters, 9 December 2013, <https://www.afghanistan-analysts.org/a-jihad-on-the-media-afghan-journalists-face-the-storm-in-insecure-legal-waters/>.

²⁶² US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>.

²⁶³ HRW, "Stop Reporting or We'll Kill Your Family": Threats to Media Freedom in Afghanistan, 21 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54c201034.html>, p. 8.

²⁶⁴ 報告によると、2014年10月に当局はAfghanistan Expressに発表された意見の掲載に関連して数人を拘禁したが、その理由としては同意見を神への冒とくに値し、メディア法に違反することが挙げられた。報告によると、Abdullah 行政長官は閣僚評議会の会合においてAfghanistan Expressの職員を逮捕するよう命じた。捜査は後に打ち切れ、職員は解放された。US Department of State, *2014 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 25 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/559bd58728.html>; Washington Post, *New Afghan Government Investigates Newspaper for 'Blasphemous Article'*, 22 October 2014, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/new-afghan-government-investigates-newspaper-forblasphemous-article/2014/10/22/d8ffc136-59ea-11e4-b812-38518ae74c67_story.html.

²⁶⁵ 例えば2015年8月、風刺的なフェイスブックページを運営していたことが疑われたジャーナリスト2名が、NDSの業務に関する重要情報を投稿した後に、同機関による事情聴取のため召喚された。報告によると、この2名のジャーナリストは、彼ら自身とその家族の命が危険に晒される可能性があるという警告を受けた。Nai Supporting Open Media in Afghanistan, *Media Watch Report, Owner Nai, Monthly Report #123 August, September 2015*, <http://nai.org.af/files/documents/mw/Nai%20Monthly%20Report%20123%20English.pdf>; Reuters, *Afghan Satire 'Kabul Taxi' Angers Spies, Scribes Summoned*, 25 August 2015, <http://www.reuters.com/article/2015/08/25/us-afghanistan-pressidUSKCN0QU1HF20150825>. 2014年4月、NDS職員がジャーナリストを殴打したとの公式発言の後、NDSによる告発に対応するために2名のジャーナリストがパグラーン州にある高等検察局に召喚されたという。US Department of State, *2014 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 25 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/559bd58728.html>.

報道の結果として、特に政府および地元有力者に関して批判的に報じた者を含むジャーナリストに対する逮捕・脅迫・嫌がらせを行なっている²⁶⁶。地方当局は、腐敗に関する疑惑など当局が機微な問題と見なす事柄について報道したことへの報復として、報道機関を時折閉鎖していると報じられている²⁶⁷。ジャーナリストは報復のおそれのためにまた自己検閲を行なうようになっていたとの報告もある²⁶⁸。

多くの民営放送局および活字メディアは軍閥によって所有または管理されているとの報告がある。軍閥は、自身の政治的目標を推し進め、言論の自由を抑圧するために、そのような支配権を利用している²⁶⁹。

ジャーナリストに対する暴力に関しては深刻な懸念が残ると言われており、報告によれば、ほとんどの事例について国家当局に責任がある²⁷⁰。女性ジャーナリストは特に嫌がらせや脅迫の対象となる危険性が高いと報告されている²⁷¹。ジャーナリストに対する暴力の加害者は処罰を受けないことが多く、ジャーナリストは自分たちを保護しないことについて政府を非難している²⁷²。

²⁶⁶ ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告では、「当局や政府の活動に対して批判的な記事を発表するアフガニスタンのジャーナリストはしばしば検閲、嫌がらせおよび暴力に直面する。このような侵害行為の加害者には、政府役人、警察およびその他のアフガニスタン治安部隊の構成員、また政府と同盟関係にある軍閥や民兵が含まれる。」HRW, "Stop Reporting or We'll Kill Your Family": Threats to Media Freedom in Afghanistan, 21 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54c201034.html>, p. 13. 以下も参照のこと：US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; Amnesty International, Amnesty International Report 2014/15 - Afghanistan, 25 February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f07e2215.html>. International Media Supportが2013年に述べたところによると、過去10年間の間に政府がアフガニスタンのメディアに対する最大の脅威として台頭してきており、政府を批判する報道機関が頻繁に脅迫を受けている。International Media Support, Journalism in Afghanistan: Current and Post-2014 Threats and Journalist Safety Mechanisms, October 2013, <http://www.mediasupport.org/wp-content/uploads/2013/12/afghanistan-safety-assessment-sept2013-ims.pdf>, p. 18.

²⁶⁷ Freedom House, Freedom of the Press 2015 - Afghanistan, 4 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f001263d.html>

²⁶⁸ 25州における335名のジャーナリストを対象に行われたNai Supporting Open Media in Afghanistanによる調査によると、ジャーナリストの40パーセントは自己検閲を行なっている。Nai Supporting Open Media in Afghanistan, Media Watch Report, Monthly Report #124 September, October 2015, <http://nai.org.af/files/documents/mw/Nai%20Monthly%20Report%20124%20English.pdf>. 以下も参照のこと：US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; Freedom House, Freedom of the Press 2015 - Afghanistan, 4 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f001263d.html>; HRW, "Stop Reporting or We'll Kill Your Family": Threats to Media Freedom in Afghanistan, 21 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54c201034.html>, pp. 33-34.

²⁶⁹ 以下を参照のこと：US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; HRW, "Stop Reporting or We'll Kill Your Family": Threats to Media Freedom in Afghanistan, 21 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54c201034.html>, p. 11.

²⁷⁰ アフガニスタン人ジャーナリスト安全委員会が記録したところでは、2015年前半にジャーナリストに対して行われた脅迫および暴力事件は39件あり、その内28件は政府役人によるものであった。Afghan Journalists Safety Committee, Six-month Report, 1 January - 30 June 2015, 27 August 2015, <http://ajsc.af/wp-content/uploads/2015/08/AJSC-Six-month-Report-English.pdf>. 2014年、同委員会はジャーナリストの殺害事件を8件、暴力事件を129件記録しており、その大半の攻撃が政府役人と治安部隊によって行われたと報じている。Freedom House, Freedom of the Press 2015 - Afghanistan, 4 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f001263d.html>.

²⁷¹ 2015年9月にタリバンがクンドゥーズを占領した際、タリバンの戦闘員は、女性の権利を推進していたことで知られるラジオ局を占拠・閉鎖し、さらに同局の女性ジャーナリストを脅迫した。Washington Post, Afghan Radio Station Focused on Women's Rights is a Casualty of the Taliban, 16 November 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/an-afghan-womens-radio-station-becomes-a-talibancasualty/2015/11/15/64f8eeac-7db6-11e5-bfb6-65300a5ff562_story.html. 以下も参照のこと：Freedom House, Freedom of the Press 2015 - Afghanistan, 4 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f001263d.html>.

²⁷² アフガニスタンは、過去10年間のジャーナリストに対する標的を絞った殺害事件5件の加害者に責任を負わせることをしなかったとして、ジャーナリスト保護委員会の2015 Global Impunity Index (2015年世界不処罰指数)において7番目に酷い違反国家として位置づけられている。Committee to Protect Journalists, Getting Away With Murder, 8 October 2015, <https://cpj.org/reports/2015/10/impunity-index-getting-away-with-murder.php>. International Media Supportが2013年に述べたところでは、加害者は国家による処罰をおそれることなくメディアを標的にすることができる。International Media Support, Journalism in Afghanistan: Current and Post-2014 Threats and Journalist Safety Mechanisms, October 2013, <http://www.mediasupport.org/wp-content/uploads/2013/12/afghanistan-safety-assessment-sept2013-ims.pdf>, p. 18.

非国家主体によるジャーナリストおよび報道機関に対する暴力および威嚇の件数は増加していると報告されている。そのような事件は、ジャーナリストが制約を受けることなく現状について報道する能力を制限する効果がある²⁷³。政府やその政策を支持するような報道を行った報道機関およびジャーナリストは、タリバンによって正当な軍事的標的として指定されている²⁷⁴。ISIS が報道機関に対して強制的に自らの活動を報道するように脅迫しているとの報告もある²⁷⁵。

以上を踏まえ、国家または非国家主体のいずれかによって機微な問題と見なされる事柄に関する批判的な報道を行なったジャーナリストおよびその他のメディア関係者は、その（帰属された）政治的意見または宗教的な見解を根拠に、または関連する他の根拠によって難民としての国際保護を必要とする可能性があるとして UNHCR は考える。ケースの具体的な事情によっては、これらの経歴を持つ個人の家族の構成員も危機に瀕する個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性がある。

3. 戦闘年齢にある男性および若年強制徴集の状況下にある子ども

子どもの強制労働の事例は一般的に過小報告されていると言われている²⁷⁶。しかしながら、支援任務および戦闘任務の両方において、全ての紛争当事者による子どもの徴集および使用が国中で見受けられると報告されている²⁷⁷。

²⁷³ Freedom House, *Freedom of the Press 2015 - Afghanistan*, 4 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55f001263d.html>; Reporters Without Borders, *Taliban and Islamic State Extend News "Black Holes" in Afghanistan*, 7 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/559bcc96410.html>; HRW, "Stop Reporting or We'll Kill Your Family": Threats to Media Freedom in Afghanistan, 21 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54c201034.html>, pp. 35-38.

²⁷⁴ 2016年1月、タリバンはカブールのメディア関係者に対する自爆攻撃についての犯行声明を出した。市民8名が殺害され、24名が負傷し、その多くはメディア関係者であった。UNAMA, *UNAMA Condemns Suicide Attack Targeting Media in Kabul*, 21 January 2016, <http://unama.unmissions.org/unama-condemns-suicide-attack-targeting-media-kabul>. 2015年10月12日、タリバンはToloおよび1TVの報道機関を明らかに正当な軍事標的として指定するとの声明を発表した。Statement by the Military Commission of Islamic Emirate Concerning Intelligence TV Networks of Tolo and 1 TV, 12 October 2015, <http://shahamat-english.com/statement-by-the-militarycommission-of-islamic-emirate-concerning-intelligence-tv-networks-of-tolo-and-1-tv/>. 以下も参照のこと：Reporters Without Borders, *Taliban and Islamic State Treat Media as Targets*, 13 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/5620b15340a.html>; New York Times, *Taliban Threats to Afghan Journalists Show Shift in Tactics*, 18 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/19/world/asia/taliban-threats-to-afghan-journalists-show-shift-in-tactics.html>.

²⁷⁵ 地元ラジオ局 Radio Safa と Radio Killid の地方支局が入っているジャララバードの建物が2015年10月10日に攻撃されたが、それは同ラジオ局に当該地域での ISIS の活動について報道するよう強要する脅迫電話がかけられた後であった。Reporters Without Borders, *Taliban and Islamic State Treat Media as Targets*, 13 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/5620b15340a.html>.

²⁷⁶ 以下を参照のこと：UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 27; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 18. 2014年、国連は子どもの徴集68件を記録し、その内22件が確認された（1件はANP、1件はALP、20件はAGEsによる徴集）。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 27.

²⁷⁷ AIHRCによると、同委員会は、アフガニスタン軍（特にALP）およびAGEsの双方による児童兵の使用に関する報告を受け続けている。以下を参照のこと：New York Times, *Taliban Gun Down 10-Year-Old Militia Hero in Afghanistan*, 2 February 2016, <http://www.nytimes.com/2016/02/03/world/asia/afghanistan-taliban-child-soldiers.html>. 国連安全保障理事会は、その決議1612号に照らして、アフガニスタンの警察部隊とAGEsを、武力紛争の状況下において子どもを徴集または使用、殺害または障がいを負わせ、強姦およびその他の形態の性暴力の対象とし、あるいは、学校および/または病院に対して攻撃を行っている紛争当事者のリストに掲載している。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, p. 48. UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 18. Child Soldiers Internationalの報告では、AGEsによる子どもの徴集は主に南部（カンダハールおよびヘルマンド）と東部（パクティア、ホーストおよびパクティカ）の州に影響を及ぼしているが、その理由としては、国内のこれらの地域においてはAGEsの存在感がより強いためである。Child Soldiers International, *Briefing on the Situation of the Recruitment and Use of Children by Armed Forces and Insurgent Groups in Afghanistan to the UN Security*

a) AGEsによる強制的徴集

AGEsが領土と住民に対して実効的な支配を行う地域においては、AGEsは戦闘員を徴用するために、強制的な戦略に基づく徴兵メカニズムを含む様々なメカニズムを使用していると報告されている²⁷⁸。報告によれば、徴集に反抗する人々およびその家族は殺害・処罰される危険に晒される²⁷⁹。

Council Working Group on Children and Armed Conflict, June 2015, http://www.child-soldiers.org/user_uploads/pdf/childsoldiersinternationalafghanistanbriefingjune2015final7404027.pdf, p. 11.

²⁷⁸ 2016年4月、UNHCRはアフガニスタンからの人口流出に関する最新情報において、「若い男性は徴集の実質的な危険性に晒され続けている」と述べている。United Nations in Afghanistan, *Population Movement Bulletin*, 14 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/un_afghanistan_-_population_movement_bulletin_-_issue_2_-_april_2016-final.pdf, p. 3. 2014年と2015年の両方において、強制的徴集に対するおそれが国内避難を引き起こす主要な推進力の一つであった、とIDPsが報告している。2015年9月、ナンガルハール州において強制的徴集の実施が報告されたが、それは特にISIS関連団体がその存在感と影響力を確立している地域であった。報告によれば、2014年末から2015年初めにかけて、AGEsは数度にわたる警告を通じて、パクティア州のいくつかの地区の地元住民を強制的に徴集していた。2015年4月マイダク・ワルダック州にて、タリバンが政府との戦いに参加するよう男性たちに促すために夜の手紙を配布したと報告されている。ローガル州、ヘラート州、バドギース州およびゴール州のいくつかの地区におけるAGEsによる強制的徴集も報告されている。以下を参照のこと：UNHCR's monthly updates, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement*, September 2015, <http://www.refworld.org/docid/565554b14.html>; July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55efe7294.html>; April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55641ca04.html>; February 2015, <http://www.refworld.org/docid/5513f90c4.html>; and December 2014, <http://www.refworld.org/docid/54b62f114.html>. The World Post の報告によると、「[ISIS]は、時には暴力的な手段や威嚇を用いて、特にAchin地区の権利を剥奪された若い男性を標的として、積極的に徴集活動を拡大しようと試みている。」The World Post, *Dispatch From the Frontline: Fighting ISIS In Afghanistan*, 22 February 2016, http://www.huffingtonpost.com/franzstefan-gady/dispatchfrom-the-frontline-fighting-isis_b_9237182.html. 以下を参照のこと：Khaama Press, *300,000 Children Face Uneducated Future Because of Daesh in Nangarhar*, 20 September 2015, <http://www.khaama.com/300000-school-children-face-uneducated-future-because-of-daesh-in-nangarhar-3925>. 2015年10月、クンドゥーズとバダフシャーンの前線におけるタリバンの活動に対して懸念を表明するアフガニスタン議員の発言がTolo Newsに掲載されており、「タリバンの戦闘員は弱体化した。彼らは今では子どもや地元住民を標的としている。金を与えたり武力を使ったりすることで、人々を戦争に参加するようせき立てている。」と述べている。Tolo News, *Concerns Raised over Taliban's Recruitment of Child Soldiers*, 28 October 2015, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/22099-concerns-raised-over-talibans-recruitment-of-child-soldiers>. 報告によると、2015年9月のクンドゥーズの包囲攻撃の間、タリバンは戸別捜索を行い、「強制的徴集の一形態として、各家庭から若い少年を連れていった。」Al Jazeera, *Afghan Taliban 'Recruiting Boys' from Kunduz Families*, 30 September 2015, <http://www.aljazeera.com/news/2015/09/afghan-taliban-recruiting-boys-kunduz-families-150930155157751.html>. タリバンはまた、道路のアクセスを妨害することで、標的としている地区への食糧の供給を絶ち、空腹の住民が反乱に参加するよう強いるなど、強制手段として飢餓を利用したと報告されている。International Crisis Group, *Afghanistan's Insurgency after the Transition*, 12 May 2014, <http://www.refworld.org/docid/5371c4824.html>, p. 20. 悪化する経済状況と高い失業率もまた、AGEsに徴集される確率を高めると報告されているが、それは特にAGEsに参加する以外の選択肢がない若者の中で顕著である。以下を参照のこと：CNN, *Failing Afghan Economy Helping Taliban Return to Power*, 9 October 2015, <http://edition.cnn.com/2015/10/09/asia/afghanistan-kabultaliban-robertson/>; Pajhwok Afghan News, *Unemployment Forces Kunduz Youth to Join Rebels' Ranks*, 15 August 2015, <http://peace.pajhwok.com/en/peace-news/unemployment-forces-kunduz-youth-join-rebels%E2%80%99-ranks>. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

²⁷⁹ カンダハールの日刊紙Gardabに2014年11月に掲載された記事において、タリバンは若者たちが反乱に参加するために様々なインセンティブを提供している、とNDS職員が述べたと報告されている。報告によると、その提供を拒絶する者は殺害の危険に晒される。以下において言及されているGardabの記事を参照のこと：ACCORD, *Anfrageantwortung zu Afghanistan: 1) Aktuelle Berichte über Zwangsrekrutierungen durch die Taliban in der Provinz Logar (Lugar); 2) Fälle von Zwangsrekrutierungen durch die Taliban in Afghanistan im Jahr 2014 [a-8939]*, 18 November 2014, http://www.ecoi.net/local_link/290739/411137_en.html. 報告によると、数名のタリバン司令官と歩兵は、彼らの家族に対する報復をおそれて同反乱に参加した。Radio Free Europe/Radio Liberty, *Afghan Taliban Trades Ideology For Profiteering*, 5 November 2014, <http://gandhara.rferl.org/content/taliban-war-profiteering/26675311.html>.

AGEs は自爆攻撃の実行のためおよび人間の盾²⁸⁰として、また、実際の戦闘への参加、IEDs の設置、武器・制服の密輸、スパイ・護衛・偵察者としての活動をさせるため、引き続き子ども（少年・少女の両方）を徴集していると報告されている²⁸¹。

b) 政府派の部隊による若年強制徴集

2011年1月、国連と政府は若年徴集の防止のための行動計画に署名した²⁸²。2014年7月、政府は行動計画順守のためのロードマップを承認した²⁸³。2015年2月、ガーニ大統領は2014年に下院および上院を通過した法案を承認し、ANSFへの若年徴集を犯罪化した²⁸⁴。政府の行動計画への支持およびこれまでの進展にもかかわらず、若年徴集に対する説明責任の欠如など、依然として課題は残っていると報告されている²⁸⁵。2016年3月、子どもと武力紛争事務総長特別代表は、行

²⁸⁰ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; Tolo News, Daesh 'Training' Children In Nangarhar, 26 February 2016, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/23963-deash-training-children-in-nangarhar>; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 27; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 18. 2010年9月から2015年5月にかけて、自爆攻撃を実行した20名の少年が死亡した。UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, para. 20. 以下も参照のこと：US Department of State, 2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>.

²⁸¹ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 27; Child Soldiers International, *Briefing on the Situation of the Recruitment and Use of Children by Armed Forces and Insurgent Groups in Afghanistan to the UN Security Council Working Group on Children and Armed Conflict*, June 2015, http://www.childsoldiers.org/user_uploads/pdf/childsoldiersinternationalafghanistanbriefingjune2015final7404027.pdf. AANの報告では、Khanabadにおいて、地元のAGEsが保護と引き換えに各家庭につき若者1名をAGEsに参加させるために差し出すよう住民に強制している。AAN, *Security in Kunduz Worsening Further: The case of Khanabad*, 28 October 2014, <https://www.afghanistan-analysts.org/security-in-kunduz-worsening-further-the-case-of-khanabad/>.

²⁸² UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html>, para. 33; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728-S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html>, p. 23. 行動計画には、子どもへの性暴力・殺害・障がいを負わせることの防止に関する付属書が含まれる。続いて、若年徴集を防止し、ANSF内における関連懲戒処分を強化する3つの省令が内務省および国防省から出された。イスラム教における子どもの徴集、拷問および学校・病院に対する攻撃の禁止に関する意識を高めるための2つの命令がUlema Shura（聖職者評議会）から出された（同上書）。以下も参照のこと：UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html>, para. 23. アフガニスタンは、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書に加入している。選択議定書は、子ども（18歳未満の者と定義）の自国の軍隊への強制的徴集を禁止する（第2条）。16歳以上の子どもの自国の軍隊への自発的徴集は、一定の条件下で認められるが（第3条）、子どもは敵対行為に直接参加してはならない（第1条）。非国家武装集団による子供の徴集および敵対行為における使用はあらゆる状況において禁止される（第4条）。UN General Assembly, *Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict*, 25 May 2000, United Nations Treaty Series, Vol. 2173, p. 222; <http://www.refworld.org/docid/47fdfb180.html>.

²⁸³ UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 38; Child Soldiers International, *Briefing on the Situation of the Recruitment and Use of Children by Armed Forces and Insurgent Groups in Afghanistan to the UN Security Council Working Group on Children and Armed Conflict*, June 2015, http://www.child-soldiers.org/user_uploads/pdf/childsoldiersinternationalafghanistanbriefingjune2015final7404027.pdf.

²⁸⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 19; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 38. 以下も参照のこと：Child Soldiers International, *Afghanistan: Amend Draft Law on Child Soldiers*, 11 November 2014, http://www.childsoldiers.org/news_reader.php?id=791.

²⁸⁵ 報告によると、「経済的理由により家族に子どもをアフガニスタン治安部隊に参加させることを強いるような貧しい社会経済状況、アフガニスタン治安部隊において子どもの年齢を評価する適切な能力および/または情報の欠如、政策に関する明確な指示の欠如、広範に及ぶ免責と説明責任の欠如、出生証明書が入手しにくいこと、簡単に偽造できる身分証明書類」、が課題に含まれる。ANPとALPを含むANSFによる治安関係の任務のための子どもの非公式の使用についても懸念が残った。UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, paras 22, 24. 以下も参照のこと：UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 1 September 2015, A/70/359-S/2015/684, <http://www.refworld.org/docid/55f677871e.html>, para. 28; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, paras 27, 39; UNAMA, *Afghanistan: Annual*

動計画の実施には大きな進展があったものの、国連はALPおよびANPによる少年の徴集・使用について継続して記録しており、その中にはANAによる事例もあったと指摘した²⁸⁶。

タリバンやその他のAGEsとの戦いに参加させるために若い男性を提供することを、政府派の武装グループが地元住民に強要しているとの報告もある²⁸⁷。

c) 要旨

以上を踏まえ、UNHCRは、ケースの具体的な事情によっては、AGEsの実効的支配下にある地域または政府派の部隊、AGEsおよび／またはISIS関連の武装グループが支配を懸けた戦闘を行なっている地域に住む戦闘年齢にある男性および子どもは、特定の社会的集団の構成員であることを根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えます。ケースの具体的な事情によっては、ALP司令官が十分有力な地位にあり、コミュニティの構成員をALPに強制的に徴集できる地域に住む戦闘年齢にある男性および子どもも同様に、特定の社会的集団の構成員であることを根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性がある。強制的徴集に反抗する戦闘年齢にある男性および子ども（帰属された）政治的意見を根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性がある。ケースの具体的な事情によっては、このような経歴を持つ男性・子どもの家族の構成員も危機に瀕する個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性がある。

子どもによる庇護申請（元児童兵についての除外条項の検討に関する審査を含む）は慎重に、子どもの庇護申請に関するUNHCRガイドラインにしたがって評価される必要がある²⁸⁸。武装グループとの関係があった子どもが罪を犯したとされる場合、その者は単に加害者ではなく、国際法違反の被害者である可能性があることを心に留めておくことが重要である²⁸⁹。

Report 2014, *Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 18-19. 以下も参照のこと：BBC, *Afghan Child Soldiers Fighting the Taliban*, 20 July 2015, <http://www.bbc.com/news/world-asia-33601761>.

²⁸⁶ UNAMA, *Two Years of 'Children, Not Soldiers' Campaign Bring Tangible Progress in Afghanistan*, 16 March 2016, <http://unama.unmissions.org/two-years-%E2%80%98children-not-soldiers%E2%80%99-campaign-bring-tangible-progress-afghanistan>.

²⁸⁷ 以下を参照のこと：AAN, *The 2015 Insurgency in the North (3): The Fall and Recapture of Kunduz*, 16 October 2015, <https://www.afghanistanalysts.org/the-2015-insurgency-in-the-north-3-the-fall-and-recapture-of-kunduz/>. クンドゥーズ州では、タリバンとの戦いのために、政府派の武装グループが一家族につき息子1名を同グループに参加させるよう求めているという報告がある。IRIN, *Abuses Rise along with Pro-Afghan Government Militias*, 7 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55ed72bc4.html>. 以下も参照のこと：AAN, *Security in Kunduz Worsening Further: The Case of Khanabad*, 28 October 2014, <https://www.afghanistanalysts.org/security-in-kunduz-worsening-further-the-case-of-khanabad/>.

²⁸⁸ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>.

²⁸⁹ パリ原則は、「軍隊又は武装集団に加えられている間に行なったとされる国際法上の犯罪について罪を問われている子どもは、第一義的には国際法に反する犯罪の被害者と考えられるべきであり、実行犯としてのみとらえられるべきではない。このような子どもは、多数の協定及び原則を通じて子どもに特別な保護を与えている国際法に一致する、修復的司法及び社会的更生の枠組みの中で、国際法にしたがって処遇されなければならない。」と述べている。UNICEF, *The Paris Principles: Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces or Armed Groups*, February 2007, <http://www.refworld.org/docid/465198442.html>, paras 3.6 and 3.7.

4. 反政府勢力を支援していると疑われた市民

憲法は、何人も適正な手続きなく逮捕または拘禁されないと規定しており、これには拷問の使用の絶対的禁止も含まれる²⁹⁰。拷問の使用は刑法で犯罪と規定されており、子どもに対する厳罰は少年法で禁止されている²⁹¹。

こうした法的保障にかかわらず、NDS・ANP・ANA・ALPが運営する拘禁施設における被拘禁者（特に紛争に関連しており、AGEsを支持していると非難されている被拘禁者）に対する拷問および残酷な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いがなされていることについての懸念が挙げられている²⁹²。2015年、UNAMAは4つの州のNDS施設において拷問が「組織的または日常的に広く蔓延して」使用されており、3つの州のANPまたはANBP拘禁施設では「組織的に」使用されていると報告した²⁹³。拷問を受けたことが判明した被拘禁者の中には子どもも含まれる²⁹⁴。UNAMAは、ANPおよびALPによる被拘禁者の超法規的殺害および強制失踪の事例をも報告している²⁹⁵。刑事裁判所は拷問によって得た自白を証拠として使用することを日常的に認めていると報じられている²⁹⁶。UNAMAは、「免責が継続しているのは、拷問を行っても結果と

²⁹⁰ Articles 27 and 29 of the Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>. アフガニスタンは拷問等禁止条約（CAT）を批准しているが、拘禁施設への独立した視察訪問制度を設ける同条約の選択議定書は批准していない。批准状況に関しては<http://indicators.ohchr.org/>を参照のこと。アフガニスタンは、何人も恣意的に逮捕され又は抑留されない（第9条）ことを規定する市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）も批准していない。

²⁹¹ UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, pp. 117-122.

²⁹² 2013年2月1日から2014年12月31日にかけて、UNAMAはANP、ANBP、ANA、ALPおよびNDSによって拘禁された105名の子どもを含む、790名の裁判前被勾留者と有罪判決を受けた受刑者をインタビューした。UNAMAは、この23ヶ月を超える期間の間に、インタビュー対象者278名（35パーセント）が逮捕に際し、またはNDS、ANP、ANAおよびALPのいくつかの施設において、拷問または不当な取扱いを経験したという信憑性のある証拠を発見した。UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, p. 17. UNAMAは、2015年1月1日に開始した確固たる支援任務のための地位協定の下では、外国部隊はもはやアフガニスタンの拘禁施設を視察する権利を持たないと述べた。Ibid, p. 25. UNAMAはまた、2013年と2014年に米国の施設で起きた「拷問に関する、十分に信憑性があり信頼できる報告」を2件受け取っている。Ibid, p. 24. 2016年2月、紛争関連の被拘禁者の取扱いに関する2015年2月付UNAMA報告書の発表後の期間について報告する中で、UNAMA/国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、「被拘禁者は逮捕時および尋問または拘留の間、2015年2月付報告書に記録された調査結果に匹敵するレベルの拷問または不当な取扱いに晒され続けた。UNAMA/OHCHRはアフガニスタン地方警察、アフガニスタン国家警察およびアフガニスタン国軍によって行われた不当な取扱いや拷問の事例も記録しているものの、事例の大多数が国家保安局施設に関係していた。」としている。UNAMA/OHCHR, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights in 2015*, 11 February 2016, A/HRC/31/46, <http://www.refworld.org/docid/56f171fc4.html>, para. 51. 2016年3月、アフガニスタン警察により被拘禁者1名が激しく殴打され、虐待されている様子を映しているように見える映像が明るみに出た。The Guardian, *Video Appears to Show Afghan Police Beating Detainee*, 9 March 2016, <http://www.theguardian.com/world/2016/mar/09/video-afghan-police-beating-detainee>.

²⁹³ UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, pp. 42, 54.

²⁹⁴ NDSによる拷問を経験したと確認された161名の被拘禁者の内25名（16パーセント）は子どもであった。ANPとANBPの施設においては、拷問事件として記録された92件の内16件（17パーセント）における被害者が子どもであった。UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, pp. 43, 54. 2014年、258名の少年がAGEs支援の容疑を含む国家安全保障上の罪を犯した容疑で拘禁された。UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on children and armed conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, paras 25, 29. 2013年1月付のUNAMAの報告書は、自爆攻撃の容疑を含む国家安全保障上の犯罪を犯した容疑でNDS、ANPおよびALPによって80名の子どもが違法に拘禁・拷問された、と記録している。UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html>, pp. 33-34, 38-41, 46, 48, 51, 54. 拘禁された子どもは、無罪の推定、被疑事実を告げられる権利、弁護士へのアクセスおよび自白を強要されない権利を含む基本的権利および適正手続きの多くの側面が概して否定されていると報告されている。全国の少年院にいる子どもは、十分な食糧、医療および教育へのアクセスが欠如していると報じられている。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

²⁹⁵ UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, pp. 22-23, 57-58, 65.

²⁹⁶ UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, p. 108.

して影響が未だに何もないためである。加害者は訴追されず、職務解任といった懲戒処分も取られない」としている²⁹⁷。

恣意的な拘禁に関しても引き続き懸念されている²⁹⁸。2015年9月には、大統領令の下で刑法の付属書が承認された。これにより、「テロ行為」計画の疑いがある者を裁判なしで無期限に拘留することが可能となった²⁹⁹。被拘禁者は、とりわけ捜査中および長期にわたる裁判前勾留の期間（特に遠隔地の拘禁施設を含む）において、救済メカニズム・独立した診察および医療的ケアへのアクセスや弁護士への意味のあるアクセスを持たないと報告されている³⁰⁰。ALP警官および政府派の武装グループの構成員は、AGEsを支援していると疑われた市民に対して脅迫・威嚇・身体的暴力を行っていると報じられており³⁰¹、そのような市民が殺害された事例もあると報告されている³⁰²。

²⁹⁷ UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, p. 109.

²⁹⁸ 例えば以下を参照のこと：UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, p. 58.

²⁹⁹ UNAMA/OHCHRは、「刑事訴訟法の規定はすでに、市民的及び政治的権利に関する国際規約の下でのアフガニスタンの国際的義務に違反している。」そして、「大統領令によって導入された修正法案は、関連する国際基準のさらに重大な違反に相当し、司法による監視や監視員によるアクセスなしで長期間拘禁施設に留められている者に対する不当な取扱いや拷問の危険性を著しく増加させている。」と述べている。UNAMA/OHCHR, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights in 2015*, 11 February 2016, A/HRC/31/46, <http://www.refworld.org/docid/56f171fc4.html>, paras. 52-54. AANによると、付属書は国家に対し、「犯罪を犯したことを強く疑われる人々を裁判なしで拘留することを許可し、また、捜査を開始するための十分な証拠がない時ですら、拘留から解放された場合将来的にテロ行為や「国内外の治安に対する犯罪」を（再度）犯す可能性がある」と国家が考える容疑者を拘留し続けることを許可している。」AAN, *Casting a Very Wide Net: Did Ghani Just Authorise Interning Afghans Without Trial?*, 21 January 2016, <https://www.afghanistan-analysts.org/casting-a-very-wide-net-did-ghani-just-authorise-interning-afghans-without-trial/>. 以下も参照のこと：HRW, *Afghanistan: Reject Indefinite Detention Without Trial*, 15 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/564b4a124.html>.

³⁰⁰ 2014年6月5日に発効した新しい刑事訴訟法は、弁護士へのアクセスや令状の使用について規定し、被拘禁者を告訴せずに拘留できる期間を制限している。しかしながら、報告によると、検察官はしばしば裁判前勾留の制限を無視しており、弁護士への速やかなアクセスが許可されることも稀であった。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Update on the Treatment of Conflict Related Detainees in Afghan Custody: Accountability and Implementation of Presidential Decree 129*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f06e814.html>, pp. 20, 29-30; Amnesty International, *Amnesty International Report 2014/15 - Afghanistan*, 25 February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f07e2215.html>.

³⁰¹ 2015年にUNAMAは、AGEsを支援していると非難された市民またはALP警官による窃盗に抵抗した市民をALPが激しく殴打した事例を記録した。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 70. アルジャーラとのインタビューの中で、あるALP司令官は、「スパイ」容疑者に対する拷問および殴打は、自白を得るために必要な手立てであると述べた。Al Jazeera, *ISIL and the Taliban*, 1 November 2015, <http://www.aljazeera.com/programmes/specialseries/2015/11/islamic-state-isil-taliban-afghanistan-151101074041755.html>. 以下も参照のこと：HRW, *"Today We Shall All Die": Afghanistan's Strongmen and the Legacy of Impunity*, 3 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f6c1e44.html>, pp. 42, 44. カンダハール州Zhari地区の地元住民は、政府軍の兵士が死亡すると、政府軍は地元住民がタリバンを支持しているとして非難し、それ相応の報復を行うと述べた。Rahmatullah Amir, *Continuing Conflict, Continuing Displacement In Southern Afghanistan*, May 2014, <http://www.fmreview.org/sites/fmr/files/FMRdownloads/en/afghanistan.pdf>, p. 8.

³⁰² 例えば、タリバンによる支配の間政府役人であった父親を持つある学生は、タリバンに関与した疑いで、2016年の初めに警察によって逮捕、拘禁されたとの報告があった。2ヶ月後、彼の遺体はカンダハールにて発見された。遺族は、彼が治安部隊によって拷問を受けたと申し立てた。Los Angeles Times, *Another Mysterious Death in Kandahar, and Allegations of Official Torture*, 7 April 2016, <http://www.latimes.com/world/middleeast/la-fg-afghanistan-slain-student-20160407-story.html>. 報告によると、2015年8月30日、ファリヤブ州のPashtun Kot地区にある村に政府派の武装グループが侵入し、同グループが地元タリバンを支持していると非難していた市民の男性2名を殺害した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 65. 報告によると、2013年10月19日、ファラ州のBala Buluk地区にて、4名の少年が誘拐され、IEDsを設置したことを非難された上で、ALPによって処刑された。UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, para. 42. 以下も参照のこと：HRW, *"Today We Shall All Die": Afghanistan's Strongmen and the Legacy of Impunity*, 3 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f6c1e44.html>, p. 86.

ISIS 関連の武装グループが存在する地域において、タリバンを支援していると疑われた市民はそれらの武装グループによって脅迫・殺害されていると報告されている³⁰³。

以上を踏まえ、UNHCR は、AGEs を支持していると疑われた市民は、個人の経歴およびケースの事情によっては、(帰属された) 政治的意見を根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えます。

庇護の非軍事的、人道的性質を維持する必要性に鑑みて、元軍事要員は、真に且つ恒久的に軍事活動を放棄したことが証明された場合にのみ庇護希望者として見なされるべきである³⁰⁴。さらに、元軍事要員による申請は、難民の地位からの除外の可能性について検討する必要性を生じさせるかもしれない。子どもに特有な状況および脆弱性に鑑みて、子どもに対する除外条項の適用は、十分に注意して行なわれる必要がある³⁰⁵。武装グループとの関係があった子どもが罪を犯したとされる場合、その者は単に加害者ではなく、国際法違反の被害者である可能性があることを心に留めておくことが重要である³⁰⁶。

5. 宗教的少数派グループの構成員およびシャリア法に反すると見なされる人々

憲法は、イスラム教以外の宗教の信者は「法の範囲内で自由に宗教上の権利の行使・実行ができる」と規定している³⁰⁷。しかし、憲法は、イスラム教は国教であり³⁰⁸、「アフガニスタンにおいては、如何なる法律も神聖なイスラム教の教義および定めに反してはならない」とも宣言している³⁰⁹。さらに憲法は、憲法・その他の法律による定めがない場合、イスラム世界の3分の2で普及しているスンニ派イスラム法学派であるハナフィ法学に裁判所が従うものとする、と規定している³¹⁰。アフガニスタンの法学者および政府役人は、2つの法体系における憲法上の義務

³⁰³ 2015年8月、ISISとの関連を主張する非国家武装集団が、タリバンの支持者であることについて非難された人質10名の処刑の映像を投稿した。報告によると、タリバンの支持者であることが疑われた人々の自宅は燃やされた。Washington Post, *The Islamic State Is Making These Afghans Long for the Taliban*, 13 October 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/a-new-age-of-brutality-how-islamicstate-rose-up-in-one-afghan-province/2015/10/13/a6dbed67-717b-41e3-87a5-01c81384f34c_story.html. 報告によると、2015年6月19日、ISISとの関連を主張する団体が、タリバンを支援した疑いで、ナンガルハール州の部族の長老および地元のシェーラ (shura) の指導者を斬首した。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 67.

³⁰⁴ UNHCR Executive Committee, *Conclusion on the Civilian and Humanitarian Character of Asylum*, No. 94 (LIII) - 2002, 8 October 2002, <http://www.refworld.org/docid/3dafdd7c4.html>. 放棄の真正性・恒久性の立証方法に関するガイダンスについては、類推的に、UNHCR, *Operational Guidelines on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Asylum*, September 2006, <http://www.refworld.org/docid/452b9bca2.html>を参照のこと。

³⁰⁵ 除外条項の子どもへの適用に関する詳細なガイダンスについては、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>, paras 58-64を参照のこと。

³⁰⁶ バリ原則は、「軍隊又は武装集団に加えられている間に行なったとされる国際法上の犯罪について罪を問われている子どもは、第一義的には国際法に反する犯罪の被害者と考えられるべきであり、実行犯としてのみとらえられるべきではない。このような子どもは、多数の協定及び原則を通じて子どもに特別な保護を与えている国際法に一致する、修復的司法及び社会的更生の枠組みの中で、国際法にしたがって処遇されなければならない。」と述べている。UNICEF, *The Paris Principles: Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces or Armed Groups*, February 2007, <http://www.refworld.org/docid/465198442.html>, paras 3.6 and 3.7.

³⁰⁷ Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>, Article 2.

³⁰⁸ Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>, Article 2.

³⁰⁹ Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>, Article 2. 第149条は、将来の憲法改正に制約を課し、特に、「神聖なイスラム教およびイスラム共和国の教義の順守の原則は、改正されない。」と規定している。

³¹⁰ Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>, Article 130. イスラム法学のハナフィ学派は、スンニ派イスラム法学の4つの学派の一つである。裁判官がハナフィ法学の適用について理解するにあたり支援を必要とする場合、最高裁判所内のファトウワ・説明局 (Office of Fatwa and Accounts) がハナフィ法学を解釈する。US Department of

が対立する場合、アフガニスタンの国際人権法上の義務よりイスラム法を優先しているとして非難されてきた³¹¹（特にスンニ派イスラム教徒ではないアフガニスタン人および女性の権利との関連において）³¹²。

a) 宗教的少数派グループ

非イスラム教の少数派グループ（特にキリスト教、ヒンズー教、シーク教の集団）は、法の下での差別を受け続けている³¹³。上述の通り、憲法およびアフガニスタンの成文法による定めがない場合、憲法はスンニ派ハナフィ法学に従う。このことは、宗教にかかわらず、すべてのアフガニスタン市民に適用される。唯一の例外は、すべての当事者がシーク派である場合の属人法であり、この場合はシーク派身分法（Shi'ite Personal Status Law）が適用される。その他の宗教的少数派についての個別の法律は存在しない。非イスラム教徒は、非イスラム信仰について公に認めなければ、互いに結婚ができると報告されている³¹⁴。

刑法は「宗教に対する罪」について扱っており、どの宗教であっても、その信者を攻撃する者は短期の懲役（最低3ヶ月）および罰金刑を科されると規定している³¹⁵。それにもかかわらず、非イスラム教の少数派グループは社会的嫌がらせ、時に暴力を受け続けていると報告されてい

State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. アフガニスタンの少数派シーク派の構成員に関する家族法の問題は、アフガニスタン憲法の第 131 条にしたがって可決されたシーク派身分法（Shi'ite Personal Status Law）に準拠する：Shi'ite Personal Status Law, March 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a24ed5b2.html>.

³¹¹ 憲法6条は、「国家は、（中略）人権の保護に基づき、豊かで進歩的な社会を形成する」と規定し、第7条は、「国連憲章、国家間の合意、アフガニスタンが加盟した国際条約および世界人権宣言は尊重されるものとする」と規定している。Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>.

³¹² US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>. アフガニスタンにおける女性の状況に関する詳細な分析については、セクション III.A.7 を参照のこと。宗教に基づく庇護申請に関するガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 6: Religion-Based Refugee Claims under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/04/06, 28 April 2004, <http://www.refworld.org/docid/4090f9794.html>.

³¹³ Freedom House, Freedom in the World 2015 - Afghanistan, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>; US Commission on International Religious Freedom, USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>. 宗教的人口分布に関する信頼できるデータは存在しないが、推計は人口の 80 パーセントがスンニ派イスラム教徒であり、19 パーセントがシーク派イスラム教徒、1 パーセントがその他の宗教グループに属していることを示している。米国国務省は、「スンニ派イスラム教徒が人口の 80 パーセント、シーク派イスラム教徒が人口の 19 パーセントを占めている。シーク派人口の中には、イスマイル派とハザラ民族の大多数が含まれている。その他の宗教グループが残りの 1 パーセントを占めている。シーク教およびヒンズー教の指導者は、シーク教徒およびヒンズー教徒が 600 家族おり、その人数は合計 3,000 名であると推計している。あるシーク教の指導者は、シーク教徒およびヒンズー教徒 700 名が同年中にヨーロッパおよびその他の国に向かったと述べている。バハーイー教徒とキリスト教徒のコミュニティは、いずれも公然と信仰しないため、その推計を明らかにすることはより困難である。また、その他の宗教を信仰する人々が少数いるが、それにはユダヤ教徒 1 名も含まれる。」と述べている。US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. 別の統計によると、シーク教徒の人口は 1990 年代の推計 100,000 名から劇的に減少し、現在 2,500 名である。Associated Press, Afghanistan's Sikhs Feel Alienated, Pressured to Leave, 10 June 2015, <http://bigstory.ap.org/article/a65f445cf281475a9f3ed0d47286cbb/afghanistans-sikhs-feel-alienated-pressured-leave>. 2015 年 11 月付の英国内務省報告書に引用された 2015 年 2 月 28 日付の A. Giustozzi 博士の報告によると、カブールには現在シーク教徒が約 130 家族残っており、留まり続ける唯一の理由は、その場所を離れるには貧し過ぎるからだと言及している。United Kingdom: Home Office, Country Information and Guidance - Afghanistan: Hindus and Sikhs, November 2015, Version 1.0, <http://www.refworld.org/docid/5652e9de4.html>, para. 5.1.5. 米国国務省が 2011 年に述べたところによると、アフガニスタンの非イスラム教徒コミュニティのほとんどの構成員は内戦とその後のタリバンによる支配の時期に国を逃れており、それによって 2001 年には非イスラム教徒の人口は実質的に除去されたとしている。US Department of State, 2011 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 30 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502105e25a.html>.

³¹⁴ US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. 米国国務省報告書によると、イスラム教徒の男性はキリスト教徒またはユダヤ教徒の女性と結婚できるが（他の宗教的少数派の女性はまずイスラム教に改宗しなくてはならない）、イスラム教徒の女性は非イスラム教徒の男性と結婚することはできない。2013 年の国務省報告書は、AIHRC による言及を引用し、複数の事例において、スンニ派とシーク派のイスラム教徒の間の結婚が haram（禁止事項）として無効とされたとしている。US Department of State, 2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html>.

³¹⁵ Article 348 of the Penal Code, <http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html> を参照のこと。

る³¹⁶。報告によれば、バハーイー教徒やキリスト教徒などの宗教的少数派の構成員は、差別、不当な取扱い、恣意的な拘禁または死のおそれから、信仰について公に述べたり、礼拝のために公然と集まったりすることを避けている³¹⁷。

スーフィー教徒

イスラム教の一派であるスーフィズムを信仰する人々は、イスラム教の他の宗派の信者から異端者と見なされることもあり、AGEsによって標的とされているとの報告がある。例えば、2015年3月には、11名のスーフィー教徒がカブールの民家で礼拝を行っているときに殺害された³¹⁸。

バハーイー教徒

2007年5月、アフガニスタン最高裁判所のファトワ・説明総局（General Directorate of Fatwas and Accounts）は、バハーイー教の信仰はイスラム教とは異なり、神への冒とくの一形態であると判断した。また、バハーイー教に改宗したすべてのイスラム教徒は背教者であり、すべてのバハーイー教徒は異端者であるとも判断した³¹⁹。報告によれば、バハーイー教徒は同判決以降、避難生活を送っている³²⁰。

キリスト教徒

報告によれば、キリスト教徒に対する社会的態度は未だ明らかに敵対的なものであり、キリスト教徒は実際上その信仰を隠すことを余儀なくされている³²¹。アフガニスタン国内に公的な教会は残っておらず³²²、キリスト教徒は一人または民家で小さな集会で礼拝を行なっている。2013年、4名の議員がキリスト教への改宗者に対して処刑を求めたとの報告がある³²³。また、タ

³¹⁶ Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>.

³¹⁷ 米国国務省によると、2014年にはキリスト教徒に対する不当な取扱いの記録はない。しかしながら、キリスト教徒のコミュニティは、差別および迫害をおそれて引き続き身を隠している、と米国国務省は言及している。アフガニスタンには、キリスト教徒が礼拝を行うための公共の場は存在しない。US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>.

³¹⁸ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection Of Civilians In Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 57.

³¹⁹ Bahai Awareness, *Fatwa of Ulema Council of Afghanistan*, August 2011, http://www.bahaiawareness.com/fatwas_afghanistan.html. 例えば、以下も参照のこと：US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>.

³²⁰ US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; United States Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan*, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>.

³²¹ US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; United States Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan*, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>; The New York Times, *A Christian Convert, on the Run in Afghanistan*, 21 June 2014, <http://www.nytimes.com/2014/06/22/world/asia/afghanistan-a-christian-convert-on-the-run.html>.

³²² US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; United States Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 17 September 2014, <http://www.refworld.org/docid/542d44fa4.html>.

³²³ US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. (米国) 国務省は、「2013年7月の議会の会議において、4名の議員が、キリスト教への改宗者の処刑を求めた。下院議長は、国内におけるキリスト教の普及について治安当局者が調査すべきだと述べた。」と報告している。

リバンは外国の慈善団体およびその事務所をキリスト教信仰の中心となるものだとして攻撃したと報告されている³²⁴。

シーア派

シーア派の議員数の割合は、全人口におけるシーア派の割合とおおよそ同じである³²⁵。スンニ派によるシーア派コミュニティに対する公然とした差別は減少したと報告する情報源もある一方で³²⁶、そのような差別が続いていると報告する情報源もある³²⁷。さらに、AGEsによるシーア派を標的とした暴力的な攻撃は発生し続けている³²⁸。アフガニスタンでは民族と宗教が密接不可分であることが多く、大半がシーア派であるハザラ族の場合は特にそうであることに留意する必要がある。その結果、差別および不当な取扱いが宗教を根拠とするものなのか、民族を根拠とするものなのか、はっきりと区別することは必ずしも可能ではない³²⁹。

シーク教徒およびヒンズー教徒

³²⁴ US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; United States Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan*, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>; Reuters, *Kabul Police Chief Quits after Attack that Group Says Killed Three Staff*, 30 November 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/12/01/us-afghanistan-attacksidUSKCN0JE09L20141201#D5EW7JMSGtKEUY3.99>; UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report on the Protection of Civilians in Armed Conflict 2014*, July 2014, <http://www.refworld.org/docid/53bd394f4.html>; Al Jazeera, *Taliban Attacks Foreign Guesthouse in Kabul*, 29 March 2014, <http://www.aljazeera.com/news/asia/2014/03/taliban-attacks-foreign-guesthouse-kabul-2014328135116155781.html>; Reuters, *Foreigners Escape Taliban Siege in Kabul; Afghan Child Killed*, 29 March 2014, <http://in.reuters.com/article/2014/03/28/afghanistanattacks-ngo-idINDEEA2R0AH20140328>; Amnesty International, *Afghanistan: Their Lives on the Line: Women Human Rights Defenders under Attack in Afghanistan*, 7 April 2015, ASA 11/1279/2015, <http://www.refworld.org/docid/55277ff24.html>, p. 40 も参照のこと。

³²⁵ アフガニスタンの議員 249 名の内、59 名がシーア派である。US Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2012 - The Commission's Watch List: Afghanistan*, 20 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html>.

³²⁶ 2015 年 10 月、米国内務省は、「少数派のシーア派は歴史的に見て多数派のスンニ派から差別を受けてきたが、(アフガニスタンの状況の)監視者によると、シーア派に対する差別は著しく減少し、首都および主要な近郊地域における事例は報告されていない。シーア派は政府において代表権を有しており、主要な役職を務め、社会生活に全面的に参加することができる。しかしながら、地域によっては非公式な差別を受けたり粗末な取扱いを受ける様々な事例があると報告されている。例えば、ヘラート州ではシーア派の住民が多く、一般的に調和の度合いが高いとシーア派・スンニ派双方の指導者が報告していたが、ヘラート州のシーア派の若者の多くは、政府の上級・中級職に就くシーア派の人数の少なさが、同州におけるシーア派の政治的影響力を制限する構造的な問題となっていると述べた。」と報告した。US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>。以下も参照のこと：United States Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan*, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>。2014 年 10 月付の米国内務省報告書は、シーア派イスMAIL派コミュニティの構成員 4 名が議員を務める一方で、イスMAIL派コミュニティの構成員の一部は、政治当局における地位から阻害されていると訴えている、とも述べている。

³²⁷ 米国内務省の報告によると、「シーア派ハザラ族に対する社会的差別は、階級・人種・宗教の枠組に沿って継続しており、違法な課税を通じた金銭の強奪、強制的徴集および強制労働、身体的虐待、拘留といった形式で行われている。NGOsの報告によると、政府はしばしばハザラ族のANP警官を、内務省の中でほとんど権限がなく象徴的な地位に任命している。NGOsはまた、ハザラ族のANSF要員はハザラ族でないANSF要員よりも国内の治安の悪い地域に配属される可能性が高いと報告している。」US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>。

³²⁸ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html> および *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; United States Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2015 - Tier 2: Afghanistan*, 1 May 2015, <http://www.refworld.org/docid/554b355e20.html>。Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>。2015 年は、AGEs または正体不明の襲撃者によるハザラ族の誘拐・殺害の件数が増加した年であった。これらの事例に関する詳細な情報については、セクション III.A.13 を参照のこと。

³²⁹ 民族的少数派集団の構成員の状況に関するより詳細な分析に関しては、セクション III.A.13 を参照のこと。AGEs は過去数年間、シーア派の宗教的指導者を、政府とのつながりやイスラム教の解釈を理由に脅迫・攻撃していると報告されている。例えば以下を参照のこと：US Department of State, *2013 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 28 July 2014, <http://www.refworld.org/docid/53d907b814.html>。

アフガニスタン国内におけるシーク教徒およびヒンズー教徒のコミュニティの現在の規模に関する信頼性の高いデータは存在しないが、多数のシーク教徒およびヒンズー教徒が深刻な困難に直面した結果、アフガニスタンを離れたと考えられている³³⁰。アフガニスタン国内に残っている少数のシーク教徒およびヒンズー教徒は、とりわけ警察およびイスラム教徒コミュニティ内の過激派分子による虐待に対して以前にも増して脆弱になっていると報告されている³³¹。シーク教徒およびヒンズー教徒のコミュニティは公に宗教の教えを实践することが許されているが、ガーニ大統領が寛容を促進しその政治的代表性を強化すると発表したにもかかわらず、政治参加を求める際や政府の仕事を探す際に国家による差別に直面し続けていると報告されている³³²。また、社会的差別および威嚇にも直面し続けているとの報告もある³³³。両方のコミュニティが、嫌がらせや差別が原因で、自らの慣習に従って葬式を行うことが困難になっていると報告している³³⁴。埋葬儀礼の際には警察がヒンズー教徒およびシーク教徒のコミュニティへ保護を提供しているとの報告があるが、同コミュニティの構成員は、土地紛争といったその他の場面においては国家当局から保護されていないと感じていると報告されている³³⁵。報告によれば、シーク教徒およびヒンズー教徒は土地の不法な占拠・押収の被害者となっており、ムジャヒディン時代に押収された財産へのアクセスを取り戻すことができないでいる³³⁶。シーク

³³⁰ 2015年11月付の英国内務省報告書に引用された2015年2月28日付のA. Giustozzi博士の報告書によると、2004年以降、1990年代にアフガニスタンを逃れたシーク教徒の一部が国に戻ってきており、その理由は「移住先の国でうまく定住できなかった」からだという。しかしながら、財産を取り戻すことができず、生計手段へのアクセスもないため、彼らの多くが再び国を去るほかない。United Kingdom: Home Office, *Country Information and Guidance - Afghanistan: Hindus and Sikhs*, November 2015, Version 1.0, <http://www.refworld.org/docid/5652e9de4.html>, para. 5.1.7. 一部の情報源によると、アフガニスタンにおける現在のシーク教徒およびヒンズー教徒の数は360-600家族である。以下を参照のこと：US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; Al Jazeera, *Inside the Little-Known Kitchen of Afghanistan's Sikhs*, 9 January 2016, <http://www.aljazeera.com/programmes/ajeats/2016/01/afghanistan-sikhs-160104170656660.html>; United Kingdom: Home Office, *Country Information and Guidance - Afghanistan: Hindus and Sikhs*, November 2015, Version 1.0, <http://www.refworld.org/docid/5652e9de4.html>, para. 5.1.

³³¹ 以下を参照のこと：The Wall Street Journal, *Facing Intolerance, Many Sikhs and Hindus Leave Afghanistan*, 12 January 2015, <http://www.wsj.com/articles/facing-intolerance-many-sikhs-and-hindus-leave-afghanistan-1421124144>; Radio Free Europe, *'When Are You Going Back?' Afghanistan's Sikhs, Strangers In Their Own Land*, 19 August 2014, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-sikhminority/26539541.html>. アフガニスタンにおけるヒンズー教徒およびシーク教徒の人口減少に関する詳細な分析に関しては、以下を参照のこと：Roger Ballard (Centre for Applied South Asian Studies), *The History and Current Position of Afghanistan's Hindu and Sikh Population*, 2011, <http://www.casas.org.uk/papers/pdfpapers/afghansikhs.pdf>.

³³² 上院議会の1議席はシーク教徒またはヒンズー教徒の代表を任命するために確保されている。2013年9月、カルザイ前大統領は次回の議会選挙においてシーク教徒またはヒンズー教徒のために下院議会の1議席を確保するという大統領令を發布した。下院はこの大統領令を投票により否決したが、上院は可決した。大統領令は両院協議会にて議論されることとなった。2014年末の時点では、最終決議案はまだ審理中だと報告されていた。US Department of State, *2014 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 25 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/559bd58728.html>; Radio Free Europe, *First Afghan Hindu Envoy Takes Pride in Serving His Country*, 15 May 2015, <http://gandhara.rferl.org/content/article/25386024.html>; Al Jazeera, *Afghanistan's Sikhs Face an Uncertain Future*, 23 February 2014, <http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/02/afghanistan-sikhs-face-an-uncertain-future-201422312395677867.html>.

³³³ US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; Associated Press, *Afghanistan's Sikhs Feel Alienated, Pressured to Leave*, 10 June 2015, <http://bigstory.ap.org/article/a65f445cf281475a9f3ed0d47286cbbc/afghanistans-sikhs-feel-alienated-pressured-leave>; Al Jazeera, *Inside the Little-Known Kitchen of Afghanistan's Sikhs*, 9 January 2016, <http://www.aljazeera.com/programmes/ajeats/2016/01/afghanistan-sikhs-160104170656660.html>.

³³⁴ US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; Associated Press, *Afghanistan's Sikhs Feel Alienated, Pressured to Leave*, 10 June 2015, <http://bigstory.ap.org/article/a65f445cf281475a9f3ed0d47286cbbc/afghanistans-sikhs-feel-alienated-pressured-leave>; Al Jazeera, *Afghanistan's Sikhs Face an Uncertain Future*, 23 February 2014, <http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/02/afghanistan-sikhs-face-an-uncertain-future-201422312395677867.html>.

³³⁵ US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. 英国の上位審判所は、カントリーガイダンス判決の中で、地域レベルでは警察が保護する意思があったとしても保護を提供できない場合があるとした。United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), *TG and others (Afghan Sikhs persecuted) Afghanistan CG*, [2015] UKUT 00595 (IAC), 3 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/5641c7df4.html>. Giustozzi博士によって裁判所に提出された証拠（判決文の第39段落にて引用されている）も参照のこと。当局は、ヒンズー教徒およびシーク教徒のためにカブール市の第21警察管轄区域における広い土地を住居ユニットおよび火葬場建築のために提供しているとの報告があるが、カブールの自治体の管轄下に置かれた同区域はいまだに開発されていない。United Kingdom: Home Office, *Country Information and Guidance - Afghanistan: Hindus and Sikhs*, November 2015, Version 1.0, <http://www.refworld.org/docid/5652e9de4.html>, para. 8.6.2.

³³⁶ Associated Press, *Afghanistan's Sikhs Feel Alienated, Pressured to Leave*, 10 June 2015, <http://bigstory.ap.org/article/a65f445cf281475a9f3ed0d47286cbbc/afghanistans-sikhs-feel-alienated-pressured-leave>; Al Jazeera, *Afghanistan's Sikhs Face an Uncertain Future*, 23 February 2014, <http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/02/afghanistan-sikhs-face-an-uncertain-future-201422312395677867.html>.

教徒およびヒンズー教徒のコミュニティの構成員は、報復に対するおそれから、裁判所を通して返還を求めることを控えていると報告されている³³⁷。シーク教徒およびヒンズー教徒の子どもの学校は、少数ではあるものの設立されているとの報告もあるが、カブールにある政府が運営している学校に通うヒンズー教徒およびシーク教徒の子どもは、他の生徒による嫌がらせ・いじめに晒されていると報告されている³³⁸。

b) イスラム教からの改宗

イスラム教からの改宗は、背教行為であると考えられている。裁判所のイスラム法の解釈では、イスラム教からの改宗は死刑に値する³³⁹。アフガニスタン刑法は背教行為を犯罪として明示的に述べておらず、憲法は如何なる行為も法律によって犯罪と定義されない限り、犯罪とは見なされないと規定しているが、刑法は背教行為を含む重大な犯罪はイスラム法のハナフィ法学³⁴⁰にしたがって罰せられ、検事総長事務局（Attorney General's office）によって処理されるべきであるとしている。正常な精神状態にある18歳以上の男性市民または16歳以上の女性市民でイスラム教から改宗し、3日以内に改宗を撤回しない者は結婚が無効にされたり、全財産・所有物が剥奪されるおそれがある。また、それらの者は家族およびコミュニティ構成員からの拒絶および雇用の喪失にも直面する可能性がある³⁴¹。

³³⁷ US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>.

³³⁸ Al Jazeera, Afghanistan's Sikhs Face an Uncertain Future, 23 February 2014, <http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/02/afghanistan-sikhs-face-an-uncertain-future-201422312395677867.html>. 2013年12月29日付の在カブール英国大使館の書簡を引用（第51段落）している以下の判決も参照のこと：United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), TG and others (Afghan Sikhs persecuted) Afghanistan CG, [2015] UKUT00595 (IAC), 3 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/5641c7df4.html> これらの情報源はヒンズー教徒およびシーク教徒の子どものための学校がカブールおよびジャララバード（ナンガルハール州）にあると報告しているが、米国内務省によると、それらの学校はカブール州、ヘルマンド州、ガズニ州にある。US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>.

³³⁹ US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. 以下も参照のこと：M. Knust Rassekh Afshar, "The Case of an Afghan Apostate – The Right to a Fair Trial Between Islamic Law and Human Rights in the Afghan Constitution", Max Planck UNYB 10 (2006), http://www.mpil.de/files/pdf3/mpunyb_13_knust1.pdf; AREU, Afghanistan's Constitution Ten Years On: What Are the Issues?, August 2014, 1416E, <http://www.refworld.org/docid/53fc4dd34.html>. 2011–2012年、Pew Research Center はイスラム教の国々において宗教・政治・文化に関する調査を行った。アフガニスタンでは、国内で適用されるべき法律はシャリア法であるという意見の回答者（99パーセント）の内、79パーセントがイスラム信仰を放棄した者の死刑に賛同すると回答した。Pew Research Center, *The World's Muslims: Religion, Politics and Society*, 30 April 2013, <http://www.pewforum.org/files/2013/04/worlds-muslimsreligion-politics-society-full-report.pdf>.

³⁴⁰ Afghanistan: Penal Code, 22 September 1976, <http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>, Article 1; 以下も参照のこと：Library of Congress, *Laws Criminalizing Apostasy*, undated, <http://www.loc.gov/law/help/apostasy/>, accessed 8 February 2016.

³⁴¹ US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. 米国内務省報告書は、イスラム教からの改宗者は石打ちによる死刑に直面する可能性さえもあるが、2014年末までに、イスラム教からの改宗者に国家・地元当局が刑罰を科した事例は報告されていない、としている。また、過年度から拘留が依然として継続している改宗者の事例は知られていない。以下も参照のこと：New York Times, *A Christian Convert, on the Run in Afghanistan*, 21 June 2014, <http://www.nytimes.com/2014/06/22/world/asia/afghanistan-a-christian-convert-on-the-run.html>. アフガニスタンにおいてキリスト教への改宗者が直面し得る危険については、国内裁判所において認識されている。例えば、英国庇護移民審判所は、イスラム教からキリスト教への改宗者は、アフガニスタンに帰国すれば、迫害に相当する深刻な不当な取扱いを受ける現実のおそれがあると判断した。以下を参照のこと：NM (*Christian Converts*) CG [2009] UKAIT 00045, 13 November 2009, <http://www.refworld.org/docid/4afd6a8d2.html>. 2014年、アフガニスタン人が無神論者であることを理由に英国で庇護を認められた。BBC, *Atheist Afghan Granted Religious Asylum in UK*, 14 January 2014, <http://www.bbc.com/news/uk-25715736>. 家族の構成員による脅迫に関しては、例えば以下を参照のこと：The New York Times, *A Christian Convert, on the Run in Afghanistan*, 21 June 2014, <http://www.nytimes.com/2014/06/22/world/asia/afghanistan-a-christian-convert-on-the-run.html>; BBC, *Controversy of Apostasy in Afghanistan*, 14 January 2014, <http://www.bbc.com/news/world-asia-25732919>.

世論は、改宗させようとする個人や団体に対して敵対的であると報告されている³⁴²。背教行為で告発された被告を支援する弁護士自身が背教行為で告発される可能性があり、死の脅威に晒される可能性がある³⁴³。

c) シャリア法に反するその他の行為

神への冒とく行為に関するアフガニスタン法の規定が存在しないため、裁判所は同行為に関してもイスラム法に準拠している³⁴⁴。裁判所のイスラム教の解釈によれば、神への冒とく行為は死刑に値する重罪である。そのため、18歳以上の男性市民または16歳以上の女性市民で正常な精神状態にあり、神への冒とく行為で告発された者は、死刑判決を受ける可能性がある。背教行為と同様、神への冒とく行為について起訴された者は、3日以内に撤回することができる³⁴⁵。

さらに、背教行為、神への冒とく行為、同意に基づく同性間の関係または姦通（*zina*）などシャリア法に反する罪を犯したとして起訴された者は、訴追のみならず、社会的拒絶および家族、その他のコミュニティの構成員、タリバン・その他の AGEs による暴力に直面するおそれがある³⁴⁶。

d) 要旨

上述の分析に基づき、ケースの個別の事情によっては、神への冒とく行為について起訴された者およびイスラム教からの改宗者を含むシャリア法に反すると見なされた者および宗教的少数派グループの構成員は、宗教を根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると UNHCR は考える³⁴⁷。

³⁴² US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>.

³⁴³ International Bar Association: Human Rights Institute, *The Rule of Law, Democracy and the Legal Profession in the Afghan Context: Challenges and Opportunities*, January 2014, <http://www.refworld.org/docid/532c10654.html>.

³⁴⁴ 憲法は表現・報道の自由を保護しているが、これには反イスラム的な文書または発言が含まれる可能性がある。2006年のマスメディア法（Mass Media Law）第8章は、イスラム教の原則に反する内容および他の宗教・宗派に対して攻撃的な内容を出版することを禁じている。同法の英語の条文は以下より入手可能：<http://www.refworld.org/docid/4a5712902.html>.

³⁴⁵ US Department of State, 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; Germany: Federal Office for Migration and Asylum, *Information Centre Asylum and Migration Briefing Notes (27 October 2014)*, 27 October 2014, <http://www.refworld.org/docid/545b6c1d4.html>. 2014年10月に Afghanistan Express 紙に神への冒とく行為に値するとされる記事を掲載したジャーナリストに対して逮捕状が発行された。編集者が記事に関して謝罪したが、市民の抗議者たちは政府に対し新聞社を罰するよう求めた。以下を参照のこと：Khaama Press, *Afghanistan Issues Arrest Warrant over Blasphemous Article*, 21 October 2014, <http://www.khaama.com/afghanistan-issues-arrest-warrant-over-blasphemous-article-6859>; The Guardian, *Afghan Newspaper's 'Blasphemy' Causes Protests after Rebuking Isis and Islam*, 24 October 2014, <http://www.theguardian.com/world/2014/oct/24/afghanistan-express-article-isis-taliban-islam-blasphemy>.

³⁴⁶ 2015年、コーランの複写を燃やしたとされた女性が群衆によって殺害された。以下を参照のこと：Radio Free Europe / Radio Liberty, *Woman Killed in Kabul after Allegedly Burning a Koran*, 19 March 2015, <http://www.rferl.org/content/woman-killed-in-kabul-after-allegedly-burning-akoran/26909733.html>; New York Times, *A Day After a Killing, Afghans React in Horror, but Some Show Approval*, 20 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/21/world/asia/horror-over-womans-lynching-in-afghanistan-but-some-support-too.html>; New York Times, *Woman Killed in Kabul Transformed From Pariah to Martyr*, 29 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/30/world/asia/farkhunda-woman-killed-in-kabul-transformed-from-pariah-to-martyr.html>. 男性と女性の両方が、姦通（*zina*）やその他の結婚外の性的関係など、「道徳犯罪」への関与を根拠にした危機に瀕する可能性があることに留意すべきである。道徳犯罪に問われた女性および男性の取扱いに関する詳細な分析については、セクション III.A.8 を参照のこと。シャリア法に反すると見なされた者の取扱いに関する詳細な分析については、セクション III.A.6 および III.A.12 を参照のこと。

³⁴⁷ 宗教に基づく庇護申請に関する詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 6: Religion-Based Refugee Claims under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/04/06, 28 April 2004, <http://www.refworld.org/docid/4090f9794.html>. アフガニスタンにおいてキリスト教改宗

6. イスラム教の原則・規範・価値に関するAGEsの解釈に反すると見なされる個人

報告によれば、タリバンは、そのイスラム教の原則・規範・価値に関する解釈に反すると見なされた個人およびコミュニティの殺害・攻撃・脅迫を行なっている³⁴⁸。

タリバンが地元住民の心をつかもうとしている地域では、タリバンはその姿勢を軟化させていると報告されている。しかしながら、一度地域の実効的支配が達成されると、タリバンはイスラム教の原則・規範・価値の厳格な解釈を強制すると報告されている³⁴⁹。タリバンの美德推進・悪徳（不道德）予防省（the Ministry for the Promotion of Virtue and the Prevention of Vice）の役人が街を巡回し、無益と見なされている髭をそる行為や散髪を理由に人々を拘禁しているとの報告がある³⁵⁰。女性は夫か男性の家族に同伴されない限りは家を出ることを許されておらず、

者が直面し得る危険については、国内裁判所において認識されている。例えば、英国庇護移民審判所は、イスラム教からキリスト教への改宗者は、アフガニスタンに帰国すれば、迫害に相当する深刻な不当な取扱いを受ける現実的おそれがあると判断した。以下を参照のこと：*NM (Christian Converts)* CG [2009] UKAIT 00045, 13 November 2009, <http://www.refworld.org/docid/4afd6a8d2.html>。同様に、ドイツの行政裁判所（Verwaltungsgericht）は、アフガニスタン出身のヒンズー教徒は、宗教を根拠に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると判断した。Case No. K 103/09.KS.A, Verwaltungsgericht (VG) Kassel, judgment of 27 July 2010, http://www.asyl.net/fileadmin/user_upload/dokumente/17462.pdf; および Case No. 7 K 746/09.F.A, Verwaltungsgericht (VG) Frankfurt/Main, Judgment of 11 February 2010, http://www.asyl.net/fileadmin/user_upload/dokumente/18127.pdfを参照のこと。

³⁴⁸ AGEs による危機に瀕している宗教的指導者の状況の分析については、セクション III.A.1.h を参照のこと。社会的道徳観に反すると見なされる女性および男性の状況の分析については、セクション III.A.8 を参照のこと。多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人の具体的な状況の分析については、セクション III.A.12 を参照のこと。避妊具の使用など、現代的と見なされる考えを提唱するイマームは、タリバンから殺害の脅迫を受けたり、誘拐される危険に晒されていると報告されている。The Guardian, *Condoms and Conflict: Imams Defy Taliban to Spread Contraception*, 4 November 2015, <http://www.theguardian.com/world/2015/nov/04/afghanistan-imams-defy-taliban-spread-contraception-condoms>。2014年12月11日、カブールの French Institute の劇場での公演中に自爆攻撃が行われ、12名が死傷した（2名が殺害され、10名が負傷）。タリバンの犯行声明によると、同公演が「イスラム教の価値を侮辱し、我々のジハード（聖戦）作戦に関するプロパガンダを広めよう」と企てていたために標的とされた。タリバンはまた、同攻撃は、このようなイベントを企画する他者への警告でもあったと述べている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 70。長年にわたり西洋諸国で難民として生活した後にアフガニスタンに帰国した個人の中には、イスラム教への信仰を失ったと見なされるために困難に直面していると報告する者もいる。英国からカブールへ送還されたアフガニスタン人の若者の行方を追った調査プロジェクトによると、追跡対象者の4分の1が「『西洋化したよそ者』であると見られたために危害または困難」を経験していることが明らかになったが、これは、いくつかの事例においては、彼らがイスラム教への信仰を失ったと見なされるためであると報告されている。Catherine Gladwell, *No Longer a Child: From the UK to Afghanistan*, September 2013, *Forced Migration Review: Issue 44*, <http://www.fmreview.org/en/detention.pdf>, p. 63。

³⁴⁹ 2015年9月のクンドゥーズの包囲攻撃の前およびその最中に、タリバンはより寛容な統治形態をとると公に発表したと報告されている。しかしながら同市が占領されると、タリバン構成員はイスラム教の原則・規範・価値に関する彼らの解釈に反していると見なされる人々を捕らえたと報告されている。特に女性用シェルターにて居住または働いている女性たちが、タリバン司令官によって「不道德である」と見なされたために標的とされたと報告されている。以下を参照のこと：Stratfor Global intelligence, *What the Battle of Kunduz Means for Afghanistan*, 15 October 2015, <https://www.stratfor.com/analysis/what-battle-kunduz-means-afghanistan>; New York Times, *Fear of Taliban Drives Women Out of Kunduz*, 14 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/15/world/asia/taliban-targeted-women-kunduz-afghanistan.html>; New York Times, *Taking Hold in Kunduz, Afghanistan*, New Taliban Echoed the Old, 1 October 2015, <http://www.nytimes.com/2015/10/02/world/asia/taking-hold-in-kunduz-afghanistan-new-taliban-echoed-the-old.html>。タリバンはまた、ガズニ州の特定の地域において、スポーツを禁止し、スポーツ用ユニフォームの着用に制限を設けたと報告されているが、タリバンはこの疑惑を否定している。Pajhwok Afghan News, *Taliban Accused of Banning Sports in Some Areas of Ghazni*, 4 February 2016, <http://www.pajhwok.com/en/2016/02/04/taliban-accused-banning-sports-some-areas-ghazni>。

³⁵⁰ New York Times, *Taliban Present Gentler Face but Wield Iron Fist in Afghan District*, 14 August 2015, <http://www.nytimes.com/2015/08/15/world/asia/taliban-baghran-district-afghanistan.html>。

その上、外出が認められる目的（例えば、医者にかかるため）も限られている³⁵¹。これらの規則を破る男女は公開鞭打ち刑で罰せられると報告されている³⁵²。

ISIS 関連団体が支配する地域では、厳格な命令や罰則措置によって禁欲的な生活が強いられていると報じられている³⁵³。アフガニスタン東部に避難した家族によると、服装規定を含む厳格な規定や移動の自由の制限が女性に課されている³⁵⁴。

以上に示された証拠に基づき、UNHCR は、ケースの個別の事情によっては、イスラム教の原則・規範・価値に関する AGEs の解釈に反すると見なされる人々は、宗教および帰属された政治的意見を根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えます。

7. 特定の経歴を持つ女性または特定の状況下にある女性³⁵⁵

2001 年以降、政府はアフガニスタンの女性の状況を改善するために重要な措置を講じてきた。そうした措置には、特に女性に対する暴力撤廃に関する法（EVAW 法）の採択を通じた女性の

³⁵¹ New York Times, *Taliban Present Gentler Face but Wield Iron Fist in Afghan District*, 14 August 2015, <http://www.nytimes.com/2015/08/15/world/asia/taliban-baghran-district-afghanistan.html>.

³⁵² 2016 年 2 月、Tolo News は、女性が見知らぬ男性と連絡を取るか交際したことによりイスラム教の価値に反したと非難され、タリバンに処罰された 2 つの事件について報じた。Tolo News, *Taliban Lashes Afghan Woman after Being Out with Relative*, 11 February 2016, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/23732-taliban-lashes-afghan-woman-after-being-out-with-relative>.

³⁵³ Washington Post, *The Islamic State Is Making these Afghans Long for the Taliban*, 13 October 2015, https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/a-new-age-of-brutality-how-islamic-state-rose-up-in-one-afghanprovince/2015/10/13/a6d6ed67-717b-41e3-87a5-01c81384f34c_story.html; Voice of America, *How Islamic State Got a Foothold in Eastern Afghanistan*, 2 November 2015, <http://www.voanews.com/content/how-islamic-state-got-a-foothold-in-eastern-afghanistan/3032761.html>. UNAMA によると、ISIS 関連団体による医療従事者の誘拐および威嚇は、予防接種が「反イスラム」であるという考えから生じた可能性がある。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict, February 2016*, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 21.

³⁵⁴ UNHCR, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, October 2015, <http://www.refworld.org/docid/568d016f4.html>; UNHCR, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, September 2015, <http://www.refworld.org/docid/565554b14.html>.

³⁵⁵ 女性による国際保護の申し立てに関する詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 1: Gender-Related Persecution Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 7 May 2002, HCR/GIP/02/01, <http://www.refworld.org/docid/3d36f1c64.html>; および UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW), *General recommendation No. 32 on the Gender-Related Dimensions of Refugee Status, Asylum, Nationality and Statelessness of Women*, 5 November 2014, CEDAW/C/GC/32, <http://www.refworld.org/docid/54620fb54.html>.

権利保護のための国際基準の国内法化³⁵⁶、女性の政治参加を増やすための措置の採択³⁵⁷、および女性問題省の設置が含まれる³⁵⁸。

しかし、女性および少女の状況の改善は限定的なものに留まっていると報告されており、アフガニスタンは女性および少女にとって引き続き「非常に危険」な国だと見なされている³⁵⁹。国土の一部における治安状況の悪化は、これまでの女性の人権に関するいくつかの進展を取り消

³⁵⁶ アフガニスタン憲法は、男女間の権利の平等を保障している。以下の第 22 条を参照のこと：Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>。さらに、2009 年 EAW 法は、女性に対する様々な形態の暴力を犯罪としている。英語での条文は <http://www.refworld.org/docid/5486d1a34.html> で入手可能。アフガニスタンは、2003 年に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准した。2011 年、政府は CEDAW（女子差別撤廃条約）第 1 回報告書をまとめ、同報告書は 2012 年 7 月の同委員会第 55 回会合で審議された。同委員会の *Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/1-2（アフガニスタンの第 1 回および第 2 回一括定期報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解）は、<http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html> で入手可能。政府報告書および関連文書は、<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/cedaws55.htm> で入手可能。以下も参照のこと：UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 27 February 2015, A/69/801-S/2015/151, <http://www.refworld.org/docid/556585104.html>。また、政府は National Action Plan for the Women of Afghanistan (NAPWA), 2008-2018, <http://mowa.gov.af/en/page/6686>（アフガニスタンの女性のための国家行動計画）を採択し、2015 年 6 月 30 日には女性と平和、安全に関する安全保障理事会決議 1325 号（2000 年）実施に関する 2015 年–2022 年国家行動計画も採択している。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 1 September 2015, A/70/359-S/2015/684, <http://www.refworld.org/docid/55f677871e.html>, para. 29.

³⁵⁷ 2014 年の大統領選挙では、前回 2009 年の選挙と比べて、女性の参加が増加した。2014 年 4 月の第一回投票においては、女性の 36 パーセントが投票し、第二回投票では 38 パーセントの参加となった。US Department of State, *2014 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 25 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/559bd58728.html>。（アフガニスタンの状況の）監視者によると、2014 年の選挙における女性参加への障害として、安全上の脅威、女性専用投票所における女性スタッフまたは女性警察官の不足、また文化的・伝統的要因などが挙げられる。Free and Fair Election Forum of Afghanistan, *2014 Elections Observation Report*, 2014, <http://www.fefao.org/New-Site/English/images/Reports/Election-2014-English.zip>, pp. 37-38。以下も参照のこと：Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>。UNAMA は、高いレベルでの政治的目標に女性が影響を及ぼせるような具体的な機会を提供することによって女性の権利向上を目指すといういくつかの選挙公約は、未だに実現されていないと指摘している。UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 7。以前と比べて、政治的役割という意味での女性の存在感は増している。例えば、女性議員は国民議会の議席の 27 パーセントを占めている。しかしながら、2013 年 8 月の新選挙法によって、州議会において女性候補者のために確保されている議席の割り当てが 25 パーセントから 20 パーセントへと減らされた。Afghanistan: *Law No. 1112 of 2013, Election Law*, 6 August 2013, <http://www.refworld.org/docid/54467d784.html>。2015 年 4 月、4 名の女性が大臣に任命された。UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 58。地方コミュニティ開発協議会において、女性は参加者の 24 パーセントを占めている。Inter-Parliamentary Union, *Women in Politics: 2015*, 1 January 2015, http://www.ipu.org/pdf/publications/wmmmap15_en.pdf。しかしながら 2014 年 8 月時点では、HPC のメンバー 70 名の内、わずか 8 名が女性であった。US Department of State, *2014 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 25 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/559bd58728.html>。Oxfam によると、特に和平交渉の文脈においては、女性の役割はほとんど改善していない。これは特に農村部の女性に当てはまる。Oxfam, *Behind Closed Doors - The Risk of Denying Women a Voice in Determining Afghanistan's Future*, 24 November 2014, <https://www.oxfam.org/en/research/behind-closeddoors#sthash.Cppmtefn.dpuf>；以下も参照のこと：HRW, *Afghanistan: Accept Full Role for Women in Talks*, 27 September 2015, <https://www.hrw.org/news/2015/09/27/afghanistan-accept-full-role-women-talks>。

³⁵⁸ 女性課題省 (MoWA) は、タリバン崩壊直後、ボン合意にしたがって、2001 年に設立された。同省の権能および活動の詳細については、<http://www.mowa.gov.af/en> を参照のこと。34 州全てに女性課題課 (DoWA) がある。これらの州の DoWA は MoWA に直属している。女性は、地元の DoWA または司法省の管轄下にある *Huqooq* 課に苦情を申し立てることができる。以下を参照のこと：UNAMA, *A Way to Go: An Update on Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2013, <http://www.refworld.org/docid/52a6fdff4.html>, p. 3。

³⁵⁹ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>。以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 11。UNAMA は、特に女性と子どもに影響を及ぼす紛争関連の暴力の増加を報告している。2015 年の女性市民の死傷者は 1,246 名で、これは 2014 年と比べて 37 パーセントの増加である。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 13-16。以下も参照のこと：UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, pp. 7-9。AIHRC によると、「女性に対する暴力がアフガニスタンにおける最も深刻な人権侵害である。」AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/5170>。以下も参照のこと：Associated Press, *For Afghan Women, Violence Remains Entrenched Despite Gains*, 7 April 2015, <http://www.csmonitor.com/World/Middle-East/2015/0407/For-Afghan-women-violence-remains-entrenched-despite-gains-video>。

した³⁶⁰。女性に対する根深い差別は、依然としてアフガニスタン特有のものである³⁶¹。女性および少女に対する暴力は依然として広範に及び、増加傾向にあると報告されている³⁶²。報告によれば、そのような暴力に関連した免責は一般的である³⁶³。女性は経済的、社会的、文化的権利を完全に享受するにあたり、深刻な課題に直面し続けていると言われている³⁶⁴。進展にもかかわらず、貧困、非識字、劣悪な医療は女性に不均衡に影響を与え続けている³⁶⁵。

アフガニスタンの状況を監視している者は、女性の権利保護のための法律の実施が依然として遅れていると指摘している³⁶⁶。これには特に、EVAW 法の実施が含まれる。2009 年 8 月に公布

³⁶⁰ UN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights in 2013*, 10 January 2014, A/HRC/25/41, <http://www.refworld.org/docid/52e109fa4.html>, p. 1 (Summary). 例えば、UNAMA はクンドゥーズにおける女性に対する暴力の行使および女性の自由の制限について報告している。UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, pp. 14-15; 以下も参照のこと：AIHRC, *The Report on the Investigation of Human Rights and Humanitarian Rights Situation in Kunduz Province Armed Conflict*, 17 October 2015, http://www.aihrc.org.af/media/files/Kondoz_English.pdf, p. 12.

³⁶¹ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UN General Assembly, *The situation in Afghanistan: Resolution Adopted by the General Assembly*, 23 December 2014, A/RES/69/18, <http://www.refworld.org/docid/54a666bc4.html>, para. 45; US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, October 2014, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/Oct2014_Report_Final.pdf, p. 91; UN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of human rights in 2013*, 10 January 2014, A/HRC/25/41, <http://www.refworld.org/docid/52e109fa4.html>, p.2 (Summary) and para. 3. ANP に勤務する女性警察官は、殺人、同僚による性的嫌がらせや強姦を含む虐待、一般的な差別の危険に晒されていると報告されている。New York Times, *Afghan Policewomen Struggle Against Culture*, 1 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html>; New York Times, *Afghan Policewomen Say Sexual Harassment Is Rife*, 16 September 2013, <http://www.nytimes.com/2013/09/17/world/asia/afghan-policewomenreport-high-levels-of-sexual-harassment.html>.

³⁶² AIHRC によると、アフガニスタン暦 1393 年（2014 年 3 月 21 日から 2015 年 3 月 20 日まで）に 162 名の女性が殺害された。1394 年上半期の殺害件数は 1393 年上半期と比べ 2 倍となった。AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/5170>. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; AREU, *The Other Side of Gender Inequality: Men and Masculinities in Afghanistan*, January 2016, <http://www.refworld.org/docid/56a093534.html>, p. 46; UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 10 June 2015, A/69/929-S/2015/422, <http://www.refworld.org/docid/558284aa4.html>, para. 70.

³⁶³ AIHRC によると、アフガニスタンにおける女性に対する暴力の最重要かつ根本的な原因の一つに「免責の文化」がある。AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.aihrc.org.af/home/researchreports/5170>. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; New York Times, *Flawed Justice After a Mob Killed an Afghan Woman*, 26 December 2015, <http://www.nytimes.com/2015/12/27/world/asia/flawed-justice-after-a-mob-killed-an-afghan-woman.html>; Orzala Ashraf Nemat, *Farkhunda Paid for Afghanistan's Culture of Impunity*, 25 March 2015, <https://www.opendemocracy.net/5050/orzala-ashrafnemat/farkhunda-paid-for-afghanistan-s-culture-of-impunity>; AAN, *Shame and Impunity: Is violence against Women Becoming More Brutal?*, 30 November 2014, <https://www.afghanistan-analysts.org/shame-and-impunity-is-domestic-violence-becoming-more-brutal/>.

³⁶⁴ UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, paras 9, 56; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 14. ジェンダー間の平等は、依然として主要な課題である。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 1 September 2015, A/70/359-S/2015/684, <http://www.refworld.org/docid/55f677871e.html>, para. 27. 以下も参照のこと：NRC/IDMC, *Strengthening Displaced Women's Housing, Land and Property Rights in Afghanistan*, November 2014, <http://www.refworld.org/docid/5486c4684.html>.

³⁶⁵ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 56. Afghanistan Human Rights and Democracy Organization (AHRDO) は、女性に対する暴力の中の多くの形態を貧困に関連付けている。AHRDO, *Women in the Eyes of Men*, February 2015, <http://www.baag.org.uk/resources/30>, pp. 7, 11. 以下も参照のこと：Institute for War and Peace Reporting, *Afghanistan: "Honour" Rules Deny Care to Mothers and Babies*, 22 October 2015, ARR Issue 525, <http://www.refworld.org/docid/564b572f4.html>.

³⁶⁶ 例えば、2014 年 11 月、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、「[女性に対する暴力に関する] 包括的および一貫したデータ収集の欠如、法律の効果的な解釈および実施がなされていないこと、そして保護的救済としてのシェルターを支援するための資金の不足（これらの施設に対する否定的な見方に対処する必要性を含む）を強調した。」UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 9 December 2014, A/69/647-S/2014/876, <http://www.refworld.org/docid/549808194.html>, para. 34. これまでになされてきた進展とは正反対であると懸念されているが、2014 年初頭に議会の両院が、強姦事件における親戚による証言を禁ずる規定を含む新刑事訴訟法案を採決した。女性が証言する可能性を残すため、修正案は後に撤回された。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 27 February 2015, A/69/801-S/2015/151, <http://www.refworld.org/docid/556585104.html>, p. 29.

された同法は、児童婚、強制結婚、強姦および家庭内暴力などの女性に対する暴力行為を含む、女性に対する 22 の暴力行為と有害な伝統的慣習を犯罪としている。また、加害者に対する処罰についても規定している³⁶⁷。当局は同法を実施しようという政治的意志を持っておらず、特に農村部において同法を全面的に施行していないと報告されている³⁶⁸。女性に対する深刻な犯罪を含むケースの大半は、法律の定めにしたがって訴追されるのではなく、伝統的な紛争解決メカニズムにより調停されている³⁶⁹。UNAMA は、ANP と検察庁の両方が深刻な犯罪を含む多くのケースをジルガ (*jirgas*) およびシューラ (*shuras*) による助言または解決に委ね続けており、その結果 EAW 法の実施が妨げられており、有害な伝統的慣習を強化していると報告している³⁷⁰。これらのメカニズムによる決定は、女性および子どもをさらなる被害および排斥の危険に晒している³⁷¹。

シーア派コミュニティの構成員の結婚、離婚および相続権などの家族法分野を規定するシーア派身分法³⁷²は、特に後見・相続・若年結婚・自宅外での移動の制限などに関して、女性を差別する規定を多く含んでいる³⁷³。

³⁶⁷ Law on Elimination of Violence Against Women (2009), <http://www.refworld.org/docid/5486d1a34.html>. 同法は、2009年に大統領令の下で制定された。2010年12月および2013年5月、国民議会がEAW法を成立させようと試みたが、イスラム教保守派からの反対によって失敗に終わった。以下を参照のこと：US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 11; Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 12 January 2015, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf>, p. 53.

³⁶⁸ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/5170>; UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, paras 64-65. 「収集された情報によると、裁判所が言い渡した10の判決のうちの3つが、裁判官によって寛大に解釈されており、EAW法に従っていないということをUNAMAは確認した。」UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 18.

³⁶⁹ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 17; MoWA, *First Report on the Implementation of the Elimination of Violence against Women (EAW) Law in Afghanistan*, January 2014, http://mowa.gov.af/Content/files/EAW%20Law%20Report_Final_English_17%20%20March%202014.pdf, pp. 31-32. UNAMAによると、女性が自らの事件への対処法として調停を好むのは様々な要因に影響を受けているためである、と報告されている。例えば、汚職の疑い、職権乱用および職業意識の欠如など、彼女たちの申し立てを処理する刑事司法制度の欠陥が挙げられる。調停慣行の普及は、事件のより迅速な処理、財政面での制約およびジェンダー毎に割り当てられた役割や文化的受容に合致した形での受容の度合いが高まったという認識にも関連している。調停は標準化された方法や監視メカニズムがない状態で行われていると報告されている。UNAMAはまた、多様かつ恣意的な手法、記録慣行およびフォローアップ措置についても記録しており、これらが女性生存者の権利保護の弱体化につながっている。UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, pp. 2-3.

³⁷⁰ UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, pp. 14, 22-23; UNAMA, *A Way to Go: An Update on Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2013, <http://www.refworld.org/docid/52a6dff4.html>, p. 5. 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 63.

³⁷¹ UNAMAが述べたところでは、州女性課題課・ANP・検察局などの伝統的な紛争解決メカニズムにケースを照会する機関による十分な監視が欠如しているため、これらの調停の後に女性たちが家族の元に戻った場合、依然として暴力再発のおそれに晒され続けることが多い。UNAMA, *A Way to Go: An Update on Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2013, <http://www.refworld.org/docid/52a6dff4.html>, p. 4.

³⁷² Shi'ite Personal Status Law, March 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a24ed5b2.html>. 同法は、アフガニスタン憲法第131条に基づき採択された。

³⁷³ 妻が夫に対して性的快楽を提供することを要求する物議を醸し出した規定は、国内外の圧力を受け、同法から削除された。しかしながら、アフガニスタンの法律専門家は、改正法の第162条は夫が夫婦の権利と見なすことを妻が拒否した場合、夫が妻に対する生活費を実質的に拒否するために使用され得るという見解をとっている。以下を参照のこと：UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights (CESCR), *Consideration of Reports Submitted by States Parties under Articles 16 and 17 of the Covenant: Concluding Observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights: Afghanistan*, E/C.12/AFG/CO/2-4, 7 June

このセクションで特定される人権に関する懸念はアフガニスタン全土の女性および少女に影響を与えているが、AGEs の実効的支配下にある地域の状況は特に懸念されると報告されている。AGEs の支配下にある地域では、AGEs は移動および政治参加の自由を含む少女および女性の権利を著しく抑制していると報告されている³⁷⁴。さらに、AGEs の実効的支配下にある地域では、司法にアクセスし、権利侵害について有効な救済を得ようとするにあたって、女性は特別な困難に直面する可能性が高い。そのため、AGEs の支配下にある地域で AGEs が運営する並列的な司法構造が日常的に女性の権利を侵害していると報じられている³⁷⁵。

a) 性およびジェンダーに基づく暴力

報告によると、アフガニスタンにおける女性に対する性およびジェンダーに基づく暴力は依然として蔓延している状況にある³⁷⁶。そのような暴力には「名誉殺人」、誘拐、強姦、強制墮胎および家庭内暴力が含まれる³⁷⁷。アフガニスタン社会では婚姻外の性行為は家族の名誉を傷つけるものであると広く見られているため、婚姻外の強姦の被害者は排斥、強制墮胎、投獄、または死の危機にさえ瀕している³⁷⁸。社会的禁忌および汚名・報復（自らのコミュニティ・家族によるものを含む）のおそれが、性およびジェンダーに基づく暴力について被害者が報告することを妨げていることが多い³⁷⁹。同時に、家庭内暴力による焼身自殺の事例も報告され続けている³⁸⁰。

2010, <http://www.refworld.org/docid/4c1732dc2.html>. 以下も参照のこと：NRC/IDMC, *Strengthening Displaced Women's Housing, Land and Property Rights in Afghanistan*, November 2014, <http://www.refworld.org/docid/5486c4684.html>, pp. 47-48.

³⁷⁴ UNAMA, *Afghanistan: Human Rights and Protection of Civilians in Armed Conflict Special Report on Kunduz Province*, December 2015, <http://www.refworld.org/docid/566fd0e64.html>, pp. 14-15; AIHRC, *The Report on the Investigation of Human Rights and Humanitarian Rights Situation in Kunduz Province Armed Conflict*, 17 October 2015, http://www.aihrc.org.af/media/files/Konoz_English.pdf, p. 12; UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 56. 以下も参照のこと：The Guardian, *Afghanistan's Women Risk Their Lives to Demand Equal Rights and Protection*, 25 November 2015, <http://www.theguardian.com/globaldevelopment/2015/nov/25/afghanistan-women-risk-lives-demand-equal-rights-protection>.

³⁷⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 14. タリバンによって運営される並列的司法構造に関する詳細な議論については、セクション II.C.1.c を参照のこと。

³⁷⁶ UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 13. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

³⁷⁷ 「性的暴行は、アフガニスタンにおける最も深刻で懸念すべき性暴力である。ほとんどの事例において、性的暴行は他の種類の暴力と共にわれ、通常被害者を死に至らしめる。」AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/5170>. 例えば以下を参照のこと：New York Times, *Afghan Woman's Nose Is Cut Off by Her Husband, Officials Say*, 19 January 2016, <http://www.nytimes.com/2016/01/20/world/asia/afghan-womans-nose-is-cut-off-by-herhusband-officials-say.html>; AREU, *The Other Side of Gender Inequality: Men and Masculinities in Afghanistan*, January 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56a093534.html>, pp. 39-43.

³⁷⁸ 例えば以下を参照のこと：HRW, *Afghanistan: End 'Moral Crimes' Prosecutions*, June 2014, <http://www.hrw.org/news/2014/06/23/afghanistan-endmoral-crimes-prosecutions>.

³⁷⁹ AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/5170>; 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, paras 30, 65.

³⁸⁰ UNFPA のアフガニスタン駐在代表は、「アフガニスタンにおける自殺および自殺未遂の報告件数の大多数は女性によるものである。」と指摘している。彼女はまた、「ジェンダーに基づく暴力が、女性による自殺および焼身自殺の主要な原因のひとつである。調査によると、焼身自殺の最も多い理由は、強制結婚または児童婚である。」と述べている。Ministry of Public Health, *Ministry of Women's Affairs and UN Call for Efforts to Strengthen Suicide Prevention in Afghanistan*, 10 September 2014, <http://moph.gov.af/en/news/ministry-of-public-health-ministry-of-womens-affairs-and-un-call-for-efforts-to-strengthen-suicide-prevention-in-afghanistan>. 以下も参照のこと：UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>; UNFPA, *Afghanistan State of Youth*, 2014, <http://countryoffice.unfpa.org/filemanager/files/afghanistan/2014/reports/unfpaosayreportv333e.pdf>, p. 44. Asia Foundation の 2015 年アフガニスタン調査によると、回答者の 13 パーセントが家庭内暴力をアフガニスタン女性が直面する最大の問題として特定した。この数値は、2006 年以降の調査で最大である。女性は、男性よりも家庭内暴力を問題として言及す

政府当局はほとんどの家庭内暴力の申し立てを伝統的な紛争解決メカニズムに委ね続けている³⁸¹。虐待または強制結婚の脅威から自宅を逃れた女性および少女は、多くの場合、自分自身が姦通 (*zina*) や「自宅からの逃亡」などの曖昧に定義された、または、全く定義が存在しない「道徳犯罪」として起訴されている³⁸²。こうした状況にある多くの女性が、国際人権基準および国際人権法に反して有罪判決を受け、投獄される一方で、家庭内暴力や強制結婚について責任のある男性はほとんど常に免責を受けている³⁸³。また、通常の場合女性は家庭内暴力の加害者に経済的に依存しているので、多くの女性は申し立てを行うことを実際上阻止されている。女性たちには虐待される状況の中で生活をする以外ほとんど選択肢がない³⁸⁴。

暴力を報告しようとする女性の司法へのアクセスは、女性の警察官がアフガニスタンの全警察官中、2 パーセント以下であるという事実によってさらに損なわれている³⁸⁵。報告によれば、女性警察官は自分自身が男性同僚による強姦を含む職場での性的嫌がらせ・暴行の危機に瀕している³⁸⁶。また、AGEs による暴力的な攻撃に晒されるおそれもある³⁸⁷。

さらに、国土の一部では、強姦の容疑者が有力な司令官または武装グループや犯罪組織の構成員であったり、または、容疑者がそのようなグループや影響力のある個人とつながりを持ち、

る傾向にあるが、男性回答者はわずか 8 パーセントしかそのように示唆しなかった。Asia Foundation, *Afghanistan in 2015: A Survey of the Afghan People*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 26-28.

³⁸¹ UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, pp. 22-23. 被害者にとっての効果的な司法・救済へのアクセスの欠如は、性暴力が概して法執行当局にも社会にも対処されないままになっていることにつながっている。UNAMA は、具体的な民事救済措置の欠如 (例えば、保護や接近禁止命令) が「事実上、被害者をさらなる暴力に晒している」ことを確認した。UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, pp. 12, 28, 32-33. 以下も参照のこと: UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, paras 65-69. 特別報告者は、刑事司法制度が、汚職やその効果と効率性に対する一般的な不信感によって弱体化し続けていると指摘している。Ibid., para. 67.

³⁸² UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, paras 23-24. *Zina* (婚姻外の性交) は刑法上の犯罪であるが、「逃亡」または「*Zina* を犯す意図」はアフガニスタン法またはシャリア法における犯罪ではない。HRW, *Afghanistan: End 'Moral Crimes' Prosecutions*, June 2014, <http://www.hrw.org/news/2014/06/23/afghanistan-end-moral-crimes-prosecutions>. セクション III.A.8 の脚注 408 も参照のこと。

³⁸³ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/5694bfa04.html>; UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 29. 例えば以下も参照のこと: NYT, *Rebelling Against Abuse, Afghan Women See Signs of Change*, 27 May 2014, <http://www.nytimes.com/2014/05/28/world/asia/rebelling-against-abuse-afghan-women-see-signs-of-change.html>. 「社会的道徳観に反すると見なされる女性および男性」に関するセクション III.A.8 でも言及されているように、いくつかの事例において当局は、家族によるさらなる虐待または報復からの「保護措置」として、女性の拘禁を正当化しようとした。

³⁸⁴ UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 32. セクション III.A.8 も参照のこと。

³⁸⁵ New York Times, *Afghan Policewomen Struggle against Culture*, 1 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghanpolicewomen-struggle-against-culture.html>.

³⁸⁶ UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 9; Amnesty International, *Afghanistan: Their Lives on the Line: Women Human Rights Defenders under Attack in Afghanistan*, 7 April 2015, ASA 11/1279/2015, <http://www.refworld.org/docid/55277ff24.html>, pp. 28-35; New York Times, *Afghan Policewomen Struggle against Culture*, 1 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html>; UNAMA, *A Way to Go: An Update on Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2013, <http://www.refworld.org/docid/52a6dff4.html>, para. 5.4.

³⁸⁷ Amnesty International, *Afghanistan: Their Lives on the Line: Women Human Rights Defenders under Attack in Afghanistan*, 7 April 2015, ASA 11/1279/2015, <http://www.refworld.org/docid/55277ff24.html>, pp. 28-35.

逮捕・訴追から守られるという事実により、性暴力行為に対する免責が存続していると報告されている³⁸⁸。

b) 有害な伝統的慣習

有害な伝統的慣習は依然としてアフガニスタンで蔓延しており³⁸⁹、全国の農村部および都市部のコミュニティおよびすべての民族集団内で様々な程度で発生している³⁹⁰。有害な伝統的慣習はアフガニスタン社会における女性の役割・地位に関する差別観に根ざしており、女性および少女に不均衡に影響を与えている。そのような慣行には様々な形態の強制結婚³⁹¹（児童婚³⁹²を含む）、自宅における強制隔離および「名誉殺人」が含まれる³⁹³。アフガニスタンにおける強制的な形態の結婚には、以下が含まれる。

³⁸⁸ AIHRC, *The Situation of Human Rights in Afghanistan in 1393*, 11 August 2015, <http://www.refworld.org/docid/5694bc384.html>, pp. 31-32; UN Secretary-General, *Conflict-related Sexual Violence: Report of the Secretary-General*, 23 March 2015, S/2015/203, <http://www.refworld.org/docid/5536100a4.html>, para. 12; UN Secretary-General, *Sexual Violence in Conflict - Report of the Secretary-General*, A/67/792-S/2013/149, 14 March 2013, <http://www.refworld.org/docid/5167bd0f4.html>, para. 16.

³⁸⁹ 以下を参照のこと：AIHRC, *Elimination of Violence against Women 1394*, 30 November 2015, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/5170>; UNAMA, *A Way to Go: An Update on Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2013, <http://www.refworld.org/docid/52a6fdff4.html>.

³⁹⁰ シーア派身分法に関して特別な懸念が表明された。同法は、アフガニスタン憲法第 131 条にしたがって採択され、アフガニスタンのシーア派コミュニティの家族法問題（例えば、結婚、離婚および相続権）について規定する。Shi'ite Personal Status Law, March 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a24ed5b2.html>。同法は、シーア派法学を正式に認めたものとして、一部の著名なシーア派およびシーア派グループにより歓迎されたが、原案の法律は女性の権利を保護しないとして国内外の批判の対象となった。この批判が同法の改正につながったが、同法は後見、相続、若年結婚および自宅外での移動の制限に関する差別的な規定など異論の多い規定をいくつか残している。妻が夫に対して性的快楽を提供することを要求する物議を醸し出した規定は、削除された。しかしながら、アフガニスタンの法律専門家は、改正法の第 162 条は夫が夫婦の権利と見なすことを妻が拒否した場合、夫が妻に対する生活費を実質的に拒否するために使用され得るという見解をとっている。以下を参照のこと：UN CESCR, *Consideration of Reports Submitted by States Parties under Articles 16 and 17 of the Covenant: Concluding Observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights: Afghanistan*, E/C.12/AFG/CO/2-4, 7 June 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c1732dc2.html>。国連人権高等弁務官は、女性に不利な立場に置く有害な伝統的・慣習的慣行を正当化しているとして同法を批判し、その撤回を求めた。UN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights*, A/HRC/13/62, 11 January 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bc2c8d62.html>, paras 4 and 21-23.

³⁹¹ Asia Foundation による 2014 年の調査では、回答者の 7 パーセントが強制結婚／持参金をアフガニスタンの女性が直面する最も深刻な問題であると特定したことが分かった。Asia Foundation, *Afghanistan in 2014: A Survey of the Afghan People*, 2014, <http://asiafoundation.org/publications/pdf/1425>, pp. 26-28. AIHRC は、アフガニスタンにおけるすべての結婚のうち、60-80 パーセントが強制結婚であると推計している。UN Population Fund, *Escaping Child Marriage in Afghanistan*, 4 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f78d2.html>。以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; The Guardian, *'I Just Want to Go to School': How Afghan Law Continues to Fail Child Brides*, 11 May 2015, <http://www.theguardian.com/global-development/2015/may/11/afghanistan-child-brides-want-to-go-to-school>; New York Times, *Afghan Policewomen Struggle against Culture*, 1 May 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html>.

³⁹² 信頼できるデータを得るのは難しいが、15 パーセントの女性は 15 歳までに結婚し、46 パーセントが 18 歳までに結婚することを調査は示している。アフガニスタン法では、最低結婚年齢は少女で 16 歳であり、少年で 18 歳である。UN Population Fund, *Escaping Child Marriage in Afghanistan*, 4 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f78d2.html>。AIHRC が実施した調査によると、インタビュー対象者の 7.7 パーセント（5081 名中 391 名）が、自身の娘は 16 歳未満で結婚したと回答し、その一方で 1.9 パーセント（インタビュー対象者 93 名）は自分の息子は 18 歳未満で結婚したと回答した。AIHRC, *The Situation of Human Rights in Afghanistan in 1393*, 2014, http://www.aihrc.org.af/media/files/Research%20Reports/english/English_Situation%20of%20human%20rights%20in%201393.pdf。以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 14. 早期の出産を含む、児童婚が少女に与える影響に関しては、以下を参照のこと：UNICEF, *Children and Women in Afghanistan: A Situation Analysis 2014*, November 2014, <http://www.unicef.org/afghanistan/SitAn - Long Report- small size .pdf>, pp. 23, 25. 2005 年少年法は、児童婚の問題について触れていない。Ibid., p. 39. 移動を強いられた少女は、特にこの慣行に対して脆弱である。以下を参照のこと：NRC/IDMC, *Listening to Women and Girls Displaced to Urban Afghanistan*, 26 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/5513bec24.html>, pp. 13-14.

³⁹³ 2016 年 4 月、米国国務省は、正確な統計は入手困難であるとしながらも、名誉殺人が 2015 年も継続していたと報告した。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>。以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on*

- (i) 女性および少女が一定の量の物または決められた額の現金で売られる、または、家族の借金を清算するために売られる「売買」結婚³⁹⁴。
- (ii) 例えば、血債を清算するためなど、罪を犯した家族が「不当な扱いを受けた」家族に結婚のために少女を差し出す部族の紛争解決形態である *baad dadan*³⁹⁵。
- (iii) 結婚費用を最小限にするために2つの家族が娘を交換する *baadal*³⁹⁶。
- (iv) 配偶者と死別した女性に対する死亡した夫の家族の男性との結婚の強制³⁹⁷。

児童婚の慣習は少女とその家族の唯一の生き残り手段と見なされることが多いため、経済的な不安定や、継続する紛争とそれに関連した避難・資産の喪失・家族の窮乏も児童婚の問題を助長している³⁹⁸。

Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 19. 名誉殺人の事例は増加していると報告されている。NYT, *A Thin Line of Defense Against 'Honor Killings'*, 2 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/03/world/asia/afghanistan-a-thin-line-of-defense-against-honor-killings.html>. 例えば2014年初頭には、Aminaという女性が正体不明の襲撃者によって殺害されたと報告されている。彼女は家族による強制結婚から逃れるために避難した女性用シェルターを離れた後に殺害された。New York Times, *In Spite of the Law, Afghan 'Honor Killings' of Women Continue*, 3 May 2014, <http://www.nytimes.com/2014/05/04/world/asia/in-spite-of-the-law-afghan-honorkillings-of-women-continue.html>. 2014年5月、10歳の少女が、ムラー（宗教的指導者）によって強姦された後に死の脅迫を受けた。Amnesty International, *Afghanistan: 10-Year Old Rape Survivor Faces 'Honour' Killing*, 9 October 2014, <http://www.refworld.org/docid/5437cf6c4.html>.

³⁹⁴ UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 56. アヘン農家の家族が、アヘン密輸業者に対する借金を清算するために子ども、特に少女を売っていると報告されている。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

³⁹⁵ 2014年にAIHRCは、*baad*のような有害な伝統的慣習が残っていることに関して懸念を表明した。そのような慣習は、AIHRCによると増加している。US Department of State, *2014 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 25 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/559bd58728.html>. Civil and Liberal Initiative for Peace (CLIP) が実施した2014年の調査により、賠償の代価として少女を受け取るほうが、現金やその他の金銭的支払いを受けるよりも精神的に満足感を得られると見られていることが明らかになった。さらに、貧しい家族は、娘を差し出す他に紛争を解決する手段を持たない可能性がある。以下を参照のこと：CLIP, *Assessment of Practice of BAD and its Negative Social Implication in Afghanistan*, August 2014, <http://openasia.org/en/g/wpcontent/uploads/2015/01/Research-Draft-21-Oct-2014-3-1.pdf>, p. 27. 例えば以下も参照のこと：New York Times, *Bartered Away at Age 5, Now Trying to Escape to a Life She Chooses*, 19 October 2014, <http://www.nytimes.com/2014/10/20/world/asia/times-video-presents-to-kill-asparrow.html>.

³⁹⁶ アフガニスタンにおける結婚の慣習に関して掘り下げた情報については、以下を参照のこと：AIHRC, *Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan: Fifth Report*, November/December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html>, Part 3; Landinfo, *Afghanistan: Marriage*, 19 May 2011, <http://www.refworld.org/docid/512258e82.html>; AREU, *Decisions, Desires and Diversity: Marriage Practices in Afghanistan*, February 2009, <http://www.refworld.org/docid/4992cc722.html>; および Women and Children Legal Research Foundation, *Early Marriage in Afghanistan*, 2008, http://www.wclrf.org/English/eng_pages/Researches/Early%20Marriage%20with%20cover.pdf. 以下も参照のこと：NRC/IDMC, *Strengthening Displaced Women's Housing, Land and Property Rights in Afghanistan*, November 2014, <http://www.refworld.org/docid/5486c4684.html>.

³⁹⁷ そのような結婚を拒否した配偶者と死別した女性は、子どもの養育に関するアフガニスタン民法上の差別的な規定により、子どもの養育権を失う可能性が高い。また、そのような女性は、死亡した夫の男性親族による性およびジェンダーに基づく暴力の危険に晒されることがある。以下を参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection Of Civilians In Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 18; New York Times, *Afghan Policewomen Struggle against Culture*, 1 May 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html>; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 15-16; NRC/IDMC, *Strengthening Displaced Women's Housing, Land and Property Rights in Afghanistan*, November 2014, <http://www.refworld.org/docid/5486c4684.html>; Landinfo, *Afghanistan: Marriage*, 19 May 2011, <http://www.refworld.org/docid/512258e82.html>, pp. 15-16. 強制結婚を避けるため、または、子どもを自分の手元に置いておくために自宅から逃げた配偶者と死別した女性は、「道徳犯罪」を理由に訴追されることがあり、また、「名誉殺人」に晒される可能性がある。セクション III.A.8 も参照のこと。

³⁹⁸ UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 15. 米国国務省は、持参金の慣習は、貧しい家族が、実際の結婚は子どもが年頃になるまで遅らされるだろうという理解の下、6歳や7歳の若さで娘の結婚を約束する動機を与えているとしている。しかし、報告書は、この結婚の遅れはほとんど見られず、その若い少女は新郎だけでなく、特に新郎も子どもの場合は、家族の年長の男性たちによる性暴力を受けていることを示している。9歳から11歳の間に結婚した若い少女が焼身自殺を図ったという報告が存在した。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

EVAW 法は複数の有害な伝統的慣習を犯罪としており、そのような慣習には女性を結婚のために売買すること、*baad* に基づき女性を紛争解決のために差し出すこと、児童婚および強制結婚が含まれる。しかし、上述の通り、同法の実施は遅れており、一貫していない³⁹⁹。

c) 要旨

ケースの個別の事情によっては、UNHCR は、以下のカテゴリーに該当する女性は難民としての国際保護を必要とする可能性が高いと考える：

- a) 性およびジェンダーに基づく暴力からの生存者およびその危機に瀕している者
- b) 有害な伝統的慣習からの生存者およびその危機に瀕している者
- c) 社会的道徳観に反すると見なされる女性（セクション III.A.8 を参照）

ケースの個別の事情によっては、そうした女性は、「アフガニスタン国内の女性」と定義される特定の社会的集団の構成員であること、宗教、（帰属された）政治的意見を根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性がある。

8. 社会的道徳観に反すると見なされる女性および男性⁴⁰⁰

ジェンダー間の平等を促進しようとする政府の努力にもかかわらず、根深い偏見や女性を疎外する慣習的実行により、女性は社会的、政治的、経済的な差別の蔓延に直面し続けている⁴⁰¹。特に農村部および AGEs の支配下にある地域において、社会的規範に反すると見なされた女性は、社会的汚名、一般的な差別および安全上の脅威に直面し続けている⁴⁰²。そのような規範には、公の場に姿を現す際には男性親族の同行を得なくてはならないという要件などの女性の移動の自由を制限する要件が含まれる⁴⁰³。配偶者と死別した女性を含む男性の支援および保護のない女性は、特有の危険に晒されている。移動の自由および生計を立てる能力に対する制限を含め、

³⁹⁹ *Baad* は 1976 年アフガニスタン刑法第 517 条における犯罪であるが、同条は配偶者と死別した女性および 18 歳以上の女性にのみ適用される。刑法の下では、*baad* に対する懲役は 2 年を超えてはならない。*baad* に対する刑法規定は、女性を結婚のために差し出す犯罪の範囲を 18 歳以下の少女にまで拡大し、*baad* に対して可能な懲役を最大 10 年に延長した女性に対する暴力撤廃に関する法によって補完された。また、同法は、犯罪に加担したと見なされる者の範囲も拡大した。

⁴⁰⁰ イスラム教の原則・規範・価値に関する AGEs の解釈に反すると見なされる個人の状況の分析については、セクション III.A.6 を参照のこと。多様な性的指向および/または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人の具体的な状況の分析については、セクション III.A.12 を参照のこと。公的な立場にある女性の状況の分析については、セクション III.A.1.i を参照のこと。女性の状況に関するさらなる情報については、セクション III.A.7 を参照のこと。

⁴⁰¹ United Kingdom: Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy Report - Afghanistan*, 12 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/551a53045e.html>; UN CESCR, *Consideration of Reports Submitted by States Parties under Articles 16 and 17 of the Covenant: Concluding Observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights: Afghanistan*, E/C.12/AFG/CO/2-4, 7 June 2010, <http://www.refworld.org/docid/4ef1fb5e2.html>.

⁴⁰² US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁴⁰³ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; New York Times, *Afghan Policewomen Struggle Against Culture*, 1 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html>. UNAMA が 2009 年に実施した研究によれば、「自分一人で公の場に現れる女性は自分の評判と安全を危険に晒す。本報告書の研究期間中に意見を聞いたムラー（宗教的指導者）は、女性は男性親族の同行者（mahram）に伴われている場合にのみ公の場に現れることができるという見方を正当化するためにイスラム教の教義に言及した。この研究の枠組みで意見を聞いたシーア派の専門家は、ヒジャブ（イスラム教のベール）に関する一定の規則が守られることを条件に、宗教が男性同行者の必要性を課しているということに異議を唱えたが、このイスラム教の解釈はアフガニスタンで一般的である。以下を参照のこと：UNAMA, *Silence is Violence: End the Abuse of Women in Afghanistan*, 8 July 2009, p. 10, <http://www.refworld.org/docid/4a548f532.html>.

単身で生活する女性に制約を課す既存の社会的規範に鑑みて、そうした女性は一般的に生き残りのための手段を持たない⁴⁰⁴。慣習法またはシャリア法違反による拘禁は、女性および少女に不均衡に影響を与えていると報告されている⁴⁰⁵。そうした拘禁には、適切な同行を受けていない⁴⁰⁶、結婚の拒否⁴⁰⁷、婚姻外の性交（これは姦通と見なされる）⁴⁰⁸、または「自宅からの逃亡⁴⁰⁹」（家庭内暴力の場合を含む⁴¹⁰）など、「道徳犯罪」と見なされる行為を根拠にした拘禁が

⁴⁰⁴ UNAMA, *Justice through the Eyes of Afghan Women: Cases of Violence against Women Addressed through Mediation and Court Adjudication*, April 2015, <http://www.refworld.org/docid/55814b3c4.html>, p. 32; NRC/IDMC, *Strengthening Displaced Women's Housing, Land and Property Rights in Afghanistan*, November 2014, <http://www.refworld.org/docid/5486c4684.html>. USIPによると、女性の移動に関する伝統的な慣習および低い雇用レベルは、女性はアフガニスタンでは独立して生き残ることができないことを意味する。USIPは以下で引用されている：Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, <http://www.operationspaix.net/DATA/DOCUMENT/7025-v~The Peace Process and Afghanistan's Women Part II.pdf>, p. 6. N対スウェーデン事件において、欧州人権裁判所は、女性は、社会、伝統または法制度によって課せられたジェンダーの役割に合致しないと見なされた場合、アフガニスタンにおいて不当な取扱いを受ける特に高いおそれがあると判断した。単に申請者がスウェーデンに住んでいたという事実が、許容される振る舞いの一線を越えたと見なされる可能性が十分にある。彼女が夫と離婚したがっており、とにかく彼とはもう一緒に暮らしたくないという事実は、彼女のアフガニスタン帰国に際して、生命を脅かす深刻な影響につながる可能性がある。さらに、報告書は、アフガニスタンの女性の多くの割合が、当局が正当なもののみなし、つまり、訴追しない行為である家庭内暴力による影響を受けていることを示している。保護者のいない女性または男性の「指導者」がいない女性は、私生活または職業生活に対する深刻で継続的な制限、そして社会的排除に直面した。また、彼女たちは、男性の親族に守られていなければ、完全に生き残りの手段を持たないことが多い。その結果、裁判所は、もしNがアフガニスタンに強制退去されれば、スウェーデンは欧州人権条約第3条に違反すると判断した。European Court of Human Rights, *N v. Sweden*, Application no. 23505/09, 20 July 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c4d4e4e2.html>. 難民再審査審判所（Refugee Review Tribunal）が、アフガニスタンに家族が誰も残っていない配偶者と死別した女性である上訴人は男性による保護のないアフガニスタンの高齢女性という特定の社会的集団の構成員であると判断した、以下も参照のこと：RRT Case No. 1005628 [2010] RRTA 822, Refugee Review Tribunal of Australia, 21 September 2010, <http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/cth/RRTA/2010/822.html>

⁴⁰⁵ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 23.

⁴⁰⁶ 「不適切な同伴（Improper accompaniment）」は、ハナフィ法学によれば、犯罪と見なされる。女性たちは、適切な同伴なく男性と一緒にいたこと、つまり *Khelwat-esahiha* を理由に、拘禁・起訴され、有罪判決を受けた。以下を参照のこと：UNAMA, *Arbitrary Detention in Afghanistan: A Call For Action, Volume I - Overview and Recommendations*, January 2009, <http://www.refworld.org/docid/49d07f272.html>, p. 7.

⁴⁰⁷ UNAMA, *Harmful Traditional Practices and Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, 9 December 2010, <http://www.refworld.org/docid/4d00c4e82.html>.

⁴⁰⁸ UNAMAによると、「*zina*、つまり姦通は、イスラム法において *Hudud* 犯罪である。しかし、*hudd* 犯罪であると証明されなければ、アフガニスタン刑法においては *tazeeri* 犯罪として扱われる。それは本質的には婚姻外の性交という罪である。」UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html>, p. 22. 姦通はアフガニスタン法上の犯罪である：Penal Code, <http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>, Article 427(1). 既婚女性・未婚女性のどちらも、姦通の罪を理由に告発され、有罪判決を受ける可能性がある。「処女検査」はよく行われる慣行であり、また特に女性が「道徳犯罪」について告発される際の証拠となる。もしも新婦が処女でないことが明らかになると、彼女は姦通罪による拘禁や障がいを負わされたり、死など、深刻な結果に直面し得る。以下を参照のこと：Radio Free Europe / Radio Free Liberty, *Virginity or Death for Afghan Brides*, 6 December 2015, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-virgin-brides-punishment/27409971.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 25; AIHRC, *Forced Gynecological Exams As Sexual Harassment and Human Rights Violation*, 5 December 2015, <http://www.aihrc.org.af/media/files/Forced%20Gynecological%20Exams%20-%Eglish.pdf>.

⁴⁰⁹ 自宅からの逃亡はアフガニスタンで（社会的）汚名の対象となるが、刑法やシャリア法における犯罪ではなく、そのため正確な定義を持たない。それは、帰宅の意思なく逃亡し、両親または法的後見人の許可なく家族を見捨てる行為を意味すると理解されている。以下を参照のこと：UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html>, pp. 3-4; UN Women, *UN Women in Afghanistan Welcomes Government Statements Confirming that "Running Away" Is Not a Crime under Afghan Law*, 3 October 2012, <http://www.unwomen.org/2012/10/un-women-in-afghanistan-welcomes-government-statements-confirming-that-running-away-is-not-a-crime-under-afghan-law/>; AIHRC, *Report on the Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan - IV*, December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b3b2df72.html>, p. 58. 国連人権理事会への回答において、アフガニスタン代表団は、犯罪がその行為に関連していない限りは「自宅からの逃亡」は犯罪ではないと認めた。UN Human Rights Council, *Report of the Working Group on the Universal Periodic Review: Afghanistan*, 4 April 2014, A/HRC/26/4, <http://www.refworld.org/docid/539064f14.html>, para. 130.

⁴¹⁰ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/556585104.html>; UN Secretary-General, *The situation in Afghanistan and its implications for international peace and security: report of the Secretary-General*, 27 February 2015, A/69/801-S/2015/151, <http://www.refworld.org/docid/556585104.html>, para. 26. 2010年8月、最高裁判所の高等評議会は、アフガニスタン憲法第130条を行使して、「逃亡」事件についてどのように対処すべきか検察官に指示を出した（Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>）。この指令によると、逃亡した女性が独身であるか既婚であるか、逃亡の原因と動機および女性の逃亡先について、裁判所は評価すべきであるとされる。もしも女性が、家族による嫌がらせから逃れるために逃亡し、親戚の家または正当な mahram（結婚できない親族）の家に行くかもしくは当局に支援を求めたのであれば、これはシャリア法の下では犯罪と見なされない。しかしながら、同指令によると、もしも女性が見知らぬ人の家に行くとすると、

含まれる。国内で拘禁される少女および女性の半数以上が「道徳犯罪」を理由に起訴されている⁴¹¹。姦通およびその他の「道徳犯罪」に関する告発は「名誉殺人」⁴¹²を引き起こす可能性があるため、場合によっては、当局はそのような行為について告発された女性の拘禁を保護措置として正当化しようとしたとの報告がある⁴¹³。

現行の慣習に反した行いをしていると見なされる男性も、特に姦通および婚姻外の性的関係に関して告発されるような状況下では、不当な取扱いを受けるおそれがある⁴¹⁴。

たとえそれが家での不当な取扱いから逃れるためであったとしても、シャリア法の下で違法であると考えられている「姦通および関係するその他の罪」などの罪に身を晒すことになる。UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html>, p. 22. 2010年8月1日付けの最高裁令（ダリ語）の写しが、UNHCRによって記録されている。UNAMAが述べるところによると、同指令は、親戚の家もしくは司法機関に逃げ込む女性は逮捕されるべきではないとすることで、逃亡した少女の逮捕というよく行われる慣習を終わらせる手段であると当初見なされていた。その一方で、実際には、同指令は女性の移動の自由を制限する伝統的慣習を合法化するために利用された。*Ibid.*, pp. 22-23. のちに、「逃亡」事件への正しい対処に関する指示書が検事総長事務局によって発布され、女性に対する暴力の撲滅ユニットに対し、「逃亡」または「zina 未遂」（「姦通未遂」）を理由に女性を告発しないようすべての検察当局に対して指示を出すよう要請した。これらは実際にアフガニスタン法において成文化された犯罪ではないためである。2012年12月、最高裁判所は検事総長事務局に書簡を送り、家庭内暴力を逃れるための家からの逃亡および司法機関、法的支援機関または親戚に支援を求めることは犯罪ではなく、起訴されるべきではないと述べた。UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 38. しかしながら、自宅から逃亡した女性を逮捕するという慣行は残っている。例えば以下を参照のこと：HRW, *Afghanistan: End 'Moral Crimes' Prosecutions*, 23 June 2014, <https://www.hrw.org/news/2014/06/23/afghanistan-end-moral-crimes-prosecutions>. ヒューマン・ライツ・ウォッチが以前言及したところでは、保護および／または司法へのアクセスを求める女性が直面する法執行当局者による差別に鑑みて、政府の援助を求めることは、家庭内暴力または有害な伝統的慣習の被害者であるほとんどの女性および少女にとって、安全ではなく、実行不可能な選択肢であるとしている。HRW, *"I Had to Run Away": The Imprisonment of Women for 'Moral Crimes' in Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html>, p. 5. 女性警察官の取調官、弁護士および検察官の不在は、道徳犯罪で告発された女性が司法にアクセスする上でさらなる障害となり得る。Institute for War and Peace Reporting, *Lack of Female Lawyers in Eastern Afghanistan*, 5 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f82f00c2.html>.

⁴¹¹ 2015年1月2日付の大統領令第39号により、道徳犯罪のために拘禁されていた少なくとも144名の女性および少女が解放された。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 27 February 2015, A/69/801-S/2015/151, <http://www.refworld.org/docid/556585104.html>, para. 26. 2015年5月、女性に対する暴力に関する特別報告者は、428名の女性（アフガニスタン全土にて投獄された全女性の58パーセント）が「道徳犯罪」を犯した容疑で拘禁されたと報告した。UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences, Addendum: Mission to Afghanistan*, 12 May 2015, A/HRC/29/27/Add.3, <http://www.refworld.org/docid/5583f8224.html>, para. 23.

⁴¹² 例えば以下を参照のこと：Radio Free Europe, *Virginity Or Death For Afghan Brides*, 6 December 2015, <http://www.rferl.org/content/afghanistanvirgin-brides-punishment/27409971.html>; New York Times, *In Spite of the Law, Afghan 'Honor Killings' of Women Continue*, 3 May 2014, <http://www.nytimes.com/2014/05/04/world/asia/in-spite-of-the-law-afghan-honor-killings-of-women-continue.html>; New York Times, *In Afghanistan, Women Betrayed*, 10 December 2013, <http://www.nytimes.com/2013/12/11/opinion/in-afghanistan-women-betrayed.html>. アフガニスタンにおける「名誉殺人」の蔓延に関する詳細情報については、セクション III.A.7を参照のこと。

⁴¹³ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 2014年、結婚を逃れるために逃亡した女性が、危害を加えられないと保証されたにも関わらず、帰宅後に家族によって殺害された。*Ibid.* 刑務所から釈放された女性はしばしば家に帰ることができないが、それは家族が女性の受け入れを拒否するか、または女性自身が帰宅後に暴力に直面し、または結婚を強いられることをおそれるためである。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html>, para. 45; 以下も参照のこと：New York Times, *A Thin Line of Defense Against 'Honor Killings'*, 2 March 2015, <http://www.nytimes.com/2015/03/03/world/asia/afghanistan-a-thin-line-of-defense-against-honor-killings.html>.

⁴¹⁴ 例えば2015年10月にはゴール州のGhalmin村において、結婚前の性行為を理由に姦通で告発された後に、男性が鞭打ちに処され、彼の婚約者は石打ちを受けて死亡した。また2015年9月には別のカップルが同じ告発を受けて、それぞれ鞭打ち100回に処されたこと報告されている。Al Jazeera, *Afghan Woman stoned to death for 'adultery'*, 4 November 2015, <http://www.aljazeera.com/news/2015/11/afghan-woman-stoned-death-adultery-151104040814183.html>. 報告によると、同州の知事はそのような処罰がイスラム法に合致しているとして弁明した。Institute for War and Peace Reporting, *Summary Courts Deal Out Brutal Justice in Afghanistan's Ghor Province*, 20 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/565f6aca3965.html>. ニューヨーク・タイムズ紙はZakiaとMohammad Aliというアフガニスタン人の若いカップルについて報じた。彼らは、二人の交際に反対する両家の家族から逃れるために駆け落ちし、少女の家族から死の脅迫を受けた。Mohammad Aliは後に誘拐の罪で逮捕された。以下を参照のこと：New York Times, *For Afghan Lovers, Joy Is Brief, Ending in Arrest*, 7 June 2014, <http://www.nytimes.com/2014/06/08/world/asia/for-afghan-lovers-joy-is-brief-ending-in-arrest.html>; *2 Star-Crossed Afghans Cling to Love, Even at Risk of Death*, 9 March 2014, <http://www.nytimes.com/2014/03/10/world/asia/2-star-crossed-afghans-cling-to-love-even-at-risk-of>

タリバンおよびその他の AGEs の実効的支配下にある地域では、不道徳な振る舞いについて告発された女性および男性は、AGEs の並列的な司法構造により裁かれ、鞭打ち刑および死刑を含む過酷な刑罰を受けるおそれがある⁴¹⁵。

以上を踏まえ、UNHCR は、ケースの個別の事情によっては、社会的道徳観に反すると見なされる人々は、宗教・帰属された政治的意見・特定の社会的集団の構成員であることを根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えている。

9. 特に精神障がいを含む障がいを持つ個人および精神疾患を抱える個人

特に精神障がいを抱える人々を含む障がいを持つ個人および精神疾患を抱える人々は、彼ら自身の家族を含む社会の構成員による不当な取扱いの対象となっていると報告されている。その理由としては、彼らの疾患または障がいが、当事者またはその親が犯した罪に対する罰とされているためである⁴¹⁶。

UNHCR は、ケースの個別の事情によっては、特に精神障がいを抱える人々を含む障がいを持つ個人および精神疾患を抱える人々は、特定の社会的集団の構成員であることを根拠に、ま

[death.html](#); *Afghan Newlyweds, Facing Threats, Find Brief Respite in Mountains*, 21 April 2014, <http://www.nytimes.com/2014/04/22/world/asia/afghan-couple-find-idyllic-hideout-in-mountains-but-not-for-long.html>.

⁴¹⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, pp. 14, 50; Radio Free Europe / Radio Liberty, *Virginity or Death for Afghan Brides*, 6 December 2015, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-virgin-brides-punishment/27409971.html>; Al Jazeera, *Afghan Woman Stoned to Death for 'Adultery'*, 4 November 2015, <http://www.aljazeera.com/news/2015/11/afghan-woman-stoned-death-adultery-151104040814183.html>. 不道徳な振る舞いについて告発された女性のタリバンによる公開処刑に関する詳細情報については、セクション III.A.7 の名誉殺人に関する議論を参照のこと。

⁴¹⁶ 米国国務省は、「社会および彼らの家族までもが、障がいを持つ人々を虐待している。これは、人々が障がいを持つに至ったのは本人またはその両親が『神に背いた』からだという共通認識があるためである。」と述べている。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. Disability World の報告によると、「アフガニスタンにおいて精神衛生上の問題が目立っていない理由として、主に精神疾患を抱える者に対する世間の否定的な見方や（社会的）汚名が挙げられる。精神疾患はしばしば罪に対する罰であると見なされ、（社会的）汚名がつきまとう。多くの家族は家庭内に精神疾患を抱える者がいることを隠し、一族の名誉を守り、他の兄弟姉妹の結婚の可能性を潰さないようにする。そのため精神疾患を抱える人々は、しばしば人の目に付くところから締め出され、すでに疎外されている障がいを持つ人々の中においても目に見えない集団であり続ける。」Disability World, *Applying the Minority Perspective to Disability in Afghanistan*, February 2005, http://www.disabilityworld.org/12-02_05/il/afghanistan.shtml. UNICEF は、「障がいを持つ子どももまた、彼らの潜在能力を大幅に阻害するような社会および政府による差別に苦しんでいる。適切な医療・教育施設にアクセスできないことや、障がいを持つ人々の権利への理解が少ないため、障がいを持つ子どもの生存や発達に影響を及ぼすような課題が増大している。現在の体制では、ニーズのほんの一部にしか対応しておらず、またいくつかの都市中心部に大きく集中している。結果として、障がいを持つ子どもの大部分は家に閉じ込められたままであり、母親の世話を受けているが、その母親もそのニーズの多さに完全に圧倒されている可能性がある。」と指摘している。UNICEF, *Children and Women in Afghanistan: A Situation Analysis 2014*, November 2014, http://www.unicef.org/afghanistan/SitAn_-_Long_Report_-_small_size_.pdf, p. 34.

たは関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考え
る。

10. 特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども⁴¹⁷

子どもは、本ガイドラインに含まれるその他のリスクのある経歴の多くに該当する可能性がある⁴¹⁸。しかし、子どもは子どもに特有な迫害形態に晒される危険もあり、それには、若年徴集、子どもの人身取引、誘拐、束縛労働または有害児童労働、子どもに対する家庭内暴力、強制および／または若年結婚、児童買春および児童ポルノおよび教育の組織的な否定が含まれる⁴¹⁹。

a) 束縛労働または有害児童労働

労働法の下、14歳未満の子どもの労働はどのような状況においても禁止されている。15歳から18歳の子どもは週35時間までの「軽作業」に従事することができるが、健康を害したり障がいをもたらす可能性のある作業のために雇用することはできない。それにもかかわらず、報告によると、児童労働は依然として広範に及んでいる⁴²⁰。アフガニスタンにおける児童労働の様式に

⁴¹⁷ 子どもによる国際保護の申請に関するガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, 22 December 2009, HCR/GIP/09/08, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>; 以下も参照のこと：UN Committee on the Rights of the Child (CRC), *General comment No. 6 (2005): Treatment of Unaccompanied and Separated Children Outside their Country of Origin*, 1 September 2005, CRC/GC/2005/6, <http://www.refworld.org/docid/42dd174b4.html>.

⁴¹⁸ 戦闘年齢にある男性および若年強制徴集の状況下にある子ども（セクション III.A.3）、AGEs を支持していると疑われた市民（セクション III.A.4）、宗教的少数派グループの構成員およびシャリア法に反すると見なされる人々（セクション III.A.5）、イスラム教の原則・規範・価値に関する AGEs の解釈に反すると見なされる人々（セクション III.A.6）、女性（セクション III.A.7）、人身取引の生存者および人身取引の危機に瀕する個人（セクション III.A.11）、多様な性的指向および多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人（セクション III.A.12）、民族的少数派集団の構成員（セクション III.A.13）、および血縁に関与した個人（セクション III.A.14）についての経歴を特に参照すること。

⁴¹⁹ アフガニスタンが 1994 年に批准した児童の権利に関する条約に従って、2005 年少年法は子どもの保護に関する国際基準（の存在）を認識し、適切な養護、指導、保護および社会復帰の機会に関する子どもの権利を強調している。また、刑事責任年齢を7歳から12歳へと引き上げ、拘留の代替措置を整備した。しかしながら UNICEF は、同法は子どもの利益を保護するために起草されたものの、性的虐待、搾取または強制結婚の犠牲者となっている子どもの状況を改善するには至っていないと指摘している。以下を参照のこと：UNICEF, *Children and Women in Afghanistan: A Situation Analysis 2014*, November 2014, <http://www.unicef.org/afghanistan/SitAn - Long Report- small size .pdf>, p. 39. 2015 年上半期、強姦、性的虐待、身体的虐待、児童婚、保護・養育者から別離した子ども、子どもの人身取引、子どもの誘拐、薬物乱用、法に抵触した子どもおよび武力紛争の影響に晒されている子どもに特に関係する 4,824 件の子どもの保護に関する事例が Child Protection Action Network (CPAN) に報告された。CPAN は、労働・社会問題・殉教者・障害者省との協力の下、子どもの保護の分野で活動している政府・非政府・市民社会組織のネットワークである。2007 年から 2014 年にかけて、CPAN に 18,304 件の事例が報告された。以下を参照のこと：UNICEF, *Child Notice Afghanistan*, 2015, <http://www.refworld.org/docid/566e68344.html>, pp. 55-56.

⁴²⁰ US Department of Labor, *2014 Findings on the Worst Forms of Child Labor - Afghanistan*, 30 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/560e3e180.html>; UNICEF, *Children and Women in Afghanistan: A Situation Analysis 2014*, November 2014, <http://www.unicef.org/afghanistan/SitAn - Long Report- small size .pdf>, p. 42. 労働・社会問題・殉教者・障害者省は、物乞い、ごみ収集、溶鉱炉での業務、廃棄物処理施設、大規模屠殺場、医療廃棄物に関する業務、薬物関連の業務、警備サービス業および戦争関連の業務など、子どもが従事することのできない有害な職業の一覧を公開した。しかし、政府側の組織的能力の欠如および 10 パーセント未満の子どもしか公式な出生登録がされていないことが当局の法施行能力を制限していることから、労働法の執行力は弱いと報告されている。US Department of Labor, *ibid.*, and US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 子どもの労働者の総数の推計は様々である。UNICEF の推計によれば、6 歳から 17 歳の子どもの少なくとも 25 パーセントが何らかの形態の仕事をしている。Los Angeles Times, *In Afghanistan, Childhood Is Often a Full-Time Job*, 19 April 2014, <http://www.latimes.com/world/la-fg-afghanistan-child-workers-20140420-dto-htmlstory.html>. 2013 年、AIHRC は、調査に参加した子どもの 50 パーセント以上が何らかの賃金労働に従事している可能性が高いことを明らかにした。AIHRC, *Children's Situation Summary Report*, 14 December 2013,

は、借金による束縛やその他の形態の強制労働⁴²¹、麻薬取引を含む違法な活動における子どもの使用および売春における子どもの使用など⁴²²、最悪の形態の児童労働が含まれると報告されている。子どもは、健康、安全または道徳を害する可能性の高い有害な仕事にも従事していると報告されている⁴²³。違反行為に対する査察および制裁実施のための資源が不十分であることといった（当局の）組織的能力の低さは、引き続き労働法の効果的な実施において深刻な障害となっていると報告されている⁴²⁴。また、公式な出生登録がされている子どもは 10 パーセントに満たないため、子どもに関する労働法の規定を施行する当局の能力がさらに制限されているとも報告されている。

ストリート・チルドレンは、アフガニスタンにおいて最も危険に晒され、脆弱なグループの一つであり、政府のサービスにほとんど、または、全くアクセスすることができない。報告によると、主に貧困および食糧不足のために、家族は食糧や金銭の物乞いをさせるために子どもたちを路上に送り出している⁴²⁵。

b) 性およびジェンダーに基づく暴力を含む子どもに対する暴力⁴²⁶

児童虐待は蔓延していると報じられており、報告件数は増加傾向にある⁴²⁷。一般的な虐待の形態には、身体的暴力、性的虐待、（育児）放棄および一般的なネグレクトが含まれる⁴²⁸。子ど

<http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/2115>. 2010 年－2011 年のアフガニスタン複数指標クラスター調査（Afghanistan Multiple Indicator Cluster Survey 2010-2011）では、5 歳から 11 歳の子どもの 27 パーセント、12 歳から 14 歳の子どもの 22 パーセントが児童労働の活動に関与していたことが分かった。5 歳から 14 歳の全ての子どもの児童労働としては、少女の 23 パーセント、少年の 28 パーセントを占めた。Central Statistics Organisation and UNICEF, *Afghanistan Multiple Indicator Cluster Survey 2010-2011*, June 2012, p. 127. 配偶者と死別した女性の子どもは特に若年労働に晒されている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 3.

⁴²¹ 束縛労働の慣行は、男性、女性および子どもが借金の支払いまたは苦情解決の手段として働くことを許すものである。借金は世代から世代へと続くことがあり、子どもが両親の借金を返すために働くことを強要される。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>.

⁴²² 多くのストリート・チルドレンが強盗、窃盗および麻薬の密輸に従事しており、安全上の課題となっている、との内務省報道官の発言が引用された。Institute for War and Peace Reporting, *Afghanistan's Working Children*, 19 August 2015, ARR Issue 520, <http://go.iwpr.net/1hMbXGQ>. 麻薬取引および児童売春を含む違法な活動における子どもの使用に関する詳細な分析については、セクション III.A.11 を参照のこと。

⁴²³ 例えば、児童労働を行っている複数のセクターが子どもを地雷に晒していると報告された。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 子どもはまたアフガニスタンのレンガ焼き窯で働いていると報告されており、深刻な健康上の危険に晒されている。UNICEF and International Labour Organization, *Breaking the Mould: Occupational Safety Hazards Faced by Children Working in Brick Kilns in Afghanistan*, 2015, http://www.ilo.org/ipec/Informationresources/WCMS_IPEC_PUB_25295/lang-en/index.htm.

⁴²⁴ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; US Department of Labor, *2014 Findings on the Worst Forms of Child Labor - Afghanistan*, 30 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/560e3e180.html>.

⁴²⁵ ストリート・チルドレンの数に関する信頼できる数値は存在しないが、労働・社会問題・殉教者・障害者省はアフガニスタンにおけるストリート・チルドレンの数はおよそ 600 万ほどであると推計している。しかし、国家統計局による新たな調査は行われていない。子どもの一部は物乞い集団に属しているとも報告されている。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. カブールの路上で働いている子どもの総数の推計は、50,000 人から 60,000 人までの幅がある。Assessment Capacities Project (ACAPS), *Afghanistan: Conflict and Displacement*, 10 October 2012, http://www.acaps.org/resourcescats/downloader/afghanistan_conflict_and_displacement. 行商人として働くストリート・チルドレンは、自爆攻撃に対して特に脆弱である。例えば以下を参照のこと：<http://www.skateistan.org/blog/tragic-loss>.

⁴²⁶ 有害な伝統的慣習と性およびジェンダーに基づく暴力に晒される少女の状況に関する詳細な分析については、セクション III.A.7 を参照のこと。

⁴²⁷ AIHRC, *The Situation of Human Rights in Afghanistan in 1393*, 11 August 2015, <http://www.refworld.org/docid/5694bc384.html>, pp. 5, 35-36. UNICEF は、子どもに対する性暴力の事例は通常過小報告されると指摘している。以下を参照のこと：UNICEF, *Child Notice Afghanistan, 2015*, <http://www.refworld.org/docid/566e68344.html>, p. 55.

⁴²⁸ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

もに対する家庭内暴力の形態の一部は、しつけの名の下に発生していると報告されている⁴²⁹。報告によれば、子どもに対する性的虐待が依然として蔓延している⁴³⁰。性的虐待の被害者の子ども（特に少女）のほとんどは家族によって虐待されているが⁴³¹、少年・少女には政府派の部隊⁴³²、AGEs、社会の一般人による性暴力のおそれもあると報告されている⁴³³。年齢の低い少年には、少年が有力者のもとに留め置かれ、男性の観衆のために女性の衣服を着て踊らされ、性的搾取のために使用されるという慣行、*bacha baazi*のおそれが引き続きある⁴³⁴。この慣行は増加傾向にあると報告されている⁴³⁵。

報告によると、子どもの性的虐待に対する免責は依然として問題となっている。ほとんどの虐待者は逮捕されておらず、子どもは治安当局者や警察官により強姦され、彼らは処罰を受けることがないとの報告が存在する⁴³⁶。「道徳犯罪」として訴追された子どもの中には、犯罪の加害者ではなくむしろ虐待からの生存者であったという事例もある。性的虐待の事例を報告した

⁴²⁹ 2010年-2011年のアフガニスタン複数指標クラスター調査では、2歳から14歳の子どもの74パーセントが母親・世話人・その他の世帯員による何らかの形態の精神的な罰または体罰に晒されており、子どもの38パーセントが過酷な体罰を受けたことが分かった。Central Statistics Organisation and UNICEF, *Afghanistan Multiple Indicator Cluster Survey 2010-2011*, June 2012, pp. 129-131. 米国国務省は、さらに、家庭外でも、学校、更生保護施設およびその他の公的機関における体罰が、法に反するにもかかわらず、依然として一般的であると指摘している。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁴³⁰ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 2012年、AIHRCによると、同委員会によって登録された性的暴行の事例の80パーセントにおいて、生存者は18歳未満の10代の少女であった。Inter Press Service, *Violence Against Women on the Rise*, 5 October 2012, <http://www.ipsnews.net/2012/12/violence-against-afghan-women-on-the-rise/>.

⁴³¹ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁴³² UNAMAは2014年に、ALP構成員による子どもに対する性暴力4件と、政府派の武装グループの構成員によって犯された性暴力1件を報告した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 18; New York Times, *U.S. Soldiers Told to Ignore Sexual Abuse of Boys by Afghan Allies*, 20 September 2015, <http://nyti.ms/1V3hPb4>; US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 国連事務総長は、国家安全保障関連の罪で拘禁されている少年の一部は、ANSFによる逮捕の際または拘禁中に性暴力や性暴力の脅迫を受けたと述べている。UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, para. 37.

⁴³³ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 15 May 2014, A/68/878-S/2014/339, <http://www.refworld.org/docid/53b3b7654.html>, paras 23, 26.

⁴³⁴ AIHRC, *Causes and Consequences of Bacha Bazi in Afghanistan*, August 2014, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/3324>. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 米国国務省は、影響を受けた少年の数に関する信頼できる統計は、その問題が依然として恥の原因となっているため、入手が難しいとしている。米国国務省によると、この慣行の被害者の何人かは刑事責任を問われ少年院へと送られた。US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>. 米国国務省はまた、子どもは彼ら自身の家族によって売られ、売春させられる可能性があるとして報告している。US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>. UNICEFによると、少年は少女よりも、性的搾取を目的とした子どもの人身取引や強制労働の被害に遭う危険性が高い。UNICEF, *Child Notice Afghanistan*, 2015, <http://www.refworld.org/docid/566e68344.html>, pp. 16, 69. UNAMAは、政府派の武装グループが *bacha bazi* の慣行に従事しているという複数の報告を受けている。UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection Of Civilians In Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 76. *Bacha bazi* の慣行の犠牲になる危険性が、少年が同国を逃れる動機となっている可能性がある。以下を参照のこと：UNHCR, *Why Do Children Undertake the Unaccompanied Journey?*, December 2014, PDES/2014/03, <http://www.refworld.org/docid/54994d984.html>, p. 13.

⁴³⁵ Institute for War and Peace Reporting, *Afghans Condemn Abuse of "Dancing Boys"*, 17 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55fbc2372e.html>; US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. セクション III.A.11 も参照のこと。

⁴³⁶ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; New York Times, *U.S. Soldiers Told to Ignore Sexual Abuse of Boys by Afghan Allies*, 20 September 2015, <http://nyti.ms/1V3hPb4>; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, pp. 17-18. 2015年3月、ラグマーン州の地元警察職員が、7歳の少年に対する性的暴行および強姦未遂を理由に懲役10年の判決を受けた。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 32. 米国国務省は、「法執行当局者、検察官および裁判官の中には、*bacha baazi* の加害者が処罰を逃れることを許すために賄賂を受け取ったり、彼らとの関係を利用する者がいる。」と述べている。US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>.

ことにより、子どもは家族の名を汚したと見なされ、処罰の必要があると見なされる⁴³⁷。報告によれば、実際の加害者の家族の代理として投獄された子どももいた⁴³⁸。

c) 教育へのアクセスの組織的な否定

子どもたちは、教育へのアクセスに際して甚大な障害に直面していると報告されている。就学率に関する政府の公式統計が、アフガニスタンにおいて学校に通っている子どもの数を著しく過大評価している可能性があること⁴³⁹、および提供されている教育の質⁴⁴⁰に関しても、懸念が表明されている。少女の就学率は依然として少年の就学率を大幅に下回っていた⁴⁴¹。治安がかなり悪化していることが教育へのアクセスを妨げる主要要因となっている⁴⁴²。AGEs および政府派の部隊の両方による学校の軍事目的での使用の報告は、さらに懸念を高めている⁴⁴³。

⁴³⁷ 例えば、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、公園での成年男性2名との性行為を理由に起訴された後、「道徳犯罪」で有罪判決を受けた13歳の少年の事例について報告している。少年は、少年院での拘禁1年の判決を受けた。HRW, *Afghanistan: Don't Prosecute Sexually Assaulted Children*, 10 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/511a0ac941e.html>. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁴³⁸ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁴³⁹ NPR, *Afghan Schools: Is The Success Story Exaggerated?*, 18 June 2014, <http://www.npr.org/sections/thetwoway/2015/06/18/415353782/afghan-schools-is-the-success-story-exaggerated>; BuzzFeed, *Ghost Students, Ghost Teachers, Ghost Schools*, 9 July 2015, <http://www.buzzfeed.com/azmatkhan/the-big-lie-that-helped-justify-americas-war-in-afghanistan>.

⁴⁴⁰ 例えば以下を参照のこと：AAN, *Too Few, Badly Paid And Unmotivated: The Teacher Crisis and the Quality of Education in Afghanistan*, 22 August 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/too-few-badly-paid-and-unmotivated-the-teacher-crisis-and-the-quality-of-education-in-afghanistan-2/>.

⁴⁴¹ 教育省提供の統計によると、全910万人の学校児童中、39パーセントにあたる350万人が女子である。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 以下も参照のこと：UNICEF, *Improving Children's Lives Transforming the Future*, September 2014, <http://generation25.org/wp-content/uploads/2014/09/Improving-Children-s-Lives-Transforming-the-Future.pdf>, p. 50. UNESCOによると、アフガニスタンの小学校においては男子100名に対して女子71名の割合であり、これは同国が初等教育において世界で最もジェンダー格差のある国の一つであることを示している。UNESCO, *Education for All Global Monitoring Report (EFAGMR) 2013/4, Teaching and Learning: Achieving Quality for All Afghanistan: Fact Sheet*, 2014, http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/ED/GMR/pdf/Afghanistan_Factsheet.pdf. UNICEFによると、初等教育の学齢期の子どもの42.7パーセント(420万人相当)が就学していない。UNICEFはまた、同年齢の範囲では、就学していない少女は同様の少年と比べて50パーセントほど多いとしている。UNICEF, *Educate All Girls and Boys in South Asia*, August 2015, http://www.unicef.org/education/files/EducateAllGirlsandBoys-UNICEF_ROSA.pdf.

⁴⁴² 2015年、UNAMAとUNICEFは、教育および教育関係者に影響を及ぼしている紛争関連の事件を132件記録したが、これは2014年の同時期と比較して86パーセントの増加であり、2013年と比較すると110パーセントの増加である。369校以上が部分的または完全に閉鎖され、少なくとも139,048名の生徒(男子65,057名、女子73,991名)および600名の教員に影響を及ぼしたこれらの事件は、教育の利用可能性、アクセスおよび質に多大な影響を与えたと報告されている。UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 6. 2015年7月、ヘルマンド州の学校100校が安全上の理由により閉鎖された。Tolo News, *Security Threats Cause over 100 Helmand Schools to Close*, 24 July 2015, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/20585-security-threats-cause-over-100-helmand-schools-to-close>. 2015年9月、ナンガルハール州の58の学校がISIS関連の武装グループによって閉鎖されたかもしくは同団体による安全上の脅迫のために閉鎖される必要があったが、このために300,000名の子どもが教育にアクセスできなくなったと報告されている。Khaama Press, *300,000 Children Face Uneducated Future Because of Daesh in Nangarhar*, 20 September 2015, <http://www.khaama.com/300000-school-children-face-uneducated-futurebecause-of-daesh-in-nangarhar-3925>. クンドゥーズの包囲攻撃の間、497校の閉鎖によって330,000名以上の生徒に影響を受けた。さらに、タリバンが4校を、ANSFが1校を軍事目的で使用した。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security*, 10 December 2015, A/70/601-S/2015/942, <http://www.refworld.org/docid/5672ac7c4.html>, para. 34. 2015年末、ヘルマンド州にて150校が閉鎖され、100,000名の子どもへの教育へのアクセスを阻害した。IRIN, *School Closures Fuel Taliban Recruitment*, 16 December 2015, <http://www.refworld.org/docid/569412eb6d2b.html>. 米国国務省によると、教育省の代表者は2014年5月に、治安の悪い地域にいるおよそ150,000名の学校児童が教育へのアクセスを持たないと推計した。US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 国連事務総長の報告によると、2014年には少なくとも469校の学校が治安悪化を理由に閉鎖されたままであった。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 33.

⁴⁴³ 報告によると、(2014年の12校、2013年の10校と比較すると、)2015年には35校が合計1,311日間にわたって、軍事目的で使用された。学校の軍事利用は数日間から数ヶ月にわたるものまで様々で、少なくとも8,905名の生徒(男子5,614名お

報告によると、AGEs は学校、教師、学生への直接攻撃も続けており⁴⁴⁴、そうした攻撃は特に少女の教育と関連して行なわれている⁴⁴⁵。報告された攻撃の大半がタリバンによるものであったが、ISIS 関連団体も学校に閉鎖を強要し、教師を脅迫・威嚇していると報告されている⁴⁴⁶。その他、貧困、若年・強制結婚、家族の支援の欠如、女性教師の不足および最寄りの学校が遠いことが特に少女の教育については障害となっている⁴⁴⁷。

び女子 3,291 名) の教育へのアクセスを阻害したと報告されている。UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 19. 以下も参照のこと : UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 35. 紛争状況における学校の軍事化は 1951 年条約第 1 条 A (2) にいう迫害に相当し得る。以下を参照のこと : UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence: Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html>, para. 11; また、以下も参照のこと : UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>, para. 36.

⁴⁴⁴ 国連事務総長の報告によると、2014 年には、学校に対する攻撃が 163 件確認された (学校の敷地内に IEDs が設置された事件 28 件を含む)。これらの攻撃の大半は AGEs によって行われており、学校の焼き討ち、教師・職員を狙った殺害、教育施設に対する武力攻撃、学校の占拠、学校 (特に女子校) への威嚇や閉鎖が含まれる。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 33. 2015 年 4 月 1 日から 6 月 30 日にかけて、子どもと武力紛争のモニタリング・報告に関する国家タスクフォースは、学校の焼き討ち、標的を絞った殺害・誘拐を含む教育施設・関係者に対する戦闘を伴う AGEs による攻撃について、(報告があった 52 件のうち) 33 件を確認した。その前の 3 ヶ月の間には、15 件が報告され、そのうち 3 件が確認された。UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 1 September 2015, A/70/359-S/2015/684, <http://www.refworld.org/docid/55f677871e.html>, para. 28. タリバンは、2015 年の子どもと武力紛争に関する事務総長報告書において、次に挙げるような子どもに対する重大な侵害に責任を有する紛争当事者として列挙された。その侵害には、子どもの徴集および使用、子どもの殺害および障がいを負わせること、そして学校および/または病院に対する攻撃が含まれる。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, p. 48.

⁴⁴⁵ 2015 年に、UNAMA と UNICEF は、AGEs が直接的または間接的に少女の教育へのアクセスを制限した事件を 19 件記録した。UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 8. タリバンは、例えば、生徒に対する深刻な脅迫を記載したリーフレットの配布や、女性教師への脅迫等によって、少女の教育を特に標的としている。UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General*, 5 June 2015, A/69/926-S/2015/409, <http://www.refworld.org/docid/557abf904.html>, para. 33. 2014 年 7 月、ヘラート州の Shindand 地区にある全ての学校は、少女に対しては依然として閉鎖されたままであると、ヘラートの教育局長が発表し、これにより、40,000 名近くの少女が教育 (の機会) を奪われることとなった。これは、少女が通学を続けた場合は学校を焼き払い、自爆攻撃を行うという脅迫を記載したタリバンのパンフレットが原因であった。Tolo News, *Insecurities in Shindand Result in Closing of Girls Schools*, 21 July 2014, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/15664-insecurities-in-shindandresult-in-closing-of-girls-schools>. 2014 年 3 月、AAN の専門家 Claudio Franco の以下の発言が引用された。「(特にパシュトゥーン地域において、) タリバンは少女の教育を縮小または阻止しようと試みており、このような試みは概ね成功を収めている。地元住民は、本能的で根強い保守主義のために、このような立場に同調的である場合が多い。(中略) 結果として、学校からの行き帰りで通学中の少女またはこのタリバンによる禁止に従わない教師および/または行政官に対して攻撃が行われてきた。」Al Jazeera, *Can Madrassas Help Developing Countries?*, 13 March 2014, <http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/03/can-madrassas-help-developing-countries-20143613421527815.html>. 報告によると、クンドゥーズ州などの国内のいくつかの地域においては、民間のマドラサ (宗教学校) に通う少女の数が増加した。マドラサでは、イスラム教の厳格な解釈のみが教えられている。Al Jazeera, *The Girls of the Taliban*, 24 December 2014, <http://www.aljazeera.com/programmes/specialseries/2014/12/girls-taliban-2014121716718177928.html>. 2015 年 8 月末から 9 月初頭にかけて、ヘラート州にて数百名もの女子生徒が、有毒な煙を吸い込んだことによるガス中毒のために入院した。同事件に対する犯行声明を出した団体はないものの、当局は、これは意図的に引き起こされたものであるとみている。CNN, *Hundreds of Girls Hospitalized due to Mysterious Gas at School*, 4 September 2015, <http://edition.cnn.com/2015/09/03/asia/afghanistan-gas-illnesses/>; BBC, *Afghanistan Probes 'Poisoning' of 600 Herat Schoolgirls*, 8 September 2015, <http://www.bbc.com/news/world-asia-34186904>. 2015 年 7 月、学校に通っていることに対する罰であるとして、ヘラート州で学校に向かっていた 10 代の少女 3 名の顔に、襲撃者が酸をかけた。CNN, *ibid*.

⁴⁴⁶ UNAMA によると、2015 年に ISIS 関連団体によって行われた攻撃の 3 分の 1 が、教育・医療施設とその関係者を標的としたものであった。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 56. 東部地域における ISIS 関連団体の出現は、教育関係者を標的とした脅迫・威嚇事件の増加と直接的な相関関係にあると報告されている。2015 年には、そのような事件 8 件が ISIS 関連団体によるものであったとされた。これには、「教師の給料の強奪や、同州全域における約 68 校の強制的な閉鎖が含まれ、少なくとも 16,896 名の少女を含む 48,751 名以上の生徒および教師に影響を及ぼした。」UNAMA, *Education and Healthcare At Risk: Key Trends and Incidents Affecting Children's Access to Healthcare and Education In Afghanistan*, 18 April 2016, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/education_and_healthcare_at_risk.pdf, p. 8. 以下も参照のこと : UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015*, p. 19.

⁴⁴⁷ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*,

d) ANSF および AGEs による誘拐、処罰、報復

ANSF および AGEs は様々な目的（被害者の家族による報復および処罰を含む）で子どもを誘拐していると報告されている⁴⁴⁸。また、子どもは、敵対勢力を支援したという告発に基づいて誘拐され、その後処刑されたり、障がいを負わされたり、または強姦されたりするとの報告もある⁴⁴⁹。

e) 要旨

ケースの特別な事情によっては、UNHCR は、以下のカテゴリーに該当する子どもは難民としての国際保護を必要とすると考えます：

- a) AGEs または ANSF 要員が若年徴集⁴⁵⁰を行なっている地域出身の子ども。
- b) 束縛労働または有害児童労働が行なわれている社会環境出身の子ども。
- c) 子どもに対する暴力（性およびジェンダーに基づく暴力を含む）からの生存者およびそのような暴力の危機に瀕している子ども（そのような暴力が行なわれている社会環境出身の子どもを含む）。
- d) 学齢期の子ども、とりわけ、少女⁴⁵¹。
- e) 報復行為のために、ANSF または AGEs に追われている親を持つ子ども、および敵対勢力を支援したとして ANSF または AGEs によって非難されている子ども。

ケースの個別の事情によっては、そうした子どもは特定の社会的集団の構成員であること、宗教、（帰属された）政治的意見を根拠に、または関連する他の根拠によって、国際保護を必要とする可能性がある。

子どもによる庇護申請（元児童兵についての除外条項の検討の審査を含む）は慎重に、子どもの庇護申請に関する UNHCR ガイドラインにしたがって評価される必要がある⁴⁵²。

February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>. アフガニスタンにおける若年・強制結婚の慣行に関する詳細情報については、セクション III.A.7 を参照のこと。世界銀行によると、2014 年においては、教師の 32 パーセントが女性であった。Trading Economics, *Primary Education - Teachers (% female) in Afghanistan*, <http://www.tradingeconomics.com/afghanistan/primary-education-teachers-percentfemale-wb-data.html>.

⁴⁴⁸ UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, paras 40-42; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection Of Civilians In Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 20.

⁴⁴⁹ UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in Afghanistan*, 15 May 2015, S/2015/336, <http://www.refworld.org/docid/55965b254.html>, paras 40-42; UN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights in 2013*, 10 January 2014, A/HRC/25/41, <http://www.refworld.org/docid/52e109fa4.html>, para. 27.

⁴⁵⁰ 若年徴集の問題に関する詳細な分析については、セクション III.A.3 を参照のこと。

⁴⁵¹ 詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>, paras 34-36; UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 2: "Membership of a Particular Social Group" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 7 May 2002, <http://www.refworld.org/docid/3d36f23f4.html>.

⁴⁵² UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>.

11. 人身取引または束縛労働からの生存者および人身取引または束縛労働の危機に瀕する人々

アフガニスタン人男性、女性および子どもは強制労働および性的搾取のために、また、女性の場合はさらに強制結婚のために、人身取引されていると報告されている⁴⁵³。アフガニスタン人の人身取引被害者はアフガニスタン国内および中東・欧州・南アジアで取引されているが⁴⁵⁴、アフガニスタン国内での人身取引は国境を越えた人身取引よりも多いと報告されている⁴⁵⁵。人身取引の被害を受けるアフガニスタン人の大半は子どもであると報告されている。そうした子どもは、農業・レンガ製造・採掘・建築・じゅうたん織り・家庭内労働・サービス業といった経済セクターにおける労働搾取のために人身取引されている可能性がある。また、麻薬の密輸および製造、その他の犯罪活動、戦闘への強制参加、その他の形態の暴力および物乞いなどの不法な経済セクターにおいて利用される可能性もある。子どもは、性的搾取および強制結婚を目的として人身取引される可能性もある⁴⁵⁶。アフガニスタンの女性、少女、少年は性的搾取が目的の人身取引に対してとりわけ脆弱であると報告されている。少年の場合には、裕福な男性が社会的・性的な娯楽のために年齢の低い少年を利用する *bacha baazi* の慣行が含まれる⁴⁵⁷。金銭的利益を得るか、借金を清算するため、しばしば子どもが家族によって売られているとの報告もある⁴⁵⁸。アフガニスタンの女性および男性は海外に向けて人身取引され、強制労働および借金による束縛（家庭内での隷属および農業・建設セクターを含む）に晒されていると報告されている⁴⁵⁹。レンガ製造工場などで束縛労働の悪循環に陥っているアフガニスタン人家族（子どもを含む）もいると報告されている⁴⁶⁰。

⁴⁵³ US Department of Labor, *2014 Findings on the Worst Forms of Child Labor - Afghanistan*, 30 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/560e3e180.html>; US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>; Hagar International, *Forgotten No More: Male Child Trafficking In Afghanistan*, October 2013, <http://hagarinternational.org/international/files/20140403-Forgotten-No-More1.pdf>.

⁴⁵⁴ US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 32.

⁴⁵⁵ US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>. 2013年に Samuel Hall Consulting が実施した人身取引の生存者に関する調査によると、80名の回答者のうち54名は国内において人身取引され、その多くは自身の出身州内で取引されていた。Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 27. AIHRC は、アフガニスタンにおける人身取引の60パーセントは、国内で行われていると報告した。AIHRC, *Summary Report on Investigation of Causes and Factors of Trafficking in Women and Children*, July 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e1d57012.html>.

⁴⁵⁶ Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 32.

⁴⁵⁷ US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; AIHRC, *Causes and Consequences of Bacha Bazi in Afghanistan*, August 2014, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/3324>; Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 49; Hagar International, *Forgotten No More: Male Child Trafficking In Afghanistan*, October 2013, <http://hagarinternational.org/international/files/20140403-Forgotten-No-More1.pdf>, p. 40; Foreign Policy, *Bacha Bazi: An Afghan Tragedy*, 28 October 2013, <http://foreignpolicy.com/2013/10/28/bacha-bazi-afghan-tragedy/>.

⁴⁵⁸ US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 51. 報告によると、作物を破壊されたアヘン農家が、借金を返済するために人身取引業者に自分の娘を売ることを選ぶ場合もある。The Atlantic, *In Afghanistan, Fathers Barter Daughters to Settle Drug Debts*, 31 July 2013, <http://www.theatlantic.com/international/archive/2013/07/in-afghanistan-fathers-barterdaughters-to-settle-drug-debts/278217/>.

⁴⁵⁹ US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 49;

⁴⁶⁰ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>. そのような労働者の多くは、劣悪な労働環境のせいで怪我や健康上の問題を抱えていると報告されており、また、そのせいで逃した報酬の埋め合わせのためや、医療費を払うためにさらに借金をすることで、雇用主からの束縛が強まることになる。ILO, *Breaking the Mould: Occupational Safety Hazards Faced by Children Working in Brick Kilns in Afghanistan*, 13 April 2015, <http://www.ilo.org/ipccinfo/product/download.do?type=document&id=25295>.

2008年、政府は反人身取引法を可決した⁴⁶¹。同法を執行するための取り組みはそれほど大したことはないと報告されている一方で、法執行当局および司法当局の職員の間では人身取引に関する認識および理解が依然として欠如しているとの報告もある⁴⁶²。汚職および加害者の責任追及に対しての政治的意思の欠如も報告されており、政府職員が人身取引の共犯者として非難されているとの報告もある⁴⁶³。また、政府は人身取引の被害に遭った者を、売春または「道徳犯罪」の罪で罰するために、逮捕・投獄または別の方法で処罰していると報告されている⁴⁶⁴。

以上を踏まえ、UNHCRは、人身取引または束縛労働に対する脆弱性を生む特定の社会的、経済的状况にある人々、特に女性および子どもは、ケースの個別の事情によっては、特定の社会的集団の構成員であることを根拠に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えます。人身取引または束縛労働からの生存者は、人身取引または束縛労働に再度晒されるといふ脆弱性が高まった状況にある場合があるため、こうした人々もこれに含まれる⁴⁶⁵。

⁴⁶¹ 強制労働はアフガニスタン憲法第49条によって禁止されている：Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>. 2008年7月14日、反誘拐・人身取引／密輸法がカルザイ大統領により承認され、官報で公表された。以下を参照のこと：AIHRC, *Report on the Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan - IV*, December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b3b2df72.html>, p. 47. 同法は、刑法第516条と並び、労働目的の人身売買について8年から15年の懲役を定めている。女性に対する暴力撤廃に関する法は、女性に対する売春の強制について、最大15年の懲役刑を規定している。

⁴⁶² 2008年法が想定した誘拐・人身取引／密輸犯罪撲滅弁務団(The High Commission for Combating Crimes of Abduction and Human Trafficking/Smuggling)は、2012年1月に開設された。報告によると、同弁務団は罪を犯した者の訴追および人身取引の防止においてわずかながら状況改善をもたらした一方で、決定や指令の実施の欠如という制約を受けている。以下を参照のこと：US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 74; US Department of State, *2012 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html>. 報告によると、人身取引を意味するダリ語の単語の曖昧さのために、人身取引の概念に混乱が生じ、同法の有効性が損なわれている。Samuel Hall Consulting, *ibid.*, p. 10. アフガニスタン独立弁護士会の弁護士は、2014年1月にカブールにて行われた国家人身取引セミナーにおいて、人身取引に関する法律は正しく実施されておらず、また、人身取引の被害にあった女性は、警察および裁判所による適切な支援をうけていないと述べた。European Union Police Mission in Afghanistan, *National Human Trafficking Seminar*, 23 January 2014, <http://www.eupol-afg.eu/node/52>.

⁴⁶³ AIHRCによると、bacha baziの加害者は、賄賂を払うかもしくは(政府)役人とのつながりを利用して、訴追を免れることができる。いくつかの事例では、警察、司法部門、司法当局の職員が bacha bazi の共犯者であると報告されている。AIHRC, *Causes and Consequences of Bacha Bazi in Afghanistan*, August 2014, <http://www.aihrc.org.af/home/research-reports/3324>, pp. 63-64. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; Afghan Zariza, *Scourge of Human Trafficking and Modern-Day Slavery in Afghanistan*, 23 November 2013, <http://www.afghanzariza.com/2014/11/23/scourge-of-human-trafficking-and-modern-day-slavery-in-afghanistan>.

⁴⁶⁴ US Department of State, *2015 Trafficking in Persons Report - Afghanistan*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55b73c1e31.html>; Samuel Hall Consulting, *Old Practice, New Chains: Modern Slavery in Afghanistan*, 2013, <https://www.iom.int/files/live/sites/iom/files/Country/docs/IOM-Afghanistan-CT-Report-2014.pdf>, p. 64.

⁴⁶⁵ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 7: The Application of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees to Victims of Trafficking and Persons At Risk of Being Trafficked*, 7 April 2006, HCR/GIP/06/07, <http://www.refworld.org/docid/443679fa4.html>.

12. 多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人

アフガニスタンでは同意の上での同性間の関係は違法であり、アフガニスタン刑法の下、「長期投獄」に処せられる⁴⁶⁶。シャリア法の下では、同性間関係に対する最高刑は死刑であるが、タリバンの崩壊以来、司法当局による同性間関係に対する死刑の宣告は報告されていない⁴⁶⁷。

同性愛に関する社会的禁忌は依然として強い⁴⁶⁸。ゲイの男性・少年およびゲイと見なされる者は、当局、家族・コミュニティの構成員および AGEs などによる差別および暴力に直面していると報告されている⁴⁶⁹。警察は、人々の実際のあるいはそう見なされている性的指向に基づき、嫌がらせ、暴力、拘禁を行っているとして報告されている。また、警察官がゲイである男性に対し

⁴⁶⁶ アフガニスタン刑法第 427 条：Penal Code of Afghanistan, 7 October 1976. 刑法の英語版は、<http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>にて入手可能である。2014年のアフガニスタンに関する普遍的・定期的レビュー (Universal Periodic Review) の際に、アフガニスタンは「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく差別をなくすよう確保し、また同意のある同性の成人間の性的関係を犯罪とする刑法の規定を廃止する」よう求めたノルウェーによる勧告を受け入れなかった。以下を参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Working Group on the Universal Periodic Review: Afghanistan*, 4 April 2014, <http://www.refworld.org/docid/539064f14.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Working Group on the Universal Periodic Review: Afghanistan Addendum*, 16 June 2014, <http://www.refworld.org/docid/5671934a4.html>. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association, *State-Sponsored Homophobia - A World Survey of Laws Prohibiting Same Sex Activity between Consenting Adults*, May 2015, http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2015.pdf, p. 69; Swedish International Development Cooperation Agency (SIDA), *The Rights of LGBTI Persons in Afghanistan*, November 2014, <http://www.sida.se/globalassets/sida/eng/partners/human-rights-based-approach/lgbti/rights-of-lgbt-persons-afghanistan.pdf>. アフガニスタン社会の一部では、男性間の性行為が珍しくないと報告されていることに留意すべきである。しかし、男性は他の男性と性行為を行うことと、他の男性に愛を感じることを区別していると報告されており、後者はイスラム教では罪であり、シャリア法の下で処罰されると考えられている。例えば以下を参照のこと：Afghanistan Human Terrain Team, *Pashtun Sexuality: Research Update and Findings (Unclassified)*, 2009, <http://info.publicintelligence.net/HTT-PashtunSexuality.pdf>; Shivananda Khan, *Everybody Knows, But Nobody Knows: Desk Review of Current Literature on HIV and Male-Male Sexualities, Behaviours and Sexual Exploitation in Afghanistan* (London: Naz Foundation International), September 2008, http://www.aidsdatahub.org/dmdocuments/Everybody_knows_but_nobody_knows_Afghan_Review.pdf.pdf, pp. 22, 29; および Shivananda Khan, *Rapid Assessment of Male Vulnerabilities to HIV and Sexual Exploitation in Afghanistan* (London: Naz Foundation International), 30 March 2009, http://www.aidsdatahub.org/dmdocuments/Rapid_Assessment_of_Male_Vulnerabilities_to_HIV_and_Sexual_Exploitation_in_Afghanistan_2009.pdf.pdf, pp. 17, 63.

⁴⁶⁷ International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association, *State-Sponsored Homophobia - A World Survey of Laws Prohibiting Same Sex Activity between Consenting Adults*, May 2015, http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2015.pdf, p. 69. 以下も参照のこと：UNICEF, *Child Notice Afghanistan*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/566e68344.html>, p. 36.

⁴⁶⁸ 2009 年および 2013 年に Gallup によって行われた、15 歳以上のアフガニスタンの成人およそ 1,000 名との電話および対面インタビューによると、回答者の 89 パーセントがアフガニスタンは「ゲイやレズビアンの人々が生活するのに良い場所ではない」と述べた。Gallup, *Nearly 3 in 10 Worldwide See Their Areas as Good for Gays*, 27 August 2014, <http://www.gallup.com/poll/175520/nearly-worldwide-areas-good-gays.aspx>. アフガニスタン政府によって UNAIDS に提出された第 3 世界エイズ対策進捗報告 (Global AIDS Response Progress Report) によると、アフガニスタンにおいて男性と性行為を行う男性 (MSM) の数について分かっていることはほとんどないが、これは部分的には、このような人々に対する「強い (社会的) 汚名と差別」が原因である。Ministry of Public Health of Islamic Republic of Afghanistan - National AIDS Control Program (NACP), *Country Progress Report 2014: Afghanistan*, 31 March 2014, http://www.unaids.org/sites/default/files/country/documents/AFG_narrative_report_2014.pdf, p. 13. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁴⁶⁹ 報告によると、ある ISIS 関連団体の構成員が、10 代の少年がゲイであると非難したのちに彼を処刑した。報告によると、同少年は ISIS の司令官によって強姦された。Khaama Press, *ISIS Throw Teen Boy Off a Roof for Being Gay But Sparing His Alleged Rapist*, 4 January 2016, <http://www.khaama.com/isis-throw-teen-boy-off-a-roof-for-being-gay-but-sparing-his-alleged-rapist-1920>. UNAMA の報告によると、2015 年 8 月 14 日、並列的司法 (構造の) 「裁判所」は、男性 2 名と 17 歳の少年に対して、同性愛であることを理由に壁の倒壊による処刑を言い渡した。倒壊した壁によりこの男性 2 名は殺害され、少年は負傷したが、生存を許された。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 51. 以下も参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. シャリア法に反すると見なされた個人の状況に関する詳細な分析については、セクション III.A.5 を参照のこと。イスラム教の原則・規範・価値に関するタリバンの解釈に反すると見なされた個人の状況に関する詳細な分析については、セクション III.A.6 を参照のこと。

て強奪および強姦を行ったとも報告されている⁴⁷⁰。報告によれば、多様な性的指向を持つ人々の権利の保護に取り組む団体は依然として地下組織として活動している⁴⁷¹。

同性間関係に関する社会的禁忌の蔓延に鑑みて、アフガニスタン国内における多様な性的指向を持つ個人の取扱いに関して入手可能な情報はほとんど存在しない。存在するわずかな情報は、ゲイの男性に関するものである。レズビアンおよびバイセクシュアルの個人の状況は概して文書化されていない。同様に、アフガニスタン国内のトランスジェンダーの個人の状況についてはほとんど知られていない。情報の不在は、多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人にとってのリスクが存在しないことを意味するものとして捉えられるべきではない。

同性間関係が刑法犯罪とされていることおよび強い社会的禁忌を踏まえ、UNHCR は、多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人は、支配的な法的、宗教的、社会的規範に合致しないまたは合致しないと見なされるため、その性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに基づく特定の社会的集団の構成員であることを理由に難民としての国際保護を必要とする可能性が高いと考える。そうした者は、関連する他の根拠に基づいて国際保護を必要とする可能性もある。多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つと見なされた個人も同様に、同じ根拠によって難民としての国際保護を必要とする可能性がある。

多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人は、迫害を回避するために自らのアイデンティティを変更・隠匿することを期待されないということを念頭に置くべきである⁴⁷²。さらに、同性間関係に対する重大な刑事制裁の存在は、迫害的行為が家族やコミュニティの構成員など非国家主体によってなされる場合も含め、国家による多様な性的アイデンティティを持つ個人の保護に対する障害となっている⁴⁷³。

13. 民族的（少数派）集団の構成員

アフガニスタンの人口は多くの異なる民族集団から構成されており、そうした民族集団が伝統的に中央政府に対して大幅な自治を保ってきた⁴⁷⁴。強制的な移動および自主的な移動の両方を

⁴⁷⁰ 以下を参照のこと：US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>.

⁴⁷¹ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁴⁷² 例えば以下を参照のこと：Court of Justice of the European Union, *X, Y, Z v Minister voor Immigratie en Asiel*, C-199/12 to C-201/12, 7 November 2013, <http://www.refworld.org/docid/527b94b14.html>.

⁴⁷³ 多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人からの難民認定申請に関する詳細ガイダンスに関しては、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, 23 October 2012, HCR/GIP/12/01, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html>。以下も参照のこと：Court of Justice of the European Union, *A, B, C v. Staatssecretaris van Veiligheid en Justitie*, C-148/13 to C-150/13, 2 December 2014, <http://www.refworld.org/docid/547d943da.html>.

⁴⁷⁴ Maley, *William, The Afghan Wars*, 2002, New York, Palgrave Macmillan, pp. 8-9：「アフガニスタンの人口は、完全な国勢調査によって数えられたことは一度もないが、他の関連データを考慮して調整された1979年の部分的な国勢調査の結果は、800,000人の遊牧民を含む約1,305万人の人口を示している（Eighmy, 1990: 10）。この人口は決して同質ではなく、これを用いて「アフガニ

含む様々な歴史的人口移動の結果、民族集団の構成員の一部は現在、伝統的にその民族が多数を占めていた地域の外に居住している⁴⁷⁵。その結果、全国的には最大の民族集団の一つに所属する個人が居住地においては民族的少数派集団を構成し、そのため、出身地域で民族を理由に差別および不当な取扱いに直面することがある⁴⁷⁶。反対に、国家レベルで少数派を構成する民族集団または一族の構成員でも、その民族集団または一族が地元で多数を占める地域では民族を根拠とした差別に晒されないこともある。

様々な民族集団は必ずしも均質なコミュニティではないことに留意すべきである。例えば、パシュトゥーン民族の間でも、異なる小集団の間の強い敵対関係が緊張関係や紛争の原因となることもある⁴⁷⁷。

スタン社会」について語ることは、この用語がこれまで決して存在したことがない一定の一貫した（社会）構造を提案するものであるため、ある意味で誤りである。むしろ、アフガニスタンは、浸し易い柔軟な境界を持つ万華鏡のような「小社会」の集まり（qawm、すなわち「ネットワーク」と呼ばれることが多い）を包含する。ある学者は、アフガニスタンを「少数民族の国家」とさえ読んでいる（Jawad, 1992）。歴史的に民族、宗教、職業およびジェンダーは、アフガニスタン人が自分を仲間と同一視しようとする際の様々な根拠を提供する一方で、これらのいくつかは事実上、帰属的なもの、つまり、不変または多大な社会的コストを払ってのみ変更可能なものであり、どれを相対的に重視するかは戦略的な選択の問題であることが多い。（中略）アフガニスタンは、第一に、多民族国家である。」上記の引用部分において、William Maleyが指摘するように、アフガニスタンでは1979年の部分的調査以降、国勢調査は行なわれていない。1979年の調査もソビエト侵攻により完了していない。1979年調査から得られたデータの外挿に基づき、アフガニスタンの現在の人口は推定3,260万とされている。以下を参照のこと：US Central Intelligence Agency, *CIA Factbook: Afghanistan*, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/af.html>. CIAファクトブックは、「アフガニスタンにおける民族という機微なテーマに関する現在の統計的データは入手不可能である。また、世論調査の回答者から得られた少量の情報に基づく民族データは信頼できる代替データではない。」と述べている。Ibid. 以下も参照のこと：Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation>. Asia Foundationによると、2015年の調査のためにインタビューを受けた国内の全34州に居住する9,586名のアフガニスタン人の内、40パーセントが自身をパシュトゥーン、34パーセントがタジク、11パーセントがハザラ、8パーセントがウズベク、2パーセントがトルコマンだとした。これらの他には（全回答の内1パーセント以下）アラブおよびバルーチの集団が含まれる。以下を参照のこと：Asia Foundation, *Afghanistan in 2015: A Survey of the Afghan People*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 166-167. アフガニスタンの民族集団の地理的分布を示す詳細地図については、以下を参照のこと：Congressional Research Service, *Afghanistan: Post-Taliban Governance, Security, and U.S. Policy*, 22 December 2015, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL30588.pdf>, p. 75, Figure 2: “Map of Afghan Ethnicities”. アフガニスタン憲法は、「アフガニスタンの国家は、パシュトゥーン、タジク、ハザラ、ウズベク、トルコマン、バルーチ、パシャイー、ヌーリスターニー、アイマーク、アラブ、キルギズ、ギジルバーシュ、グージャール、ブラーフウーイーと他の諸民族から構成される。」と規定している。Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>, Article 4.

⁴⁷⁵ 例えば、（1880年から1901年までアフガニスタンと支配した）Abdur Rahman Khanは、厄介なDurrani部族およびGhilzai部族のパシュトゥーン人を北部のウズベク民族およびタジク民族が住む地域に移送し、非パシュトゥーン族集団の中で分散させることによって、彼らをRahman中央政権に依存させた。また、Rahmanは何万ものパシュトゥーン人戦士をハザラジャートのシーア派ハザラ族およびカフィリスタン（現在のヌーリスターニー）の精霊信仰部族に対するイスラム聖戦に参加させた。パシュトゥーン人戦士は、占領した地域における略奪と土地の供与によって報酬を受けた。タジク・ウズベク・ハザラ民族の定住地域へのパシュトゥーン民族による移住の第二波は、政府が土地を持たない何千ものパシュトゥーン系Ghilzai部族の家族を北部に移送した20世紀の第2四半期に起こり、北部少数民族民族が何世紀も支配してきた貴重な農耕・牧草地を奪った。例えば以下を参照のこと：Peter Tomsen, *The Wars of Afghanistan*, New York: Public Affairs, 2011, pp. 42, 53, 80.

⁴⁷⁶ 一つの例は、アフガニスタン北部のパシュトゥーン民族であり、彼らは19世紀・20世紀に政府によって、伝統的にウズベク民族・タジク民族が定住していた地域に移住させられたパシュトゥーン民族の子孫である。2001年のタリバン崩壊後、アフガニスタン北部出身で同地において民族的少数派を構成する多くのパシュトゥーン民族は、タリバン政権と関係している（と見なされた）ために彼らに向けられた民族的暴力が理由で移動を余儀なくされた。避難民の一部にとっては、土地および財産の返還請求は依然として課題として残っている。IDMC, *Afghanistan: Durable Solutions Far From Reach Amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html>; Minority Rights Group International, *Pashtuns*, undated, page accessed 8 March 2016, <http://minorityrights.org/minorities/pashtuns/>; HRW, *Paying for the Taliban's Crimes: Abuses Against Ethnic Pashtuns in Northern Afghanistan*, 9 April 2002, <http://www.refworld.org/docid/3cb2ad007.html>. 以下も参照のこと：Country of Origin Research and Information (CORI), *Afghanistan: COI Relating to Pashtuns*, 20 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f9c87e4.html>; Secure Livelihoods Research Consortium (Adam Pain), *Livelihoods, Basic Services and Social Protection in Afghanistan*, July 2012, <http://www.odi.org.uk/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/7718.pdf>, p. 4. 国際危機グループ（International Crisis Group）は、治安部隊の中である特定の多数派民族集団の代表者が不足していることによって、人々の間に緊張が生じるとしている。International Crisis Group, *The Future of the Afghan Local Police*, 4 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/55702a544.html>, pp. 15-16.

⁴⁷⁷ 例えば以下を参照のこと：CORI, *Afghanistan: COI Relating to Pashtuns*, 20 January 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f9c87e4.html>; Minority Rights Group International, *Afghanistan – Pashtuns*, undated, page accessed 8 March 2016, <http://minorityrights.org/minorities/pashtuns/>; Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*,

特にその大部分がシーア派であるハザラ族の場合は、民族と宗教は密接不可分であることが多いことにも留意すべきである。そのため、特定の事件や緊張関係の背景にある主要な要因として宗教と民族を区別することは必ずしも可能ではない⁴⁷⁸。同様に、政治的忠誠は民族により導かれることが多いため、（帰属された）政治的意見および民族は様々なグループの間の紛争および緊張関係において密接不可分な要素となることがある⁴⁷⁹。

アフガニスタンにおける民族的区分は依然として強い。マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（Minority Rights Group International）がまとめた Peoples under Threat Index（脅威に晒された人々指数）は、特に民族および宗教に基づく個人に対する標的を絞った攻撃が発生していることを理由に、アフガニスタンを民族的少数派にとって世界で4番目に危険な国として挙げている。同インデックスは、アフガニスタンで危機に瀕する民族的少数派として特にハザラ族、パシュトゥーン族、タジク族、ウズベク族、トルコマン族、バルーチ族に言及している⁴⁸⁰。

憲法は、「すべての民族集団および部族の間の平等」を保障している⁴⁸¹。しかし、特定の民族集団の構成員は国家による差別（自分たちが少数派である地域において地元政府での仕事へのアクセスが不平等であるといった形態の差別も含む）を訴えている⁴⁸²。

a) クーチ族（Kuchis）

アフガニスタンにおける遊牧民はクーチ族として一般に知られており、彼らは疎外された集団を形成している⁴⁸³。大半のクーチ族はパシュトゥーン民族である⁴⁸⁴。2001年のタリバン政権崩壊以来、クーチ族の人間開発指標は他の民族集団の指標を下回っていると報告されている。ク

August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanethnic-groups-brief-investigation>; Tribal Analysis Center, *Pashtun Tribal Dynamics*, October 2009, <http://www.tribalanalysiscenter.com/PDF-TAC/Pashtun%20Tribal%20Dynamics.pdf>.

⁴⁷⁸ 例えば以下を参照のこと：US Department of State 2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>; Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation>.

⁴⁷⁹ 例えば以下を参照のこと：Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 12 January 2015, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf>, p. 2; International Crisis Group, *Afghanistan's Political Transition*, 16 October 2014, <http://www.refworld.org/docid/543f9dfc4.html>, p. 26. これに対応する危険となる経歴に関する詳細な分析は、セクション III.A.1 および III.A.5 を参照のこと。

⁴⁸⁰ Minority Rights Group International, *Peoples Under Threat 2015*, undated, page accessed 8 March 2016, <http://peoplesunderthreat.org/countries/afghanistan/>. ある特定の暴力事件を民族的動機によるものとして分類することに、すべての監視者が同意するわけではないことに留意すべきである。ゆえに、（米国）議会調査局（Congressional Research Service）は、「タリバンの崩壊以降、民族的動機による暴力事件はほとんど起きていないが、異なる民族コミュニティ間の嫉妬や歴史的対立の結果として衝突が生じることもしばしばある。全ての民族集団の代表が中央政府のあらゆるレベルで選出されており、それぞれの集団が彼らの地理的地域でどのように政府の計画が実行されるかを決定する大幅な権限を与えられている。アフガニスタンの大統領は州および地区の知事を指名する権限を持っているが、実際にはある州の住民の多数派である民族ではない者を知事に指名しないという暗黙の了解がある。」としている。Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 12 January 2015, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf>, p. 2.

⁴⁸¹ Article 6 of the Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>.

⁴⁸² US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>. 以下も参照のこと：Minority Rights Group International, *Afghanistan - Governance*, undated; page accessed 8 March 2016, <http://minorityrights.org/country/afghanistan/>.

⁴⁸³ この事実を認め、国民議会の下院議会の10議席および上院議会の2議席がクーチ族に割り当てられた。AAN, *New Building, Old MPs: A Guide to the Afghan Parliament*, 4 February 2016, <https://www.afghanistan-analysts.org/new-building-old-mps-a-guide-to-the-afghan-parliament/>. AREU は、「クーチ族に関する規定は、2005年の選挙以来議員の間で激しく争われてきた。」としている。AREU, *The A to Z Guide to Assistance in Afghanistan*, 2015, <http://www.refworld.org/docid/5507ebe94.html>, p. 76.

⁴⁸⁴ クーチ族の少数派は、アイマーク、バルーチ、アラブ、キルギズ、トルコマン、ウズベクである。Richard Tapper, "Who are the Kuchi? Nomad Self-Identities in Afghanistan", *Journal of the Royal Anthropological Institute (N.S.)* Vol. 14, 2008, pp. 97-116, http://www.nomadsed.de/fileadmin/user_upload/redakteur/Dateien_Intern/Archiv_AG_1/Tapper_Kuchi_2008.pdf, pp. 99-100.

クーチ族はアフガニスタンで最も貧しい人々に数えられる⁴⁸⁵。伝統的に、クーチ族は遊牧民であるが、現在クーチ族の大半は町や村、より大きな都市部の居住地の外れに定住している⁴⁸⁶。憲法は、国家は遊牧民の生計手段を改善し、遊牧民の教育へのアクセスを改善するための措置をとると規定している（第 44 条）⁴⁸⁷。しかし、アフガニスタン独立人権委員会（AIHRC）は、政府はクーチ族のために移動式の学校および診療所を建設すると誓約したにもかかわらずほとんど必要な措置をとっていないと報告している。その結果、遊牧民のクーチ族の識字率は世界で最も低い水準にあると報告されている⁴⁸⁸。また、クーチ族の医療施設へのアクセスは非常に限られている⁴⁸⁹。

b) ハザラ族（Hazaras）

ハザラ族は社会的差別に直面し続け、違法な課税を通じた強奪、強制的徴集および強制労働および身体的虐待の標的にされていると報告されている⁴⁹⁰。ハザラ族は歴史的にパシュトゥーン族によって疎外・差別されてきた。ハザラ族は、2001 年のタリバン政権の崩壊後、著しい経済

⁴⁸⁵ Samuel Hall Consulting, *State of Afghan Cities 2015 – Vol. 1*, September 2015, <http://samuelhall.org/wp-content/uploads/2015/09/State-of-Afghan-Cities-2015-Volume-1.pdf>, p. 21; Minority Rights Group International, *Kuchis*, undated; page accessed 8 March 2016, <http://minorityrights.org/minorities/kuchis/>; AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html>, p. 114; Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation>, p. 3.

⁴⁸⁶ アフガニスタンにおけるクーチ族の総数に関する信頼できる統計は存在しない。推計は 150 万人から 200–300 万人と様々である。AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html>, p. 113; Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation>, p. 3. AIHRC の報告によると、クーチ族の 80 パーセント以上が町や村に永久的に定住している一方で、18 パーセント近くが半遊牧民であり、彼らは定住しているが、1 年の内の一定の時期に動物を連れて移動する。クーチ族の約 2 パーセントのみが完全な遊牧民であり、常居所を持たない。AIHRC, *ibid.* 多くがとりわけカブールのような大都市部の周辺に定住している。定住したクーチ族には飲料水といったサービスへのアクセスがなく、地元住民に否定的に捉えられていると報告されている。Minority Rights Group International, *State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2015 - Afghanistan*, 2 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55a4fa6915.html>; AAN, *The Social Wandering of the Afghan Kuchi*, November 2013, http://www.afghanistan-analysts.org/wpcontent/uploads/2013/11/20131125_FFoschini-Kuchis.pdf. これらの定住先の多くは、都市計画の欠如または土地の性質が原因で人間の居住に適さないようないわゆる「非正規の居住地域」である。Samuel Hall Consulting, *State of Afghan Cities 2015 – Vol. 1*, September 2015, <http://samuelhall.org/wp-content/uploads/2015/09/State-of-Afghan-Cities-2015-Volume-1.pdf>, p. 76. 2015 年 7 月、ローガル州で起こったクーチ族と村人との土地をめぐる暴力的な衝突によって 6 人が負傷した。Germany: Federal Office for Migration and Asylum, *Information Centre Asylum and Migration Briefing Notes*, 27 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55bf5dc64.html>. クーチ族に関するフォトエッセーおよび彼らの定住地については、以下を参照のこと：Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghanistan's Kuchi Nomads Forced To Settle*, 18 September 2015, <http://gandhara.rferl.mobi/a/afghanistan-societynomads/27256004.html>.

⁴⁸⁷ Constitution of Afghanistan, 3 January 2004, <http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>, Articles 14 and 44. AIHRC は、クーチ族の定住に関してカルザイ大統領が出した 1387 年（2008–2009 年）の大統領令は施行されていない、と報告している。

⁴⁸⁸ AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html>, p. 115. CRC はクーチ族の子どもの教育へのアクセスに関する懸念について報告している。CRC, *Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 44 of the Convention: Convention on the Rights of the Child: Concluding Observations: Afghanistan*, 8 April 2011, CRC/C/AFG/CO/1, <http://www.refworld.org/docid/4dc7bd492.html>, p. 61. 以下も参照のこと：AAN, *The Social Wandering of the Afghan Kuchis*, November 2013, http://www.afghanistan-analysts.org/wpcontent/uploads/2013/11/20131125_FFoschini-Kuchis.pdf, p. 14.

⁴⁸⁹ その結果、クーチ族の子どもの接種率は、都市部・農村部を問わず、他の（民族）集団の子どもたちと比べてかなり低い。AIHRC は、2011 年にはクーチ族女性の 17 パーセントのみが妊婦検診へのアクセスがあると報告している。 *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html>, p. 114.

⁴⁹⁰ US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; Minority Rights Group International, *State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2015 - Afghanistan*, 2 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55a4fa6915.html>; Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>.

的・政治的發展を遂げたと報告されているものの⁴⁹¹、さらに近年においてタリバン・その他の AGEs による嫌がらせ、脅迫、誘拐、殺害の事例が著しく増加していると報告されている⁴⁹²。

c) Jogi, Chori Frosh, Gorbat および Mosuli コミュニティを含むジャート (Jat) 民族の構成員

アフガニスタン国内で最も疎外されたコミュニティの一つが、Jogi, Chori Frosh, Gorbat および Mosuli コミュニティを含むジャート (Jat) 民族のコミュニティである⁴⁹³。報告によれば、組織的な差別がこれらのコミュニティの構成員にとって主要な障害となっており、内務省は Jogi および Mosuli 民族の構成員をアフガニスタン国民として見なすことを拒否している。このことは、Jogi および Mosuli 民族には国民 ID カード (*tazkira*) が発給されないことを意味する。その結果、彼らの社会サービス、政府が運営している学校、雇用および土地所有へのアクセスは限られていると報告されている⁴⁹⁴。

⁴⁹¹ Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 12 January 2015, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf>, p. 3. 以下も参照のこと : New York Times, *Taliban Are Said to Target Hazaras to Try to Match ISIS' Brutality*, 22 April 2015, <http://nyti.ms/1yRjE63>; Ireland: Refugee Documentation Centre, *Afghanistan: Information on the Hazara*, 22 January 2014, <http://www.refworld.org/docid/52fe0ba04.html>, p. 1.

⁴⁹² 以下を参照のこと : UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 49; Minority Rights Group International, *State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2015 - Afghanistan*, 2 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55a4fa6915.html>; US Department of State, *2014 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 14 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/562105e015.html>. 2015 年、ハザラ族の誘拐の件数 (特に移動中の) が増加した、と報告されている。2015 年初頭には、タリバンの元指導者 2 名の指揮下にある ISIS 戦闘員がハザラ族男性および少年数十名を誘拐したと報告されているが、この誘拐の犯行声明を出した集団はいなかった。Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghan Shi'ite Community Leader Says IS Militants Involved in Kidnappings*, 22 April 2015, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-islamic-state-kidnapped-hazaras/26938544.html>; AFP, *Fears Stalk Afghan Minorities after Rare Attacks*, 17 March 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/fears-stalk-afghan-minorities-after-rare-attacks>. 2015 年 8 月、Nawur 地区でハザラ族男性 3 名が誘拐され、殺害された。Radio Free Europe / Radio Liberty, *At Least Eight Hazaras Kidnapped, Four Killed in Afghanistan*, 13 August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55ee96a92b.html>. 2015 年 9 月、バルフ州にてハザラ族男性 13 名がバスで移動中に正体不明の武装集団によって射殺された。武装集団はおそらくタリバンだとされている。Radio Free Europe / Radio Liberty, *Thirteen Men Pulled from Vehicles, Shot Dead by Gunmen in Afghanistan*, 5 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/561d040f15.html>. 2015 年 11 月、ザーボル州にてハザラ族 7 名 (女性 2 名と子ども 1 名を含む) が誘拐され、その後斬首された。当初は、犯行に及んだのは ISIS の戦闘員だという報告が複数あったが、その後 NDS はこれらの申し立てを「タリバンのプロパガンダ」と見なした。他にも、ウズベキスタン・イスラム運動 (IMU) の構成員に責任があるとする報告もあった。この事件は、カブールやその他の町での抗議活動の引き金となり、異なる民族のアフガニスタン人が治安対策の強化を求めた。以下を参照のこと : New York Times, *Protests across Afghanistan Demanding Better Security*, 12 November 2015, <http://www.nytimes.com/aponline/2015/11/12/world/asia/ap-as-afghanistan.html>; Reuters, *Hazara Take Protests to Kabul as Afghan Sectarian Fears Rise*, 10 November 2015, <http://in.reuters.com/article/2015/11/10/afghanistan-talibanidNKCNO5Z19720151110>; AAN, *The 'Zabul Seven' Protests: Who Speaks for the Victims?*, 12 November 2015, <https://www.afghanistanalysts.org/the-zabul-seven-protests-who-speaks-for-the-victims/>; HRW, *Dispatches: Afghan Killings Highlight Risks to Ethnic Hazaras*, 13 November 2015, <https://www.hrw.org/news/2015/11/13/dispatches-afghan-killings-highlight-risks-ethnic-hazaras>; AFP, *Massive Protest in Kabul over Decapitation of Shiite Hazaras*, 11 November 2015, <http://news.yahoo.com/massive-protest-kabul-over-decapitation-shiitehazaras-082707341.html>. 同じく 2015 年 11 月に、ザーボル州にてハザラ族の 14-30 名がバスで移動中に誘拐された。地元当局によると、この誘拐事件はタリバンとの羊に関する対立に続いて起こった。しかしながら、同攻撃について犯行声明を出した集団はなかった。New York Times, *Afghan Kidnappers Prey on Hazaras*, 21 November 2015, <http://www.nytimes.com/2015/11/22/world/asia/kidnappings-escalate-in-afghanistan.html>; Free Radio Liberty, *Taliban Kidnapped Hazaras for 'Stealing Sheep'*, 21 November 2015, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-hazaras-kidnapped/27378820.html>. 以下も参照のこと : Pajhwok, *Kidnapped Passengers in Good Health: Official*, 25 November 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/11/25/kidnapped-passengers-good-health-official>. マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) は、「[カブール・ハザラジャート間の、国の中央にある] 主要な道路で起こったこの暴力事件は、ハザラジャートを一層孤立させ、結果その發展を膠着させた。というも、学校や診療所などの施設の建設にはカブールからの労働力や資材が必要だからである。この 2 つの要因により、現在カブールに居住しているハザラ族の数が多くなっている。彼らの大半は、過密地域である Dasht-e-Barchi 一か所に集中している。」としている。Minority Rights Group International, *State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2015 - Afghanistan*, 2 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55a4fa6915.html>.

⁴⁹³ Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghanistan's Marginalized Minority Fights Stateless Status*, July 2015, <http://gandhara.rferl.mobi/a/27100409.html>; Samuel Hall Consulting, *Jogi and Chori Frosh Communities: A Story of Marginalization* (for UNICEF), November 2011, <http://samuelhall.org/REPORTS/JOGI%20and%20CHORI%20FROSH%20Communities.pdf>, p. 15.

⁴⁹⁴ Mosuli 民族 (より大きなジャート遊牧民族に含まれる) は、政府に身分証明書の発行を拒否されていると報告されている。Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghanistan's Marginalized Minority Fights Stateless Status*, July 2015, <http://gandhara.rferl.mobi/a/27100409.html>. Jogi, Jat, Ghorbat および Chori Frosh は「教育および雇用へのアクセスを制限する深刻な社会的・経済的・政治的障壁に苦しんでいる。」ILO, *Afghanistan: Time to Move to Sustainable Jobs: Study on the State of*

d) 民族的・部族的側面を持つ土地紛争

多くの場合、土地の所有権を確立することは難しく、その結果、土地紛争はアフガニスタンでは一般的となっており、頻繁に暴力的なものへと発展する⁴⁹⁵。報告によれば、土地の横領は広範に及び、政府とつながりを持つ有力者および政府役人が関与していることが多い⁴⁹⁶。すべての土地登記・分配・紛争解決メカニズムは、公式・非公式を問わず、汚職が蔓延していると報告されている⁴⁹⁷。

Employment in Afghanistan, May 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124c39f2.html>, p. 7. 以下も参照のこと : UNICEF, *Child Notice Afghanistan*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/566e68344.html>, para. 56; Samuel Hall Consulting, *Jogi and Chori Frosh Communities: A Story of Marginalization* (for UNICEF), November 2011, <http://samuelhall.org/REPORTS/JOGI%20and%20CHORI%20FROSH%20Communities.pdf>. Jogi, Jat, Gorbat および Chori Frosh の人々の総数は約30,000人と推計されており、ほとんどがジャララバード (Jat)、マザリ・シャリフ (Jogi および Chori-Frosh)、カブール (Jogi および Jat)、クンドゥーズ (Jogi および Chori Frosh) およびヘラート (Gorbat) の町に住んでいる。ILO, *Afghanistan: Time to Move to Sustainable Jobs: Study on the State of Employment in Afghanistan*, May 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124c39f2.html>, p. 39. クーチ族と同様に、これらの集団も自らの伝統的な生活を捨て、都市部へ移動している。Samuel Hall Consulting, *State of Afghan Cities 2015 – Vol. 1*, September 2015, http://samuelhall.org/wp-content/uploads/2015/09/State-of-Afghan-Cities-2015-Volume_1.pdf, p. 21; 以下も参照のこと : Humanitarian Policy Group, *Sanctuary in the City? Urban Displacement and Vulnerability in Kabul*, June 2012, <http://www.odi.org.uk/resources/docs/7722.pdf>, p. 7; Afghan Civil Society Forum, *The Jogi People*, 2010, http://www.acsf.af/english/index.php?option=com_content&view=article&id=23:jogi-people&catid=9:articles&Itemid=14; および Institute for War and Peace Reporting, *Gypsies Demand their Rights*, 22 June 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a3b58f01e.html>. また、アフガニスタンには、北部のパダフシャーン州に約1,500人の小規模なキルギス民族コミュニティが存在しており、アフガニスタンにおける自らのコミュニティの存続について懸念を表明している。キルギスタンに移住しようとする彼らの試みは、2012年現在、成功していない。EurasiaNet, *Kyrgyz Community in Afghanistan Looking for a Way Out*, 7 May 2012, <http://www.eurasianet.org/node/65369>.

⁴⁹⁵ UNAMA, *The Stolen Lands of Afghanistan and its People – The Legal Framework*, March 2014, https://unama.unmissions.org/Portals/UNAMA/UNAMA_RoL_Unit_Part_1_Legal_Framework_Final-2.pdf, p. 10; Civil-Military Fusion Centre, *From Dispute to Resolution: Managing Land in Afghanistan*, October 2011, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Land_Dispute_Resolution.pdf.

⁴⁹⁶ Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghanistan's Ghani Calls For 'Holy War' Against Corruption*, 1 September 2015, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-ghani-holy-war-corruption/27220357.html>; Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 12 January 2015, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf>, pp. 12, 16, 39; Independent Joint Anti-Corruption Monitoring and Evaluation Committee, *Report of the Public Inquiry into Land Usurpation*, November 2014, http://www.mec.af/files/2014_11_01_Final_Report_of_the_Public_Inquiry_Into_Land_Usurpation_ENGLISH.pdf, p. 27; UNAMA, *The Stolen Lands of Afghanistan and its People – The Legal Framework*, March 2014, https://unama.unmissions.org/Portals/UNAMA/UNAMA_RoL_Unit_Part_1_Legal_Framework_Final-2.pdf, p. 10. UNAMAによると、政府役人を含む有力者は、難民および IDPs に割り当てられた土地を個人的利益のために売却していると報告されている。UNAMA, *ibid.*, p. 30. 独立共同反汚職モニタリング・評価委員会 (Independent Joint Anti-Corruption Monitoring and Evaluation Committee (MEC) : 2010年に政府と国際社会によって設置された独立系反汚職メカニズム) が2014年11月に報告したところでは、Arazi (アフガニスタン土地当局) によると過去30年間で120万エーカー以上の土地がアフガニスタン全土で不当に奪われていた。Independent Joint Anti-Corruption Monitoring and Evaluation Committee, *Report of the Public Inquiry into Land Usurpation*, November 2014, http://www.mec.af/files/2014_11_01_Final_Report_of_the_Public_Inquiry_Into_Land_Usurpation_ENGLISH.pdf, p. 49. 米国平和研究所は、「数十年にわたる戦争、統治の破綻、人々の移動および農業経営の失敗の後、土地をめぐる紛争はアフガニスタンで広範に及んでいる。軍閥、反徒および政府当局は、自らが望む財産を搾取するために、混沌とした状態を利用し続けている。」としている。United States Institute of Peace, *Afghanistan Land Conflicts Pit Nomads Against Villagers, Power Brokers Against Each Other*, 21 February 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanistan-land-conflicts-pit-nomads-against-villagers-power-brokers-against>.

⁴⁹⁷ Independent Joint Anti-Corruption Monitoring and Evaluation Committee, *Report of the Public Inquiry into Land Usurpation*, November 2014, http://www.mec.af/files/2014_11_01_Final_Report_of_the_Public_Inquiry_Into_Land_Usurpation_ENGLISH.pdf, pp. 32-38; Independent Joint Anti-Corruption Monitoring and Evaluation Committee, *VCA Report on the Process of Land Distribution for Repatriations and Displaced People*, October 2013, <http://www.mec.af/files/VCAReportLandDistribution.pdf>; AREU, *Land, People, and the State in Afghanistan: 2002 – 2012*, February 2013, <http://www.areu.org.af/EditionDetails.aspx?EditionId=622&ContentId=7&ParentId=7>, p. 92. 2015年の「アフガニスタン国民の調査 (Survey of the Afghan People)」では、回答者の24.3パーセントが、汚職をアフガニスタン全体が直面する2つの大きな問題の一つと指摘した。The Asia Foundation, *A Survey of the Afghan People – Afghanistan in 2015*, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 22, 97-101.

一つには人口移動が原因となり、土地の所有権および土地の使用権をめぐる紛争は民族的な側面を持つことが多い⁴⁹⁸。避難先から出身地に帰還した後に土地の返還要求をしようとするアフガニスタン人は、特に民族的な側面を持つ土地紛争の影響を受けやすい可能性がある⁴⁹⁹。

ワルダック州およびガズニ州では、クーチ族の遊牧民が家畜を放牧させるための牧草を求めて毎年ハザラ族が定住している地域に移動することが、クーチ族とハザラ族の間の反復的な暴力を生んでいる⁵⁰⁰。政府がこれらの紛争に対処しようと努力してきたにもかかわらず、引き続き暴力により両者に死傷者が出ており、また、ハザラ族の村人たちの移動につながっている⁵⁰¹。

e) 要旨

上記に基づき、UNHCR は、特に自分の民族が多数派を構成しない地域において、アフガニスタンの民族的少数派集団の一つに属する個人は、ケースの個別の状況によっては、国籍または民族／人種に基づいて、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要

⁴⁹⁸ 土地に関する紛争の一部の原因は、19世紀および20世紀初頭にアフガニスタンのパシュトゥーン系支配者が、アフガニスタン国内で以前はパシュトゥーン民族が定住していなかった地域を掌握しようとし、主にパシュトゥーン系アフガニスタン人を以前はそうした地域に意図的に移住させたことに遡る。例えば以下も参照のこと：Landinfo, *The Conflict between Hazaras and Kuchis in the Beshud Districts of Wardak Province*, 6 June 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c5142.html>; Cooperation for Peace and Unity (CPAU), *Fractured Relationships: Understanding Conflict between Nomadic and Settled Communities in Wardak's Pastureland*, October 2010, <http://www.cpau.org.af/images/publications/CPAU%20Report%20-%20Fractured%20Relationships.pdf>。また、例えば以下も参照のこと：Minority Rights Group International, *State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2015 - Afghanistan*, 2 July 2015, <http://www.refworld.org/docid/55a4fa6915.html>。国際危機グループ (International Crisis Group) は2009年の報告書で、「アフガニスタン人が故郷の州に再定住し、または国内のより安全で経済的に生産的な地区に移住しようとするにあたり、土地紛争が根深い部族・民族・宗派間暴力を生むおそれがある。」と指摘している。International Crisis Group, *Afghanistan: What Now for Refugees*, 31 August 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a9b95512.html>, page i。以下も参照のこと：AREU, *Land Conflict in Afghanistan: Building Capacity to Address Vulnerability*, April 2009, <http://www.refworld.org/docid/4ebabd582.html>; Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Afghanistan*, 20 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/55116f4111.html>。

⁴⁹⁹ NRC/IDMCによると、「治安状況が原因で、避難民の多くの集団が自らの出身地および土地へのアクセスを失っており、これは彼らが権利を主張するプロセスを複雑化している。その上、帰還難民およびIDPsは、生計を立てることが可能で、その他の基本的サービスおよび機会が手に入るような安全な場所を好む。」NRC/IDMC, *Strengthening Displaced Women's Housing, Land and Property Rights in Afghanistan*, November 2014, <http://www.refworld.org/docid/5486c4684.html>, p. 27。20世紀初頭に北部の一部に定住したパシュトゥーン系の多くの家族は、ロシアによるアフガニスタン占領期に先住のウズベク族、トルコマン族およびハザラ族コミュニティがパシュトゥーン族による占領・支配 (放牧権の管理に関するものを含む) に対して反旗を翻したことから避難した。報告によれば、数十年に及ぶ避難生活の後に北部の出身地域へ帰還すると、彼らの自宅や土地はウズベク人民兵によって占拠されていた。AREU, *Land Governance at the Crossroads: A Review of Afghanistan's Proposed New Land Management Law*, October 2012, <http://www.areu.org.af/ResearchProjectDetails.aspx?ContentId=2&ParentId=2&ResearchProjectId=16>, pp. 15; Brookings-Bern Project on Internal Displacement, *Beyond the Blanket: Towards More Effective Protection for Internally Displaced Persons in Southern Afghanistan*, May 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c3d8cab2.html>; NRC/IDMC, *Internal Displacement: Global Overview of Trends and Developments in 2009 - Afghanistan*, 17 May 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bf252560.html>; Minority Rights Group International, *World Directory of Minorities and Indigenous Peoples - Afghanistan: Pashtuns*, 2008, <http://www.refworld.org/docid/49749d6745.html>; IRIN, *Ethnic Antagonism Spurs Land Disputes in North*, 11 September 2008, <http://www.irinnews.org/Report/80289/AFGHANISTANEthnic-antagonism-spurs-land-disputes-in-north>; HRW, *Paying for the Taliban's Crimes: Abuses Against Ethnic Pashtuns in Northern Afghanistan*, 9 April 2002, <http://www.refworld.org/docid/3cb2ad007.html>。

⁵⁰⁰ Pajhwok, *Kochi-Hazara Dispute in Wardak Politicised: Mohammadi*, 28 July 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/07/28/kochi-hazaradispute-wardak-politicised-mohammadi>; Pajhwok, *Urgent Steps Needed to Resolve Kuchi-Hazara Conflict*, 24 June 2015, <http://archive.pajhwok.com/en/2015/06/24/urgent-steps-needed-resolve-kuchi-hazara-conflict>; Pajhwok, *5 Killed, 3 Wounded in Maidan Wardak Clash*, 12 July 2014, <http://archive.pajhwok.com/en/2014/07/12/5-killed-3-wounded-maidan-wardak-clash>。クーチ族は、19世紀末に Rahman 政権により出された政令は彼らが一部の土地を農地および夏の放牧地として使用する権利を有することを意味すると主張している。ハザラ族は、政令は無効であると主張し、これに対抗している。Landinfo, *The Conflict between Hazaras and Kuchis in the Beshud Districts of Wardak Province*, 6 June 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c5142.html>。同様の事例は他の地域でも起きている。例えば以下を参照のこと：Associated Press, *Coalition Strike Kills 3 Armed Afghan Villagers*, 26 December 2014, <http://news.yahoo.com/3-afghansaid-dead-foreign-forces-air-strike-124344606.html>。

⁵⁰¹ 例えば以下を参照のこと：Pajhwok, *2 Dead as Hazara-Kuchi Feud Resurfaces in Wardak*, 22 June 2015, <http://archive.pajhwok.com/en/2015/06/22/2-dead-hazara-kuchi-feud-resurfaces-wardak>; Pajhwok, *Urgent Steps Needed to Resolve Kuchi-Hazara Conflict*, 24 June 2015, <http://archive.pajhwok.com/en/2015/06/24/urgent-steps-needed-resolve-kuchi-hazara-conflict>。

とする可能性があると考え。関連する考慮事項としては、申請者の出身地域における同民族集団の相対的な地位および当該地域における民族間関係の歴史が含まれる。

アフガニスタンで支配的な民族集団の一つに属する個人も、ケースの個別の事情によっては、国籍または民族／人種に基づいて、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とするかもしれない。関連する考慮事項としては、同民族集団が出身地域で多数派を構成するか、それともそこで少数派を構成するかという問題が含まれる。

民族／人種に基づく国際保護の必要性は、宗教および／または（帰属された）政治的意見に基づく国際保護の必要性と重複する可能性がある。当該個人が本ガイドラインで概説されるその他のリスクのある経歴にも該当するかということについても十分な考慮がなされるべきである。

14. 血讐に関与した個人

一般的に、血讐はある家族の構成員が報復的な復讐行為においてもう一つの家族の構成員を殺害することを含み、そうした行為は名誉と振る舞いに関する古い行動規範にしたがって実行される⁵⁰²。アフガニスタンの文脈においては、血讐は主としてパシュトゥーン族の伝統であり、パシュトゥーン人の慣習法制度である *Pashtunwali* に根ざしている一方で、その他の民族の間でも行われていると報告されている⁵⁰³。血讐は殺人によって引き起こされ得るが、永久的で深刻な損傷、既婚女性の誘拐・暴行または土地・水供給へのアクセス・財産に関する未解決の争いなどの違反行為によっても引き起こされることがある⁵⁰⁴。血讐は、報復的な暴力と復讐の長期

⁵⁰² 以下を参照のこと：UNHCR, *UNHCR Position on Claims for Refugee Status Under the 1951 Convention relating to the Status of Refugees Based on a Fear of Persecution Due to an Individual's Membership of a Family or Clan Engaged in a Blood Feud*, 17 March 2006, paras 5-6 and 16-20, <http://www.refworld.org/docid/44201a574.html>.

⁵⁰³ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html>, p. 9. Landinfoの報告書は、*Pashtunwali*の中心的要素としての名誉および復讐の概念に関する詳細な分析を提供している。Landinfo報告書は、血讐は主にパシュトゥーン族の伝統であるが、血讐および私人による復讐は、特に歴史的にパシュトゥーン族と他の民族集団が混在し、共通の規範が徐々に根付いた地域において、アフガニスタン国内のパシュトゥーン以外の集団の間でも起こり得るとしている。しかし、血讐はパシュトゥーン以外の集団の間ではあまり一般的ではなく、そのような集団においては紛争解決のために公式の司法制度を利用する意志がより高い。 *Ibid.*, pp. 15-16. 血讐は異なる民族集団の構成員を巻き込むことがある。例えば以下を参照のこと： *Refugee Appeal No. 76355*, 5 November 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b3c8bb42.html>. 同判決においてニュージーランド難民認定不服審査局（New Zealand Refugee Status Appeals Authority）は、パシュトゥーン族の家族の名誉を傷つけたとされるタジク族の上訴人が、特定の社会 [的集団の構成員であること] を理由に迫害の危機に瀕していると判断した。以下も参照のこと：CORI, *Thematic Report Afghanistan: Blood Feuds*, February 2014, <http://www.refworld.org/docid/53199ef64.html>.

⁵⁰⁴ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html>, p. 13. 2015年4月、バドギース州 Qadis 地区の民家が、武装グループの司令官 Mullah Mohammad Hassan とその配下の者であると考えられる武装した男たちによって急襲された後、2名の兄弟が亡くなった。動機は家族間の争いであると考えられており、地元住民は、長期にわたる家族間抗争の存在を認めた。Pajhwok News, *Two Brothers Dead in Family Feud in Badghis*, 20 April 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/04/20/2-brothers-dead-family-feud-badghis>. 2014年9月、ラグマーン州において、2名の男性（父と息子）が ALP 構成員 2名によって殺害された。これは、犠牲者の家族がこの ALP 構成員のうち1名の親戚を殺害したとされたことが原因であった。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2014, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54e44e274.html>, p. 82. 血讐は、ビジネス上の競争関係によっても誘発または助長される可能性がある。例えば以下を参照のこと：AAN, *Finding Business Opportunity in Conflict: Shopkeepers, Taliban and the Political Economy of Andar District*, 2 December 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/finding-business-opportunity-in-conflict-shopkeepers-taliban-and-the-political-economy-of-andar-district/>.

にわたる循環を生むことがある⁵⁰⁵。Pashtunwali では、原則として、罪を犯した者に対して復讐しなくてはならないが、一定の状況においては、罪を犯した者の兄弟やその他の父方の親族が復讐の標的となり得る。一般的に、女性や子どもに対しては（復讐は）必要とされないと報告されている⁵⁰⁶。被害者の家族が復讐を実行できる状況にない場合、被害者の家族が復讐をすることができると思う時まで血讐は休止状態に置かれることがあると報じられている。そのため、復讐は最初の違反行為から数年または数世代もかかることがある⁵⁰⁷。公式の司法制度によって罪を犯した者の処罰がなされる場合でも、必ずしも被害者の家族による暴力的な報復を妨げるものではない。血讐を終わらせるために伝統的な紛争解決メカニズムを通じて和解がされない限り、罪を犯した者の服役後にも、被害者の家族が彼に対して復讐することが期待されると報告されている⁵⁰⁸。

以上を踏まえ、UNHCRは、血讐に関与した者は、個別ケースの事情によっては、特定の社会的集団の構成員であることを理由に、または関連する他の根拠によって、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考え⁵⁰⁹。しかし、血讐に関与した者による申請は、難民の地位からの除外の可能性について審査する必要性を生むことがある。ケースの具体的な事情によっては、血讐に関与した個人の家族、配偶者またはその他の扶養家族も、危機に瀕する個人との関係に基づいて、国際保護を必要とする可能性がある。

15. 実業家およびその他の資産家（の家族）

アフガニスタン人は、蔓延する汚職、ゆすり、強奪について引き続き懸念している⁵¹⁰。アフガニスタン治安部隊は違法な検問所を運営し、旅行者から金品を強奪していると報告されている⁵¹¹。ALP は多くの地域で非公式な税の支払いを要求しており、支払わなかった者に対しては警察の検問所で暴力を行使していると報告されている⁵¹²。とりわけ ALP を含む政府派の部隊は、

⁵⁰⁵ 16年続き、400名が殺害されたある血讐に関しては、例えば以下を参照のこと：Zeerak Fahim, *Foreign Hands Fuel Nuristan Tribal Feud*, Pajhwok News, 9 March 2015, <http://www.pajhwok.com/en/2015/03/10/foreign-hands-fuel-nuristan-tribal-feud-governor>.

⁵⁰⁶ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html>, p. 10.

⁵⁰⁷ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html>, p. 10.

⁵⁰⁸ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html>, p. 9.

⁵⁰⁹ 詳細ガイダンスに関しては、以下を参照のこと：UNHCR, *UNHCR Position on Claims for Refugee Status Under the 1951 Convention relating to the Status of Refugees Based on a Fear of Persecution Due to an Individual's Membership of a Family or Clan Engaged in a Blood Feud*, 17 March 2006, paras 5-6 and 16-20, <http://www.refworld.org/docid/44201a574.html>; およびUNHCR, *Guidelines on International Protection No. 2: "Membership of a Particular Social Group" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 7 May 2002, <http://www.refworld.org/docid/3d36f23f4.html>.

⁵¹⁰ 年刊「アフガニスタン国民の調査 (Survey of the Afghan People)」の2015年版（これに関して2015年6月にアフガニスタン人9,586名がインタビューを受けた）において、回答者の89.9パーセントは汚職が彼らの日常生活において問題であると述べる一方で、24.3パーセントは汚職が同国に影響を及ぼしている最も大きな2つの問題の一つであると述べている。The Asia Foundation, *Afghanistan in 2015*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, pp. 10, 22. 回答者の3分の2は、個人の安全に関して恐怖を抱いていると述べ（これは2006年以降最大の値）、また18.2パーセントが、過去1年の間に彼ら自身または家族がゆすりや強奪などの形態を含む暴力や犯罪に遭ったと述べた。The Asia Foundation, *ibid.*, p. 33, 39.

⁵¹¹ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁵¹² US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; ANPによる強奪や国境警察による非公式な課税に関する疑惑については、以下も

利益を追求して行動していると報告されており、例えば、タリバンとの関連が疑われることを理由に個人を拘留し、被拘禁者から支払いがあるまで解放しないとといった事例もある⁵¹³。市民も、服役後に刑務所から解放してもらうために、矯正・拘禁施設の職員から賄賂を要求されていると報告されている⁵¹⁴。

政府派の武装グループも、市民を違法な課税や、他の形態の威嚇に晒していると報告されており、これには今まで全くもしくはほとんど虐待の事例が記録されていなかった地域も含まれる⁵¹⁵。例えば、サリプル州 Sancharak 地区における政府派の武装グループによる人権侵害には、意図的で違法な課税およびその他の形態の強奪、強制労働、土地の盗用、器物損壊が含まれると報告されていた⁵¹⁶。クンドゥーズ州 Khanabad 地区では、政府派の民兵が実業家・店主・農民を標的として「略奪目的の課税」を行ったと報告されている⁵¹⁷。

AGEs は違法な検問所を運営し、市民から金品を強奪していると報告されている⁵¹⁸。タリバンは強奪および身代金目的の誘拐を含む違法な活動から豊富な利益を得ていると報告されている⁵¹⁹。2015年8月、UNAMA は AGEs による紛争関連の市民の誘拐数および市民の人質の処刑数が増加していることに対して「深い懸念」を表明した⁵²⁰。UNAMA は、多くの場合、AGEs は「文民である政府職員および請負業者、政府職員の家族、政府または治安部隊を支援しているとみなされる人々、ANP の中で文民の地位にある者、アフガニスタン治安部隊の元構成員」を標的にした、と言及している⁵²¹。UNAMA によると、誘拐の被害者の相当数がハザラ族だという⁵²²。しか

参照のこと：AREU, “90% Real” – *The Rise and Fall of a Rentier Economy: Stories from Kandahar, Afghanistan*, Working Paper 38, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/564983154.html>.

⁵¹³ AAN, *Finding Business Opportunity in Conflict: Shopkeepers, Taleban and the Political Economy of Andar District*, 2 December 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/finding-business-opportunity-in-conflict-shopkeepers-taleban-and-the-political-economy-of-andar-district/>.

⁵¹⁴ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>.

⁵¹⁵ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 73.

⁵¹⁶ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 76.

⁵¹⁷ AAN, *The 2015 Insurgency in the North (3): The Fall and Recapture of Kunduz*, 16 October 2015, <https://www.afghanistanalysts.org/the-2015-insurgency-in-the-north-3-the-fall-and-recapture-of-kunduz/>.

⁵¹⁸ US Department of State, 2015 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5711040d4.html>; AAN, *Finding Business Opportunity in Conflict: Shopkeepers, Taleban and the Political Economy of Andar District*, 2 December 2015, <https://www.afghanistan-analysts.org/finding-business-opportunity-in-conflict-shopkeeperstaleban-and-the-political-economy-of-andar-district/>; AAN, *The 2015 Insurgency in the North (3): The Fall and Recapture of Kunduz*, 16 October 2015, <https://www.afghanistanalysts.org/the-2015-insurgency-in-the-north-3-the-fall-and-recapture-of-kunduz/>; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection Of Civilians In Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 60.

⁵¹⁹ UN Security Council, *Report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team on Specific Cases of Cooperation between Organized Crime Syndicates and Individuals, Groups, Undertakings and Entities Eligible for Listing under Paragraph 1 of Security Council Resolution 2160 (2014)*, S/2015/79, 2 February 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/report-analytical-support-and-sanctionsmonitoring-team-specific-cases>.

⁵²⁰ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 59. 2015年、UNAMA は誘拐事件 410 件を記録し、そのほとんどは AGEs によるものであった。これら 410 件の事件により、172 名の市民が死傷（145 名が死亡、27 名が負傷）した。これにより、2014 年と比較して、このような事件数は 39 パーセント増加し、市民の死傷者数は 112 パーセント増加したこととなった。UNAMA は、このような事件を体系的に記録し始めた 2009 年以来、誘拐事件数および事件による市民の死傷者数の両方が、UNAMA による記録の中で最大となったと述べた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 49. 年刊「アフガニスタン国民の調査 (Survey of the Afghan People)」の 2015 年版（これに関して 2015 年 6 月にアフガニスタン人 9,586 名がインタビューを受けた）の回答者はまた、誘拐が相当な安全上の懸念であると述べており、回答者の 7 パーセントが「誘拐」を、過去 1 年間で彼ら自身または家族が経験した最も重大な種類の暴力または犯罪であるとしており、さらに追加して 6 パーセントが誘拐を、過去 1 年間で彼ら自身または家族が経験した 2 番目に重大な種類の暴力または犯罪であるとしている。The Asia Foundation, *A Survey of the Afghan People: Afghanistan in 2015*, November 2015, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Afghanistanin2015.pdf>, p. 189.

⁵²¹ UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, pp. 59-60.

⁵²² UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 50.

しながら、その他の事例においては、誘拐の主な理由は金銭的利益だと報告されており⁵²³、実業家および、資産を持っているか、資産を持っていると見なされる個人が主な標的となっている⁵²⁴。UNAMA によると、AGEs によって解放された誘拐の被害者はその後も誘拐犯からまとわり続けられ、金銭的支援またはその他の形態の支援を要求される⁵²⁵。

違法な課税・強奪の慣行やその他の犯罪の形態は、通常、迫害のレベルには達しない。しかし、身代金目的の誘拐など一定の強奪方法は迫害のレベルに達することがある。また、強奪のその他の形態は、累積的な根拠により、迫害につながり得る。個人が（帰属された）政治的意見に基づき（例えば、政府と関連している（と見なされた）ため）⁵²⁶、または、その人種／民族または宗教に基づき⁵²⁷、強奪または身代金目的の誘拐の標的とされる場合、当該個人は、ケースの個別の事情によっては、これらの根拠によって国際的な保護を必要とする可能性がある。その他のケースでは、身代金目的の誘拐の危険に晒されている者は、特定の社会的集団の構成員として標的にされている可能性があり、ケースの個別の事情によっては、この根拠によって国際的な保護を必要とする可能性がある。

UNHCR は、政府と関連しているか、関連していると見なされる個人の家族および裕福であるか、裕福だと見なされる個人の家族の状況については、別個の考慮事項が適用されると考える。そのような個人との家族関係を理由に子どもを含む家族に身代金目的の誘拐のおそれがある場合、そうした家族は、ケースの個別の事情によっては、特定の社会的集団の構成員であることを理由に、または関連する他の根拠によって、国際的な保護を必要とする可能性がある。

B. 迫害の危機に瀕する個人の国内避難・移動の選択可能性

国内避難・移動の選択可能性（IFA/IRA）は、時に国内保護の選択可能性とも呼ばれるが⁵²⁸、その存否の評価のための詳細な分析的枠組みは UNHCR「国際保護に関するガイドライン第 4 号：1951 年の難民の地位に関する条約第 1 条 A（2）および／または 1967 年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」（仮訳）（UNHCR *Guidelines on International Protection No. 4: “Internal Flight or Relocation Alternative” Within the Context of Article*

⁵²³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 49; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 59.

⁵²⁴ 以下を参照のこと：UN Security Council, *Report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team on Specific Cases of Cooperation between Organized Crime Syndicates and Individuals, Groups, Undertakings and Entities Eligible for Listing under Paragraph 1 of Security Council Resolution 2160 (2014)*, S/2015/79, 2 February 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/report-analytical-support-and-sanctionsmonitoring-team-specific-cases>, para. 37. ガーニ大統領はある国際フォーラムにおいて同問題の存在を認めた。Tolo News, *In China, Ghani Discusses Needs, Expectations of Afghan Businessmen*, 1 November 2014, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/16963-in-china-ghanidiscusses-needs-expectations-of-afghan-businessmen>.

⁵²⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 49.

⁵²⁶ セクション III.A.1 を参照のこと。

⁵²⁷ セクション III.A.5 および III.A.13 を参照のこと。

⁵²⁸ European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html>, Article 8.

1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees) に含まれている⁵²⁹。

移動の可能性の評価は、候補とされる IFA/IRA の妥当性および合理性に関する評価を必要とする⁵³⁰。迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖は、出身国の一部の局部的な地域において成り立つものであると立証された場合、国内避難・移動先の候補とされる地域が当該個人にとって適切な選択肢であるか否かの決定は、おそれられる危険が起これば、出身地からの避難にいたった事情だけでなく、候補とされる地域が将来的に安全で有効な選択肢となるかどうかについての考慮を含めた長期的な評価を必要とする。個別の申請者の個人的な事情と移動先の地域の状況が考慮される必要がある⁵³¹。

庇護手続きにおいて IFA/IRA が検討される場合、移動先の候補となる具体的な地域が特定され、申請者は候補とされた IFA/IRA について主張された妥当性および合理性に対して応答する十分な機会を与えられなくてはならない⁵³²。

1. 妥当性の分析

アフガニスタン出身の申請者についての IFA/IRA の妥当性を評価するにあたり、(i) 移動先の候補とされる地域が恒久的に安全でなければならないという要件、および (ii) IFA/IRA の候補となる地域が、当該個人にとって実際に、安全に、合法的にアクセス可能でなければならないという事実を考慮することが特に重要である⁵³³。第一の要件を考慮すると、アフガニスタンにおける武力紛争の変動性や流動性および、以前には紛争の影響を直接的に受けていなかった州・地区の治安状況が悪化し、それに伴う国内避難が発生しているという事実について特に注意を払うべきである⁵³⁴。第二の要件は、移動先の候補とされる地域に安全にアクセスできる具体的な見込みの評価（アフガニスタン全土で広範に使用される IEDs、地雷や爆発性戦争残存物（ERW）の存在、路上で発生する攻撃・戦闘および AGEs によって課された市民の移動の自由に対する制限と関連したリスクの評価を含む）を必要とする⁵³⁵。

⁵²⁹ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>.

⁵³⁰ EU加盟国における国際保護申請に関しては、2011年資格指令の第8条が適用される。これは妥当性と合理性の判断の両方を含む。2011 Qualification Directive, Article 8.

⁵³¹ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>, para. 7. EU 加盟国における国際保護申請に関しては、「加盟国は、申請に対する決定を行う時点での、当該国のかかる部分において優勢な一般的な状況および申請者の個人的状況を考慮する」と規定する 2011年資格指令の第8条(2)も参照のこと。

⁵³² UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>, para. 6.

⁵³³ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>, para. 7.

⁵³⁴ 例えば、タハール、バダフシャーンおよびバグラーンなどの、以前は強制的な人口移動が見られなかった北西地域の州において、2015年には、紛争によって引き起こされた移動が顕著に見られるようになった。UNHCR, *Major Situations of Conflict-Induced Displacement in the First Months of 2016*, 24 February 2016, http://www.unhcr.af/UploadDocs/DocumentLibrary/UNHCR_Summary_note_on_conflict_IDPs_APC_24.02.2016_635924216039050000.pdf.

⁵³⁵ アフガニスタンの多くの地域は、相当数の主要道路が安全ではないと考えられるため、安全にアクセスすることができない。審査官は、現在の国の状況およびこの点に関するリスクを慎重に考慮しなくてはならない。例えば以下を参照のこと：UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, 7 March 2016, A/70/775-S/2016/218, <http://www.refworld.org/docid/56f2667d4.html>; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>.

申請者が国家またはその機関による迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合、国家の支配下にある地域については IFA/IRA は妥当ではないと推定される⁵³⁶。

AGEs の実効的支配下にある地域での AGEs による深刻で広範に及ぶ人権侵害およびそれらの地域における人権侵害に対して国家が保護を提供する能力がないことについての入手可能な証拠を踏まえ、UNHCR は、移動先の候補とされる地域の AGEs 指導者と過去に関係があった申請者を除いて、AGE の実効的支配下にあるアフガニスタンの地域において IFA/IRA は利用可能ではないと考える。

UNHCR は、紛争が継続している地域においては、迫害の主体にかかわらず、IFA/IRA は存在しないと考える。

迫害の主体が AGEs である場合、迫害者が移動先の候補とされる地域まで申請者を追跡する可能性について考慮されなければならない。一部の AGEs の広い地理的行動範囲に鑑みて、そのようなグループに標的とされている個人には実行可能な IFA/IRA は存在しない可能性がある。例えば政府派の部隊の支配下にある都市部における大規模な複合攻撃の増加などからも明らかのように、タリバン、ハッカーニ・ネットワーク、ヘズブ・エ・イスラミ・ヘクマティヤール、ISIS 系列と主張する集団、およびその他の武装グループのアフガニスタン全土（これらの AGEs の実効的支配下でない地域も含む）で攻撃を実行する軍事行動能力について留意することが特に重要である⁵³⁷。

申請者が移動先の候補とされる地域において AGEs によるさらなる迫害または深刻な危害のおそれに晒される可能性がある場合、効果のない統治と汚職の蔓延により国家が保護を提供する能力が制限されている点に関して、セクション II.C に挙げられる証拠が考慮される必要がある。

女性、子ども、多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ人々など、有害な伝統的慣習および迫害的な宗教的規範の結果としての危害をおそれる個人については、社会の大部分および政府のあらゆるレベルの有力な保守勢力によってそのような慣習および規範が是認されていることが、IFA/IRA の妥当性 に対する要素として考慮される必要がある。

⁵³⁶ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>, paras 7, 13, 27.

⁵³⁷ 例えば以下を参照のこと：Al Jazeera, *Suicide Attacks Kill Dozens in Afghanistan*, 27 February 2016, <http://www.aljazeera.com/news/2016/02/suicidebomber-kills-11-eastern-afghanistan-160227062901757.html>; Al Jazeera, *Deadly Suicide Attack Rocks Afghanistan's Capital*, 1 February 2016, <http://www.aljazeera.com/news/2016/02/suicide-attack-rocks-afghan-capital-police-160201093751757.html>; UN News Service, *Security Council Deplores Latest Terrorist Attacks in Afghan Capital*, 9 August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c84f9e1f7.html>.

2. 合理性の分析

IFA/IRA が「合理的」かどうかは、個々の場合に応じて、過去の迫害の申請者への影響を含む個人的な事情を考慮して、決定されなくてはならない⁵³⁸。考慮されなくてはならないその他の要素には、移動先の候補とされる地域の安全および治安状況、当該地域における人権の尊重、尊厳ある状況下での経済的生き残りの可能性が含まれる⁵³⁹。

UNHCR は、紛争が継続している地域においては、IFA/IRA は存在しないと考える。アフガニスタンのその他の地域については、申請者が、危険や負傷のおそれなく、そこで安心して安全に暮らせる場合にのみ IFA/IRA が利用可能であると考えます。そうした条件は架空のものまたは予測不可能なものではなく、恒久的なものでなくてはならない⁵⁴⁰。アフガニスタンにおいて紛争や住民の強制移動の影響下にある州の数が増加しており、前線が急に変動し、そして、ほとんどの紛争当事者が獲得した領域を維持することができないといった要素も考慮されるべきである。本ガイドラインのセクション II.B に挙げられる情報および移動先の候補とされる地域の治安状況に関する信頼できる最新の情報が、候補とされる IFA/IRA の合理性を評価するにあたり重要な要素となるだろう⁵⁴¹。

本ガイドラインのセクション II.C で挙げられたアフガニスタンにおける AGE による深刻で広範に及ぶ人権侵害およびそのような AGE の実効的支配下にある地域で政府が AGE による人権侵害から個人を保護することができないことに関する入手可能な情報を踏まえ、UNHCR は、（以下の (i) から (iv) の要件を満たす場合）移動先の候補とされる地域の AGEs 指導者層との間に過去に築き上げた絆がある申請者を除いて、AGEs の実効的支配下にあるアフガニスタン国内の地域は合理的な IFA/IRA を提供するものではないと考える。

紛争が継続している地域でも AGEs の支配地域でもないアフガニスタンの残りの地域について、候補とされる IFA/IRA の合理性を評価するには、以下に特に注意が払われなくてはならない。

- (i) 申請者の拡大家族の構成員または民族集団の構成員により提供される伝統的な支援メカニズムの実際の利用可能性
- (ii) 移動先の候補とされる地域での住居へのアクセス
- (iii) 移動先の候補とされる地域における基盤インフラの利用可能性および飲料水、衛生、医療および教育などの不可欠なサービスへのアクセス
- (iv) 農村出身のアフガニスタン人の土地へのアクセスを含む生計を立てる機会の存在⁵⁴²
- (v) 移動先の候補とされる地域における国内避難の規模。

申請者は、拡大家族の構成員またはより広い民族集団の構成員による支援に頼ることができるかもしれない。しかし、アフガニスタンの低い人道援助・開発指標および人口の大部分に影響

⁵³⁸ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>, paras 25-26.

⁵³⁹ UNHCR, *ibid.*, paras 24, 27-30.

⁵⁴⁰ 以下を参照のこと：UNHCR, *ibid.*, para. 27.

⁵⁴¹ 以下を参照のこと：UNHCR, *ibid.*, para. 28.

⁵⁴² 農村部出身のアフガニスタン人は、農業と畜産の他に需要のある職業的スキルをほとんど持たないため、他の場所での再統合がより困難である。そうした人々は、（移動の間に財産が破壊、略奪されたり、財産を置き去りにしてしまったために）貯金がほとんどまたは全くなく、財産も全くない可能性が高く、移動先で社会的な支援ネットワークを持たず、言語または方言による制限により、コミュニケーション上の困難がある場合すらある。

を与える広範な経済的制約に鑑みて、申請者の拡大家族またはより広い民族集団の構成員が申請者に真の支援を提供する意思があり、実際にそれを提供することができると評価された場合にのみ、そのような伝統的な支援ネットワークの存在は候補とされる IFA/IRA が合理的であるとの判断に有利に働くものとして推定することができる⁵⁴³。さらに、申請者と当該民族コミュニティの個々の構成員をつなぐ具体的な既存の社会的関係がない場合、移動先の候補とされる地域における申請者と同じ民族的背景を持つ人々の存在があるということだけを理由に、申請者がそのようなコミュニティから意味のある支援を得られるという証拠として考えられることはできない⁵⁴⁴。申請者が移動先の候補とされる地域において親族のネットワークに頼ることができる程度については、海外居住後にアフガニスタンに帰還した者に対する（社会的）汚名や差別が報告されていることを考慮しなければならない⁵⁴⁵。

移動先の候補とされる地域が、申請者が予め特定された住居および生計手段の選択肢へのアクセスを持たず、意味のある支援ネットワークに頼ることができると合理的に期待できない都市

⁵⁴³ アフガニスタン食糧安全保障・農業クラスター（Food Security and Agricultural Cluster Afghanistan）によって 2015 年 5 月から 6 月にかけて行われた調査によると、人口の 5.9 パーセント（157 万人）が深刻な食糧危機に直面していたが、2014 年には同数値は 4.7 パーセントであった。さらに別の 27.5 パーセント（730 万人）が中程度の食糧危機に直面していた。同調査はまた、深刻な食糧危機に直面している人々で、すでにこのような緊急事態に対応する能力を使い果たした者の割合が増加したと示している。このことは、今ではさらに多くの人々が、土地を売ったり、子どもを働きに出すために学校をやめさせたり、支援を求めて親戚に頼ることを余儀なくされているということを示している。Food Security and Agricultural Cluster Afghanistan, *Seasonal Food Security Assessment (SFSA) May-June 2015 Afghanistan*, 31 August 2015, http://foodsecuritycluster.net/sites/default/files/SFSA_2015_Final_0.pdf, pp. 5-7. IDPs を受け入れている家族は、彼ら自身の資源を使い果たしてしまうという危機に直面している。例えば以下を参照のこと：UNHCR, *Afghanistan - Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, May 2015, <http://www.refworld.org/docid/5594f2544.html>, p. 3.

⁵⁴⁴ 報告によると、都市部においては、自治体レベルである程度のセーフティ・ネットが存在しており、脆弱な立場にある世帯が非公式な貸付やコミュニティ内の慈善活動にアクセスできる一方で、そのようなメカニズムは減少してきており、また新しく到着した IDPs に対しては排他的にもなりうる。Samuel Hall Consulting, *Urban Poverty Report: A Study of Poverty, Food Insecurity and Resilience in Afghan Cities (report commissioned by Danish Refugee Council and People in Need)*, November 2014, <http://samuelhall.org/wp-content/uploads/2014/11/DRC-PIN-Urban-Poverty-Report.pdf>, p. 9. 友好的な客を装った加害者が後で（宿を提供した）ホストに攻撃を仕掛けるという「内部者による攻撃」が相次いで起きたため、「Pashtunwali」の伝統とその手厚いもてなしに関する厳格な規定が弱められたと報じられている。New York Times, *Afghans See a Collapse of Tradition in a Spate of Devious Attacks*, 3 September 2015, <http://www.nytimes.com/2015/09/04/world/asia/afghans-see-devious-attacks-assign-of-wars-toll-on-traditional-values.html>. 報告によると、悪化する治安状況のために、帰還者は、「アフガニスタンで生きていくために不可欠な親族のネットワークから遠く離れた状態で、過密状態にあるカブールに足止めされることになる。」Reuters, *Sent Back from Europe, Some Afghans Prepare to Try Again*, 16 November 2015, <http://www.reuters.com/article/2015/11/16/us-afghanistan-migrants-insight-idUSKCN0T50E020151116>. Afghanistan Migrants Advice and Support Organisation によると、「未成年者であるうちにアフガニスタンを逃れ、現在はアフガニスタンに戻された帰還者が多くいる。同機関のインタビューをうけた少年のほとんどは、何年にもわたって自身の家族を探しているが、ついには全く手がかりを得ることができず、あきらめることとなる。彼らは今では 1 人で暮らしている。」UNICEF, *Child Notice Afghanistan*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/56430b2d4.html>.

⁵⁴⁵ 親族のネットワークが、帰還者への支援および生計手段に関する機会の提供に必要不可欠な役割を果たしていることと報告されている。しかしながら、もしも帰還者が一族に恥をもたらずと見なされた場合には、そのような支援は撤回されることとなる。これは、帰還者が西洋文化の影響を受けるようになったと見なされるような状況を含む。Schuster, L. & Majidi, N., *What Happens Post-Deportation? The Experience of Deported Afghans*, 2013, *Migration studies*, 1(2), pp. 221-240, <http://openaccess.city.ac.uk/4717/1/2013%20Schuster%20Majidi%20.pdf>. 英国からアフガニスタンに送還された若者のグループを追跡した Refugee Support Network (RSN) の長期間にわたる研究によると、「単にアフガニスタンに家族がいるからといって、帰還者にとっての保護を意味しない。移住の皮切りとなってほしいという家族からの期待に応えることなく英国から帰国したために、家族から歓迎されない若者もいる。その一方で、帰国した若者を養うには資源が限られ過ぎているという家族もいる。」RSN はまた、追跡対象者の多くが、帰国に際して家族と再び連絡手段を確立することに苦勞し、教育を受け続けることおよび安定的に雇用されることが不可能であることに気づき、そして精神衛生上の問題や精神的安定性の継続的悪化を経験することとなると述べている。RSN, *After Return: Documenting The Experiences of Young People Forcibly Removed to Afghanistan*, April 2016, https://refugeesupportnetwork.org/sites/default/files/files/After%20Return_RSN_April%202016.pdf, pp. 6, 22. 2015 年 11 月にカブールの USIP によって行われたインタビューによると、「帰還者の再統合に関わった NGOs は、特に若者が直面する課題について報告しており、これには特に都市部において顕著なより大きなコミュニティからの疎外感や、差別が含まれる。」USIP, *The Forced Return of Afghan Refugees and Implications for Stability*, January 2016, <http://www.usip.org/sites/default/files/PB199-The-Forced-Return-of-Afghan-Refugees-and-Implications-for-Stability.pdf>, p. 3. 報告によると、一般的に帰還者はヨーロッパにて「西洋化」したか「反イスラム」になったと見なされる。報告によると、帰還者の多くはまた、彼らの家族を失望させ、家族の資源が消費される原因になってしまったと感じている。PRIO, *Can Afghans Reintegrate after Assisted Return from Europe?*, July 2015, http://file.prio.no/publication_files/PRIO/Oeppen%20-%20Can%20Afghans%20Reintegrate%20after%20Assisted%20Return%20from%20Europe.%20PRIO%20Policy%20Brief%207-2015.pdf. 以下も参照のこと：BBC, *The Young People Sent Back to Afghanistan*, 17 July 2015, <http://www.bbc.com/news/magazine-33524193>; Catherine Gladwell, "No Longer a Child: from the UK to Afghanistan", *Forced Migration Review*, Issue 44, September 2013, <http://www.fmrreview.org/en/detention.pdf>, pp. 63-64.

部にある場合は、申請者は他の都市部の IDPs と同じような状況に陥る可能性が高い。そのような結果の合理性を評価するためには、審査官は移動先の候補地における国内避難の規模およびその場所における IDPs の生活状況を考慮する必要がある。この点について考慮されるべき関連事項には、IDPs がアフガニスタンにおいて最も脆弱なグループの一つと見なされており、その多くに人道機関の手が届かないという事実⁵⁴⁶、そして都市部の IDPs は特に失業・水および衛生への限定的なアクセス・食糧危機の影響を受けており、入手可能な情報の中には、これまで移動を強いられてこなかった都市部の貧困層よりも脆弱であることを示すものがあるということを含む⁵⁴⁷。土地配分計画は管理が行き届いておらず汚職で台無しにされることが多いと報じられており、特に IDPs に対しては適切な住居の利用可能性が限られているという点も考慮しなければならない（セクション IIE も参照のこと）⁵⁴⁸。

子どもに特有な事情および児童の権利条約の下での国家の法的義務（特に、子どもの最善の利益が、子どもに影響を及ぼす全ての意思決定において第一に考慮されるべきであることを確保し、年齢や成熟度に応じて子どもの意見をしかるべく考慮するという義務）が、子どもに関連した IFA/IRA の合理性を評価するにあたり考慮される必要がある⁵⁴⁹。審査官は、成人にとって単に不便と見なされることが、子どもにとっては不当な困難となり得るという事実⁵⁵⁰に十分配慮する必要がある。保護者のいない子どもまたは保護・養育者から別離した子どもとの関係で、これらの考慮事項はいっそう重要となる⁵⁵⁰。

IFA/IRA の合理性を評価するにあたっては、食糧危機、生計を立てる機会へのアクセスの欠如、適切な社会的・心理社会的支援および医療を含む不可欠なサービスへのアクセスの欠如という観点から、障がいを持つ人や高齢者を含めた特別なニーズを持つ個人の状況について特に注意を払うべきである。

⁵⁴⁶ 2012年にSamuel Hall、NRC/IDMCおよび合同IDPプロファイリングサービスによって行われた共同研究は、「インタビューを受けたIDPsの約90パーセントが極度に脆弱な個人（EVI）の基準を満たしており、その社会経済的背景のために、国の平均以下の状況にあるだけでなく、生命を脅かされる状況下において生活することを余儀なくされるという重大な危険性に晒されている。」としている。Samuel Hall Consulting, *Challenges of IDP Protection: Research Study on the Protection of Internally Displaced Persons in Afghanistan*, November 2012, https://www.nrc.no/arch_img/9154086.pdf, p. 22. 以下も参照のこと：UNHCR, *Afghanistan: Conflict-Induced Internal Displacement Monthly Update*, June 2015, <http://www.refworld.org/docid/55ba09dc4.html>; OCHA, *Afghanistan 2015 Humanitarian Response Plan: Mid-Year Review of Financing, Achievements and Response Challenges*, 18 August 2015, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanistan-2015-humanitarianresponse-plan-mid-year-review-financing>, p. 4. セクション IIEも参照のこと。

⁵⁴⁷ さらに詳細については、セクション IIEを参照のこと。

⁵⁴⁸ Government of the Islamic Republic of Afghanistan, *The State of Afghan Cities 2015*, September 2015, <http://unhabitat.org/books/soac2015/>, p.17. 以下も参照のこと：NRC/IDMC, *Still at Risk: Security of Tenure and the Forced Eviction of IDPs and Refugee Returnees in Urban Afghanistan*, 11 February 2014, <http://www.refworld.org/docid/52fb2aab4.html>, p. 17 UNAMA, *The Stolen Lands of Afghanistan and its People – The State Land Distribution System*, March 2015, https://unama.unmissions.org/sites/default/files/unama_land_report_2_state_land_distribution_system_final_19march15_0.pdf, p. 30.

⁵⁴⁹ UN General Assembly, *Convention on the Rights of the Child*, 20 November 1989, United Nations Treaty Series, Vol. 1577, p. 3, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b38f0.html>. 以下も参照のこと：UNHCR, *Special Measures Applying to the Return of Unaccompanied and Separated Children to Afghanistan*, August 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c91dbb22.html>.

⁵⁵⁰ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>, paras 53-57. また、上位審判所が「背景証拠は、アフガニスタンへのつながりがないまま同地に送還される子どもは、その個別の事情と送還先の場所によっては、とりわけ、無差別の暴力、強制的徴集、性暴力、人身取引および子どもの保護のための十分な措置の不足による深刻な危害のおそれに晒され得ることを示している。」（第92段落）と判断した AA (*unattended children*) *Afghanistan v. Secretary of State for the Home Department*, CG [2012] UKUT 00016 (IAC), United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), 6 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f293e452.html> も参照のこと。さらに、以下も参照のこと：Catherine Gladwell and Hannah Elwyn, “Broken Futures: Young Afghan Asylum Seekers in the UK and on Return to their Country of Origin”, *UNHCR, New Issues in Refugee Research, Research Paper No. 246*, October 2012, <http://www.unhcr.org/5098d2679.html>.

女性の低い雇用率と並び、女性の移動の自由に対する伝統的な制約を踏まえ、UNHCR は男性による保護のない家族の単身家長である女性は、都市部を含め、不当な困難なしで生活することができず、また、大きな危険に晒される可能性があることから、IFA/IRA は合理的ではないと考える⁵⁵¹。

このような背景を踏まえ、UNHCR は、個人が (i) 住居、(ii) 衛生・医療・教育などの不可欠なサービス、(iii) 生計手段に関する機会にアクセスできる場合のみ、候補とされる移動先が妥当であると考え。加えて、UNHCR は、移動先の候補地において個人が (拡大) 家族またはより広い民族コミュニティの構成員による伝統的な支援ネットワークにアクセスすることでき、彼らが申請者に支援を提供する意思があり、実際にそれを提供することができると評価された場合のみ、IFA/IRA が妥当であると考え。

障がいを持つ人や高齢者を含む特別なニーズを持つ個人について候補とされる IFA/IRA の合理性を判断する際に、移動先の候補地における (拡大) 家族の構成員またはより広い民族コミュニティの構成員が、個人の特定のニーズに合った恒久的な支援を、持続可能な方法で (必要であれば永続的に) 提供する意思があり、実際にそれを提供することができると立証することが極めて重要である。

上述の通り、UNHCR の見解では、この外部支援の要件の唯一の例外が、独身の身体的に健全な男性および脆弱性を特に有しておらず、就労年齢にあり婚姻関係にある夫婦である。このような人々は、ある特定の状況においては、生活上の基本的なニーズを満たすために必要なインフラと生計を立てる機会があり、政府の実効的支配下にある都市部または準都市部においては、家族およびコミュニティによる支援がなくても生活できるかもしれない。

UNHCR の見解では、アフガニスタン出身の保護者のいない子どもおよび保護・養育者から別離した子どもに関しては、移動先の候補地において子どもがその (拡大) 家族またはより広

⁵⁵¹ 報告によると、ニーダーザクセン州の行政高等裁判所は、西洋化したアフガニスタン人女性はアフガニスタンに帰国した場合、暴力および深刻な人権侵害に晒され得ると判断している。Deutsche Welle, *Deportation to Afghanistan: Safe or Unsafe Origin?*, 8 November 2015, <http://www.dw.com/en/deportation-to-afghanistan-safe-or-unsafe-origin/a-18835069>. NRCと連絡事務所による研究が明らかにしたところでは、自身の出身地におけるネットワークの喪失に加え、女性のIDPsは「家の外に出ることが許されておらず、移動先での新しいネットワークの構築にも苦勞している」ため、コミュニティによる支援にアクセスすることがより難しいと報告されている。研究者がインタビューの対象とした、移動を強いられた女性および少女の多くは、「不相応なまでに困窮した生活環境や、可動性とコミュニティによる支援が限られているために「明白な絶望感を露にし、また、驚くほど多くが、死を望むかもしれないと生まれてきたことを後悔している。」 Norwegian Refugee Council / The Liaison Office, *Listening to Women and Girls Displaced to Urban Afghanistan*, 26 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/5513bec24.html>, pp. 8, 16. 上位審判所が、「しかしながら、(カブールおよびその他の国内移動先地域の候補に関して) この立場が当てはまるのは、一定のカテゴリーの女性である。現在のアフガニスタンに関する内務省OGNの趣旨は、男性の支援ネットワークを持つ女性は国内で移動できる可能性がある一方で、(中略) 『単身の女性および女性家長が国内で移動することを期待することは不合理であろう』 (February 2012 OGN, 3.10.8) と述べ、審判所は他の見解をとる根拠はないとした、United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), *AK (Article 15(c)) Afghanistan CG v. Secretary of State for the Home Department*, [2012] UKUT 00163(IAC), 18 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fba408b2.html> も参照のこと。N v. Sweden, Application no. 23505/09, 20 July 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c4d4e4e2.html>において、欧州人権裁判所は、女性は、社会、伝統または法制度によって課せられたジェンダーの役割に合致しないと見なされた場合、アフガニスタンにおいて不当な取扱いを受ける特に高いおそれがあると判断した。単に申請者がスウェーデンに住んでいたという事実が、許容される振る舞いの一線を越えたと見なされる可能性が十分にある。彼女が夫と離婚したがっており、とにかく彼とはもう一緒に暮らしたくないという事実は、彼女のアフガニスタン帰国に際して、生命を脅かす深刻な影響につながる可能性がある。さらに、報告書は、アフガニスタンの女性の多くの割合が、当局が正当なものとなし、つまり、訴追しない行為である家庭内暴力による影響を受けていることを示している。保護者のいない女性または男性の「指導者」がいない女性は、私生活または職業生活に対する深刻で継続的な制限、そして社会的排除に直面した。また、彼女たちは、男性の親族に守られていなければ、完全に生き残りの手段を持たないことが多い。その結果、裁判所は、もしNがアフガニスタンに強制退去されれば、スウェーデンは欧州人権条約第3条に違反すると判断した。

い民族コミュニティの構成員から意味のある支援を受けられるという要件だけでなく、移動が子どもの最善の利益となると証明されなければならない。その上、保護者のいない子どもまたは保護・養育者から別離した子どもがアフガニスタンに帰還する際には、2010年の *Aide-mémoire: Special Measures Applying to the Return of Unaccompanied and Separated Children to Afghanistan*⁵⁵²（覚書：アフガニスタンに帰還する保護者のいない子どもまたは保護・養育者から別離した子どもに適用される特別措置）が前提としている最低限の保障が必要となる。

C. 広義の UNHCR マンデート基準または地域的取極の下での難民の地位または補完的形態の保護の資格

1951年条約は、国際的な難民保護体制の基盤をなすものである。1951年条約にいう難民の地位の基準は、その基準を満たす個人または集団が同条約の下で正当に認定され、保護されるよう解釈されるべきである。庇護希望者が1951年条約の難民認定基準を満たさないと判断された場合にのみ、UNHCRのマンデートおよび地域的取極に含まれるより広義の保護基準が（補充的保護を含めて）検討されるべきである⁵⁵³。

ガイドラインのこのセクションは、1951年条約第1条Aに含まれる難民認定基準を満たさないと判断されたアフガニスタン人庇護希望者の国際保護資格の認定におけるガイダンスを提供する。1951年条約に規定された基準に該当しない個人も国際保護を必要とする可能性がある。とりわけ、1951年条約上の根拠との連関が存在しない暴力の状況から避難する個人は、UNHCRのマンデートの文言または地域的取極に規定された基準に該当すると判断される可能性がある⁵⁵⁴。

アフガニスタンにおける紛争の流動的な性質に鑑みて、アフガニスタン人による広義のUNHCR マンデート基準または地域的取極の下での国際保護の申請、あるいは、2011年EU資格指令第15条の下での補充的保護を含む補完的形態の保護の申請は、申請者が提出した証拠およびアフガニスタンの状況に関するその他の最新で信頼できる情報を踏まえ、慎重に評価されるべきである。

⁵⁵² UNHCR, *Special Measures Applying to the Return of Unaccompanied and Separated Children to Afghanistan*, August 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c91dbb22.html>.

⁵⁵³ 以下を参照のこと：UNHCR Executive Committee, *Conclusion on the Provision on International Protection Including through Complementary Forms of Protection*, No. 103 (LVI) – 2005, 7 October 2005, <http://www.refworld.org/docid/43576e292.html>.

⁵⁵⁴ 地域的取極に関しては、1969年OAU条約（Organization of African Unity, *Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa* ("OAU Convention"), 10 September 1969, 1001 U.N.T.S. 45, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>）およびカルタヘナ宣言（Cartagena Declaration, *Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama*, 22 November 1984, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html>）における難民の定義を参照のこと。補完的形態の保護には、2011年資格指令第15条の下での補充的保護が含まれる。European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html>.

1. 広義の UNHCR マンデート基準および地域的取極の下での難民の地位

a) 広義の UNHCR マンデート基準の下での難民の地位

UNHCR のマンデートは、1951 年条約および 1967 年議定書の下での難民認定基準を満たす個人を含むものであるが⁵⁵⁵、その後の国連総会および経済社会理事会（ECOSOC）の決議を通じて拡大され、その他の様々な無差別暴力や社会的混乱から生じる強制移動の状況を含むようになった⁵⁵⁶。こうした発展を踏まえ、難民に国際保護を提供する UNHCR の権限は、国籍国または常居所を有していた国の外にいる者であって、一般化した暴力または公の秩序を著しく乱す出来事から生じる生命、身体の安全または自由に対する深刻な脅威のために、その国籍国または常居所を有していた国に帰ることができない者または帰ることを望まない者にまで及ぶ⁵⁵⁷。

アフガニスタンの文脈においては、一般的な暴力による生命・身体の安全・自由に対する脅威を評価するための指標として、(i) 爆撃、空爆、自爆攻撃、IED 爆発および地雷を含む無差別の暴力行為による市民の死傷者数（セクション II.B.1 を参照）、(ii) 紛争に関連した安全上の事件の数（セクション II.B.2 を参照）および (iii) 紛争のために移動を強いられた人々の数（セクション II.E を参照）などが含まれる。

しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られない。それには、紛争関連の暴力の長期的で、より間接的な影響により、個別または累積的に、生命・身体の安全・自由に対する脅威を生むものも含まれる。この点について、関連する要素には、(i) AGEs による市民の支配（並列的な司法構造の押しつけおよび不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税を通じた支配を含む）、(ii) 強制的徴集、(iii) 食糧危機、貧困および生計手段の破壊および資産の喪失という形で現れる暴力および治安悪化が人道状況にもたらす影響、(iv) 高い確率で発生する組織犯罪および地元の有力者や軍閥、腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力、(v) 治安悪化の結果としての教育および基本的な医療へのアクセスの組織的な制限、(vi) 社会生活への参加に対する組織的な制限（とりわけ、女性に対する制限を含む）に関してセクション II.C および II.D で提供された情報が含まれる⁵⁵⁸。

アフガニスタンの例外的な状況において、公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命・身体の安全・自由に対する脅威を評価するために考慮すべき関連事項には、国土の一部で政府が AGEs に対して実効的な支配を失い、市民に保護を与えることができないという事実が含まれる。入手可能な情報によれば、これらの地域における人々の生活の主要な側面に対する統制権の行使は抑圧的で強制的なものであり、法の支配および人間の尊厳の尊重に基づく公序（*ordre public*）

⁵⁵⁵ UN General Assembly, *Convention Relating to the Status of Refugees*, 28 July 1951, United Nations Treaty Series, Vol. 189, p. 137, <http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html> および UN General Assembly, *Protocol Relating to the Status of Refugees*, 31 January 1967, United Nations Treaty Series, Vol. 606, p. 267, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ae4.html>.

⁵⁵⁶ UNHCR, *Providing International Protection Including Through Complementary Forms of Protection*, 2 June 2005, EC/55/SC/CRP.16, <http://www.refworld.org/docid/47fd9d49d.html>; UN General Assembly, *Note on International Protection*, 7 September 1994, A/AC.96/830, <http://www.refworld.org/docid/3f0a935f2.html>.

⁵⁵⁷ 例えば以下を参照のこと：UNHCR, *MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department - Written Submission on Behalf of the United Nations High Commissioner for Refugees*, 3 August 2010, C5/2009/2479, <http://www.refworld.org/docid/4c6aa7db2.html>, para. 10.

⁵⁵⁸ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html>, paras 10-12.

を損なうものである。そのような状況は、広範に及ぶ人権侵害の風潮の中で脅迫および暴力が市民に向けて組織的に行使されるという特徴がある。

このような背景を踏まえ、UNHCR は政府派の部隊と AGEs の間または異なる AGEs の間の戦闘が継続することによって影響を受けた地域の出身者または上記のような特徴を持つ AGEs の実効的な支配の下にある地域の出身者は、ケースの個別の事情によっては、国際保護を必要とする可能性があると考えられる。1951 年条約の難民認定基準を満たさないと判断された者は、一般化した暴力または公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命・身体・安全・自由に対する深刻な脅威を根拠として、UNHCR の広義のマンデートの下での国際保護の資格を有する場合がある。

b) 1969 年 OAU 条約の下での難民の地位

1969 年 OAU 条約の締約国で国際保護を求めるアフガニスタン人およびアフガニスタン出身のその他の者は、アフガニスタンの一部または全体における公の秩序を著しく乱す事件によって、常居所から逃れることを余儀なくされたことを根拠として、同条約第 I 条 2 項の下での難民の地位に該当する可能性がある⁵⁵⁹。

1969 年 OAU 条約の文脈においては、「公の秩序を著しく乱す事件」の文言は、市民の生命・自由・安全を脅かす紛争または暴力の状況およびその他の公序 (*ordre public*) の深刻な混乱も包含する⁵⁶⁰。上記と同じ理由で、UNHCR は、政府派の部隊と AGEs の間または異なる AGEs の間の支配を懸けた継続的な戦いの一環としての戦闘継続の影響を受けるアフガニスタン国内の地域、また、AGEs の実効的支配の下にあるアフガニスタン国内の地域は、公の秩序を著しく乱す事件による影響を受けた地域と見なされるべきであると考えられる。その結果、UNHCR は、そのような地域出身の個人で 1951 年難民条約の基準を満たさないと判断された者は、公の秩序を著しく乱す事件の結果として生命・自由・安全に対する脅威のために常居所から逃れることを余儀なくされたことを根拠として、1969 年 OAU 条約の第 I 条 2 項の規定の下での国際保護を必要とする可能性があると考えられる。

⁵⁵⁹ Organization of African Unity, Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa ("OAU Convention"), 10 September 1969, 1001 U.N.T.S. 45, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>. 1969 年 OAU 条約の第 I 条にいう「難民」の文言の定義は、「1966 年難民の地位と処遇についてのバンコク原則」(バンコク原則) の第 I 条にも導入された。以下を参照のこと : Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO), *Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees* (Final Text of the AALCO's 1966 Bangkok Principles on Status and Treatment of Refugees, as adopted on 24 June 2001 at the AALCO's 40th Session, New Delhi), <http://www.refworld.org/docid/3de5f2d52.html>.

⁵⁶⁰ 1969 年 OAU 条約の「公の秩序を著しく乱す事件」の文言の意味については、以下を参照のこと : Marina Sharpe, *The 1969 OAU Refugee Convention and the Protection of People Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence in the Context of Individual Refugee Status Determination*, January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50fd3edb2.html>; Alice Edwards, "Refugee Status Determination in Africa", 14 *African Journal of International and Comparative Law* 204-233 (2006); UNHCR, *Extending the Limits or Narrowing the Scope? Deconstructing the OAU Refugee Definition Thirty Years On*, April 2005, ISSN 1020-7473, <http://www.refworld.org/docid/4ff168782.html>.

c) カルタヘナ宣言の下での難民の地位

難民に関するカルタヘナ宣言（「カルタヘナ宣言」）を国内法に組み入れた国において国際保護を求めるアフガニスタン人庇護希望者は、一般化した暴力、国内紛争、大規模な人権侵害または公の秩序を著しく乱すその他の事態によってその生命・安全・自由が脅かされたことを根拠として難民の地位に該当する可能性がある⁵⁶¹。

広義の UNHCR マンデート基準および 1969 年 OAU 条約と同様の検討（セクション III.C.1.a および b）の結果、UNHCR は、政府派の部隊と AGEs の間または異なる AGEs の間の戦闘継続により影響を受けるアフガニスタン国内の地域、また、AGEs の実効的支配の下にある地域の出身者で、1951 年難民条約の基準を満たさないと判断された者は、紛争に関連する暴力の直接的または間接的な影響により、または、AGEs の実効的支配下にある地域での AGEs による深刻で広範に及ぶ人権侵害の結果として、その生命・安全・自由が公の秩序を著しく乱す事態により脅かされたことを根拠として、カルタヘナ宣言の下での国際保護を必要とする可能性があると考えられる。

2. 広義の UNHCR マンデート基準および地域的取極の下での国内避難・移動の選択可能性

OAU 条約の第 I 条 2 項の下での難民の地位の判断には、国内移動の選択可能性の検討は、基本的には関連しない⁵⁶²。

広義の UNHCR マンデート基準またはカルタヘナ宣言の下で国際保護を必要とすると判断された個人については、移動の可能性の評価には、候補とされる IFA/IRA の妥当性および合理性について個々の場合に依拠して評価することが必要となる。セクション III.B に挙げた妥当性判断・合理性判断に関する個別の要素が適用される。

1951 年難民条約の下での国際保護申請に関する IFA/IRA の場合（セクション III.B.2 を参照）と同じく、UNHCR は、広義の UNHCR マンデート基準またはカルタヘナ宣言の下で国際保護を必要とすると判断された個人については、移動先の候補とされる地域の AGEs 指導者層との間に過去に築き上げた絆がある申請者を除いて、タリバンおよび／または他の AGEs の実効的

⁵⁶¹ Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama, 22 November 1984, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36c.html>, Section III.3. カルタヘナ宣言は法的拘束力のない地域的取極の一つだが、同宣言における難民の定義は、特に14カ国の国内法と国家実行に組み入れられており、当該地域において特別な地位を獲得している。カルタヘナ宣言における難民の定義の解釈に関するガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Summary Conclusions on the Interpretation of the Extended Refugee Definition in the 1984 Cartagena Declaration: Roundtable 15 and 16 October 2013, Montevideo, Uruguay*, 7 July 2014, <http://www.refworld.org/docid/53c52e7d4.html>.

⁵⁶² UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>, para. 5. 1969年条約の第1条 (2) は、難民の定義を、「外部からの侵略、占領、外国の支配または出身国もしくは国籍国の一部もしくは全体における公の秩序を著しく乱す事件の故に出身国または国籍国外に避難所を求めるため常居所地を去ることを余儀なくされた者」[強調追加]に拡大している。同様の考慮事項は、1969年OAU条約の難民の定義と同一のバンコク原則の第1条 (2) に含まれる難民の定義に該当する個人にも適用される。

支配下にあるアフガニスタンの地域において IFA/IRA は利用できないと考える⁵⁶³。UNHCR は、戦闘が継続している地域においても IFA/IRA は存在しないと考える⁵⁶⁴。

3. EU 資格指令の下での補充的保護の資格

欧州連合の加盟国で国際保護を求め、1951 年条約にいう難民ではないと判断されたアフガニスタン人は、アフガニスタンで深刻な危害の現実的なおそれに直面すると信じる実質的な根拠がある場合、EU 資格指令第 15 条の下での補充的保護の資格を有する可能性がある⁵⁶⁵。本ガイドラインのセクション II.C で紹介される情報を踏まえ、申請者は、ケースの個別の事情によっては、国家またはその機関あるいは AGEs の手にかかって様々な形態の深刻な危害（死刑⁵⁶⁶または処刑、拷問または非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰）を受ける現実的なおそれに直面することを根拠として、第 15 条 (a) または第 15 条 (b) の下での補充的保護を必要とする可能性がある⁵⁶⁷。

同様に、アフガニスタンは非国際的武力紛争による影響を受け続けているという事実を踏まえ、また、本ガイドラインのセクション II.B、II.C、II.D および II.E で紹介する情報を踏まえ、紛争の影響を受けた地域の出身者またはそのような地域に以前居住していた者は、ケースの個別の事情に応じて、無差別の暴力によって生命または身体に対する深刻で個別的な脅威に直面することを根拠に、第 15 条 (c) による補充的保護を必要としている可能性がある。

アフガニスタンでの武力紛争の文脈においては、国内の特定の場所における無差別な暴力を理由とした申請者の生命または身体に対する脅威を評価するために考慮すべき要素には、市民の死傷者数・安全関連の事件の数・生命または身体の安全に対する脅威を構成する国際人道法の深刻な違反の存在が含まれる。しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られず、紛争の人権状況への影響や国家が人権を守る能力を紛争が妨げる程度など、より長期に渡り、間接的な暴力の影響も包含する。アフガニスタン国内の紛争の文脈においては、この点に関連する要因には、(i) 並列的な司法構造の押しつけおよび不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税を通じた支配を含む、AGEs による

⁵⁶³ 以下を参照のこと：UNHCR, *ibid.*, para. 28.

⁵⁶⁴ 以下を参照のこと：UNHCR, *ibid.*, para. 27.

⁵⁶⁵ 資格指令にいう深刻な危害は、(a) 死刑または処刑、(b) 出身国における申請者への拷問または非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰、または、(c) 国際武力紛争または国内武力紛争の状況における無差別暴力による文民の生命または身体に対する深刻で個別的な脅威と定義されている。European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html>, arts 2(f), 15.

⁵⁶⁶ アフガニスタン刑法の第24条では、重罪について死刑が科され得る。Penal Code [Afghanistan], No. 1980, 22 September 1976, <http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>. 刑法第1条では、フドゥード (hudood) の罪で有罪判決を受けた者は、シャリア法のハナフィ法学の原則に従って処罰される。フドゥードの刑罰には、処刑および石打ちによる死刑が含まれる。Hossein Gholami, *Basics of Afghan Law and Criminal Justice*, undated, <http://www.auswaertigesamt.de/cae/servlet/contentblob/343976/publicationFile/3727/Polizei-Legal-Manual.pdf>. 2014年10月、集団強姦を理由に有罪判決を受けた男性5人がカブールで絞首刑にされたが、この裁判は国際社会の監視者から激しい非難を受けた。Reuters, *Afghanistan Hangs Five Men over Gang Rape, Despite Concerns of Rights Groups (Update 1)*, 8 October 2014, <http://in.reuters.com/article/afghanistanexecution-idINL3N0S33BR20141008>. 以下も参照のこと：Cornell Law School, *Death Penalty Database*, <http://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=Afghanistan>.

⁵⁶⁷ 申請者が 1951 年条約上の根拠を理由にそのような取扱いを受ける現実的なおそれに直面する場合、条約上の難民の地位が付与されるべきであることに留意するべきである（第 1 条 F により難民条約による保護の利益から除外される場合を除く）。深刻な危害のおそれと条約上の根拠の一つの間に連関が存在しない場合にのみ、申請者は補充的保護を付与されるべきである。

市民の支配、(ii) 強制的徴集、(iii) 食糧危機、貧困および生計手段の破壊および資産の喪失という形で現れる暴力および治安悪化が人道状況にもたらす影響、(iv) 高い確率で発生する組織犯罪および地元の有力者や軍閥、腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力、(v) 治安悪化の結果としての教育および基本的な医療へのアクセスの組織的な制限、(vi) とりわけ、女性に対する制限を含む、社会生活への参加に対する組織的な制限が含まれる⁵⁶⁸。

これらの要因は、個別または累積的に、第 15 条 (c) を適用するのに十分に深刻な状況をアフガニスタンの特定の地域において生じさせるものと判断される可能性があり、申請者が危害のおそれを増加させる個別の要因または事情を示す必要はない⁵⁶⁹。すべての関連証拠が考慮された後に、申請者のアフガニスタン国内の出身地域には該当しないと判断された場合は、申請者の個別の特徴が、暴力の性質および程度と相俟って、申請者の生命または身体に対する深刻で個別的な脅威を生じさせる特有の脆弱性を示すものではないかという点について検討が始められる。

4. EU 資格指令の下での深刻な危害のおそれがある個人のための国内保護の検討

ある個人がアフガニスタンの出身地域において深刻な危害のおそれがあると証明された場合、EU 加盟国の審査官は、資格指令第 8 条の下でのアフガニスタンの別の場所での国内保護の可能性についての検討に進むことができる⁵⁷⁰。アフガニスタンでの国内保護の利用可能性に関する決定に際しては、セクション III.B に挙げられた国内保護の選択肢の妥当性・合理性に関する考慮事項が適用される。

D. 国際的難民保護からの除外

アフガニスタンの武力紛争の長い歴史における深刻な人権侵害および国際人道法違反に鑑みて、1951 年条約の第 1 条 F の除外条項の検討が、アフガニスタン人庇護希望者による個別申請において生じるかもしれない。除外条項の検討は、申請者が第 1 条 F にいう犯罪に関与したかもしないことを示す要素が、その申請において存在する場合に発生するだろう。国際難民保護からの

⁵⁶⁸ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html>, paras 10-12.

⁵⁶⁹ 欧州司法裁判所が (第43段落で)、「発生している武力紛争を特徴付ける無差別な暴力の程度が (中略)、ある市民が当該国、または場合によっては当該地域に帰国すれば、その国または地域の領域にいることのみを理由として、そのような脅威に晒される現実的なおそれと直面すると信じる実質的な根拠が示されるような高いレベルに達する場合、申請者の生命または身体に対する深刻で個別的な脅威の存在が例外的に立証されたと見なされる」と判断した、*Court of Justice of the European Union, Elgafaji v. Staatssecretaris van Justitie*, C-465/07, 17 February 2009, <http://www.refworld.org/docid/499aacc52.html> を参照のこと。

⁵⁷⁰ European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html>, article 8.

除外により深刻な影響が出る可能性に鑑みて、除外条項は厳格に解釈され、慎重に適用される必要がある。すべてのケースにおいて、個別ケースの事情の完全な評価が要求される⁵⁷¹。

アフガニスタンの文脈においては、除外条項の検討は、特定の背景および経歴を持つ庇護希望者、特にアフガニスタン人民民主党（PDPA）を権力の座につけ、その後の暴動に対する残酷な弾圧が続いた 1978 年 4 月の革命に参加した者、1979 年から現在にいたるアフガニスタンの武力紛争、つまり、(i) 1979 年夏から 1979 年 12 月 24 日のソビエト侵攻までの PDPA 政府と地元エリートによる支援を受けた武装反対勢力の間の非国際的武力紛争、(ii) 1979 年 12 月 27 日の当時のアフガニスタン政府の崩壊とその後のソビエト連邦によるアフガニスタン占領から 1989 年 2 月に完了したソビエト軍の撤退までの国際的武力紛争の 10 年⁵⁷²、(iii) その後、1996 年 9 月にタリバンがカブールを制圧するまでの間、様々な司令官に率いられたイスラム聖戦士軍が政府および政府派の武装グループと戦った非国際的武力紛争、(iii) 1996 年から 2001 年のタリバン追放までの、タリバンと北部同盟として知られる統一戦線の中の非国際的武力紛争、(iv) 米国が主導した 2001 年 10 月 6 日の介入から始まり、タリバン政権の崩壊以降の占領期を経て、2002 年 6 月のアフガニスタン政府の選出により終了した国際的武力紛争⁵⁷³、(v) 政府とタリバンおよびその他の武装グループの間で今日まで続いている非国際的武力紛争⁵⁷⁴に關与した者のケースで発生し得る。

以上に列挙した事件および武力紛争に關与した個人の申請を検討する際、第 1 条 F (a) が特に關連する。申請者が武力紛争に關連して犯した行為または武力紛争と關連する行為と關係した可能性がある場合、除外に關する分析の開始点は、それらの行為が適用可能な国際人道法の規定および国際刑事法の關連規定に違反するものであるかどうか、そして、第 1 条 F (a) にいう戦争犯罪を構成するかどうかを検討することである⁵⁷⁵。当該犯罪が市民に対する広範に及ぶ攻撃または組織的な攻撃の一環として犯された根本的に非人道的な行為を構成する場合、第 1 条 F (a) にいう人道に対する罪の除外理由も關連し得る⁵⁷⁶。報告によれば、アフガニスタンの様々

⁵⁷¹ 1951 年第 1 条 F の解釈および適用に關する詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 5: Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/05, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857684.html>; および *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>.

⁵⁷² 1979 年ソビエト侵攻に至るまでの出来事の概要と適用可能な国際人道法 (IHL) の規定に關する議論については、以下を参照のこと：Michael Reisman and James Silk, “Which Law Applies to the Afghan Conflict?”, *Faculty Scholarship Series*, Paper 752, 1988, http://digitalcommons.law.yale.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1745&context=fss_papers.

⁵⁷³ 以下を参照のこと：ICRC, *International Law and Terrorism: Questions and Answers*, 1 November 2011, <http://www.icrc.org/eng/resources/documents/faq/terrorism-faq-050504.htm>.

⁵⁷⁴ UN Security Council, *Security Council Resolution 2255 (2015) [on Sanctions Concerning Individuals and Entities and Other Groups and Undertakings Associated with the Taliban and the Threat International Terrorism Poses to Afghanistan]*, 22 December 2015, S/RES/2255 (2015), <http://www.refworld.org/docid/568fd2454.html>; UNAMA, *Afghanistan: Midyear Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, August 2015, <http://www.refworld.org/docid/55c1bdc4d.html>, p. 81.

⁵⁷⁵ 戦争犯罪は、国際法の下での個人の直接的な責任を伴う IHL の深刻な違反である。適用可能な IHL および対応する国際刑事法の規定は、当該武力紛争がその性質において国際的なものであるか（占領の状況を含む）、非国際的なものであるかによって異なる。詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, paras 30-32. 非国際的武力紛争の文脈においては、「戦争犯罪」の概念は、1990 年代初頭からの關連する IHL 規定の深刻な違反に適用され得る（1949 年ジュネーブ諸条約の共通第 3 条、第二追加議定書の特定の規定および慣習国際法の規則など）。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY) は、その頃までに非国際的武力紛争に適用される IHL 違反は、慣習国際法の下での刑事責任を伴うと見なされ得ると判断した。以下を参照のこと：Prosecutor v. Dusko Tadic aka “Dule”, *Decision on the Defense Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction*, IT-94-1, 2 October 1995, <http://www.refworld.org/docid/47fd9b520.html>, para. 134. それ以前に起こった上記の IHL 規定の深刻な違反は「戦争犯罪」と見なすことはできないが、「重大な非政治的犯罪」（第 1 条 F (b)）、または、状況によっては、「人道に対する罪」（第 1 条 F (a)）に該当し得る。

⁵⁷⁶ 詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, paras 33-36.

な武力紛争の当事者によって犯されたと報じられている行為には、とりわけ、誘拐および強制失踪、市民に対する無差別攻撃、強制移動、拷問およびその他の残酷な、非人道的なおよび品位を傷つける取扱い（政治的暗殺、大量殺戮、超法規的および略式処刑、子どもの徴集を含む兵役および／または労働を目的とした強制的徴集）が含まれる⁵⁷⁷。

報告によれば、様々なアクターが、違法な麻薬取引、違法な課税、武器の密輸、人身取引を含む深刻な犯罪に関与した⁵⁷⁸。これらのアクターには、組織犯罪ネットワークだけでなく、軍閥および AGEs も含まれる。問題となる犯罪は、アフガニスタンにおける武力紛争に関係している可能性がある⁵⁷⁹。その場合、当該犯罪は国際人道法上で適用可能な規定に照らして評価される必要があり、1990 年代初頭以降に犯された場合、第 1 条 F (a) にいう戦争犯罪の範囲に該当する可能性がある⁵⁸⁰。あるいは、そのような犯罪は、1951 年条約第 1 条 F (b) の意味での重大な非政治的犯罪として除外の対象となり得る⁵⁸¹。

場合によっては、1951 年条約 第 1 条 F (c) がアフガニスタン人申請者によって犯された行為について適用可能であるかが問題となり得る。UNHCR の見解では、この除外規定は、その性質および深刻性のために、国際の平和および安全または国家間の友好関係を侵害し得るという意味で国際的影響を持つ犯罪にのみ適用され得る⁵⁸²。

除外条項の検討は、テロリスト的な性質があると考えられる行為と関連していた可能性がある個人についても生じ得る。UNHCR の見解では、関連する基準に合致する場合、そのような犯罪は第 1 条 F に定められている除外事由のいずれかに含まれる可能性がある。そのような多くの場合、テロによる暴力行為は、この条項を適用する際の重大性に関する最低限の敷居を超える一

⁵⁷⁷ アフガニスタンにおける様々な国際人権法および国際人道法違反の概要については、例えば以下を参照のこと：UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>; UN Security Council, *Security Council resolution 2255 (2015) [on Sanctions Concerning Individuals and Entities and Other Groups and Undertakings Associated with the Taliban and the Threat International Terrorism Poses to Afghanistan]*, 22 December 2015, S/RES/2255 (2015), <http://www.refworld.org/docid/568fd2454.html>; HRW, *Afghanistan: Generals Put Civilians at Risk*, 29 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/55963b794.html>; HRW, "Today We Shall All Die": *Afghanistan's Strongmen and the Legacy of Impunity*, 3 March 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f6c1e44.html>; Amnesty International, *Amnesty International Report 2014/15 - Afghanistan*, 25 February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54f07e2215.html>. 追加情報については、セクション II を参照のこと。

⁵⁷⁸ UNODC によれば、アフガニスタンの不安定化に関与しているすべてのアクターは、麻薬経済に直接的または間接的に関係している。反徒によるアヘン経済へのアクセスが軍事的能力の拡大につながり、紛争を長期化させ、これらのグループが道路および領土の支配を巡って戦うにあたり、アフガニスタン全土で治安悪化を煽る。以下を参照のこと：UNODC, *Addiction, Crime and Insurgency. The Transnational Threat of Afghan Opium*, October 2009, <http://www.refworld.org/docid/4ae1660d2.html>. 以下も参照のこと：AREU, *The Devil Is in the Details: Nangarhar's Continued Decline into Insurgency, Violence and Widespread Drug Production*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c2eaa34.html>, pp. 2, 8-9; UN Security Council, *Security Council resolution 2255 (2015) [on Sanctions Concerning Individuals and Entities and Other Groups and Undertakings Associated with the Taliban and the Threat International Terrorism Poses to Afghanistan]*, 22 December 2015, S/RES/2255 (2015), <http://www.refworld.org/docid/568fd2454.html>, para. 4.

⁵⁷⁹ 例えば以下を参照のこと：UN Secretary-General, *Report of the Secretary-General on the Threat of Terrorists Benefiting from Transnational Organized Crime*, 20 May 2015, S/2015/366, <http://www.refworld.org/docid/5587db984.html>, para. 26; Al Jazeera, *Afghanistan's Billion Dollar Drug War*, 6 May 2015, <http://www.aljazeera.com/programmes/101east/2015/05/afghanistan-billion-dollar-drug-war-150505073109849.html>; UNODC, *Afghanistan Opium Survey 2012*, May 2013, http://www.unodc.org/documents/cropmonitoring/Afghanistan/Afghanistan_OS_2012_FINAL_web.pdf, pp. 47-48.

⁵⁸⁰ 上記脚注 575 で述べた通り、そのような行為が非国際的武力紛争と関連し、1990 年初頭以降に起こった場合、第 1 条 F (a) 「戦争犯罪」の下での除外を生じさせ得る。その時点以前の非国際的武力紛争に適用される IHL 規定の深刻な違反は、第 1 条 F (b) 「難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で犯された重大な犯罪」または第 1 条 F (a) 「人道に対する罪」に基づく除外につながる可能性がある。

⁵⁸¹ 詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, paras 37-45.

⁵⁸² 詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, paras 46-49.

方で、当該犯罪が政治的なものであるかを診断する優越性のテストには合格しない可能性が高いことから、第 1 条 F (b) が適用されることとなる⁵⁸³。ある特定の状況において、問題となる行為が武力紛争の最中に犯され、国際人道法および国際刑事法関連規定の重大な侵害を構成する場合には、当該行為は人道に対する罪または戦争犯罪として第 1 条 F (a) に該当し得る⁵⁸⁴。特定の状況下においては、テロリスト的な性質があると考えられる行為は、第 1 条 F (c) に基づく除外事由を生じさせる。これは、問題となる行為が第 1 条 F (a) にいう戦争犯罪および／または人道に対する罪を構成する場合にも適用され得るが⁵⁸⁵、国際的なレベルでの影響力という観点から上述したより重大な性質を帯びている場合には、テロリズムに関する国際条約・議定書の下で禁止されている犯罪との関係でも適用され得る⁵⁸⁶。

除外が正当化されるためには、第 1 条 F の範囲内の犯罪と関連して個人の責任が立証されなくてはならない。そのような責任は、犯罪を行った者または刑事責任を生じさせるような方法により（例えば、命令、教唆、幫助および扇動を通して、または共通の目的をもって行動する人々の集団による犯罪の実行に寄与することによって）その犯罪の実行に参加した者から生じる。軍または文民の支配層において権威のある立場にある人々については、司令官／上官の責任に基づいて、個人の責任が生じることもある。（それが存在する場合は）刑事責任に対する抗弁および、比例性に関する考慮事項が適用される。特に子どもの強制的徴集を含む、強制的徴集の慣習に関する証拠は、この点について、考慮される必要がある。

政府軍、警察、諜報・治安組織または武装グループまたは民兵への所属は、それ自体で、ある個人を難民の地位から除外する十分な根拠とはならない。このことは、政府役人および公務員にも適用される。そのようなすべてのケースにおいて、当該個人が除外要件に該当する行為に個人的に関与したかどうか、または、国際法の関連基準の下で個人の責任を生じさせるような

⁵⁸³ 第 1 条 F (b) に基づく除外が適用されるためには、同条項の下での地理的基準（「避難国の外で」）および時間的基準（「難民として避難国に入国することが許可される前に」）もまた満たされていなければならない。以下を参照のこと：UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, paras 41 and 81.

⁵⁸⁴ IHL にはテロリズムの定義は存在しない。しかしながら IHL は、平時に犯された場合には一般的にテロリズムと見なされ得るような行為の大半を、武力紛争下においても禁止している。決定的に重要な問題は、特定の行為が IHL の下での戦争犯罪を成立させるために必要とされている構成要件および心理的要素を満たしているかどうかである。このような暴力行為または脅迫の主要な目的は、市民の間に恐怖心を蔓延させることであるが、このことは、特に 1949 年ジュネーブ諸条約の第一追加議定書第 51 条 (2) および第二追加議定書第 13 条 (2) において禁止されている。ICRC は第二追加議定書第 13 条に関するコメントリーにおいて、「恐怖心を煽ることを目的とした攻撃は、単なる攻撃の一種でしかないものの、特に非難されるべきものである」と述べている。以下を参照のこと：ICRC, *Commentary to Article 13 of Additional Protocol No. II of 1977*, <http://www.icrc.org/ihl.nsf/COM/475-760019?OpenDocument>, para. 4785. テロリズムと武力紛争法に関する詳細情報については、以下の ICRC のウェブサイトを参照のこと：<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/faq/terrorism-faq-050504.htm>. 以下も参照のこと：ICTY, *Prosecutor v. Galic*, Case No. IT-98-29A, Appeal Chamber judgment of 30 November 2006, <http://www.refworld.org/docid/47fd565.html>, paras 98 and 102-104.

⁵⁸⁵ 第 1 条 F (a) に当てはまる行為は、「国際連合の目的および原則に反する」行為でもあるため、これら 2 つの除外事由には重複が見られる。以下を参照のこと：UNHCR, *Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, December 2011, HCR/1P/4/ENG/REV. 3, <http://www.refworld.org/docid/4f33c8d92.html>, para. 162.

⁵⁸⁶ テロ行為を含む事例への第 1 条 F (c) の正確な適用に関して、「テロリズム」というレッテルに注目するよりも信頼度の高い指針として、当該行為が国際的なレベルで及ぼす影響の度合い（その深刻性、国際的影響および国際の平和および安全に与える意味合いに関するもの）がある。UNHCR の見解では、このようなより大きな特徴により識別されるテロ行為のみが、同条項の下での除外に該当する可能性がある。詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, paras 46-49. 以下も参照のこと：UNHCR, *Yasser al-Sirri (Appellant) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent) and DD (Afghanistan) (Appellant) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent): UNHCR'S Composite Case in the Two Linked Appeals*, 23 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f6c92b12.html>.

方法でそのような行為の実行に参加したかどうかを検討することが必要である。各個別ケースに関する事情の慎重な評価が要求される⁵⁸⁷。

2008年、政府は国家安定和解法（National Stability and Reconciliation Law）を採択したが⁵⁸⁸、同法は2001年12月のアフガニスタン暫定政権発足前の武力紛争に従事したすべての者に対して訴追からの恩赦を与えるものである⁵⁸⁹。UNHCRの見解では、このことは、第1条Fの範囲に該当する犯罪がその期日以前に犯された場合、除外条項が適用できないことを意味しない。アフガニスタンの様々な主体によって犯された多くの犯罪の凶悪性に鑑みて、UNHCRは、同恩赦法に関する検討は、第1条Fにおける除外条項の適用可能性の審査においては生じないと考える⁵⁹⁰。

アフガニスタンの文脈においては、特に以下の経歴については、慎重な検討が必要である。

- (i) KhAD/WADの隊員、共産党政権の元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構成員。
- (ii) 共産党政権中・政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員。
- (iii) AGEsの（元）構成員及び司令官。
- (iv) NDS、ANPおよびALPを含むANSFの（元）構成員。
- (v) 準軍事組織および民兵の（元）構成員。
- (vi) 組織犯罪に関与する集団およびネットワークの（元）構成員。

上記の最初の5つのグループの構成員による深刻な人権侵害および国際人道法違反に関する詳細情報は、以下で提供される。

⁵⁸⁷ これらの考慮事項は、2001年12月から2002年7月までの間のアフガニスタン暫定政権、2002年7月から2004年10月までのアフガニスタン移行政権、または2004年末のカルザイ大統領による最初の政府発足移行の政府の政府役人または公務員として公務に就いていた申請者に適用され得る。詳細なガイダンスについては、以下を参照のこと：UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, paras 50-73 and paras 76-78.

⁵⁸⁸ 同法採択の正確な日付および状況については、いくつかの混乱が存在する。同法は2007年に議会により可決されたが、国際社会による圧力を受け、カルザイ大統領は署名しないと約束した。2010年1月、同法は2008年に官報で公布されていたことが明らかになったが、一部の情報源は、同法は2010年1月まで公布されなかったとしている。以下を参照のこと：UN Secretary-General, *The Situation in Afghanistan and its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, A/64/705-S/2010/127, 10 March 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bb44c5c2.html>; および HRW, *Afghanistan: Repeal Amnesty Law*, 10 March 2010, <http://www.hrw.org/en/news/2010/03/10/afghanistan-repeal-amnesty-law>.

⁵⁸⁹ 同法の採択は国内外からの広範にわたる批判と撤回の要請を呼んだ。例えば以下を参照のこと：AREU, *The State of Transitional Justice in Afghanistan: Actors, Approaches and Challenges*, April 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bc6ccb42.html>; UN News Centre, *Top UN Human Rights Official in Afghanistan Calls for Repeal of Amnesty Law*, 25 March 2010, <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=34198>; HRW, *Afghanistan: Repeal Amnesty Law*, 10 March 2010, <http://www.hrw.org/en/news/2010/03/10/afghanistan-repeal-amnesty-law>; and AIHRC, *Discussion Paper on the Legality of Amnesties*, 21 February 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bb31a5e2.html>.

⁵⁹⁰ UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>, para. 75. そのような訴追からの恩赦は、IHLの下で犯罪を捜査・訴追する国家の義務に反しており、逸脱不能な人権法の違反となる可能性がある。以下を参照のこと：Rule 159 (Amnesty) of the ICRC, *Customary International Humanitarian Law*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2005, reprinted 2009, http://www.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v1_rul_rule159. 複数の国際裁判所は、戦争犯罪および深刻な人権侵害は恩赦の対象にできないと述べている。例えば以下を参照のこと：Prosecutor v. Anto Furundzija (*Trial Judgement*), IT-95-17/1-T, International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY), 10 December 1998, <http://www.refworld.org/docid/40276a8a4.html>; および Case of Barrios Altos v. Peru, Inter-American Court of Human Rights, 14 March 2001, http://www.corteidh.or.cr/docs/casos/articulos/seriec_75_ing.pdf.

1. 共産党政権：KhAD/WAD の隊員、元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構成員

タラキー政権、ハフィーズッラー・アミン政権、バブラク・カールマル政権、ナジーブッラー政権⁵⁹¹の軍、警察、治安部隊の構成員および政府高官は、市民を逮捕、失踪、拷問、非人道的および品位を傷つける取扱いおよび刑罰、超法規的処刑の対象とする作戦に関与した⁵⁹²。それには、1978年のクーデター後の大量殺戮およびハフィーズッラー・アミン政権の下で出された土地改革令への反抗に対する報復が含まれる。さらに、軍事作戦中に故意に市民を標的にした事例が多く記録されている⁵⁹³。

この文脈において、*Khadamate Ettelaate Dowlati* (KhAD)、後に *Wezarat-e Amniyat-e Dowlati* (WAD) となった国家諜報局 (State Information Service) または国家安全保障省 (Ministry of State Security) の元職員のケースに対しては慎重な検討が必要である⁵⁹⁴。KhAD/WADの機能は時と共に変化し、1989年のソビエト軍撤退後は軍事作戦の調整・実施となったが、中央・州・地区レベルでの非軍事作戦 (補佐) 局 (としての機能) も含んでいた⁵⁹⁵。UNHCR が入手した情報は、軍事作戦部隊と同じように補佐局を人権侵害に結び付けるものではない。KhAD/WAD 内で組織的な配置転換政策があったとは UNHCR は確認できなかったことを考慮すると、KhAD/WAD の職員であったという単なる事実は、自動的に除外につながるものではない⁵⁹⁶。個別の除外条項の評価にあたっては、組織内の個人の役割、階級および機能を考慮する必要がある。

申請者が共産党政権の間に公務についていた場合、その者に与えられた地位、任務および責任の性格について検討する必要がある。これらの政権の元役人に対して第1条Fの下での除外を適用する可能性について検討するにあたり、申請者が個人の責任を生じさせる方法で第1条Fの範

⁵⁹¹ アフガニスタンの近年史のこの期間は、PDPA が多数派を占める政府を政権の座につけた 1978 年 4 月 27 日の軍事クーデターに始まり、1979 年 12 月 27 日に始まったソビエト占領の間も継続し、1992 年 4 月 15 日のナジーブッラー政権の崩壊まで続いた。

⁵⁹² 例えば以下を参照のこと：UN Commission on Human Rights, *Report on the Situation of Human Rights in Afghanistan prepared by the Special Rapporteur, Mr. Felix Ermacora, in accordance with Commission on Human Rights Resolution 1985/38, E/CN.4/1986/24, 17 February 1986, <http://www.refworld.org/docid/482996d02.html>; Human Rights Watch, "Tears, Blood and Cries" *Human Rights in Afghanistan since the Invasion 1979 – 1984*, US Helsinki Watch Report, December 1984, <http://hrw.org/reports/1984/afghan1284.pdf>; および Amnesty International, *Violations of Human Rights and Fundamental Freedoms in the Democratic Republic of Afghanistan*, ASA/11/04/79, September 1979.*

⁵⁹³ Human Rights Watch, *The Forgotten War: Human Rights Abuses and Violations of the Laws of War since the Soviet Withdrawal*, 1 February 1991, <http://www.hrw.org/reports/1991/afghanistan/>; および Human Rights Watch, *By All Parties to the Conflict: Violations of the Laws of War in Afghanistan*, Helsinki Watch/Asia Watch report, March 1988, <http://hrw.org/reports/1988/afghan0388.pdf>.

⁵⁹⁴ 1986年、KhADは省レベルに格上げされ、その後はWAD (*Wezarat-e Amniyat-e Dowlati* または Ministry of State Security (国家安全保障省) として知られている。(i) KhAD/WADの起源;(ii) その構造と人員;(iii) これらの局とアフガニスタン軍および民兵との関係;(iv) 軍事作戦局と補佐局の区分;および(v) KhAD/WAD内の配置転換・昇進政策の詳細については、以下を参照のこと：UNHCR, *Note on the Structure and Operation of the KhAD/WAD in Afghanistan 1978-1992*, May 2008, <http://www.refworld.org/docid/482947db2.html>.

⁵⁹⁵ これらの局には管理および財務、人事、プロパガンダ・対抗プロパガンダ、調達、電気通信・復号が含まれる。以下を参照のこと：UNHCR, *Note on the Structure and Operation of the KhAD/WAD in Afghanistan 1978-1992*, May 2008, <http://www.refworld.org/docid/482947db2.html>, paras 15-17.

⁵⁹⁶ UNHCR, *Note on the Structure and Operation of the KhAD/WAD in Afghanistan 1978-1992*, May 2008, <http://www.refworld.org/docid/482947db2.html>。このノートにおいて、UNHCRは、「KhAD/WAD内で組織的な配置転換政策があったとはUNHCRは確認できなかった。UNHCRが参照した情報源は、KhAD/WAD構造内の配置転換は概して専門性および経験に基づくものであったことを認めた。緊急事態においては、所定の作戦に従事するために職員が交代された可能性があるが、それは専門分野の範囲内で行なわれた。軍人はその階級および専門性のレベル内で行動した。ある専門家が述べたところでは、(中略)彼の意見では、必須の配置転換は存在しなかった。彼の考えでは、人々がKhAD/WAD内で仕事を変えることはできたが、それは規則または要件ではなかった。同情報源の見解では、そのような配置転換政策は、同組織内でのいかなる職業意識にも反する可能性があった。他の情報源は、KhAD/WAD職員の活動は多くの原則により規制され、その一つが秘密保持であった、と述べた。彼らの考えでは、この理由によりKhAD/WADは一般的な配置転換政策を用いることができなかったが、それは、ある局から他の局への情報開示のおそれがあるためだった。」と述べている。Ibid., para. 24.

團に該当する犯罪に関与したかどうかを判断するための個別評価が要求される。除外要件に該当する犯罪を犯したという証拠や、国際法の下で個人の責任を発生させるようなやり方で除外要件に該当する犯罪の実行に参加したという証拠もなく、そのような者を以前国家行政の構成員であったことに基づいて除外することは、国際難民法と合致しない。

2. 共産党政権中・政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員

共産党政権およびソビエト占領に対する武力抵抗の期間（1989年4月27日から1992年4月のナジーブッラー政権崩壊まで）の武装グループおよび民兵部隊⁵⁹⁷の構成員の活動は、除外条項に関する懸念を生じさせるかもしれない。関連する行為の例としては、政治的暗殺、報復および超法規的殺害および強姦が含まれる。政府機関や学校で働いているまたはイスラム教の原則および規範に反しているといった理由によって行われた行為には市民に対するものも含まれる。武装グループおよび民兵部隊による犯罪でこの他に報告されているものには、戦争捕虜の超法規的処刑および非軍事標的に対する攻撃が含まれる⁵⁹⁸。特に1992年から1995年の武力紛争は、全ての紛争当事者による都市中心部の爆撃など国際人権法・人道法の深刻な違反によって特徴付けられた⁵⁹⁹。

3. AGEs の構成員

前タリバン政権の要員は、新たに徴集された兵士と共に、2002年にはアフガニスタンで武力作戦を開始した。タリバン政権時代およびその崩壊後のタリバンの元構成員および軍事司令官が、深刻な人権侵害および／または人道法違反に関与していたと考えられる重大な理由があるという判断を裏付ける十分な証拠が存在する場合、除外条項の適用可能性が関係してくる。セクション II.C.1.b で指摘した通り、タリバン部隊による市民に対する故意の攻撃、略式処刑およびタリバンが運営する並列的な司法構造の下で行なわれる違法な刑罰に関する広範に及ぶ報告が存在する。これらの行為のいくつかは、戦争犯罪を構成し得る⁶⁰⁰。

⁵⁹⁷ 慎重な精査を必要とする申請者には、武装部門を持つ以下のイスラム諸党の司令官および構成員が含まれる：ヘズブ・エ・イスラミ（ヘクマティヤール派およびハリース派）、ヘズブ・エ・ワハダット（両支部またはヘズベ・エ・ワハダットを構成する9つの党の全て）、*Jamiat-e-Islami*（*Shura-e-Nezar*を含む）、*Jonbesh-e-Melli-Islami*、*Ittehad-e-Islami*、*Harakat-e-Inqilab-e-Islami*（Mohammad Nabi Mohammadiが主導）および*Harakat-e-Islami*。

⁵⁹⁸ HRW, *The Forgotten War: Human Rights Abuses and Violations of the Laws of War since the Soviet Withdrawal*, 1 February 1991, <http://www.hrw.org/reports/1991/afghanistan/>; および HRW, *By All Parties to the Conflict: Violations of the Laws of War in Afghanistan*, Helsinki Watch/Asia Watch report, March 1988, <http://hrw.org/reports/1988/afghan0388.pdf>。

⁵⁹⁹ 例えば以下を参照のこと：HRW, *Blood-Stained Hands: Past Atrocities in Kabul and Afghanistan's Legacy of Impunity*, 7 July 2005, <http://www.refworld.org/docid/45c2c89f2.html>; Amnesty International, *Afghanistan: Executions, Amputations and Possible Deliberate and Arbitrary Killings*, ASA 11/05/95, April 1995, <http://www.refworld.org/docid/48298bca2.html>; および Amnesty International, *Afghanistan: The Human Rights Crisis and the Refugees*, ASA 11/002/1995, 1 February 1995, <http://www.refworld.org/docid/3ae6a9a613.html>。

⁶⁰⁰ ISW, *Background: Afghanistan Threat Assessment: The Taliban and ISIS*, 10 December 2015, http://www.understandingwar.org/sites/default/files/Afghanistan%20Threat%20Assessment_The%20Taliban%20and%20ISIS_3.pdf; Combating Terrorism Center at West Point, *Kunduz Breakthrough Bolsters Mullah Mansoor as Taliban Leader*, 23 October 2015, <https://www.ctc.usma.edu/posts/kunduz-breakthrough-bolsters-mullah-mansoor-as-taliban-leader>。

除外条項の適用可能性は、アルカイダ⁶⁰¹、ハッカーニ・ネットワーク⁶⁰²、ヘズブ・エ・イスラミ（イスラム党）⁶⁰³、ウズベキスタン・イスラム運動⁶⁰⁴、イスラミック・ジハード・ユニオン⁶⁰⁵、ラシュカレ・タイバ⁶⁰⁶、*Tora-Bora Nizami Mahaz*（トラボラ軍事戦線）⁶⁰⁷、および ISIS 関連団体⁶⁰⁸の構成員等を含む、他の AGEs の個々の構成員および軍事司令官との関連でも考慮される必要があるだろう。

⁶⁰¹ 以下を参照のこと：New York Times, *As U.S. Focuses on ISIS and the Taliban, Al Qaeda Re-emerges*, 29 December 2015, <http://www.nytimes.com/2015/12/30/us/politics/as-us-focuses-on-isis-and-the-taliban-al-qaeda-re-emerges.html>; US Department of Defense, *Enhancing Security and Stability in Afghanistan*, December 2015, http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/1225_Report_Dec_2015_-_Final_20151210.pdf, p. 18; Combating Terrorism Center at West Point, *Assessing Al-Qa'ida Central's Resilience*, 11 September 2015, <https://www.ctc.usma.edu/posts/assessing-al-qaida-centrals-resilience>; American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Al Qaeda*, page accessed on 29 February 2016; last updated 13 October 2014, <http://almanac.afpc.org/al-qaeda>.

⁶⁰² ハッカーニ・ネットワークは、大幅な戦略的自治権を有しているが、タリバンの政治的、イデオロギー的な目的の多くを共有していると報告されている。以下を参照のこと：UN Security Council, *Security Council resolution 2255 (2015) [on Sanctions Concerning Individuals and Entities and Other Groups and Undertakings Associated with the Taliban and the Threat International Terrorism Poses to Afghanistan]*, 22 December 2015, S/RES/2255 (2015), <http://www.refworld.org/docid/568fd2454.html>, p. 2; US Congressional Research Service, *Afghanistan: Post-Taliban Governance, Security, and U.S. Policy*, 22 December 2015, RL30588, <http://www.refworld.org/docid/56bb16de4.html>, pp. 21-22; US Department of State, *Country Reports on Terrorism 2014 - Foreign Terrorist Organizations: Haqqani Network*, 19 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/5587c72a5f.html>; American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Taliban*, page accessed on 29 February 2016; last updated 1 October 2013, <http://almanac.afpc.org/taliban>.

⁶⁰³ AAN, *Bomb and Ballot: The Many Strands and Tactics of Hezb-e Islami*, 19 February 2014, <https://www.afghanistan-analysts.org/bomband-ballot-the-many-strands-and-tactics-of-hezb-e-islami/>; American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Taliban*, page accessed on 29 February 2016; last updated 1 October 2013, <http://almanac.afpc.org/taliban>; National Consortium for the Study of Terrorism and Responses to Terrorism (START), *Hizb-I Islami Gulbuddin (HIG)*, undated, http://www.start.umd.edu/tops/terrorist_organization_profile.asp?id=4372; International Crisis Group, *The Insurgency in Afghanistan's Heartland*, Asia Report No. 207, 27 June 2011, <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/afghanistan/207-the-insurgency-in-afghanistans-heartland.aspx>.

⁶⁰⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 3, fn. 4; Jamestown Foundation, *Unrest in Northern Afghanistan Heralds Regional Threats*, 7 January 2016, *Terrorism Monitor*, Volume 14, Issue 1, <http://www.refworld.org/docid/569f501c4.html>; US Department of State, *Country Reports on Terrorism 2014 - Foreign Terrorist Organizations: Islamic Movement of Uzbekistan*, 19 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/5587c72815.html>; Global Security, *Islamic Movement of Uzbekistan (IMU), Islamic Party of Turkestan*, undated, <http://www.globalsecurity.org/military/world/para/imu.htm>. アルカイダとのつながりが報告されているウズベキスタン・イスラム運動は、2015年8月に ISIS との同盟関係を誓約したと報告されている。以下を参照のこと：Radio Free Europe, *IMU Declares It Is Now Part of the Islamic State*, 6 August 2015, <http://www.rferl.org/content/imu-islamic-state/27174567.html>; Combating Terrorism Center at West Point, *The Islamic Movement of Uzbekistan Opens a Door to the Islamic State*, 29 June 2015, <https://www.ctc.usma.edu/posts/the-islamic-movement-of-uzbekistan-opens-a-door-to-the-islamic-state>.

⁶⁰⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 3, fn. 4. イスラミック・ジハード・ユニオンは、ウズベキスタン・イスラム運動の分派であると報告されており、またアルカイダと関連している。以下を参照のこと：Global Security, *Islamic Jihad Union*, undated, <http://www.globalsecurity.org/military/world/para/iju.htm>; Jamestown Foundation, *Unrest in Northern Afghanistan Heralds Regional Threats*, 7 January 2016, *Terrorism Monitor*, Volume 14, Issue 1, <http://www.refworld.org/docid/569f501c4.html>; US Department of State, *Country Reports on Terrorism 2014 - Foreign Terrorist Organizations: Islamic Jihad Union*, 19 June 2015, <http://www.refworld.org/docid/5587c7283a.html>.

⁶⁰⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 3, fn. 4. 米国議会調査局（US Congressional Research Service）によると、パキスタン系グループのラシュカレ・タイバ（Lashkari Tayyiba）またの名を Lashkar-e-Tayyiba がアフガニスタンにおいてさらに活発化してきている。US Congressional Research Service, *Afghanistan: Post-Taliban Governance, Security, and U.S. Policy*, 22 December 2015, RL30588, <http://www.refworld.org/docid/56bb16de4.html>, p. 20. 以下も参照のこと：Combating Terrorism Center at West Point, *The Fighters of Lashkar-e-Taiba: Recruitment, Training, Deployment and Death*, April 2013, https://www.ctc.usma.edu/v2/wp-content/uploads/2014/07/Fighters-of-LeT_Final.pdf.

⁶⁰⁷ *Tora-Bora Nizami Mahaz*（トラボラ軍事戦線）は、ヘズブ・エ・イスラミ（ハリース派）の分派であると報じられており、アフガニスタンのイスラム聖戦士指導者 Maulvi Yunis Khalis の息子である Anwarul Haq Mujahid により、主にアフガニスタン東部での米国率いる外国部隊に対する抵抗運動を組織するために創設された。同グループは、タリバンと同盟関係にあると報告されている。以下を参照のこと：American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Taliban*, page accessed on 29 February 2016; last updated 1 October 2013, <http://almanac.afpc.org/taliban>; AREU, *The Devil Is in the Details: Nangarhar's Continued Decline into Insurgency, Violence and Widespread Drug Production*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c2ea34.html>, p. 4.

⁶⁰⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2015, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56c17b714.html>, p. 3, fn. 4; Stars and Stripes, *Islamic State Attack Claim Signals Escalation by Group in Afghanistan*, 14 January 2016, <http://www.stripes.com/news/islamic-state-attack-claim-signals-escalation-by-group-in-afghanistan-1.388693>; ISW, *Backgrounder: ISIS in Afghanistan*, 3 December 2015, http://www.understandingwar.org/sites/default/files/ISIS%20in%20Afghanistan_2.pdf; NPR, *ISIS Gains a Foothold in Afghanistan*, 16 November 2015, <http://www.npr.org/2015/11/16/456174727/isis-gains-a-foothold-in-afghanistan>. 2016年1月、米国国務省は ISIS のアフガニスタン支部をテロ組織に指定した。US Department of State, *Foreign Terrorist Organization Designation of ISIL - Khorasan (ISIL-K)*, 14 January 2016, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2016/01/251237.htm>.

4. NDS、ANP およびALP を含むアフガニスタン治安部隊の構成員

ANSF の構成員が深刻な人権侵害および／または人道法違反に関与していたかもしれないという兆候が存在する場合、除外条項の適用可能性を検討する必要があるだろう。セクション II.C.1.a で示した通り、ANSF の要員は、不法な殺害、拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷付ける取扱いまたは刑罰、被拘禁者の強姦や子どもの性的搾取を含む性暴力を含む深刻な人権侵害を犯してきたと報告されている。

5. 政府派の準軍事組織および民兵の構成員

政府派の準軍事組織および民兵の構成員が深刻な人権侵害および／または人道法違反に関与していたかもしれないという兆候が存在する場合、除外条項の適用可能性を検討する必要があるだろう。セクション II.C.1.b で示した通り、準軍事組織および民兵は、超法規的殺害、暴行および強奪を含む深刻な人権侵害を犯してきたと報じられている。